

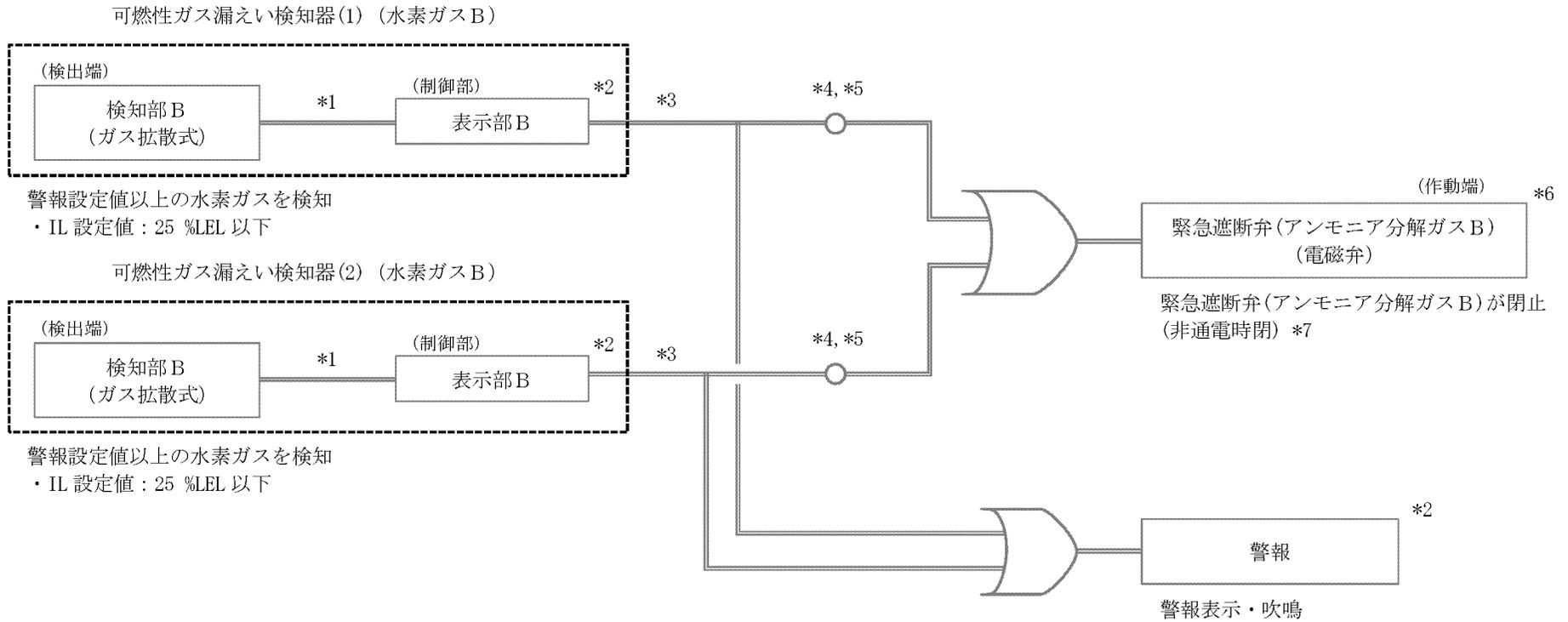
- *1 : アナログ信号線はシールドケーブルを使用し、
金属製又は難燃性のプラスチック製の電線管等に收容
- *2 : (8046, 8047) 可燃性ガス漏えい警報盤
- *3 : 信号線断線時は緊急遮断弁(アンモニア分解ガスA)が閉止
- *4 : メカニカルリレー
- *5 : (8039, 8041) 緊急遮断弁制御盤A
- *6 : 停電時は緊急遮断弁(アンモニア分解ガスA)が閉止
- *7 : 進展事象として緊急遮断弁(アンモニア分解ガスA)の閉止によりアンモニア分解ガスの供給圧力が低下するため、{2064-2}自動窒素ガス切替機構(窒素ガス配管含む)が作動する。

凡例
 : 信号線 D : OR条件

管理番号	設備・機器名称 機器名
8039	緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス)
8046	緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器 (水素ガス)

図ハー 2 P 設- 1 3- 1- 2 (1 5) 可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロック (水素ガス) (連続焼結炉 No. 2-1)
 (インターロック信号系統図) (1 / 2 (A系統))

赤色線 : 追加・変更部



- *1 : アナログ信号線はシールドケーブルを使用し、金属製又は難燃性のプラスチック製の電線管等に收容
- *2 : (8046, 8047) 可燃性ガス漏えい警報盤
- *3 : 信号線断線時は緊急遮断弁(アンモニア分解ガスB)が閉止
- *4 : メカニカルリレー
- *5 : (8039, 8041) 緊急遮断弁制御盤B
- *6 : 停電時は緊急遮断弁(アンモニア分解ガスB)が閉止
- *7 : 進展事象として緊急遮断弁(アンモニア分解ガスB)の閉止によりアンモニア分解ガスの供給圧力が低下するため、{2064-2}自動窒素ガス切替機構(窒素ガス配管含む)が作動する。

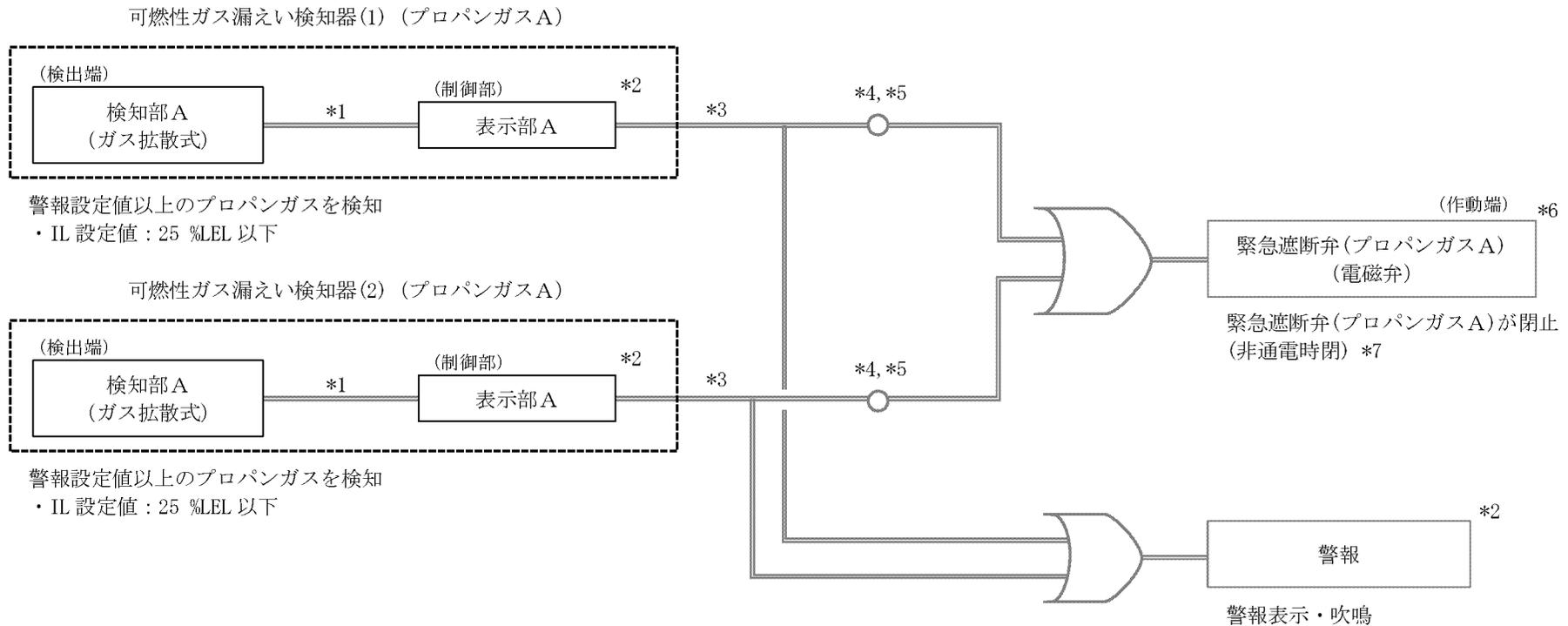
凡例
 — : 信号線 D : OR条件

管理番号	設備・機器名称	機器名
8039	緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス)	
8046	緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器 (水素ガス)	

図ハー 2 P 設- 1 3- 1- 2 (1 5) 可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロック (水素ガス) (連続焼結炉 No. 2-1) (インターロック信号系統図) (2 / 2 (B系統))

赤色線 : 追加・変更部

図ハ-2 P設-1 3-1-2 (1 6) 可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロック (プロパンガス) (連続焼結炉 No. 2-1) (機器配置図)



- *1 : アナログ信号線はシールドケーブルを使用し、金属製又は難燃性のプラスチック製の電線管等に收容
- *2 : (8046, 8047)可燃性ガス漏えい警報盤
- *3 : 信号線断線時は緊急遮断弁(プロパンガスA)が閉止
- *4 : メカニカルリレー
- *5 : (8039, 8041)緊急遮断弁制御盤A
- *6 : 停電時は緊急遮断弁(プロパンガスA)が閉止
- *7 : 進展事象として緊急遮断弁(プロパンガスA)の閉止によりパイロットバーナが失火するため、{2064-4}失火検知機構が作動し、その後{2064-2}自動窒素ガス切替機構(窒素ガス配管含む)が作動する。

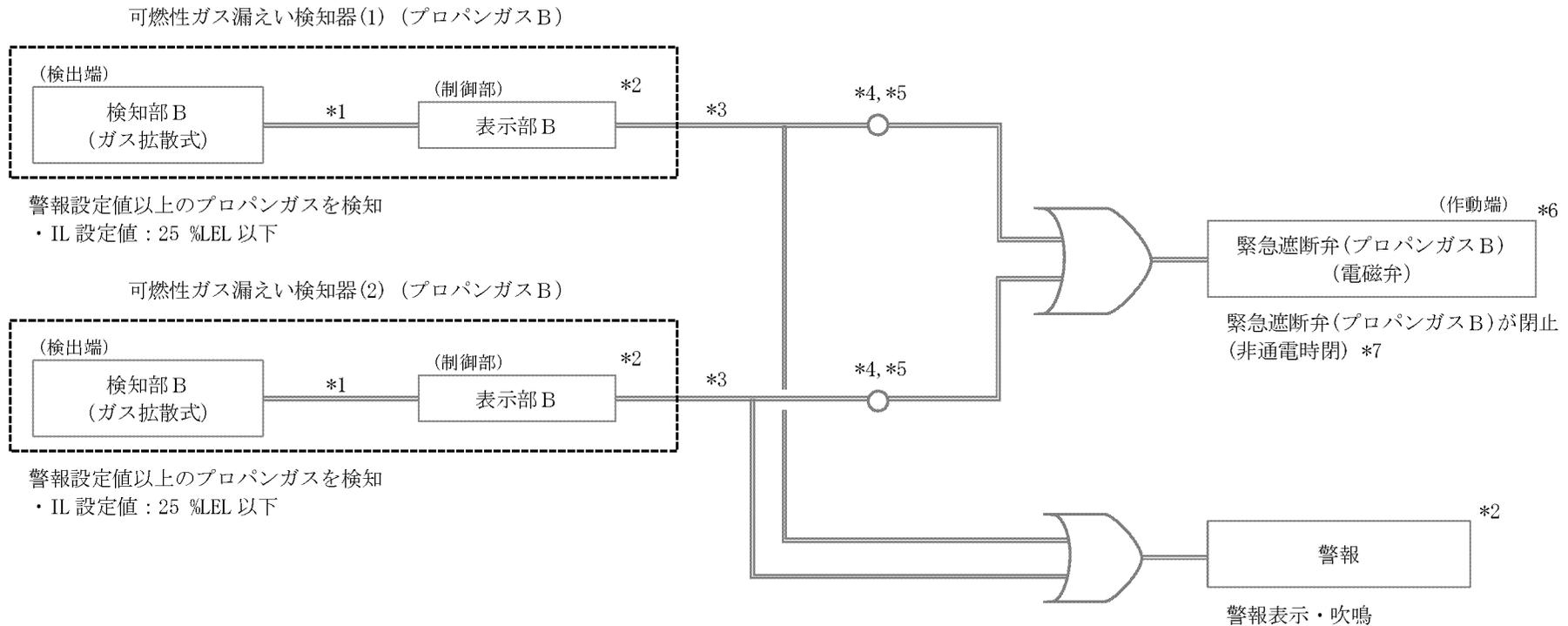
凡例

— : 信号線 D : OR 条件

管理番号	設備・機器名称	機器名
8041	緊急設備 緊急遮断弁 (プロパンガス)	
8047	緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器 (プロパンガス)	

図ハー 2 P 設 - 1 3 - 1 - 2 (1 7) 可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロック (プロパンガス) (連続焼結炉 No. 2-1)
(インターロック信号系統図) (1 / 2 (A 系統))

赤色線 : 追加・変更部



- *1 : アナログ信号線はシールドケーブルを使用し、金属製又は難燃性のプラスチック製の電線管等に收容
- *2 : (8046, 8047)可燃性ガス漏えい警報盤
- *3 : 信号線断線時は緊急遮断弁(プロパンガスB)が閉止
- *4 : メカニカルリレー
- *5 : (8039, 8041)緊急遮断弁制御盤B
- *6 : 停電時は緊急遮断弁(プロパンガスB)が閉止
- *7 : 進展事象として緊急遮断弁(プロパンガスB)の閉止によりパイロットバーナが失火するため、{2064-4}失火検知機構が作動し、その後{2064-2}自動窒素ガス切替機構(窒素ガス配管含む)が作動する。

凡例
 — : 信号線 D : OR条件

管理番号	設備・機器名称	機器名
8041	緊急設備 緊急遮断弁 (プロパンガス)	
8047	緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器 (プロパンガス)	

図ハー 2 P 設 - 1 3 - 1 - 2 (1 7) 可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロック (プロパンガス) (連続焼結炉 No. 2-1)
 (インターロック信号系統図) (2 / 2 (B系統))

赤色線 : 追加・変更部



図ハ-2 P 設-1 4 焼結ボ-ト置台 周辺配置図

417

図ハ-2 P設-1 4-1 焼結ボート置台 焼結ボート置台部

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

418

図ハ-2 P設-14-2 (1) 焼結ボート置台 焼結ボート解体部 (1/2)

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

図ハ-2 P 設-1 4-2 (2) 焼結ボート置台 焼結ボート解体部 (2 / 2)

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

420

図ハ-2 P設-1 5-1 ペレット搬送設備 No. 2-1 ペレット移載部

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

421

図ハ-2 P設-15-1-1 SUSトレイ 詳細図

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

422

図ハー 2 P 設 - 1 5 - 2 (1) ペレット搬送設備 No. 2-1 SUSトレイ搬送部 (1 / 2)

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

423

図ハ-2 P 設-1 5-2 (2) ペレット搬送設備 No. 2-1 SUSトレイ搬送部 (2/2)

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

424

図ハ-2 P 設-1 5-3 ペレット搬送設備 No. 2-1 SUSトレイ保管台部

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

425

図ハー 2 P 設 - 1 6 (1) センタレス研削装置 No. 2-1 及び ペレット搬送設備 No. 2-2 周辺配置図



図ハー 2 P 設一 1 6 (2) センタレス研削装置 No. 2-1 及び ペレット搬送設備 No. 2-2 周辺配置図 (設備カバー)

427

図ハ-2 P 設-1 6-1 センタレス研削装置 No. 2-1 ペレット供給機

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

428

図ハー 2 P 設 - 1 6 - 2 (1) センタレス研削装置 No. 2-1 センタレス研削盤

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

429

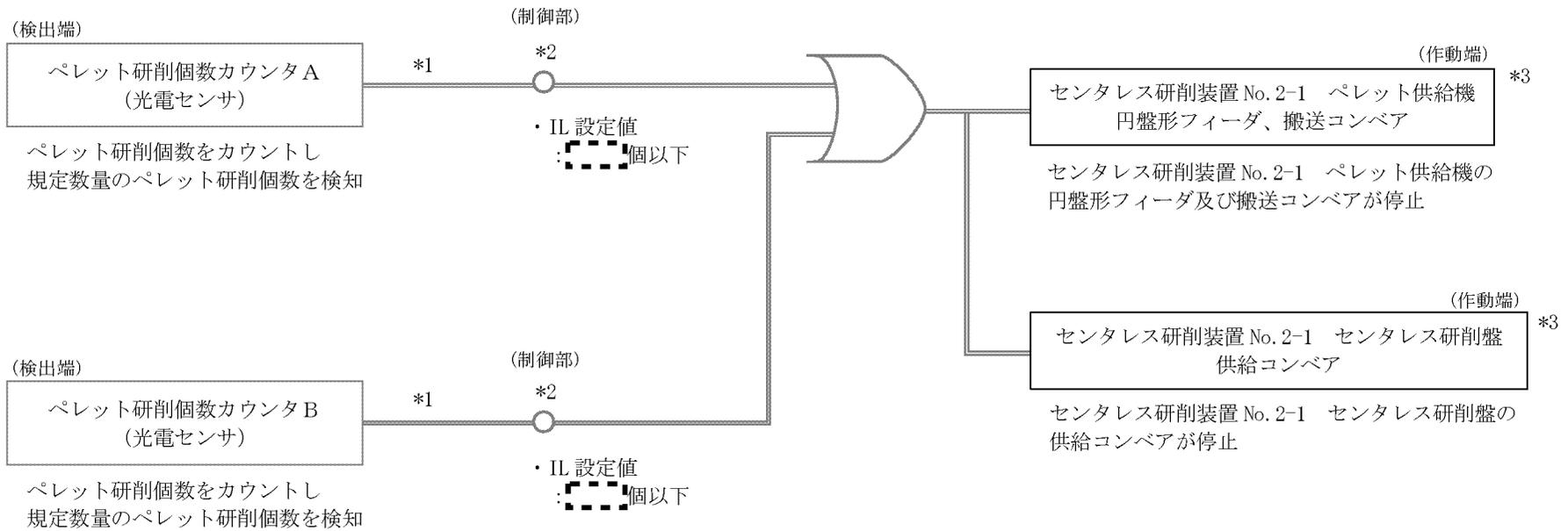
図ハー 2 P 設 - 1 6 - 2 (2) センタレス研削装置 No. 2-1 センタレス研削盤 囲い式フード詳細図

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

430

図ハー2P設-16-2-1 (1) センタレス研削装置 No. 2-1 センタレス研削盤 研削個数超過防止インターロック (機器配置図)



凡例
 : 信号線 : OR 条件

- *1 : 信号線断線時はペレット供給機の円盤形フィーダ及び搬送コンベア、並びにセンタレス研削盤の供給コンベアが停止
- *2 : (2071) 制御盤
- *3 : 停電時はペレット供給機の円盤形フィーダ及び搬送コンベア、並びにセンタレス研削盤の供給コンベアが停止

管理番号	設備・機器名称	機器名
2070	センタレス研削装置 No. 2-1	ペレット供給機
2071	センタレス研削装置 No. 2-1	センタレス研削盤

図ハー 2 P 設 - 1 6 - 2 - 1 (2) センタレス研削装置 No. 2-1 センタレス研削盤 研削個数超過防止インターロック (インターロック信号系統図)

赤色線 : 追加・変更部

432

図ハ-2 P 設-1 6-3 センタレス研削装置 No. 2-1 ペレット乾燥機

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

433

図ハー 2 P 設 - 1 7 - 1 ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット移載装置 ペレット検査台部

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

434

図ハー２P設－１７－２ ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット移載装置 ペレット移載部

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

435

図ハー 2 P 設 - 1 7 - 3 ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット移載装置 ペレット抜取部

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

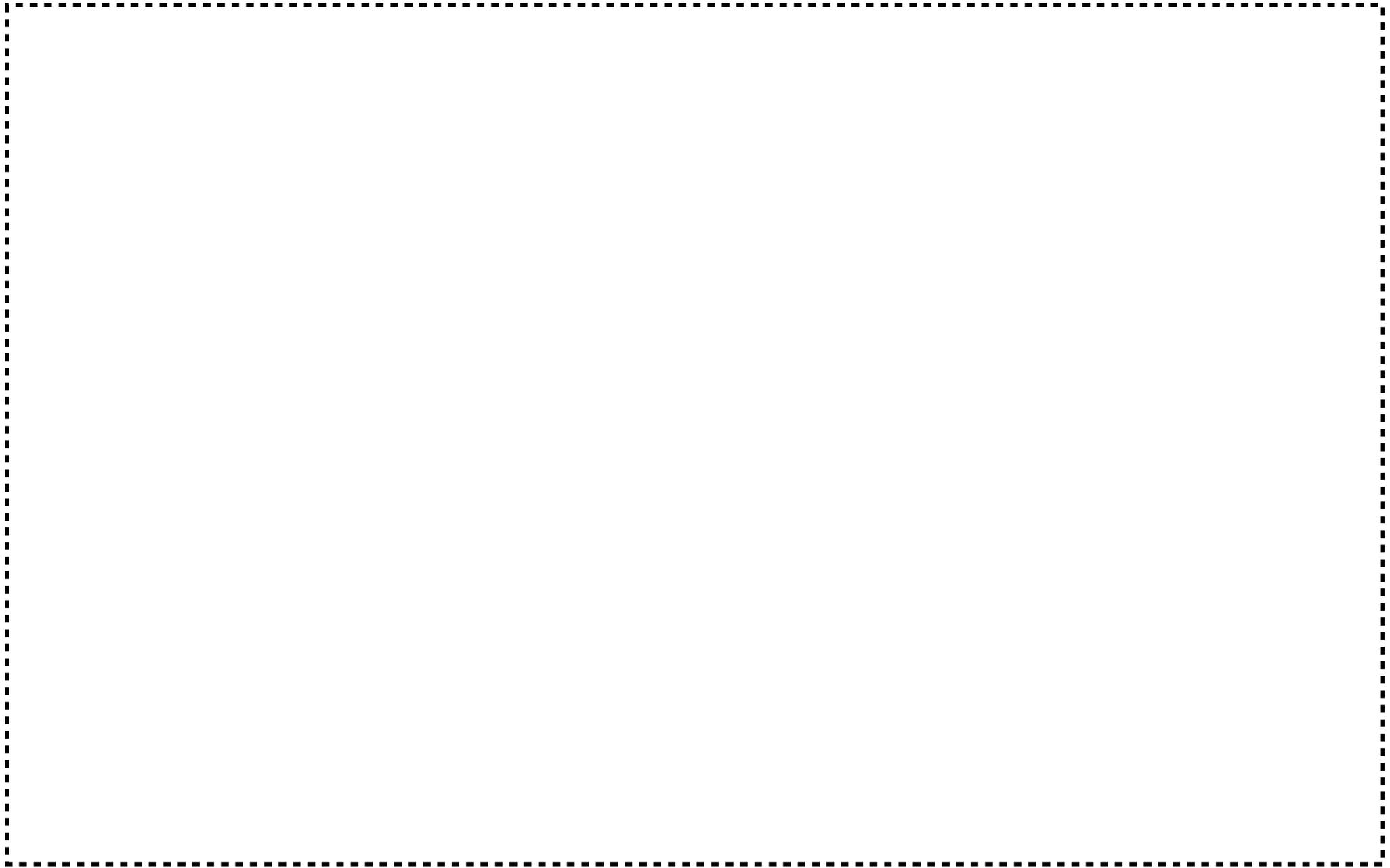
(単位 mm)

436

図ハ-2 P 設-1 8-1 ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット搬送装置 波板搬送コンベア No. 1 部 及び 波板搬送コンベア No. 2 部

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)



図ハー 2 P 設 - 1 8 - 3 ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット搬送装置 目視検査部

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

438

図ハ-2 P 設-1 8-4 (1) ペレット搬送設備 No. 2-2 波板移載装置 入庫前コンベア部

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

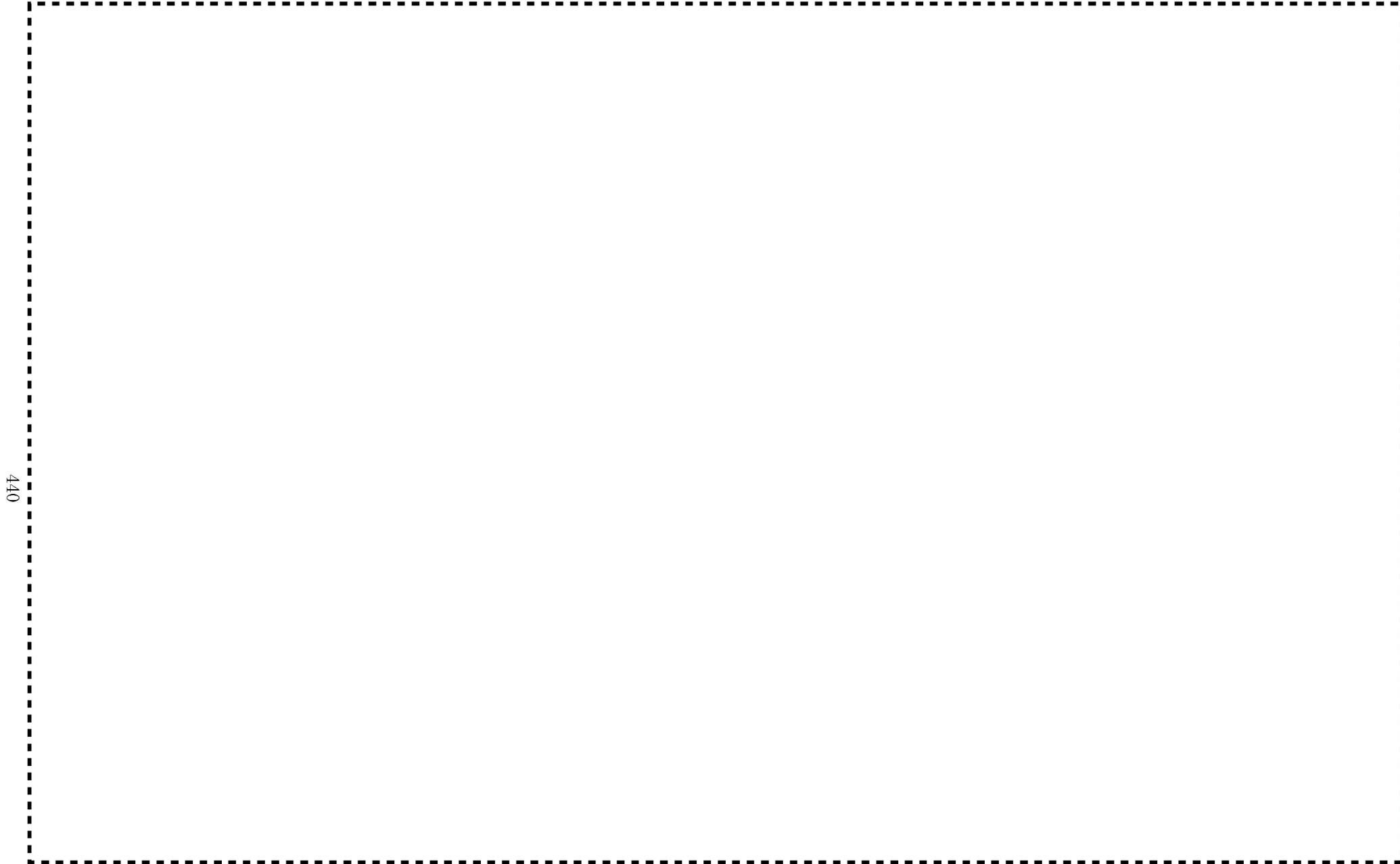
(単位 mm)

439

図ハ-2 P 設-1 8-4 (2) ペレット搬送設備 No. 2-2 波板移載装置 入庫前コンベア部 シャッタ詳細図

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

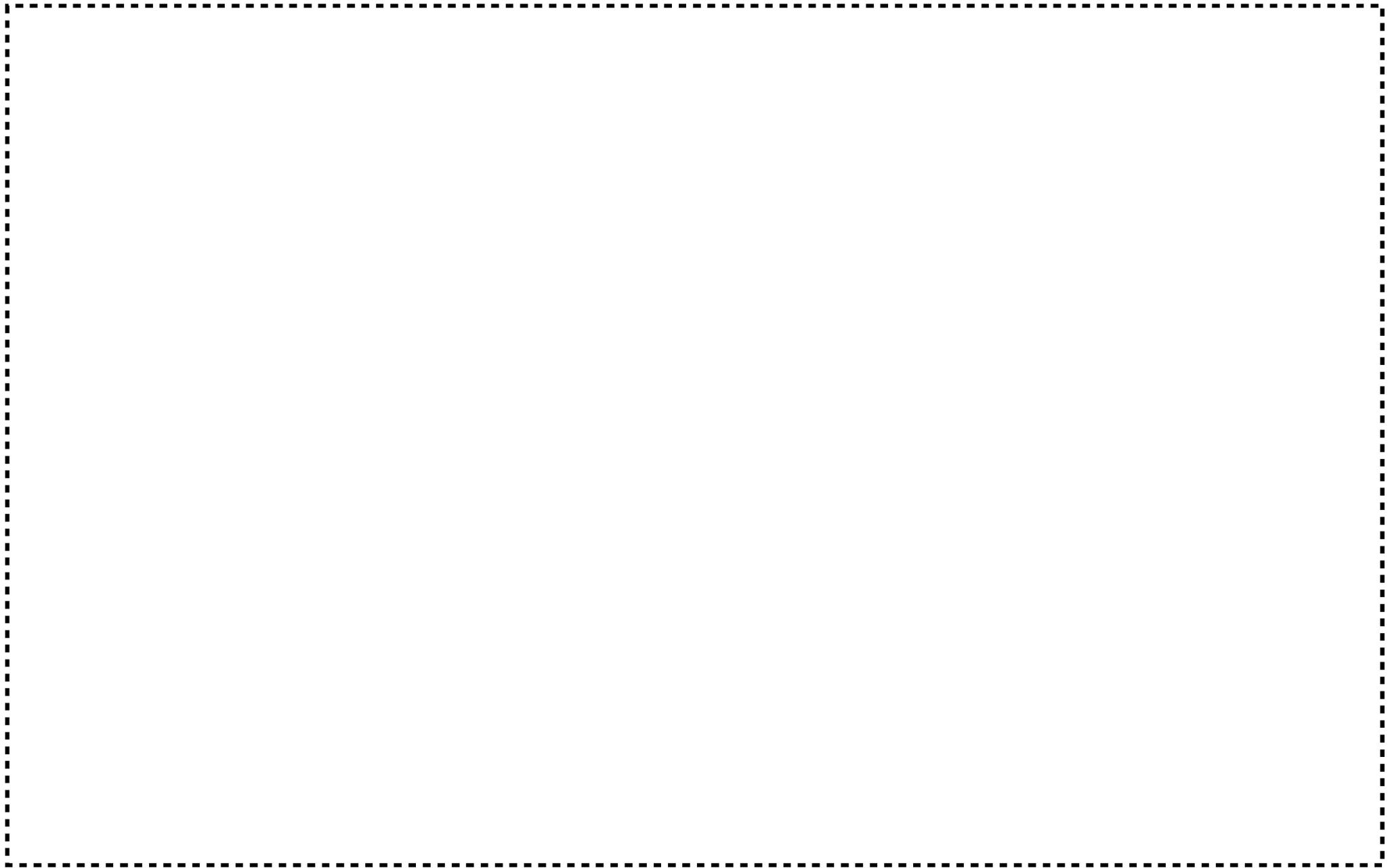
(単位 mm)



図ハ-2 P 設-1 8-5 ペレット搬送設備 No. 2-2 波板移載装置 波板移載部

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

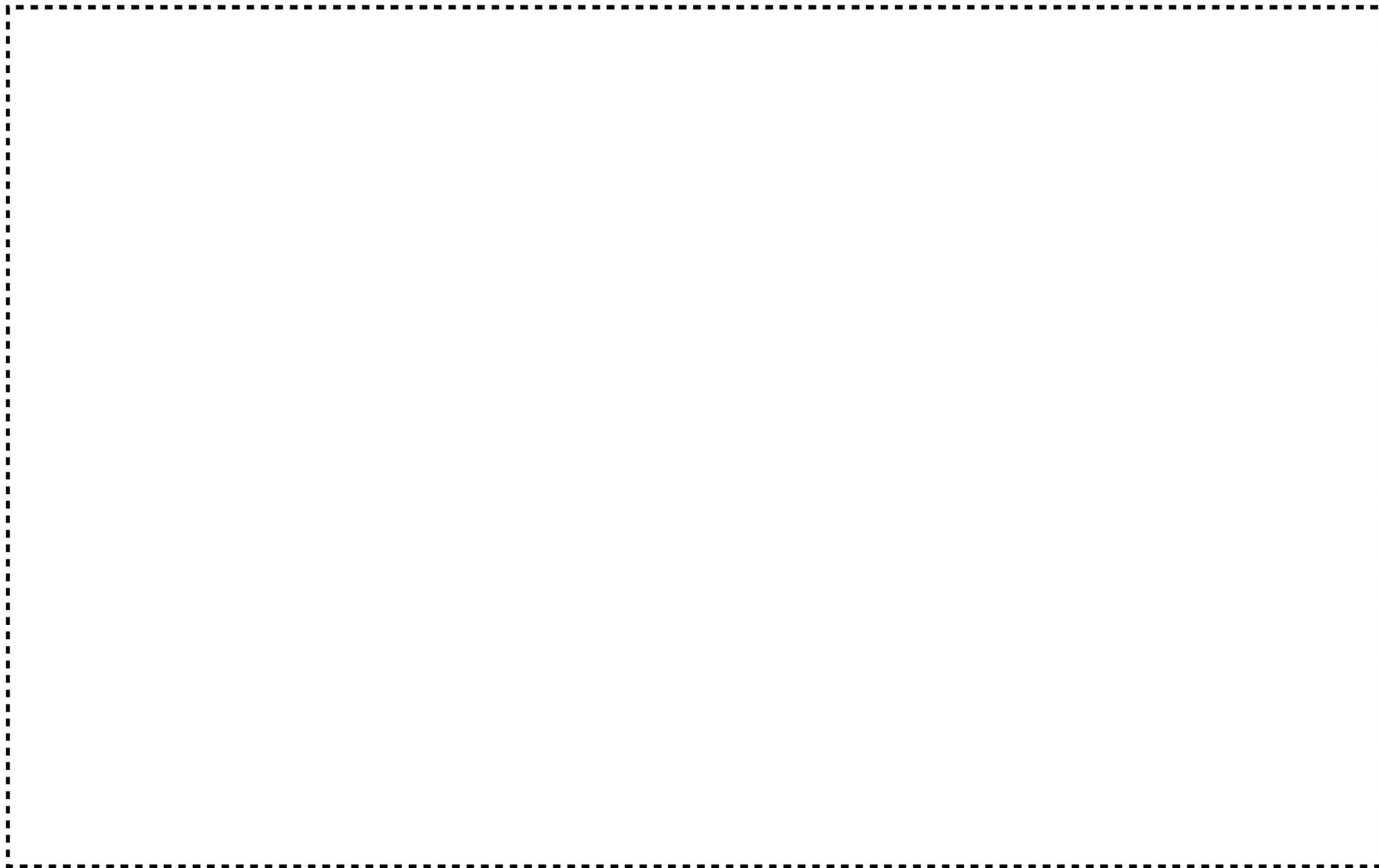
(単位 mm)



図ハー 2 P 設 - 1 9 - 1 (1) センタレス研削装置 No. 2-1 研磨屑回収装置

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

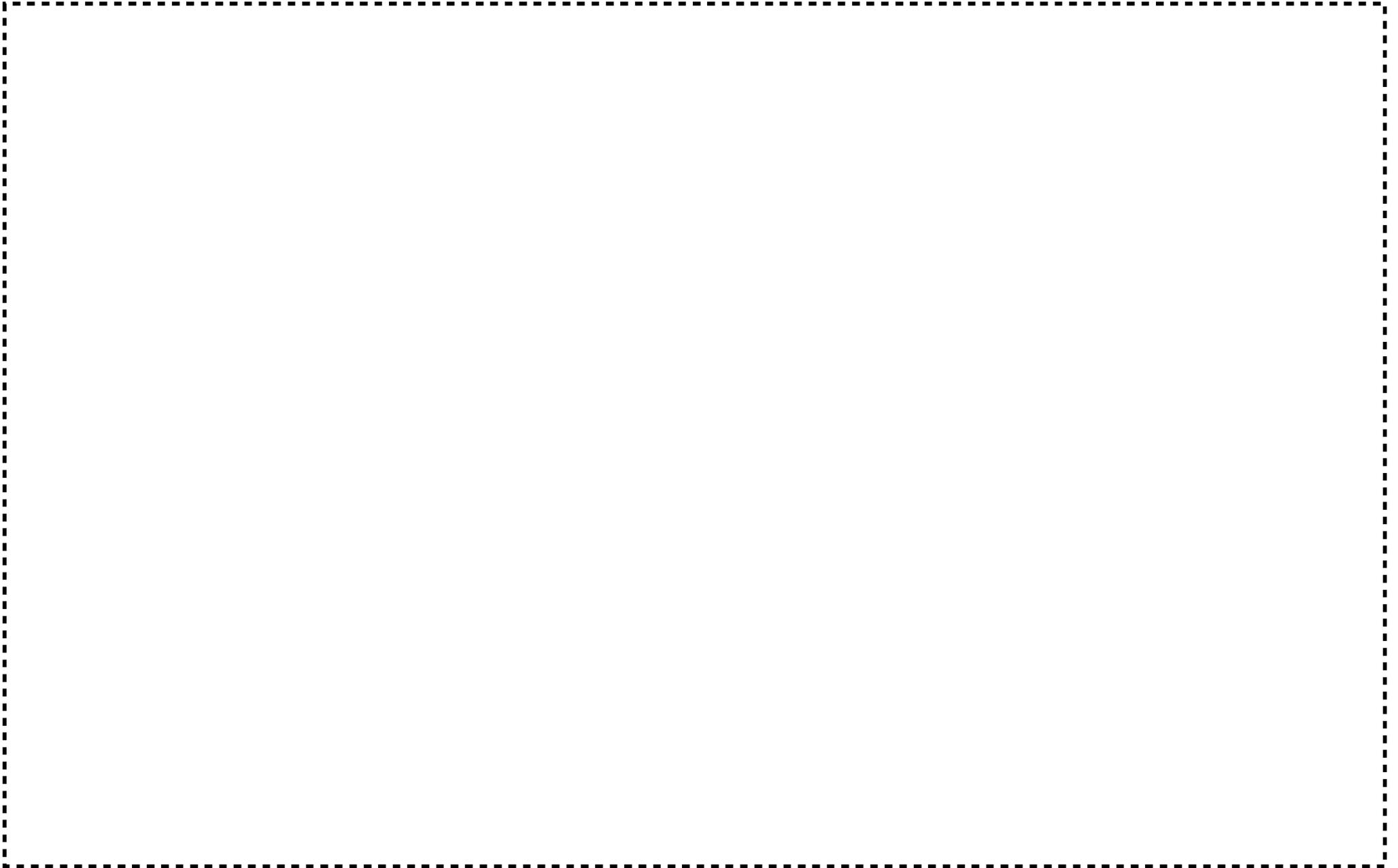
(単位 mm)



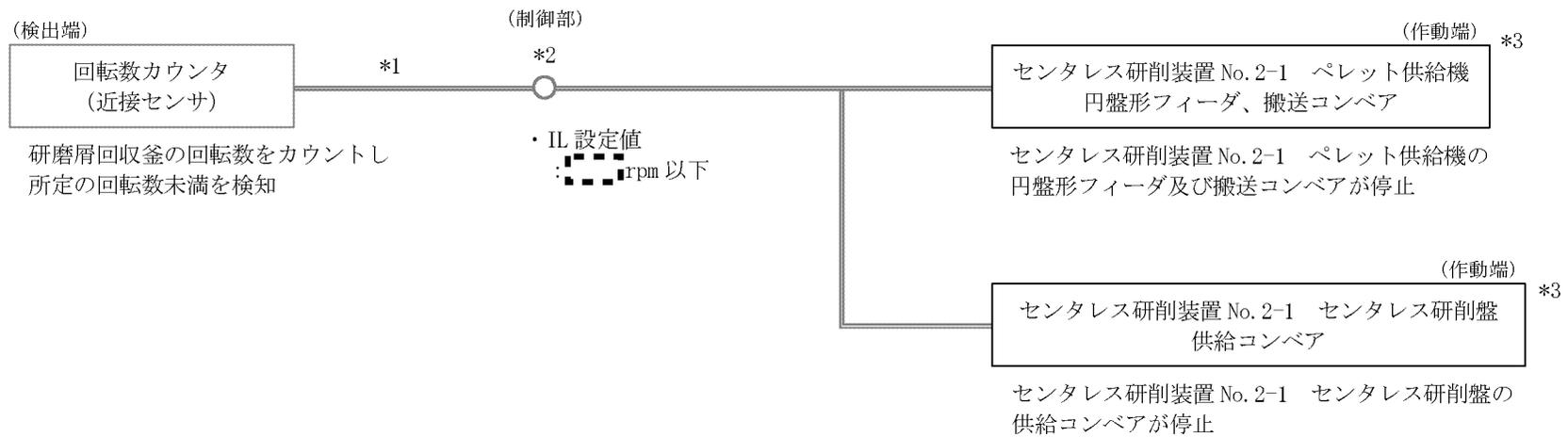
図ハー2 P 設-1 9-1 (2) センタレス研削装置 No. 2-1 研削液タンク

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)



図ハー２P設－１９－１－１（１） センタレス研削装置No.2-1 研磨屑回収装置 回転数低下時研削停止インターロック（機器配置図）



凡例

— : 信号線

- *1 : 信号線断線時はペレット供給機の円盤形フィーダ及び搬送コンベア、
並びにセンタレス研削盤の供給コンベアが停止
- *2 : (2071) 制御盤
- *3 : 停電時はペレット供給機の円盤形フィーダ及び搬送コンベア、
並びにセンタレス研削盤の供給コンベアが停止

管理番号	設備・機器名称	機器名
2070	センタレス研削装置 No. 2-1 ペレット供給機	
2071	センタレス研削装置 No. 2-1 センタレス研削盤	
2081	センタレス研削装置 No. 2-1 研磨屑回収装置	

図ハー 2 P 設 - 1 9 - 1 - 1 (2) センタレス研削装置 No. 2-1 研磨屑回収装置 回転数低下時研削停止インターロック (インターロック信号系統図)

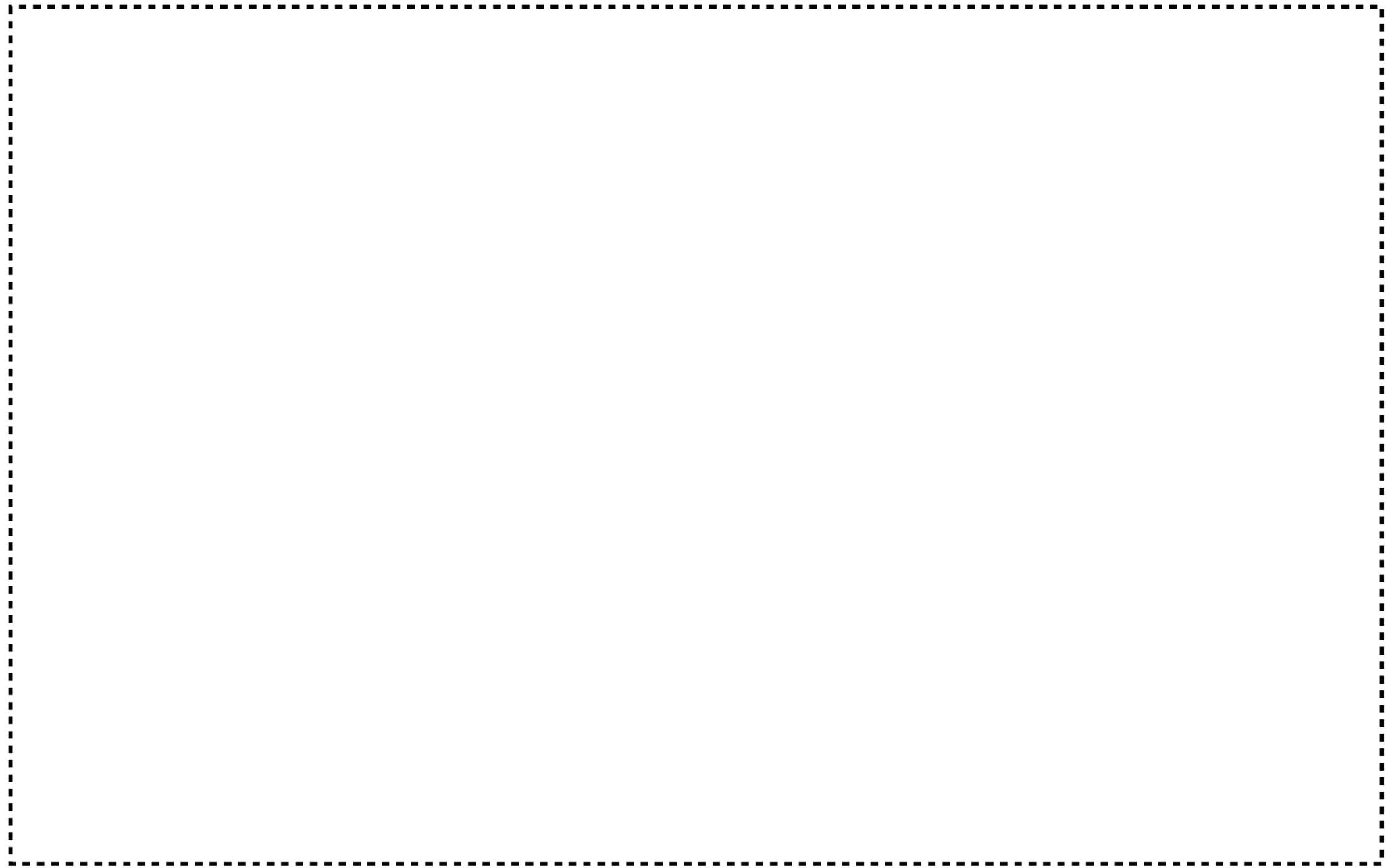
赤色線 : 追加・変更部

445

図ハー 2 P 設 - 1 9 - 2 センタレス研削装置 No. 2-1 配管

青色線 : 機器の範囲を示す枠線

446



図ハ－ 2 P 設－ 2 0－ 1 計量設備架台 No. 7

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

447

図ハ-2 P設-2 1-1 (1) ペレット検査台 No. 1

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

448

図ハー 2 P 設 - 2 1 - 1 (2) ペレット検査台 No. 1 (高さ制限棒 ストップ拡大図)

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)



図ハ-2 P 設-2 1-1 (3) ペレット検査台 No.1 ペレット検査台 No.1 計量部

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

450

図ハ-2 P設-22-1 焙焼炉 No. 2-1 運搬台車

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

451

図ハー 2 P 設 - 2 3 - 1 スクラップ保管ラック F 型運搬台車 及び ペレット運搬台車 No. 3

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

5. 工事の方法

本申請における施設の工事は、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を実施し、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安規定に基づき（工事）作業計画を策定する。

工事内容を以下に示す。

a. 改造等を実施する設備・機器

表ハ－1の変更内容において、新設、増設、追加、更新、改造、移設のいずれかを記載した設備・機器名称 機器名を対象とする。

b. 変更しない設備・機器

表ハ－1の変更内容において、変更なしを記載した設備・機器名称 機器名を対象とする。

(1) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- ・工事の保安については、保安規定に従うとともに、労働安全衛生法に基づき作業に係る労働災害の防止に努める。
- ・工事において使用する工具・機器は使用前に点検を行い、検査に使用する計測器については、校正済みであり、かつ有効期限内のものを使用する。
- ・作業場所は、可能な範囲で区画し、標識・表示等により周知を図り関係者以外の立入りを制限する。また、常に整理整頓に努める。
- ・工事の実施に当たっては、工事手順、装備、放射線管理、連絡体制等を示した（工事）作業計画に従い実施する。
- ・工事の安全対策として、溶接・溶断作業では、防塵マスクの装着、集塵機等の使用により有害物質の吸入を防止する。高所作業では、墜落制止用器具の装着、足場の設置等により作業員、使用工具の落下を防止する。
- ・工事の実施に当たり、資機材や工機の搬入等のための周辺監視区域への人の立入りについては、保安規定に基づき必要な措置を講じることにより、加工施設への人の不法な侵入等を防止する。
- ・工事の完了から加工施設全体としての性能検査を完了するまでの間は、巡視、点検、定期事業者検査並びに保全計画の策定及び保全計画に基づく保全の実施により、安全機能を維持する。
- ・工事に伴う騒音等に配慮し、必要に応じて防音シート等を設置し、周辺環境への影響を低減する。

b. 放射線管理

- ・管理区域内で実施する作業においては、作業者は、入退出時にあらかじめ定める管理区域出入口を経由するとともに、個人線量計や必要な安全保護具を着用する。

- ・第1種管理区域内における作業においては、作業環境中の放射性物質の濃度の監視結果に基づき、必要な被ばく低減及び身体汚染の防止に係る保護具を作業者に着用させる。
- ・核燃料物質等への近接作業は、時間管理及び離隔距離確保を行うとともに必要に応じて遮蔽材設置により被ばくを低減する。

c. 防火管理

- ・工事に当たって、火気作業（溶接、溶断、火花を発生する工具等の使用）を行う場合は、火災防護計画に基づき、作業場所周辺の可燃物の隔離又は不燃性材料による養生等の処置を講じるとともに作業場所に消火器を常備する等の防火対策を実施する。また、必要に応じて、工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための機材を仮設する。
- ・作業エリア外への延焼防止の観点から、作業エリア周辺に可燃物及び危険物が無いことを確認する。また、周辺の設備を不燃材シート等により養生する。
- ・火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。

d. 異常発生時の対策

- ・現場で異常が発生した場合には、異常時の対応要領に従い、あらかじめ定めた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を講じる。
- ・あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。

(2) 工事手順

改造等を実施する設備・機器の工事は、以下に示す手順で行う。変更しない設備・機器の工事については、以下に示す手順により検査のみを行う。

原則として、本工事対象設備及び工事の影響が及ぶおそれのある場所に核燃料物質等が存在しない状態で工事を行う。

a. 改造等を実施する設備・機器の工事手順

図ハ－a－1に示す手順で改造を行う。

- 1) 改造工事を実施する当事業所又は部品・部材又はアンカーボルト等（以下「部品等」という。）の加工組立を実施する社外調達先において、当事業所指定の材料を必要に応じて材料証明書等とともに手配し入手する。
- 2) 当事業所指定の製作図をもとに、部品等の加工組立を実施する。
- 3) 加工組立された部品等について当事業所が受入検査を実施する。
- 4) 受入検査完了後、部品等の設置工事を実施する。不要になった部品等は撤去する。
- 5) 各設備・機器について6項に示す検査を実施する。また、加工施設全体としての性能検査を実施する。

b. 変更しない設備・機器の工事手順

図ハ－b－1に示す手順で検査を行う。

- 1)各設備・機器について6項に示す検査を実施する。また、加工施設全体としての性能検査を実施する。

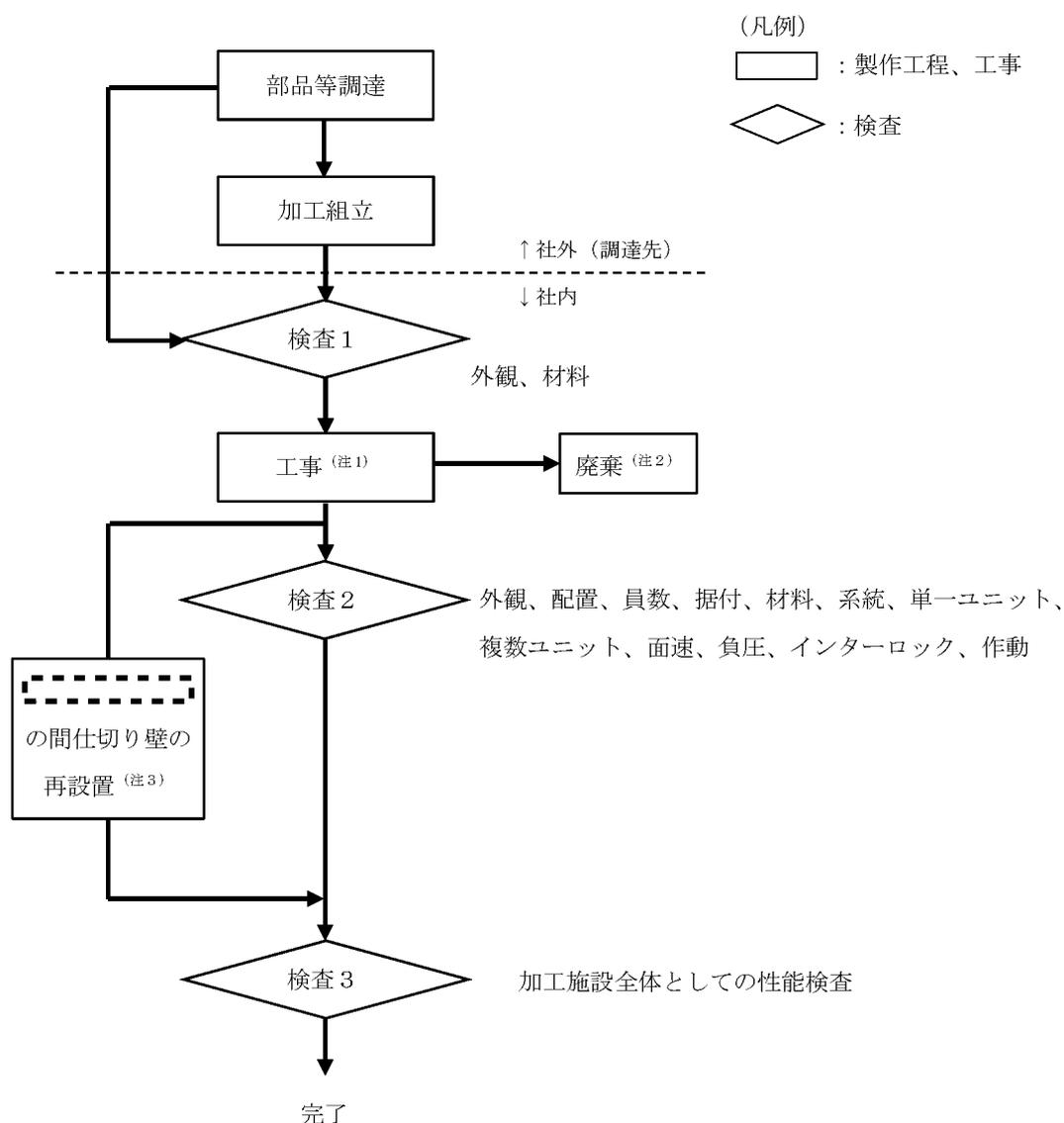
上記に手順を示した工事のほか、これらの工事に付随して本加工施設内で行う必要がある部材の組立加工、資機材や工具の搬出入、足場の設営、廃棄物の仕分け及び解体減容等に係る工事の実施に当たっては、(1)工事上の注意事項に示した事項に従うとともに、以下の措置を講じることにより、加工施設の技術基準に適合した工事とする。

- ・ 工事対象の設備・機器及び工事区画内の影響を受ける設備・機器から、内包する核燃料物質等を他の設備、区画に移動し、核燃料物質等が工事の影響を受けるおそれがなく、これらの設備・機器の安全機能の維持が不要な状態で工事を行う。
- ・ 本工事において建物の臨界防止及び遮蔽能力に影響を及ぼす工事は実施しない。第2加工棟の大型搬入口扉を資機材の搬出入のために開とする場合においては、必要に応じて、定期的な線量当量率の測定を行い、線量告示に定める管理区域に係る値を超えるおそれのないことを確認する。なお、資機材の搬出入のために大型搬入口扉を開とした場合であっても加工施設全体としての遮蔽能力には影響はなく、周辺監視区域及び敷地境界外の人が居住する可能性のある区域境界上の年間の線量は事業許可における評価値を上回ることはない。
- ・ 加工施設の建物の外壁に設置された扉を交換する工事又は資機材の搬出入のために扉を開とする場合には、工事の期間中、人の不法な侵入を防止できるよう閉止する又は監視人による監視を行う措置を講じる。
- ・ 第1種管理区域の境界（屋内間仕切り壁、外壁、これらの壁に設置された鋼製扉及び床）の工事中において、一時的に開口部が生じる場合、若しくは資機材の搬出入のため第1種管理区域上の扉を開にする場合は、保安規定に基づき、前室を設置する等の措置を講じることにより建物の閉じ込めの機能を維持する。
- ・ 工事に伴い、管理区域以外の区域において、線量告示に定める管理区域に係る値を超えるおそれのある場所が生じた場合には、保安規定に基づき一時的な管理区域を設定する。
- ・ 工事に伴い、気体廃棄設備の系統を停止する場合は、別の系統を稼働させることにより第1種管理区域の負圧を維持する又は保安規定に定める閉じ込めに係る措置を講じた上で気体廃棄設備を停止することにより、建物の閉じ込めの機能を維持する。気体廃棄設備を停止することにより所定の換気能力を確保できないおそれのある場合においては、放射線業務従事者に半面マスク等の保護具を着用させる。
- ・ 工事に伴い、火災感知設備、消火設備、放射線管理施設、通信連絡設備等を一時的に停止する場合においては、代替措置を講じることにより、これらの設備が有する安全機能を維持するか、監視対象の設備・機器を停止する等により、安全機能が不要な状態とする。
- ・ 第1種管理区域における工事で撤去した使用予定のない設備・機器、廃材及び除染作業等により発生する核燃料物質で汚染されたものは、必要に応じて第1種管理区域内で解体し、また、保安規定に基づく廃棄物の仕掛品として一時保管した後、200

0ドラム缶に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。なお、本加工施設における放射性固体廃棄物の現状の最大保管廃棄能力約 11170 本（200 L ドラム缶換算、加工事業変更許可申請書記載値）は、現在の保管廃棄量約 8200 本を踏まえ、新規規制基準対応工事に伴い発生する放射性固体廃棄物の保管廃棄量を十分に吸収できることを確認している。

- ・核燃料物質による汚染のおそれのある部位の工事に伴って汚染の拡大のおそれがある場合は、あらかじめ設備・機器の除染を行う。また、必要に応じてグリーンハウスを設置し、局所排気装置等を使用する等して、汚染の防止を図る。
- ・第1種管理区域の設備・機器撤去後の床等の表面は、修復後、ウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい材料（難燃性材料）で塗装を施す。

a. 改造等を実施する設備・機器



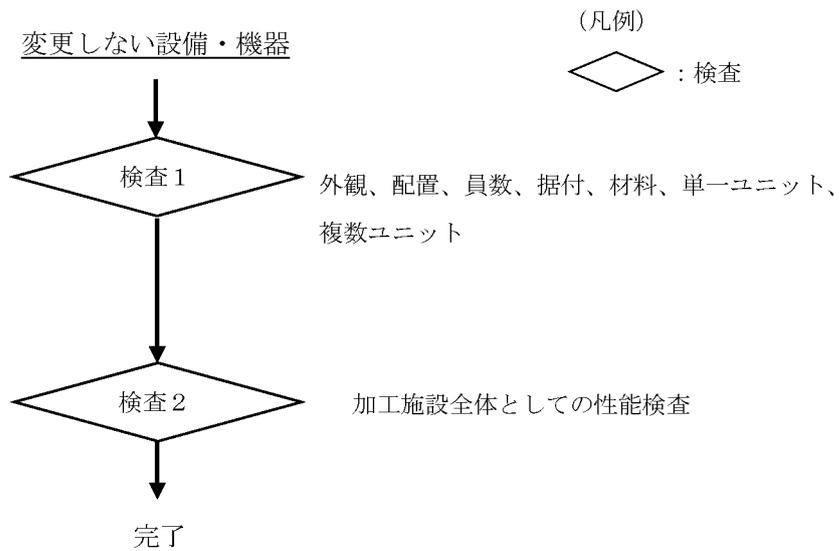
(注1) 原則として、本工事対象設備及び工事の影響が及ぶおそれのある場所に核燃料物質等が存在しない状態で工事を行う。

(注2) 第1種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。

(注3) 第1次設工認の原料保管設備D型No.1の工事フロー（Pへー118、図2）において撤去したの間の仕切り壁の再設置を行う。

図ハー a - 1 工事フロー

b. 変更しない設備・機器



図ハー b - 1 工事フロー

(3) 品質保証計画

本申請における施設の設計及び工事に係る品質保証活動は、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、保安品質マニュアルとして定める保安品質保証計画書に従って実施するものとする。

6. 試験及び検査の方法

核燃料物質の加工の事業に関する規則に基づき、使用前事業者検査は次に掲げる方法により行う。

- 一 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法：第1号検査
- 二 機能及び性能を確認するために十分な方法：第2号検査
- 三 その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法：第3号検査

また、使用前事業者検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

第1号検査及び第2号検査について、変更に係る設備・機器の検査の項目を第ハ-1表に、検査の方法を第ハ-2表に示す。

第3号検査については、申請対象の建物・構築物及び設備・機器の全てを対象とする。第3号検査に係る検査の項目及び検査の方法について、第ハ-3表に示す。

第ハ－1表 設備・機器に係る試験及び検査の項目（1／3）

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容	第1号検査								第2号検査			
					外観	配置	員数	据付	材料	系統	単一ユニット	複数ユニット	面速	負圧	IL*	作動
成型施設	第2-2混合室	粉末缶搬送機 No.2-1 粉末缶昇降リフト	—	改造	①②③④⑤	①	①②	①②④	①②	—	②	①②	—	—	—	①②
		粉末缶搬送機 No.2-1 粉末缶移載機	—	改造	①②④⑤⑥	①	①	①②	①②	—	②	①②	—	—	—	①②
		粉末混合機 No.2-1 粉末投入機	—	改造	①②④⑤⑥	①	①②	②④	①②	—	③④	①②	①	—	①	—
		粉末混合機 No.2-1 粉末混合機	—	改造	①②③⑤⑥⑧	①	①②	①②④	①②	—	③⑤	①②	—	—	①	—
		粉末搬送機 No.2-1	粉末搬送容器	変更なし	①③⑤⑥	①	①	—	①	—	②⑤	①②	—	—	—	—
		粉末搬送機 No.2-1	粉末搬送容器昇降リフト	改造	①②③⑤⑥	①	①②	①②④	①②	—	—	—	—	①	—	①②
		供給瓶 No.2-1	供給瓶	改造	①②③⑤⑥⑧	①	①②	①	①②	—	①③⑤	①②	—	—	①	—
		プレス No.2-1	—	改造	①③⑤⑥	①	①	①②	①②	—	①	①②	①	—	—	—
		焙焼炉 No.2-1	研磨屑乾燥機	改造	①②③⑤⑥	①	①②	①②④	①②	—	③	①②	①	—	—	—
		焙焼炉 No.2-1	破砕装置	改造	①②③⑤⑥	①	①②	①②④	①②	—	③⑤	①②	①	—	①	—
		焙焼炉 No.2-1	粉末取扱フード	改造	①③④⑤⑥	①	①	①	①②	—	③	①②	①	—	①	—
		焙焼炉 No.2-1	粉末取扱機	改造	①③⑤⑥	①	①	①②	①②	—	③	①②	①	—	①	—
		焙焼炉 No.2-1	焙焼炉	改造	①②③⑤⑥	①	①②	①②④	①②	—	①	①②	①	—	①	—
		計量設備架台 No.4	—	変更なし	①③④	①	①	①	①	—	③	①②	—	—	—	—
	第2-2ペレット室	焼結炉搬送機 No.2-1 圧粉ペレット搬送装置	圧粉ペレット搬送部	変更なし	①③④⑤⑥	①	①	①	①	—	①	①②	—	—	—	—
		焼結炉搬送機 No.2-1 圧粉ペレット搬送装置	圧粉ペレット採取部	変更なし	①③④⑤⑥	①	①	①	①	—	①	①②	—	—	—	—
		焼結炉搬送機 No.2-1 圧粉ペレット搬送装置	圧粉ペレット移載部	変更なし	①③④⑤⑥	①	①	①	①	—	①	①②	—	—	—	—
		焼結炉搬送機 No.2-1 ボート搬送装置	ボート搬送装置部	改造	①③④⑤⑥	①	①	①	①②	—	①	①②	—	—	—	—
		焼結炉搬送機 No.2-1 ボート搬送装置	段積装置部	変更なし	①③④⑤⑥	①	①	①	①	—	①	①②	—	—	—	—
		有軌道搬送装置	—	改造	①③④⑤⑥	①	①	①	①②	—	①	①②	—	—	—	—
連続焼結炉 No.2-1		—	改造	①②③④⑤⑥⑦⑧	①	①②	①②④⑤⑥	①②③	①	①	①②	—	—	①	—	

第ハ-1表 設備・機器に係る試験及び検査の項目 (2/3)

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容	第1号検査								第2号検査				
					外観	配置	員数	据付	材料	系統	単一ユニット	複数ユニット	面速	負圧	IL*	作動	
成型施設	第2加工棟	第2-2ペレット室	焼結ボート置台	焼結ボート置台部	改造	①③④⑤⑥	①	①	①	①②	—	①	①②	—	—	—	—
			焼結ボート置台	焼結ボート解体部	変更なし	①③④⑤⑥	①	①	①③	①	—	①	①②	—	—	—	—
			ペレット搬送設備 No. 2-1	ペレット移載部	変更なし	①③④⑤⑥	①	①	①	①	—	①	①②	—	—	—	—
			ペレット搬送設備 No. 2-1	SUSトレイ搬送部	変更なし	①③④⑤⑥	①	①	①③	①	—	①	①②	—	—	—	—
			ペレット搬送設備 No. 2-1	SUSトレイ保管台部	変更なし	①③④⑤⑥	①	①	①	①	—	①	①②	—	—	—	—
			センタレス研削装置 No. 2-1	ペレット供給機	改造	①③④⑤⑥	①	①	①	①②	—	①	①②	—	—	①	—
			センタレス研削装置 No. 2-1	センタレス研削盤	改造	①③④⑤⑥	①	①	①	①②	—	①	①②	①	—	①	—
			センタレス研削装置 No. 2-1	ペレット乾燥機	変更なし	①③④⑤⑥	①	①	①	①	—	—	—	—	—	—	—
			ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット移載装置	ペレット検査台部	変更なし	①③④⑤⑥	①	①	①	①	—	①	①②	—	—	—	—
			ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット移載装置	ペレット移載部	変更なし	①③④⑤⑥	①	①	①	①	—	①	①②	—	—	—	—

丸数字は、「第ハ-2表 検査の方法」の検査の方法に対応する。

*: インターロック

第ハ-1表 設備・機器に係る試験及び検査の項目 (3/3)

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容	第1号検査								第2号検査			
					外観	配置	員数	据付	材料	系統	単一ユニット	複数ユニット	面速	負圧	IL*	作動
成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No.2-2 ペレット移載装置	ペレット採取部	変更なし	①③④⑤⑥	①	①	①	①	—	①	①②	—	—	—	—
		ペレット搬送設備 No.2-2 ペレット搬送装置	波板搬送コンベア No.1部	変更なし	①③④⑤⑥	①	①	①	①	—	①	①②	—	—	—	—
		ペレット搬送設備 No.2-2 ペレット搬送装置	波板搬送コンベア No.2部	変更なし	①③④⑤⑥	①	①	①	①	—	①	①②	—	—	—	—
		ペレット搬送設備 No.2-2 ペレット搬送装置	目視検査部	変更なし	①③④⑤⑥	①	①	①	①	—	①	①②	—	—	—	—
		ペレット搬送設備 No.2-2 波板移載装置	入庫前コンベア部	改造	①②③④⑤⑥	①	①②	①④	①②	—	①	①②	—	—	—	—
		ペレット搬送設備 No.2-2 波板移載装置	波板移載部	変更なし	①③④⑤⑥	①	①	①	①	—	①	①②	—	—	—	—
		センタレス研削装置 No.2-1	研磨屑回収装置	改造	①③⑤⑥	①	①	①	①	—	②⑤	①②	—	—	①	—
		センタレス研削装置 No.2-1	研削液タンク	変更なし	①③⑤⑥	①	①	①	①	—	②⑤	①②	—	—	—	—
		センタレス研削装置 No.2-1	配管	変更なし	①③	①	①	⑤	①	—	⑥	—	—	—	—	—
	計量設備架台 No.7	—	変更なし	①③④	①	①	①	①	—	①	①②	—	—	—	—	
	第2-1ペレット検査室	ペレット検査台 No.1	—	改造	①③④⑤	①	①	①	①②	—	①	①②	—	—	—	—
	第2-1ペレット室 第2-2ペレット室 第2-1混合室 第2-2混合室	焙焼炉 No.2-1 運搬台車	—	変更なし	①③④	①	①	—	①	—	③	①②	—	—	—	—
	第2-1ペレット検査室 第2-1ペレット室 第2-2ペレット室 第2-1混合室 第2-2混合室	スクラップ保管ラック F型 運搬台車	—	改造	①③④	①	①	—	②	—	①	①②	—	—	—	—
第2-1ペレット室 第2-2ペレット室 第2-1混合室 第2-2混合室	ペレット運搬台車 No.3	—	改造	①③④	①	①	—	②	—	①	①②	—	—	—	—	

丸数字は、「第ハ-2表 検査の方法」の検査の方法に対応する。

*: インターロック

第ハ-2表 検査の方法 (1/2)

検査の項目		検査の方法 ⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾	判定基準
設備配置検査	外観	①外観を目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	①-1 外観が各設備の仕様表及び添付図のとおりであること。 ①-2 使用上、有害な傷及び変形等の欠陥のないこと。
		②変更・追加・撤去した強度部材の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	②-1 外観が各設備の仕様表及び添付図のとおりであること。 ②-2 変更・追加する強度部材に使用上有害な傷及び変形等の欠陥がないこと。(溶接部を有する場合) ②-3 溶接部に変形及び欠陥がないこと。
		③ウランが存在する部位の高さを測定又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	③ウランが存在する部位の高さが各設備の仕様表及び添付図に示す最低ウラン取扱い高さ以上であること。
		④落下防止構造の構造、寸法を目視、測定又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	④-1 落下防止構造が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。 ④-2 落下防止構造の寸法が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。また、落下防止の機能を果たす上で、ストッパ、ガイド及び落下防止板が十分な高さを有すること。
		⑤配線用遮断器を設けていることを目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	⑤配線用遮断器を設けていること。
		⑥漏電遮断器を設けていることを目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	⑥漏電遮断器を没水水位より高い位置に設けていること。
		⑦接地を目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	⑦接地線が適切に設置されていること。
		⑧配管が撤去又は閉止されていることを目視により確認する。(改造)	⑧配管が添付図のとおりに撤去又は閉止されていること。
配置	①配置を目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	①配置が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。	
員数	①設備の員数を目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	①設備の員数が各設備の仕様表のとおりであること。	
	②変更・追加する強度部材の員数を目視により確認する。(改造)	②員数が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。	
据付	①アンカーボルト、据付ボルト、取付ボルト ^(註4) の径及び本数を目視、測定又は関係書類等により確認する。(既設)	①アンカーボルト、据付ボルト、取付ボルト ⁽⁴⁾ の径及び本数が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。	
	②追加するアンカーボルト、据付ボルト、取付ボルト ⁽⁴⁾ の径及び本数を目視、測定又は関係書類等により確認する。(改造)	②追加するアンカーボルト、据付ボルト、取付ボルト ⁽⁴⁾ の径及び本数が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。	
	③アンカーボルト、据付ボルト、取付ボルト ⁽⁴⁾ のスパン最大を測定又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	③アンカーボルト、据付ボルト、取付ボルト ⁽⁴⁾ のスパン最大が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。	
	④変更・追加する強度部材の据付方法を目視、測定又は関係書類等により確認する。(改造)	④変更・追加する強度部材の据付方法が各設備の仕様表又は添付図のとおりであること。	
	⑤配管の支持間隔を測定又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	⑤配管の支持間隔が標準支持間隔以下であること。	

- (1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示す。
- (2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。
- (3) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。
- (4) 設備・機器を他の設備・機器に据え付けているボルトを示す。

第ハ-2表 検査の方法 (2/2)

検査の項目		検査の方法 ⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾	判定基準	
設備配置検査	据付	⑥安全機構及びインターロックに関する機器の据付状況を目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	⑥安全機構及びインターロックに関する機器を建物又は架台にボルト等で固定していること。	
材料検査	材料	①設備・機器の主要な部材の材料を目視又は関係書類等により確認する。(既設)	①設備・機器の主要な部材の材料が各設備の仕様表及び添付図のとおりであること。	
		②変更・追加する主要な部材の材料を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	②変更・追加する主要な部材の材料が各設備の仕様表及び添付図のとおりであること。	
		③使用電圧が $\square\square\square$ 以上のケーブルの主要な材料を目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	③使用電圧が $\square\square\square$ 以上のケーブルが、JIS C 3005に定める60°傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用していること。	
臨界防止検査	単一ユニット	①形状寸法制限を行う設備の配列、設備の当該箇所形状・寸法等を測定又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	①配列、当該箇所形状・寸法が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。	
		②幾何学的形状制限を行う設備の配列、設備の当該箇所形状及び寸法等を目視、測定又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	②配列、当該箇所形状及び寸法が仕様表の添付図のとおりであること。	
		③質量制限を行う設備に質量制限の管理方法の表示があることを確認する。(既設)(改造)	③質量制限の管理方法の表示が仕様表のとおりであること。	
		④防水目的のパッキンを目視又は関係書類等により確認する。(改造)	④使用上、有害な傷及び変形等の欠陥のないこと。	
		⑤ウランを取り扱う部位に水が侵入しない構造であることを目視又は関係書類等により確認する。(既設)	⑤金属製容器による密閉構造であること。	
		⑥主容器の直径、枝管の直径及び本数を目視、測定又は関係書類等により確認する。(既設)	⑥主容器の直径、枝管の直径及び本数が仕様表のとおりであること。	
	複数ユニット	①単一ユニット間の面間距離を測定又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	①単一ユニット間の面間距離が各々30 cm以上であること。	
		②単一ユニットの寸法及び位置を測定又は関係書類等により確認し、立体角の計算結果を確認する。(既設)(改造)	②総立体角が許容立体角以下であること。	
	系統検査	系統	①設備・機器が非常用電源系統に接続していることを目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	①非常用電源系統に接続していること。
	作動検査	面速	①設備の囲い式フードの開口部での面速を測定又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	①開口部の面速が0.5 m/秒以上であること。
負圧		①設備の囲い式フード内の負圧を測定又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	①囲い式フード内の負圧が9.8 Pa以上であること。	
インターロック		①信号系統図のとおり動作試験を行う。(既設)(改造)	①信号系統図のとおり動作すること。	
作動		①使用状態を模擬した動作試験を行う。(既設)(改造)	①使用状態を模擬した動作が正常に行えること。	
		②停電状態を模擬した動作試験を行う。(既設)(改造)	②動力の供給が停止した場合に、核燃料物質模擬重量物を安全に保持していること。	

(1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示す。

(2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(3) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。

第ハ－3表 第3号検査に係る建物・構築物及び設備・機器の検査の項目及び検査の方法

検査の項目		検査の方法	判定基準
第3号検査	品質マネジメントシステムに係る検査	設工認に記載された工事の方法及び品質マネジメントシステムに従って、設計情報を工事に引き継ぎ、工事の実施体制が確保されていることを確認する。	工事及び検査に係る保安活動が、設工認申請書に記載の品質管理の方法等に関する事項に従って行われていること。

7. 一般産業用工業品の更新や交換等に係る基本方針

一般産業用工業品（原子力施設の安全機能に係る機器、構造物及びシステム並びにそれらの部品（以下「機器等」という。）であって、専ら原子力施設において用いるために設計開発及び製造されたもの以外の工業品をいう。）について、それらが有する安全機能等を踏まえた上で、更新や交換等に係る基本方針を以下に示す。

本加工施設では、

- ・安全上重要な施設に該当するものはない。
- ・発電所等で考慮すべき原子力特有の高放射線領域での材料劣化等を考慮すべきといった原子力特有の部品はない。

このため、原子力施設特有の重要度の観点からの配慮は不要である。一般産業用工業品の更新や交換等については、保安品質保証計画書に基づき実施する。

- (1) 調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、次の a) 号及び b) 号に示すような管理の方法及び程度を定める。（「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法（機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法）をいう。）
 - a) 採用しようとする一般産業用工業品の技術情報を供給者等から入手し当該一般産業用工業品の技術的な評価を行うこと。
 - b) 一般産業用工業品を設置しようとする環境等の情報を供給者等に提供し、供給者等に当該一般産業用工業品の技術的な評価を行わせること。
- (2) 調達物品等に関する情報に、一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項を含める。

また、

- ・一般産業用工業品の更新や交換等は、設工認申請書に記載している仕様に合致していることを検査で確認の上、使用を開始し、定期事業者検査等で性能を維持していることを確認する。
- ・インターロック及び警報の系統を構成する機器等については、計器誤差、設計裕度を十分考慮し、核的制限値等の制限値に対して裕度を確保したインターロック設定値及び警報設定値とする。
- ・消防法に定める機器等（消火器、自動火災報知設備等）は、消防法に基づき消防法に合致したものと交換し、所轄消防へ必要な届出を実施する。

「原子力施設の安全機能に係る機器、構造物及びシステム並びにそれらの部品であって、専ら原子力施設において用いるために設計開発及び製造されたもの」とは、臨界防止、閉じ込め、遮蔽等の安全機能を実現するために、核燃料物質を取り扱う加工施設用に設計開発及び製造されたものとする。本申請の対象には、これに該当するものはない。

「一般産業用工業品」は上記以外の機器等である。具体例としては、所内通信連絡設備（器

具本体（スピーカ、アンプ、バッテリー、マイク、所内携帯電話機（PHS）、PHS アンテナ、固定電話機）、安全避難通路に係る設備（避難通路表示、非常用照明、誘導灯）、消防法・高圧ガス保安法等で定められている設備（自動火災報知設備（器具本体（感知器、発信機、受信機、バッテリー））、消火栓本体、消防用ホース、消防用ノズル、消火栓ポンプ、高置水槽、消火器、緊急遮断弁）、カタログ品（安全機能を有する施設に組み込まれたポンプ、配管、液面高検知器、ファン、ケーブル、秤、ランプ、バッテリー、配線、Vベルト、ベアリング、シーリング材、非常用発電機本体（消耗部）、高性能エアフィルタ、熱電対、放射線測定器類）が挙げられる。

二. 被覆施設

目 次

二. 被覆施設

1. 変更の概要
2. 準拠する主な法令、規格及び基準
3. 設計条件及び仕様
4. 添付図一覧表
5. 工事の方法
6. 試験及び検査の方法
7. 一般産業用工業品の更新や交換等に係る基本方針

二. 被覆施設

加工事業変更許可に基づき、加工施設について次の変更を行う。

設計の基本方針は以下のとおりとする。

- (1) 加工施設は、「加工施設の技術基準に関する規則」に適合する設計とする。
- (2) 加工施設は、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた設計とする。
- (3) 加工施設は、通常時において、加工施設の周辺の公衆、放射線業務従事者に対し原子炉等規制法に基づき定められている線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成できる限り放射線被ばくを低減する設計とする。
- (4) 加工施設は、設計、製作、建設、試験及び検査を通じて信頼性を有するものとする。また、誤操作及び設備・機器の故障によっても安全側に作動するインターロック機構等を設けることにより、公衆に対し放射線障害を及ぼすことのないよう設計する。また、深層防護の考え方（発生防止、拡大防止・影響緩和）に基づいて安全機能を設ける。
- (5) 加工施設は、火災等の内的事象、地震、津波、その他想定される自然事象及び航空機落下他の外的事象（故意によるものを除く。）によって、安全機能が損なわれることのない設計とする。
- (6) 加工施設の配置及び構造上の特徴、並びに経年劣化の観点から、保全において留意すべき事項を抽出し、記録する。保全を実施するため、その記録を維持する。
- (7) 保全において留意すべき事項を踏まえて、保全計画を策定し、保全計画に基づき保全を実施する。
- (8) 保全の実施結果及び原子力施設における保全に関する最新の知見を踏まえて評価を行い、保全の継続的改善を図る。

1. 変更の概要

変更対象とする施設について、加工事業変更許可との対応及び既設工認との対応並びに変更内容を表ニ－1に示す。

ここで、{ }付き番号は、施設の管理番号を示す。管理番号は、「添付書類1 加工事業変更許可との対応に関する説明書」の添1表2に対応している。

2. 準拠する主な法令、規格及び基準

変更する設備及び機器に関する工事において、準拠する主な法令、規格及び基準は以下のとおりである。

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
- (2) 核燃料物質の加工の事業に関する規則
- (3) 加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則
- (4) 加工施設の技術基準に関する規則
- (5) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則
- (6) 日本産業規格（JIS）
- (7) 労働安全衛生法及び関連法令
- (8) 消防法及び関連法令

- (9) 建築基準法及び関連法令
- (10) (一社) 日本建築学会規準・指針類
 - (一財) 日本建築防災協会規準・指針類
 - (一財) 日本建築センター規準・指針類
- (11) 保安規定
- (12) 電気事業法及び関連法令

3. 設計条件及び仕様

変更する施設に関する設計条件及び仕様等を表ニ－２ P 設－２－１～表ニ－２ P 設－７－３に、関係図面を図ニ－２ P 設－１～図ニ－２ P 設－７－２に示す。

ここで、表ニ－２ P 設－２－１～表ニ－２ P 設－７－３において、[] 付き番号は、設計仕様に対する個別の設計番号を示す。設計番号は、技術基準規則の条項番号及び個別番号で構成する。その他許可で求める仕様に対する設計番号は、「99」及び個別番号で構成する。設備・機器に機能を持たせる設計に対しては「F」を、建物・構築物に機能を持たせる設計に対しては「B」をその個別番号に付す。

- (例) [4.1-F1]：技術基準規則第四条第１項に対する設備・機器の設計仕様
- [5.1-B1]：技術基準規則第五条第１項に対する建物・構築物の設計仕様
- [99-F1]：その他許可で求める仕様に対する設備・機器の設計仕様

また、本申請では、先行申請した設計及び工事の計画（第１次申請～第４次申請）における各施設の仕様表を「追表」として示す。追表は仕様表の名称に「追第〇次」を付けて表記し、本申請の対象とする箇所には下線を付す。それ以外の箇所については、先行申請時の仕様表から変更はない。

先行申請において、次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲表（次回表）に記載していた技術基準に基づく仕様は、適合性を確認するための施設の追表に反映している。次回表に記載した仕様が漏れなく仕様表に反映されていることを管理するための表（刈り取り表）を添２参考資料１に示す。

表ニ一 被覆施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応⁽¹⁾

及び既設工認との対応並びに変更内容

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における設備・機器名称 ⁽²⁾ 機器名 ⁽²⁾	既設工認における設備・機器名称 機器名	員数	変更内容	
＜設備・機器＞						
第2加工棟 第2-1燃料棒 検査室	検査設備 X線透過試験機	{3032} X線透過試験機 No.1 —	X線透過試験機 No.1 —	1台	改造	耐震補強を行う。
第2加工棟 第2-1燃料棒 検査室	検査設備 ヘリウムリーク試験機	{3033} ヘリウムリーク試験機 No.1 トレイ挿入部	ヘリウムリーク試験機 No.1 トレイ挿入装置	1台	変更なし	
第2加工棟 第2-1燃料棒 検査室	検査設備 ヘリウムリーク試験機	{3034} ヘリウムリーク試験機 No.1 ヘリウムリーク試験部	ヘリウムリーク試験機 No.1 ヘリウムリーク試験機	1台	変更なし	
第2加工棟 第2-1燃料棒 検査室	検査設備 燃料棒検査台	{3035} 燃料棒検査台 No.1 燃料棒移送(B)部	燃料棒検査台 No.1 燃料棒移送装置 (B)	1台	改造	高さ制限棒を変更する。
第2加工棟 第2-1燃料棒 検査室	検査設備 燃料棒検査台	{3036} 燃料棒検査台 No.1 石定盤部	燃料棒検査台 No.1 石定盤	1台	変更なし	
第2加工棟 第2-1燃料棒 検査室	検査設備 燃料棒検査台	{3037} 燃料棒検査台 No.1 燃料棒移送(C)部	燃料棒検査台 No.1 燃料棒移送装置 (C)	1台	変更なし	
第2加工棟 第2-1燃料棒 検査室	搬送設備(燃料棒) 燃料棒搬送設備 No.4	{3038} 燃料棒搬送設備 No.4 ストックコンベア(1)部	燃料棒搬送設備 No.4 ストックコンベア (1)	1台	変更なし	
第2加工棟 第2-1燃料棒 検査室	搬送設備(燃料棒) 燃料棒搬送設備 No.4	{3039} 燃料棒搬送設備 No.4 燃料棒移載(3)部	燃料棒搬送設備 No.4 燃料棒移載装置 (3)	1台	変更なし	
第2加工棟 第2-1燃料棒 検査室	搬送設備(燃料棒) 燃料棒搬送設備 No.5	{3040} 燃料棒搬送設備 No.5 燃料棒移載(4)部	燃料棒搬送設備 No.5 燃料棒移載装置 (4)	1台	変更なし	
第2加工棟 第2-1燃料棒 検査室	搬送設備(燃料棒) 燃料棒搬送設備 No.5	{3041} 燃料棒搬送設備 No.5 燃料棒置台(1)部	燃料棒搬送設備 No.5 燃料棒置台(1)	1台	変更なし	
第2加工棟 第2-1燃料棒 検査室	搬送設備(燃料棒) 燃料棒搬送設備 No.5	{3042} 燃料棒搬送設備 No.5 燃料棒置台(2)部	燃料棒搬送設備 No.5 燃料棒置台(2)	1台	変更なし	
第2加工棟 第2-1燃料棒 検査室	搬送設備(燃料棒) 燃料棒搬送設備 No.5	{3043} 燃料棒搬送設備 No.5 燃料棒コンベア(1)部	燃料棒搬送設備 No.5 燃料棒コンベア	1台	変更なし	
第2加工棟 第2-1燃料棒 検査室	搬送設備(燃料棒) 燃料棒搬送設備 No.5	{3044} 燃料棒搬送設備 No.5 燃料棒コンベア(2)部	燃料棒洗浄機 No.1 燃料棒洗浄機 No.1	1台	変更なし	
第2加工棟 第2-1燃料棒 検査室	搬送設備(燃料棒) 燃料棒搬送設備 No.6	{3045} 燃料棒搬送設備 No.6 燃料棒移載(5)部	燃料棒搬送設備 No.6 燃料棒移載装置 (5)	1台	変更なし	
第2加工棟 第2-1燃料棒 検査室	搬送設備(燃料棒) 燃料棒搬送設備 No.6	{3046} 燃料棒搬送設備 No.6 ストックコンベア(2)部	燃料棒搬送設備 No.6 ストックコンベア (2)	1台	変更なし	
第2加工棟 第2-1燃料棒 検査室	搬送設備(燃料棒) 燃料棒搬送設備 No.6	{3047} 燃料棒搬送設備 No.6 燃料棒移載(6)部	燃料棒搬送設備 No.6 燃料棒移載装置 (6)	1台	変更なし	

表ニ－１ 被覆施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応⁽¹⁾
及び既設工認との対応並びに変更内容

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における設備・機器名称 ⁽²⁾ 機器名 ⁽²⁾	既設工認における設備・機器名称 機器名	員数	変更内容
第2加工棟 第2－1燃料棒加工室	ペレット編成挿入設備 ペレット編成挿入機	{3001} ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット保管箱置上部 ※4	ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット保管箱置台	1台	改造 火災対策のため、設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。 保管容器G型の落下防止のため、ストッパ・ガイドを変更・追加する。
第2加工棟 第2－1燃料棒加工室	ペレット編成挿入設備 ペレット編成挿入機	{3002} ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット保管箱搬送部 ※4	ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット保管箱搬送装置	1台	改造 耐震補強のため、アンカーボルトの変更、部材の追加を行う。 火災対策のため、設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。 保管容器G型の落下防止のため、ガイドを追加する。
第2加工棟 第2－1燃料棒加工室	ペレット編成挿入設備 ペレット編成挿入機	{3003} ペレット編成挿入機 No. 1 波板移載部※4	ペレット編成挿入機 No. 1 波板移載装置	1台	改造 老朽化対策のため、ロボットを更新する。それに伴い架台柱脚部を短尺化する。
第2加工棟 第2－1燃料棒加工室	ペレット編成挿入設備 ペレット編成挿入機	{3004} ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット編成挿入部※4	ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット編成挿入機	1台	改造 耐震補強のため、アンカーボルトの撤去・追加を行う。 火災対策のため、設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。
第2加工棟 第2－1燃料棒加工室	ペレット編成挿入装置 燃料棒解体装置	{3006} 燃料棒解体装置 No. 1※4 —	燃料棒解体装置 No. 1 解体作業台 フード	1台	改造 火災対策のため、設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。 ペレットトレイ、保管容器G型及び燃料棒の落下防止のため、ストッパを追加する。 高さ制限棒を変更・追加する。
第2加工棟 第2－1燃料棒加工室	脱ガス設備 燃料棒トレイ置台	{3007} 燃料棒トレイ置台※4 —	脱ガス設備 No. 1 燃料棒トレイ置台	1台	改造 耐震補強のため、アンカーボルトの追加を行う。
第2加工棟 第2－1燃料棒加工室	脱ガス設備 脱ガス装置	{3008} 脱ガス設備 No. 1 真空加熱炉部※4	脱ガス設備 No. 1 真空加熱炉	1台	改造 耐震補強のため、チャンバ2系統の撤去、アンカーボルトの撤去・追加、部材の撤去・追加、接合ボルトの変更・追加を行う。 使用予定のない空トレイ置台を撤去する。
第2加工棟 第2－1燃料棒加工室	脱ガス設備 脱ガス装置	{3009} 脱ガス設備 No. 1 運搬台車※4	脱ガス設備 No. 1 運搬台車	1台	改造 耐震補強のため、レール据付ボルトの変更・追加を行う。

表ニ－１ 被覆施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応⁽¹⁾
及び既設工認との対応並びに変更内容

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における設備・機器名称 ⁽²⁾ 機器名 ⁽²⁾	既設工認における設備・機器名称 機器名	員数	変更内容	
第2加工棟 第2－1燃料棒加工室	第二端栓溶接設備 第二端栓溶接装置	{3010} 第二端栓溶接設備 No. 1 燃料棒搬送 No. 1-1 部 ^{*4}	第二端栓溶接設備 No. 1 燃料棒搬送装置 No. 1-1	1台	改造	耐震補強のため、アンカーボルトの撤去・追加を行う。
第2加工棟 第2－1燃料棒加工室	第二端栓溶接設備 第二端栓溶接装置	{3011} 第二端栓溶接設備 No. 1 第二端栓溶接 No. 1-1 部 ^{*4}	第二端栓溶接設備 No. 1 第二端栓溶接機 No. 1-1	1台	改造	耐震補強のため、アンカーボルトの撤去・追加、部材の追加を行う。
第2加工棟 第2－1燃料棒加工室	第二端栓溶接設備 第二端栓溶接装置	{3012} 第二端栓溶接設備 No. 1 第二端栓溶接 No. 1-2 部 ^{*4}	第二端栓溶接設備 No. 1 第二端栓溶接機 No. 1-2	1台	改造	耐震補強のため、アンカーボルトの撤去・追加、部材の追加を行う。
第2加工棟 第2－1燃料棒加工室	第二端栓溶接設備 第二端栓溶接装置	{3013} 第二端栓溶接設備 No. 1 燃料棒搬送 No. 1-2 部 ^{*4}	第二端栓溶接設備 No. 1 燃料棒搬送装置 No. 1-2	1台	改造	耐震補強のため、アンカーボルトの撤去・追加を行う。
第2加工棟 第2－1燃料棒加工室	搬送設備(燃料棒) 燃料棒搬送設備 No. 1	{3014} 燃料棒搬送設備 No. 1 燃料棒移載(1)部 ^{*4}	燃料棒搬送設備 No. 1 燃料棒移載装置(1)	1台	改造	耐震補強のため、アンカーボルトの撤去・変更、部材の撤去・追加、接合ボルトの変更を行う。
第2加工棟 第2－1燃料棒加工室	搬送設備(燃料棒) 燃料棒搬送設備 No. 1	{3015} 燃料棒搬送設備 No. 1 被覆管コンベア部 ^{*4}	燃料棒搬送設備 No. 1 被覆管コンベア	1台	変更なし	
第2加工棟 第2－1燃料棒加工室	搬送設備(燃料棒) 燃料棒搬送設備 No. 1	{3016} 燃料棒搬送設備 No. 1 除染コンベア部 ^{*4}	燃料棒搬送設備 No. 1 除染コンベア	1台	変更なし	
第2加工棟 第2－1燃料棒加工室	搬送設備(燃料棒) 燃料棒搬送設備 No. 1	{3017} 燃料棒搬送設備 No. 1 燃料棒トレイ移載部 ^{*4}	燃料棒搬送設備 No. 1 燃料棒トレイ移載装置	1台	改造	耐震補強のため、部材の追加を行う。
第2加工棟 第2－1燃料棒加工室	搬送設備(燃料棒) 燃料棒搬送設備 No. 2	{3018} 燃料棒搬送設備 No. 2 燃料棒移送装置(A) ^{*4} —	燃料棒搬送設備 No. 2 燃料棒移送装置(A)	1台	変更なし	
第2加工棟 第2－1燃料棒加工室	搬送設備(燃料棒) 燃料棒搬送設備 No. 3	{3019} 燃料棒搬送設備 No. 3 燃料棒移載装置(2) ^{*4} —	燃料棒搬送設備 No. 3 燃料棒移載装置(2)	1台	変更なし	
第2加工棟 第2－1燃料棒加工室	検査設備 ペレット検査台	{3020} ペレット検査台 No. 2 ^{*4} —	検査設備 ペレット検査台 No. 2	1台	改造	火災対策のため、設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。 保管容器G型の落下防止のため、ストッパを追加する。 高さ制限棒を変更・追加する。
第2加工棟 第2－1燃料棒加工室 第2－2燃料棒加工室	搬送設備(燃料棒) 燃料棒搬送設備 No. 8	{3021} 燃料棒搬送設備 No. 8 被覆管コンベア No. 8-1 部 ^{*4}	燃料棒搬送設備 No. 8 被覆管コンベア No. 8-1	1台	変更なし	

表ニ－１ 被覆施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応⁽¹⁾
及び既設工認との対応並びに変更内容

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における設備・機器名称 ⁽²⁾ 機器名 ⁽²⁾	既設工認における設備・機器名称 機器名	員数	変更内容	
第2加工棟 第2－1燃料棒加工室 第2－2燃料棒加工室	搬送設備(燃料棒) 燃料棒搬送設備No.8	{3022} 燃料棒搬送設備No.8 燃料棒移載No.8-1部 ^{※4}	燃料棒搬送設備No.8 燃料棒移載装置No.8-1	1台	変更なし	
第2加工棟 第2－1燃料棒加工室 第2－2燃料棒加工室	搬送設備(燃料棒) 燃料棒搬送設備No.8	{3023} 燃料棒搬送設備No.8 燃料棒移載No.8-2部 ^{※4}	燃料棒搬送設備No.8 燃料棒移載装置No.8-2	1台	変更なし	
第2加工棟 第2－2燃料棒加工室	ペレット編成挿入設備 ペレット一時保管台	{3024} ペレット一時保管台 ^{※4} —	ペレット一時保管台 —	1台	改造	火災対策のため、設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。 ペレット保管容器の落下防止のため、ストッパを追加する。
第2加工棟 第2－2燃料棒加工室	ペレット編成挿入設備 ペレット検査装置	{3025} ペレット検査装置No.5 ^{※4} —	ペレット検査装置No.5 ペレット検査装置	1台	改造	火災対策のため、設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。 ペレット保管容器の落下防止のため、ストッパ・ガイドを追加する。 高さ制限棒を変更・追加する。
第2加工棟 第2－2燃料棒加工室	ペレット編成挿入設備 ペレット編成挿入機	{3026} ペレット編成挿入機No.2-1 ペレット保管箱搬送部 ^{※4}	ペレット編成挿入機No.2-1 ペレット保管箱搬送機	1台	改造	耐震補強のため、アンカーボルトの変更・追加を行う。 老朽化対策のため、ロボットを更新する。
第2加工棟 第2－2燃料棒加工室	ペレット編成挿入設備 ペレット編成挿入機	{3027} ペレット編成挿入機No.2-1 ペレット編成挿入部 ^{※4}	ペレット編成挿入機No.2-1 ペレット編成挿入機	1台	改造	耐震補強のため、アンカーボルトの変更・追加、部材の変更を行う。 火災対策のため、設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。
第2加工棟 第2－2燃料棒加工室	ペレット編成挿入設備 燃料棒解体装置	{3028} 燃料棒解体装置No.2 ^{※4} —	燃料棒解体台No.2 —	1台	改造	火災対策のため、設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。 ペレット保管容器及び燃料棒の落下防止のため、ストッパを追加する。 高さ制限棒を追加する。
第2加工棟 第2－2燃料棒加工室	検査設備 計量設備架台	{3029} 計量設備架台No.9 ^{※4} —	ペレット検査装置No.5 計量設備架台No.9	1台	変更なし	

表ニ－1 被覆施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応⁽¹⁾
及び既設工認との対応並びに変更内容

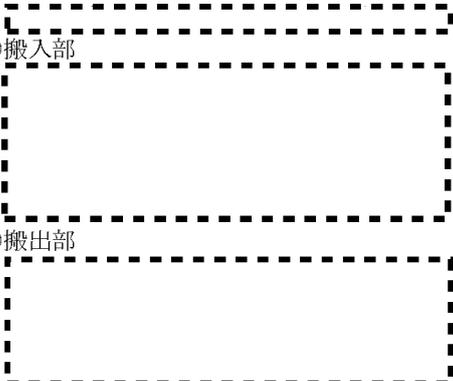
設置場所	加工事業変更許可 における施設名称	本申請における 設備・機器名称 ⁽²⁾ 機器名 ⁽²⁾	既設工認における 設備・機器名称 機器名	員数	変更内容	
第2加工棟 第2－2燃料棒 加工室	検査設備 計量設備架台	{3030} 計量設備架台 No. 10 ^{*4} —	ペレット保管ラック E型 計量設備架台 No. 10	1台	変更なし	
第2加工棟 第2－1燃料棒 加工室 第2－1燃料棒 検査室	搬送設備(燃料棒) 燃料棒搬送設 備 No. 9	{3031} 燃料棒搬送設備 No. 9 ^{*4} —	燃料棒搬送設備 No. 9 燃料棒搬送設備	1台	変更なし	

(1) 添付書類1に加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該施設の設工認への対応状況を示す。

(2) ※の注釈は以下を示す。

※n：当該建物・構築物又は設備・機器は、n次申請において次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲としていた技術基準に基づく仕様又はn次申請からの追記記載分を申請する。

表ニ-2 P設-2-1 X線透過試験機 No.1 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	検査設備 X線透過試験機
設備・機器名称 機器名	{3032} X線透過試験機 No. 1 —	
変更内容	改造 (耐震補強の仕様を本表 (別表 2) に示す。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2-1 燃料棒検査室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	トンネル型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	燃料棒昇降機、燃料棒搬送パレット
	その他の性能	最大取扱量:  (燃料棒 25 本)
	核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域の単一ユニット (No. 2-4(3)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8 cm 以下 [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域において、立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定める。 ○複数ユニットの仕様 ・単一ユニット間の面間距離: 各々 30 cm 以上 ・単一ユニットの位置及び寸法: 図ニ-2 P設-1 (1 2) ・単一ユニット間の立体角の総和: 許容立体角以下 核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。
		安全機能を有する施設の地盤
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 2 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定する。 ○X線透過試験機 No. 1 本体部  ○搬入部 ○搬出部
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—

表ニ－２ P 設－２－１ X線透過試験機 No.1 仕様

技術基準に基づく仕様	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] 燃料棒が落下しないよう、溝型トレイで保持する。
		[10.1-F2] 端栓で密封した燃料棒を取り扱う。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である銅製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。材料を本表（別表1）に示す。
		[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 5.8 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。
		[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ニ－２ P 設－１、図ニ－２ P 設－２－１	

表ニ－２ P 設－２－１（別表１） X線透過試験機 No. 1 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱（本体部） はり（本体部） 柱（搬入部） はり（搬入部） 柱（搬出部） はり（搬出部）	鋼 鋼 鋼 鋼 鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト（本体部） アンカーボルト（搬入部） アンカーボルト（搬出部） 接合ボルト（本体部） 接合ボルト（搬入部） 接合ボルト（搬出部） 鉛遮蔽板 可動式遮蔽板 X線発生装置 燃料棒搬送パレット 溝型トレイ レール	鋼 鋼 鋼 鋼 鋼 鋼 鉛 鉛 金属製 金属製 樹脂（燃料棒の積載部） 鋼

* 以上の強度を有する材料

表ニ－２ P 設－２－１（別表２） X線透過試験機 No. 1 耐震補強の項目

補強項目	関連部材	断面等及び員数
柱の追加	柱 アンカーボルト 接合ボルト	
はりの追加	はり	
レール支持脚の追加 （搬入部）	柱 接合ボルト アンカーボルト	
トラス材の追加（搬入部）	トラス 接合ボルト アンカーボルト	
トラス材の追加（搬出部）	トラス 接合ボルト アンカーボルト	

表ニ-2 P設-3-1 ヘリウムリーク試験機 No.1 トレイ挿入部 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)	
	施設名称	検査設備 ヘリウムリーク試験機	
設備・機器名称 機器名		{3033} ヘリウムリーク試験機 No. 1 トレイ挿入部	
変更内容		変更なし	
設置場所		第 2 加工棟 第 2-1 燃料棒検査室	
員数		1 台	
一般仕様	型式	チェーン駆動式	
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。	
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 	
	その他の構成機器	トレイ台車	
	その他の性能	最大取扱量:  (燃料棒 25 本)	
	核燃料物質の状態	燃料棒	
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域の単一ユニット (No. 2-4(3)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8 cm 以下 [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域において、立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定める。 ○複数ユニットの仕様 ・単一ユニット間の面間距離: 各々 30 cm 以上 ・単一ユニットの位置及び寸法: 図ニ-2 P設-1 (1 2) ・単一ユニット間の立体角の総和: 許容立体角以下 核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。	
		安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
		地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 2 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定する。 
		津波による損傷の防止	—
		外部からの衝撃による損傷の防止	—
加工施設への人の不法な侵入等の防止	—		
閉じ込めの機能		[10.1-F1] 燃料棒が落下しないよう、溝型トレイで保持する。 [10.1-F2] 端栓で密封した燃料棒を取り扱う。	

表ニ-2 P設-3-1 ヘリウムリーク試験機 No.1 トレイ挿入部 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表1）に示す。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 5.8 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ニ-2 P設-1、図ニ-2 P設-3-1	

表ニ-2 P設-3-1（別表1） ヘリウムリーク試験機 No.1 トレイ挿入部 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	鋼  鋼 
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト 溝型トレイ トレイ台車 レール（トレイ台車） 安全カバー	鋼  樹脂（燃料棒の積載部） 金属製 ステンレス鋼  金属製、難燃性樹脂 

*  以上の強度を有する材料

表ニ-2 P設-3-2 ヘリウムリーク試験機 No.1 ヘリウムリーク試験部 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	検査設備 ヘリウムリーク試験機
設備・機器名称 機器名	{3034} ヘリウムリーク試験機 No. 1 ヘリウムリーク試験部	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2-1 燃料棒検査室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	真空筒型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法 
	その他の構成機器	ヘリウムリークディテクタ、ロータリーポンプ
	その他の性能	最大取扱量  (燃料棒 25 本)
	核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	<p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域の単一ユニット (No. 2-4(3)) を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8 cm 以下 <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域において、立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定める。</p> <p>○複数ユニットの仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単一ユニット間の面間距離: 各々 30 cm 以上 ・単一ユニットの位置及び寸法: 図ニ-2 P設-1 (1 2) ・単一ユニット間の立体角の総和: 許容立体角以下 <p>核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p>
	安全機能を有する施設の地盤	<p>[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。</p>
地震による損傷の防止	<p>[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 2 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定する。 </p>	
津波による損傷の防止	—	
外部からの衝撃による損傷の防止	—	
加工施設への人の不法な侵入等の防止	—	
閉じ込めの機能		<p>[10.1-F1] 燃料棒が落下しないよう、{3033}ヘリウムリーク試験機 No.1 トレイ挿入部の溝型トレイ (トレイ台車) で保持する。</p>
		<p>[10.1-F2] 端栓で密封した燃料棒を取り扱う。</p>

表ニ－２ P 設－３－２ ヘリウムリーク試験機 No.1 ヘリウムリーク試験部 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表１）に示す。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 5.8 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ニ－２ P 設－１、図ニ－２ P 設－３－２	

表ニ－２ P 設－３－２（別表１） ヘリウムリーク試験機 No.1 ヘリウムリーク試験部
材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト 取付ボルト 溝型トレイ（トレイ台車） チャンバ 安全カバー レール（トレイ台車）	鋼 鋼 樹脂（燃料棒の積載部） ステンレス鋼 金属製、難燃性樹脂 ステンレス鋼

* 以上の強度を有する材料

表ニ－２ P 設－４－１ 燃料棒検査台 No. 1 燃料棒移送（B）部 仕様

許可との対応	許可番号（日付） 施設名称	原規規発第 1803284 号（平成 30 年 3 月 28 日付け） 検査設備 燃料棒検査台	
設備・機器名称 機器名	{3035} 燃料棒検査台 No. 1 燃料棒移送（B）部		
変更内容	改造（高さ制限棒を変更する。）		
設置場所	第 2 加工棟 第 2－1 燃料棒検査室		
員数	1 台		
一般仕様	型式	ウォーキングビーム式及びローラー式	
	主要な構造材	本表（別表 1）に示す。	
	寸法（単位：mm）	概略寸法： 	
	その他の構成機器	—	
	その他の性能	最大取扱量：  （燃料棒 10 本）	
	核燃料物質の状態	燃料棒	
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] （単一ユニットの臨界安全） 第 2－4 領域の単一ユニット（No. 2-4(3)）を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm 以下 [4.2-F1] （複数ユニットの臨界安全） 第 2－4 領域において、立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定める。 ○複数ユニットの仕様 ・単一ユニット間の面間距離：各々 30 cm 以上 ・単一ユニットの位置及び寸法：図ニ－２ P 設－１（１ 2） ・単一ユニット間の立体角の総和：許容立体角以下 核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。	
		安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
		地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 2 類とする。 強度部材を本表（別表 1）に示す。 アンカーボルトで床面に固定する。 
		津波による損傷の防止	—
		外部からの衝撃による損傷の防止	—
		加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
		閉じ込めの機能	[10.1-F1] 燃料棒が落下しないよう、ガイドローラで保持する。また、燃料棒一時保管台から燃料棒が落下しないよう、ストッパを設ける。
[10.1-F2] 端栓で密封した燃料棒を取り扱う。			

表ニ－２ P 設－４－１ 燃料棒検査台 No.1 燃料棒移送（B）部 仕様

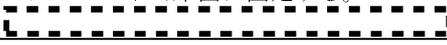
技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表１）に示す。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 5.8 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ニ－２ P 設－１、図ニ－２ P 設－４－１	

表ニ－２ P 設－４－１（別表１） 燃料棒検査台 No.1 燃料棒移送（B）部 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト ガイドローラ 高さ制限棒 燃料棒一時置台 ストップ	鋼 金属製、樹脂 金属製 金属製 金属製

*  以上の強度を有する材料

表ニ－２ P 設－４－２ 燃料棒検査台 No. 1 石定盤部 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 検査設備 燃料棒検査台	
設備・機器名称 機器名	{3036} 燃料棒検査台 No. 1 石定盤部		
変更内容	変更なし		
設置場所	第 2 加工棟 第 2－1 燃料棒検査室		
員数	1 台		
一般仕様	型式	架台付角型	
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。	
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 	
	その他の構成機器	—	
	その他の性能	最大取扱量:  (燃料棒 10 本)	
	核燃料物質の状態	燃料棒	
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2－4 領域の単一ユニット (No. 2-4(3)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8 cm 以下 [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2－4 領域において、立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定める。 ○複数ユニットの仕様 ・単一ユニット間の面間距離: 各々 30 cm 以上 ・単一ユニットの位置及び寸法: 図ニ－２ P 設－１ (1 2) ・単一ユニット間の立体角の総和: 許容立体角以下 核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。	
		安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
		地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 2 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定する。 
		津波による損傷の防止	—
		外部からの衝撃による損傷の防止	—
		加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
		閉じ込めの機能	[10.1-F2] 端栓で密封した燃料棒を取り扱う。
		火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。
		加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 5.8 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。
		安全避難通路等	—

表ニ－２ P設－４－２ 燃料棒検査台 No.1 石定盤部 仕様

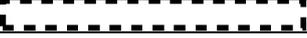
技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ニ－２ P設－１、図ニ－２ P設－４－２	

表ニ－２ P設－４－２ (別表1) 燃料棒検査台 No.1 石定盤部 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト 石定盤 石定盤支持脚	鋼 御影石 金属製

*  以上の強度を有する材料

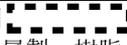
表ニ－２ P 設－４－３ 燃料棒検査台 No. 1 燃料棒移送（C）部 仕様

許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第 1803284 号（平成 30 年 3 月 28 日付け）	
	施設名称	検査設備 燃料棒検査台	
設備・機器名称 機器名	{3037} 燃料棒検査台 No. 1 燃料棒移送（C）部		
変更内容	変更なし		
設置場所	第 2 加工棟 第 2－1 燃料棒検査室		
員数	1 台		
一般仕様	型式	ローラー式	
	主要な構造材	本表（別表 1）に示す。	
	寸法（単位：mm）	概略寸法 	
	その他の構成機器	—	
	その他の性能	最大取扱量  （燃料棒 5 本）	
	核燃料物質の状態	燃料棒	
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] （単一ユニットの臨界安全） 第 2－4 領域の単一ユニット（No. 2-4(3)）を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ：9.8 cm 以下 [4.2-F1] （複数ユニットの臨界安全） 第 2－4 領域において、立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定める。 ○複数ユニットの仕様 ・単一ユニット間の面間距離：各々 30 cm 以上 ・単一ユニットの位置及び寸法：図ニ－２ P 設－１（１ 2） ・単一ユニット間の立体角の総和：許容立体角以下 核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。	
		安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
		地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 2 類とする。 強度部材を本表（別表 1）に示す。 アンカーボルトで床面に固定する。 
		津波による損傷の防止	—
		外部からの衝撃による損傷の防止	—
		加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
		閉じ込めの機能	[10.1-F1] 燃料棒が落下しないよう、ガイドローラで保持する。
			[10.1-F2] 端栓で密封した燃料棒を取り扱う。

表ニ－２ P 設－４－３ 燃料棒検査台 No.1 燃料棒移送（C）部 仕様

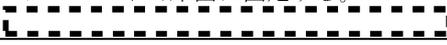
技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表１）に示す。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 5.8 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ニ－２ P 設－１、図ニ－２ P 設－４－３	

表ニ－２ P 設－４－３（別表１） 燃料棒検査台 No.1 燃料棒移送（C）部 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	鋼 
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト ガイドローラ	鋼  金属製、樹脂

*  以上の強度を有する材料

表ニ-2 P設-5-1 燃料棒搬送設備 No.4 ストックコンベア (1) 部 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)	
	施設名称	搬送設備 (燃料棒) 燃料棒搬送設備 No.4	
設備・機器名称 機器名		{3038} 燃料棒搬送設備 No.4 ストックコンベア (1) 部	
変更内容		変更なし	
設置場所		第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	
員数		1台	
一般仕様	型式	チェーンコンベア式	
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。	
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 	
	その他の構成機器	—	
	その他の性能	最大取扱量:  (燃料棒 80 本)	
	核燃料物質の状態	燃料棒	
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット (No.2-4(3)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8 cm 以下 [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域において、立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定める。 ○複数ユニットの仕様 ・単一ユニット間の面間距離: 各々 30 cm 以上 ・単一ユニットの位置及び寸法: 図ニ-2 P設-1 (12) ・単一ユニット間の立体角の総和: 許容立体角以下 核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。	
		安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟の床、壁等に固定する。
		地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第2類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定する。 
		津波による損傷の防止	—
		外部からの衝撃による損傷の防止	—
		加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
		閉じ込めの機能	[10.1-F1] 燃料棒が落下しないよう、溝型トレイ及びガイドローラで保持する。
			[10.1-F2] 端栓で密封した燃料棒を取り扱う。

表ニ－ 2 P 設－ 5 － 1 燃料棒搬送設備 No. 4 ストックコンベア（ 1 ） 部 仕様

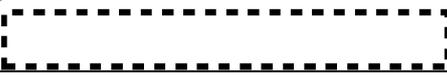
技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表 1）に示す。 [11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12. 1-F1] 設置場所で想定する没水水位 5.8 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ニ－ 2 P 設－ 1、図ニ－ 2 P 設－ 5 － 1	

表ニ－ 2 P 設－ 5 － 1（別表 1） 燃料棒搬送設備 No. 4 ストックコンベア（ 1 ） 部
材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト チェーンコンベア 溝型トレイ ガイドローラ	鋼 金属製 樹脂（燃料棒の積載部） 金属製、樹脂

*  以上の強度を有する材料

表ニ-2 P設-5-2 燃料棒搬送設備 No.4 燃料棒移載(3)部 仕様

許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1803284号(平成30年3月28日付け)
	施設名称	搬送設備(燃料棒) 燃料棒搬送設備 No.4
設備・機器名称 機器名	{3039} 燃料棒搬送設備 No.4 燃料棒移載(3)部	
変更内容	変更なし	
設置場所	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	
員数	1台	
一般仕様	型式	クレーン型
	主要な構造材	本表(別表1)に示す。
	寸法(単位:mm)	概略寸法:(装置) (架台)
	その他の構成機器	架台
	その他の性能	最大取扱量: (燃料棒 25本)
	核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	<p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット(No.2-4(3))を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・濃縮度5wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ:9.8cm以下 <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域において、立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定める。</p> <p>○複数ユニットの仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単一ユニット間の面間距離:各々30cm以上 ・単一ユニットの位置及び寸法:図ニ-2P設-1(12) ・単一ユニット間の立体角の総和:許容立体角以下 <p>核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟の床、壁等に固定する。
地震による損傷の防止	<p>[6.1-F1] 耐震重要度分類を第2類とする。 強度部材を本表(別表1)に示す。 架台をアンカーボルトで床面に固定する。</p> <p>○架台</p>  <p>レールを取付ボルトで架台に固定する。</p> <p>○レール</p> 	
津波による損傷の防止	—	
外部からの衝撃による損傷の防止	—	
加工施設への人の不法な侵入等の防止	—	

表ニ－２ P 設－５－２ 燃料棒搬送設備 No.4 燃料棒移載（３）部 仕様

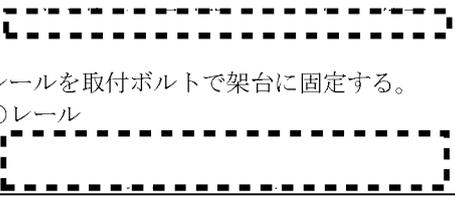
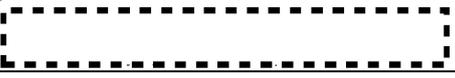
技術基準に基づく仕様	閉じ込めの機能	[10.1-F1] 燃料棒が落下しないよう、溝型トレイで保持する。 [10.1-F2] 端栓で密封した燃料棒を取り扱う。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製又はアルミニウム合金製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表１）に示す。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 5.8 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
	添付図	図ニ－２ P 設－１、図ニ－２ P 設－５－２

表ニ－２ P 設－５－２（別表１） 燃料棒搬送設備 No.4 燃料棒移載（３）部 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱（架台） はり（架台） 柱（装置） はり（装置） レール	鋼 鋼 アルミニウム合金 アルミニウム合金 鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト 取付ボルト（レール） 安全カバー（装置） ストップ（車止め） 溝型トレイ	鋼 鋼 難燃性樹脂 金属製 樹脂（燃料棒の積載部）

*  以上の強度を有する材料

表ニ-2 P設-6-1 燃料棒搬送設備 No.5 燃料棒移載(4)部 仕様

許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1803284号(平成30年3月28日付け)
	施設名称	搬送設備(燃料棒) 燃料棒搬送設備 No.5
設備・機器名称 機器名	{3040} 燃料棒搬送設備 No.5 燃料棒移載(4)部	
変更内容	変更なし	
設置場所	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	
員数	1台	
一般仕様	型式	クレーン型
	主要な構造材	本表(別表1)に示す。
	寸法(単位:mm)	概略寸法:(装置) (架台)
	その他の構成機器	架台
	その他の性能	最大取扱量: (燃料棒 25本)
	核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	<p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット(No.2-4(3))を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・濃縮度5wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ:9.8cm以下 <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域において、立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定める。</p> <p>○複数ユニットの仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単一ユニット間の面間距離:各々30cm以上 ・単一ユニットの位置及び寸法:図ニ-2P設-1(12) ・単一ユニット間の立体角の総和:許容立体角以下 <p>核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p>
	安全機能を有する施設の地盤	<p>[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟の床、壁等に固定する。</p>
	地震による損傷の防止	<p>[6.1-F1] 耐震重要度分類を第2類とする。 強度部材を本表(別表1)に示す。 架台をアンカーボルトで床面に固定する。</p> <p>○架台</p>  <p>レールを取付ボルトで架台に固定する。</p> <p>○レール</p> 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—

表ニ－２ P 設－６－１ 燃料棒搬送設備 No.5 燃料棒移載（４）部 仕様

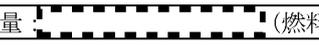
技術基準に基づく仕様	閉じ込めの機能	[10.1-F1] 燃料棒が落下しないよう、溝型トレイで保持する。 [10.1-F2] 端栓で密封した燃料棒を取り扱う。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製又はアルミニウム合金製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表１）に示す。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 5.8 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
	添付図	図ニ－２ P 設－１、図ニ－２ P 設－６－１

表ニ－２ P 設－６－１（別表１） 燃料棒搬送設備 No.5 燃料棒移載（４）部 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱（架台） はり（架台） 柱（装置） はり（装置） レール	鋼 鋼 アルミニウム合金 アルミニウム合金 鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト 取付ボルト（レール） 安全カバー（装置） ストップ（車止め） 溝型トレイ	鋼 鋼 難燃性樹脂 金属製 樹脂（燃料棒の積載部）

*  以上の強度を有する材料

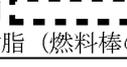
表ニ-2 P設-6-2 燃料棒搬送設備 No.5 燃料棒置台(1)部 仕様

許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1803284号(平成30年3月28日付け)
	施設名称	搬送設備(燃料棒) 燃料棒搬送設備 No.5
設備・機器名称 機器名		{3041} 燃料棒搬送設備 No.5 燃料棒置台(1)部
変更内容		変更なし
設置場所		第2加工棟 第2-1燃料棒検査室
員数		1台
一般仕様	型式	トレイ付台型
	主要な構造材	本表(別表1)に示す。
	寸法(単位:mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量:  (燃料棒 25本)
	核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット(No.2-4(3))を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ:9.8cm以下
		[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域において、立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定める。 ○複数ユニットの仕様 ・単一ユニット間の面間距離:各々30cm以上 ・単一ユニットの位置及び寸法:図ニ-2P設-1(12) ・単一ユニット間の立体角の総和:許容立体角以下 核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第2類とする。 強度部材を本表(別表1)に示す。 アンカーボルトで床面に固定する。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] 燃料棒が落下しないよう、溝型トレイで保持する。
[10.1-F2] 端栓で密封した燃料棒を取り扱う。		

表ニ－２ P 設－６－２ 燃料棒搬送設備 No.5 燃料棒置台（１）部 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表１）に示す。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所にて想定する没水水位 5.8 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ニ－２ P 設－１、図ニ－２ P 設－６－２	

表ニ－２ P 設－６－２（別表１） 燃料棒搬送設備 No.5 燃料棒置台（１）部 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	鋼  鋼 
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト 溝型トレイ	鋼  樹脂（燃料棒の積載部）

*  以上の強度を有する材料

表ニ-2 P設-6-3 燃料棒搬送設備 No.5 燃料棒置台(2)部 仕様

許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1803284号(平成30年3月28日付け)	
	施設名称	搬送設備(燃料棒) 燃料棒搬送設備 No.5	
設備・機器名称 機器名		{3042} 燃料棒搬送設備 No.5 燃料棒置台(2)部	
変更内容		変更なし	
設置場所		第2加工棟 第2-1燃料棒検査室	
員数		1台	
一般仕様	型式	トレイ付台型	
	主要な構造材	本表(別表1)に示す。	
	寸法(単位:mm)	概略寸法 	
	その他の構成機器	—	
	その他の性能	最大取扱量  (燃料棒 25本)	
	核燃料物質の状態	燃料棒	
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット(No.2-4(3))を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ:9.8cm以下 [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域において、立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定める。 ○複数ユニットの仕様 ・単一ユニット間の面間距離:各々30cm以上 ・単一ユニットの位置及び寸法:図ニ-2P設-1(12) ・単一ユニット間の立体角の総和:許容立体角以下 核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。	
		安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟の床、壁等に固定する。
		地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第2類とする。 強度部材を本表(別表1)に示す。 アンカーボルトで床面に固定する。 
		津波による損傷の防止	—
		外部からの衝撃による損傷の防止	—
		加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
		閉じ込めの機能	[10.1-F1] 燃料棒が落下しないよう、溝型トレイで保持する。
			[10.1-F2] 端栓で密封した燃料棒を取り扱う。

表ニ－２ P 設－６－３ 燃料棒搬送設備 No.5 燃料棒置台（２）部 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表１）に示す。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 5.8 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ニ－２ P 設－１、図ニ－２ P 設－６－３	

表ニ－２ P 設－６－３（別表１） 燃料棒搬送設備 No.5 燃料棒置台（２）部 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト 溝型トレイ	鋼 樹脂（燃料棒の積載部）

*  以上の強度を有する材料

表ニ-2 P 設-6-4 燃料棒搬送設備 No. 5 燃料棒コンベア (1) 部 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)	
	施設名称	搬送設備 (燃料棒) 燃料棒搬送設備 No. 5	
設備・機器名称 機器名		{3043} 燃料棒搬送設備 No. 5 燃料棒コンベア (1) 部	
変更内容		変更なし	
設置場所		第 2 加工棟 第 2-1 燃料棒検査室	
員数		1 台	
一般仕様	型式	ウォーキングビーム式	
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。	
	寸法 (単位: mm)	概略寸法 	
	その他の構成機器	—	
	その他の性能	最大取扱量  (燃料棒 25 本)	
	核燃料物質の状態	燃料棒	
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域の単一ユニット (No. 2-4(3)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8 cm 以下 [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域において、立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定める。 ○複数ユニットの仕様 ・単一ユニット間の面間距離: 各々 30 cm 以上 ・単一ユニットの位置及び寸法: 図ニ-2 P 設-1 (1 2) ・単一ユニット間の立体角の総和: 許容立体角以下 核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。	
		安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
		地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 2 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定する。 
		津波による損傷の防止	—
		外部からの衝撃による損傷の防止	—
		加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
		閉じ込めの機能	[10.1-F1] 燃料棒が落下しないよう、溝型トレイで保持する。
			[10.1-F2] 端栓で密封した燃料棒を取り扱う。

表ニ－２ P 設－６－４ 燃料棒搬送設備 No. 5 燃料棒コンベア（１）部 仕様

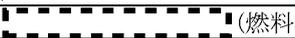
技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表１）に示す。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 5.8 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ニ－２ P 設－１、図ニ－２ P 設－６－４	

表ニ－２ P 設－６－４（別表１） 燃料棒搬送設備 No. 5 燃料棒コンベア（１）部
材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	鋼 
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト 溝型トレイ	鋼  樹脂（燃料棒の積載部）

*  以上の強度を有する材料

表ニ-2 P設-6-5 燃料棒搬送設備 No.5 燃料棒コンベア (2) 部 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 搬送設備 (燃料棒) 燃料棒搬送設備 No.5
設備・機器名称 機器名	{3044} 燃料棒搬送設備 No.5 燃料棒コンベア (2) 部	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2-1 燃料棒検査室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	ローラー式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	濃度検査装置
	その他の性能	最大取扱量  (燃料棒 1 本)
	核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域の単一ユニット (No.2-4(3)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8 cm 以下
		[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域において、立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定める。 ○複数ユニットの仕様 ・単一ユニット間の面間距離: 各々 30 cm 以上 ・単一ユニットの位置及び寸法: 図ニ-2 P設-1 (1 2) ・単一ユニット間の立体角の総和: 許容立体角以下 核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 2 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定する。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] 燃料棒が落下しないよう、ガイドローラで保持する。
[10.1-F2] 端栓で密封した燃料棒を取り扱う。		

表ニ－２ P 設－６－５ 燃料棒搬送設備 No. 5 燃料棒コンベア（２）部 仕様

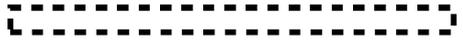
技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表１）に示す。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 5.8 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ニ－２ P 設－１、図ニ－２ P 設－６－５	

表ニ－２ P 設－６－５（別表１） 燃料棒搬送設備 No. 5 燃料棒コンベア（２）部
材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト ガイドローラ	鋼 金属製、樹脂

*  以上の強度を有する材料

表ニ-2 P設-7-1 燃料棒搬送設備 No.6 燃料棒移載(5)部 仕様

許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1803284号(平成30年3月28日付け)	
	施設名称	搬送設備(燃料棒) 燃料棒搬送設備 No.6	
設備・機器名称 機器名	{3045} 燃料棒搬送設備 No.6 燃料棒移載(5)部		
変更内容	変更なし		
設置場所	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室		
員数	1台		
一般仕様	型式	クレーン型	
	主要な構造材	本表(別表1)に示す。	
	寸法(単位:mm)	概略寸法:(装置)  (架台) 	
	その他の構成機器	架台	
	その他の性能	最大取扱量  (燃料棒 1本)	
	核燃料物質の状態	燃料棒	
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット(No.2-4(3))を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ:9.8cm以下 [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域において、立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定める。 ○複数ユニットの仕様 ・単一ユニット間の面間距離:各々30cm以上 ・単一ユニットの位置及び寸法:図ニ-2P設-1(12) ・単一ユニット間の立体角の総和:許容立体角以下 核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。	
		安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟の床、壁等に固定する。
		地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第2類とする。 強度部材を本表(別表1)に示す。 架台をアンカーボルトで床面に固定する。 ○架台  レールを取付ボルトで架台に固定する。 ○レール 
津波による損傷の防止	—		
外部からの衝撃による損傷の防止	—		
加工施設への人の不法な侵入等の防止	—		

表ニ－２ P 設－７－１ 燃料棒搬送設備 No.6 燃料棒移載（５）部 仕様

技術基準に基づく仕様	閉じ込めの機能	[10.1-F1] 燃料棒が落下しないよう、溝型トレイで保持する。 [10.1-F2] 端栓で密封した燃料棒を取り扱う。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製又はアルミニウム合金製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表１）に示す。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 5.8 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
廃棄施設	—	
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ニ－２ P 設－１、図ニ－２ P 設－７－１	

表ニ－２ P 設－７－１（別表１） 燃料棒搬送設備 No.6 燃料棒移載（５）部 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱（架台） はり（架台） 柱（装置） はり（装置） レール	鋼 鋼 アルミニウム合金 アルミニウム合金 鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト 取付ボルト（レール） 安全カバー（装置） ストップ（車止め） 溝型トレイ	鋼 鋼 難燃性樹脂 金属製 樹脂（燃料棒の積載部）

*  以上の強度を有する材料

表ニ-2 P設-7-2 燃料棒搬送設備 No.6 ストックコンベア (2) 部 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)	
	施設名称	搬送設備 (燃料棒) 燃料棒搬送設備 No.6	
設備・機器名称 機器名		{3046} 燃料棒搬送設備 No.6 ストックコンベア (2) 部	
変更内容		変更なし	
設置場所		第 2 加工棟 第 2-1 燃料棒検査室	
員数		1 台	
一般仕様	型式	チェーンコンベア式及びローラー式	
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。	
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 	
	その他の構成機器	—	
	その他の性能	最大取扱量:  (燃料棒 100 本)	
	核燃料物質の状態	燃料棒	
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域の単一ユニット (No.2-4(3)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8 cm 以下 [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域において、立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定める。 ○複数ユニットの仕様 ・単一ユニット間の面間距離: 各々 30 cm 以上 ・単一ユニットの位置及び寸法: 図ニ-2 P設-1 (1 2) ・単一ユニット間の立体角の総和: 許容立体角以下 核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。	
		安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
		地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 2 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定する。 
		津波による損傷の防止	—
		外部からの衝撃による損傷の防止	—
		加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
		閉じ込めの機能	[10.1-F1] 燃料棒が落下しないよう、溝型トレイ及びガイドローラで保持する。
			[10.1-F2] 端栓で密封した燃料棒を取り扱う。

表ニ－２ P 設－ 7－ 2 燃料棒搬送設備 No. 6 ストックコンベア（ 2） 部 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表 1）に示す。 [11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12. 1-F1] 設置場所で想定する没水水位 5. 8 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ニ－ 2 P 設－ 1、図ニ－ 2 P 設－ 7－ 2	

表ニ－ 2 P 設－ 7－ 2（別表 1） 燃料棒搬送設備 No. 6 ストックコンベア（ 2） 部
材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	鋼 
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト チェーンコンベア 溝型トレイ ガイドローラ	鋼  金属製 樹脂（燃料棒の積載部） 金属製、樹脂

*  以上の強度を有する材料

表ニ-2 P設-7-3 燃料棒搬送設備 No.6 燃料棒移載(6)部 仕様

許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1803284号(平成30年3月28日付け)	
	施設名称	搬送設備(燃料棒) 燃料棒搬送設備 No.6	
設備・機器名称 機器名	{3047} 燃料棒搬送設備 No.6 燃料棒移載(6)部		
変更内容	変更なし		
設置場所	第2加工棟 第2-1燃料棒検査室		
員数	1台		
一般仕様	型式	クレーン型	
	主要な構造材	本表(別表1)に示す。	
	寸法(単位:mm)	概略寸法: 	
	その他の構成機器	—	
	その他の性能	最大取扱量:  (燃料棒 25本)	
	核燃料物質の状態	燃料棒	
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット(No.2-4(3))を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ:9.8cm以下 [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第2-4領域において、立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定める。 ○複数ユニットの仕様 ・単一ユニット間の面間距離:各々30cm以上 ・単一ユニットの位置及び寸法:図ニ-2P設-1(12) ・単一ユニット間の立体角の総和:許容立体角以下 核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。	
		安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 架台及びレールを{3045}燃料棒搬送設備 No.6 燃料棒移載(5)部と共用しており、架台を安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟の床、壁等に固定する。
		地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第2類とする。 強度部材を本表(別表1)に示す。 架台及びレールを{3045}燃料棒搬送設備 No.6 燃料棒移載(5)部と共用しており、架台をアンカーボルトで床面に固定し、レールを取付ボルトで架台に固定する。
		津波による損傷の防止	—
		外部からの衝撃による損傷の防止	—
加工施設への人の不法な侵入等の防止	—		
閉じ込めの機能	[10.1-F1] 燃料棒が落下しないよう、溝型トレイで保持する。		
	[10.1-F2] 端栓で密封した燃料棒を取り扱う。		

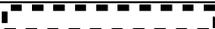
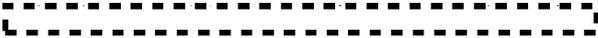
表ニ－２ P 設－７－３ 燃料棒搬送設備 No.6 燃料棒移載（６）部 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料であるアルミニウム合金製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表１）に示す。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 5.8 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ニ－２ P 設－１、図ニ－２ P 設－７－１	

表ニ－２ P 設－７－３（別表１） 燃料棒搬送設備 No.6 燃料棒移載（６）部 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱（装置）	アルミニウム合金
	はり（装置）	アルミニウム合金
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	安全カバー（装置） 溝型トレイ	難燃性樹脂 樹脂（燃料棒の積載部）

追第4次 表ニ-2-1 ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱置台部 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	ペレット編成挿入設備 ペレット編成挿入機
設備・機器名称 機器名	{3001} ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット保管箱置台部	
変更内容	改造 (火災対策のため、設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。) 改造 (保管容器G型の落下防止のため、ストッパ・ガイドを変更・追加する。)	
設置場所	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	
員数	1台	
一般仕様	型式	コンベア型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量:  (保管容器G型 4個)
	核燃料物質の状態	酸化ウランペレット
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット (No.2-4(1)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8 cm 以下
		[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) <u>第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</u>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第1類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] 保管容器G型を取り扱う際に落下しないよう、ストッパ及びガイドを設ける。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。

第4次 表ニ-2-1 ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱置台部 仕様

技術基準に基づく仕様	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 7.5 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。	
添付図	図ハ-2-1-1-1、図ニ-1、図ニ-2、図ニ-2-1	

(1) (欠番)

先行申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様を一重下線で示す。

追第4次 表ニ-2-2 ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱搬送部 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	ペレット編成挿入設備 ペレット編成挿入機
設備・機器名称 機器名	{3002} ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット保管箱搬送部	
変更内容	改造 (耐震補強の仕様を本表 (別表 2) に示す。) 改造 (火災対策のため、設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。) 改造 (保管容器 G 型の落下防止のため、ガイドを追加する。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2-1 燃料棒加工室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	チェンローラ式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	モータボックス
	その他の性能	最大取扱量:  (保管容器 G 型 5 個)
	核燃料物質の状態	酸化ウランペレット
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域の単一ユニット (No.2-4(1)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8 cm 以下
		[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) <u>第 2-4 領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々 30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</u>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定。 
	津波による損傷の防止	—
外部からの衝撃による損傷の防止	—	
加工施設への人の不法な侵入等の防止	—	
閉じ込めの機能	[10.1-F1] ペレットトレイを取り扱う際にペレットが設備外に落下しないよう、設備カバーを設ける。また、保管容器 G 型を取り扱う際に落下しないよう、ストップ及びガイドを設ける。	

追第4次 表ニ-2-2 ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱搬送部 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表1）に示す。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 7.5 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。
	添付図	図ハ-2-1-1-1、図ニ-1、図ニ-2、図ニ-2-2

(1) (欠番)

先行申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様を一重下線で示す。

追第4次 表ニ-2-3 ペレット編成挿入機 No. 1 波板移載部 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	ペレット編成挿入設備 ペレット編成挿入機
設備・機器名称 機器名	{3003} ペレット編成挿入機 No. 1 波板移載部	
変更内容	改造 (老朽化対策のため、ロボットを更新する。それに伴い架台柱脚部を短尺化する。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2-1 燃料棒加工室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	機械式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	ロボット (重量約 40 kg)
	その他の性能	最大取扱量  (ペレットトレイ 1 個)
	核燃料物質の状態	酸化ウランペレット
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域の単一ユニット (No. 2-4(1)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8 cm 以下
		[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) <u>第 2-4 領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々 30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</u>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 柱をアンカーボルトで床面に固定。  ロボットを取付ボルトで柱に固定。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] ペレットトレイを取り扱う際にペレットが設備外に落下しないよう、設備カバーを設ける。設備カバーは、ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット保管箱搬送部及びペレット編成挿入機 No. 1 ペレット編成挿入部の設備カバーを共用する。

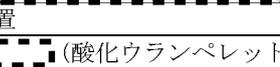
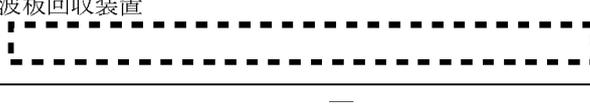
追第4次 表ニ-2-3 ペレット編成挿入機 No.1 波板移載部 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表1）に示す。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 7.5 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。
	添付図	図ハ-2-1-1-1、図ニ-1、図ニ-2、図ニ-2-3

(1) (欠番)

先行申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様を一重下線で示す。

追第4次 表ニ-2-4 ペレット編成挿入機 No.1 ペレット編成挿入部 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	ペレット編成挿入設備 ペレット編成挿入機
設備・機器名称 機器名	{3004} ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット編成挿入部	
変更内容	改造 (耐震補強の仕様を本表 (別表 2) に示す。) 改造 (火災対策のため、設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2-1 燃料棒加工室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	水平台式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: (本体)  (波板回収装置) 
	その他の構成機器	上皿電子天秤、波板回収装置
	その他の性能	最大取扱量  (酸化ウランペレット)
	核燃料物質の状態	酸化ウランペレット、燃料棒
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域の単一ユニット (No.2-4(1)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8 cm 以下
		[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) <u>第 2-4 領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々 30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</u>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定。 ○本体  ○波板回収装置 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
加工施設への人の不法な侵入等の防止	—	
閉じ込めの機能	[10.1-F1] ペレットを取り扱う際に設備外に落下しないよう、設備カバーを設ける。	

追第4次 表ニ-2-4 ペレット編成挿入機 No.1 ペレット編成挿入部 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表1）に示す。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 7.5 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。
	添付図	図ハ-2-1-1-1、図ニ-1、図ニ-2、図ニ-2-4

(1) (欠番)

先行申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様を一重下線で示す。

追第4次 表ニ-3-1 燃料棒解体装置 No.1 仕様

許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1803284号(平成30年3月28日付け)
	施設名称	ペレット編成挿入装置 燃料棒解体装置
設備・機器名称 機器名	{3006} 燃料棒解体装置 No.1 —	
変更内容	改造(火災対策のため、設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。) 改造(ペレットトレイ、保管容器G型及び燃料棒の落下防止のため、ストップパを追加する。) 改造(高さ制限棒を変更・追加する。)	
設置場所	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	
員数	1台	
一般仕様	型式	机型
	主要な構造材	本表(別表1)に示す。
	寸法(単位:mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量:  (燃料棒 7本)
	核燃料物質の状態	酸化ウランペレット、燃料棒
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット(No.2-4(1))を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ:9.8cm以下 [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) <u>第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</u>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第2類とする。 強度部材を本表(別表1)に示す。 アンカーボルトで床面に固定。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] ペレット及びペレットトレイを取り扱う際にペレットが設備外に落下しないよう設備カバーを設ける。また、保管容器G型及び燃料棒を取り扱う際に落下しないよう、ストップパを設ける。

追第4次 表ニ-3-1 燃料棒解体装置 No.1 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表1）に示す。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 7.5 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
	添付図	図ハ-2-1-1-1、図ニ-1、図ニ-3-1

(1) (欠番)

先行申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様を一重下線で示す。

追第4次 表ニ-4-1 燃料棒トレイ置台 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)	
	施設名称	脱ガス設備 燃料棒トレイ置台	
設備・機器名称 機器名	{3007} 燃料棒トレイ置台 —		
変更内容	改造 (耐震補強の仕様を本表 (別表 2) に示す。)		
設置場所	第 2 加工棟 第 2-1 燃料棒加工室		
員数	1 台		
一般仕様	型式	リフター式	
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。	
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 	
	その他の構成機器	—	
	その他の性能	最大取扱量:  (燃料棒トレイ 5 個 (燃料棒 90 本))	
	核燃料物質の状態	燃料棒	
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域の単一ユニット (No. 2-4(2)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 燃料棒装荷部 上下方向段数: 1 段 装荷部高さ: 40 cm 以下 横方向: 無限個 装荷部の幅: 40 cm 以下 面間距離 : 30.5 cm 以上 長さ方向: 無限長さ 燃料棒トレイ 燃料棒列数: 18 列以下 トレイ段数: 5 段以下 トレイ上下方向ピッチ: 3.0 cm 以上 [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) <u>第 2-4 領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々 30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</u>	
		安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
		地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定。 
	津波による損傷の防止	—	
	外部からの衝撃による損傷の防止	—	
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—	

追第4次 表ニ-4-1 燃料棒トレイ置台 仕様

技術基準に基づく仕様	閉じ込めの機能	[10.1-F1] 燃料棒トレイを取り扱う際に落下しないよう、ストッパを設ける。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表1）に示す。
		[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 7.5 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。
		[12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。
		[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。	
添付図	図ハ-2-1-1-1、図ニ-1、図ニ-4、図ニ-4-1	

(1) (欠番)

先行申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様を一重下線で示す。

追第4次 表ニ-5-1 脱ガス設備 No.1 真空加熱炉部 仕様

許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1803284号(平成30年3月28日付け)
	施設名称	脱ガス設備 脱ガス装置 燃料棒トレイ
設備・機器名称 機器名	{3008} 脱ガス設備 No.1 真空加熱炉部 {3008-2}燃料棒トレイ	
変更内容	改造(耐震補強(チャンバ2系統の撤去を含む)の仕様を本表(別表2)に示す。) 改造(空トレイ置台を撤去する。)	
設置場所	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	
員数	真空加熱炉部 1台 燃料棒トレイ 20個	
一般仕様	型式	チャンバ型
	主要な構造材	本表(別表1)に示す。
	寸法(単位:mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	架台、真空排気装置、トレイ台車(3個)
	その他の性能	最大取扱量:  (燃料棒トレイ 15個(燃料棒 270本)) 最高使用温度: 
	核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	<p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット(No.2-4(2))を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・濃縮度5 wt%以下 ・形状寸法制限 <p>燃料棒装荷部 上下方向段数:1段 装荷部高さ:40 cm以下 横方向:無限個 装荷部の幅:40 cm以下 面間距離 :30.5 cm以上 長さ方向:無限長さ</p> <p>燃料棒トレイ 燃料棒列数:18列以下 トレイ段数:5段以下 トレイ上下方向ピッチ:3.0 cm以上</p> <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) <u>第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</u></p>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	<p>[6.1-F1] 耐震重要度分類を第1類とする。 強度部材を本表(別表1)に示す。 アンカーボルトで床面に固定</p> 

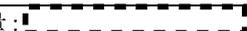
追第4次 表ニ-5-1 脱ガス設備 No.1 真空加熱炉部 仕様

技術基準に基づく仕様	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] 燃料棒トレイを取り扱う際に落下しないよう、ストッパを設ける。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。材料を本表（別表1）に示す。
		[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 7.5 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。
		[12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。
		[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。	
添付図	図ハ-2-1-1-1、図ニ-1、図ニ-4、図ニ-5-1	

(1) (欠番)

先行申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様を一重下線で示す。

追第4次 表ニ-5-2 脱ガス設備 No.1 運搬台車 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	脱ガス設備 脱ガス装置
設備・機器名称 機器名	{3009} 脱ガス設備 No.1 運搬台車	
変更内容	改造 (耐震補強の仕様を本表 (別表 2) に示す。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2-1 燃料棒加工室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	リフター式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量:  (燃料棒トレイ 5 個 (燃料棒 90 本))
核燃料物質の状態	燃料棒	
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	<p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域の単一ユニット (No.2-4(2)) を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 <p>燃料棒装荷部 上下方向段数:1 段 装荷部高さ:40 cm 以下 横方向: 無限個 装荷部の幅:40 cm 以下 面間距離 :30.5 cm 以上 長さ方向: 無限長さ</p> <p>燃料棒トレイ 燃料棒列数:18 列以下 トレイ段数:5 段以下 トレイ上下方向ピッチ:3.0 cm 以上</p> <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) <u>第 2-4 領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々 30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</u></p>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
地震による損傷の防止	地震による損傷の防止	<p>[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 レールを据付ボルトで床面の埋込プレートに固定。</p> 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—

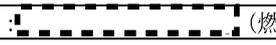
追第4次 表ニ-5-2 脱ガス設備 No.1 運搬台車 仕様

技術基準に基づく仕様	閉じ込めの機能	[10.1-F1] 燃料棒トレイを取り扱う際に落下しないよう、ストッパを設ける。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表1）に示す。
		[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所ので想定する没水水位 7.5 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。
		[12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所ので想定する没水水位 7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。
		[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。	
添付図	図ハ-2-1-1-1、図ニ-1、図ニ-4、図ニ-5-2	

(1) (欠番)

先行申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様を一重下線で示す。

追第4次 表ニ-6-1 第二端栓溶接設備 No. 1 燃料棒搬送 No. 1-1 部 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	第二端栓溶接設備 第二端栓溶接装置
設備・機器名称 機器名	{3010} 第二端栓溶接設備 No. 1 燃料棒搬送 No. 1-1 部	
変更内容	改造 (耐震補強の仕様を本表 (別表 2) に示す。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2-1 燃料棒加工室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	ウォーキングビーム式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量:  (燃料棒 12 本)
	核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域の単一ユニット (No. 2-4(3)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8cm 以下 [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) <u>第 2-4 領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々 30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</u>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] 燃料棒を取り扱う際に落下しないよう、ガイドローラ及び溝型トレイで保持する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。
		[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。

追第4次 表ニ-6-1 第二端栓溶接設備 No.1 燃料棒搬送 No.1-1部 仕様

技術基準に基づく仕様	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 7.5 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。	
添付図	図ハ-2-1-1-1、図ニ-1、図ニ-6、図ニ-6-1	

(1) (欠番)

先行申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様を一重下線で示す。

追第4次 表ニ-6-2 第二端栓溶接設備 No.1 第二端栓溶接 No.1-1部 仕様

許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1803284号(平成30年3月28日付け)
	施設名称	第二端栓溶接設備 第二端栓溶接装置
設備・機器名称 機器名	{3011} 第二端栓溶接設備 No.1 第二端栓溶接 No.1-1部	
変更内容	改造(耐震補強の仕様を本表(別表2)に示す。)	
設置場所	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	
員数	1台	
一般仕様	型式	シングルロッド式二連ヘッド型
	主要な構造材	本表(別表1)に示す。
	寸法(単位:mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量  (燃料棒 2本 ^{*1})
	核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット(No.2-4(3))を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ:9.8cm以下
		[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) <u>第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</u>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第1類とする。 強度部材を本表(別表1)に示す。 アンカーボルトで床面に固定。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] 燃料棒を取り扱う際に落下しないよう、溶接機内に挿入する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構(強度部材)は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表(別表1)に示す。
		[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。

追第4次 表ニ-6-2 第二端栓溶接設備 No.1 第二端栓溶接 No.1-1部 仕様

技術基準に基づく仕様	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 7.5 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。	
添付図	図ハ-2-1-1-1、図ニ-1、図ニ-6、図ニ-6-2	

※1 第二端栓溶接設備 No.1 燃料棒搬送 No.1-1部の燃料棒 12本に含まれる。

(1) (欠番)

先行申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様を一重下線で示す。

追第4次 表ニ-6-3 第二端栓溶接設備 No.1 第二端栓溶接 No.1-2部 仕様

許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1803284号(平成30年3月28日付け)
	施設名称	第二端栓溶接設備 第二端栓溶接装置
設備・機器名称 機器名	{3012} 第二端栓溶接設備 No.1 第二端栓溶接 No.1-2部	
変更内容	改造(耐震補強の仕様を本表(別表2)に示す。)	
設置場所	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	
員数	1台	
一般仕様	型式	シングルロッド式二連ヘッド型
	主要な構造材	本表(別表1)に示す。
	寸法(単位:mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量  (燃料棒 2本 ^{*1})
	核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット(No.2-4(3))を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ:9.8cm以下
		[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) <u>第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</u>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第1類とする。 強度部材を本表(別表1)に示す。 アンカーボルトで床面に固定。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] 燃料棒を取り扱う際に落下しないよう、溶接機内に挿入する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構(強度部材)は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表(別表1)に示す。
		[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。

追第4次 表ニ-6-3 第二端栓溶接設備 No.1 第二端栓溶接 No.1-2部 仕様

技術基準に基づく仕様	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 7.5 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。
	添付図	図ハ-2-1-1-1、図ニ-1、図ニ-6、図ニ-6-3

※1 第二端栓溶接設備 No.1 燃料棒搬送 No.1-1部の燃料棒 12本に含まれる。

(1) (欠番)

先行申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様を一重下線で示す。

追第4次 表ニ-6-4 第二端栓溶接設備 No.1 燃料棒搬送 No.1-2部 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	第二端栓溶接設備 第二端栓溶接装置
設備・機器名称 機器名	{3013} 第二端栓溶接設備 No. 1 燃料棒搬送 No. 1-2 部	
変更内容	改造 (耐震補強の仕様を本表 (別表 2) に示す。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2-1 燃料棒加工室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	ウォーキングビーム式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量:  (燃料棒 26 本)
	核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域の単一ユニット (No.2-4(3)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8cm 以下
		[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) <u>第 2-4 領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々 30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</u>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] 燃料棒を取り扱う際に落下しないよう、ガイドローラ及び溝型トレイで保持する、及びストップを設ける。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。
		[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。

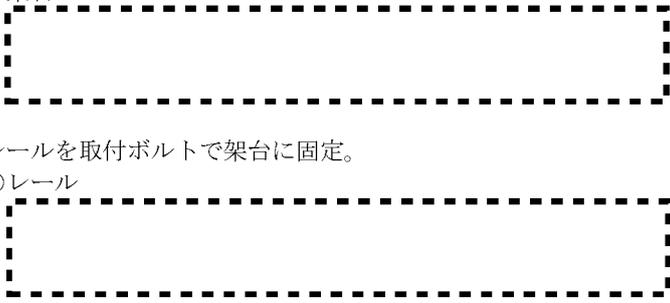
追第4次 表ニ-6-4 第二端栓溶接設備 No.1 燃料棒搬送 No.1-2部 仕様

技術基準に基づく仕様	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 7.5 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。
	添付図	図ハ-2-1-1-1、図ニ-1、図ニ-6、図ニ-6-4

(1) (欠番)

先行申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様を一重下線で示す。

追第4次 表ニ-7-1 燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒移載(1)部 仕様

許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1803284号(平成30年3月28日付け)
	施設名称	搬送設備(燃料棒) 燃料棒搬送設備 No.1
設備・機器名称 機器名	{3014} 燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒移載(1)部	
変更内容	改造(耐震補強の仕様を本表(別表2)に示す。)	
設置場所	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	
員数	1台	
一般仕様	型式	クレーン型
	主要な構造材	本表(別表1)に示す。
	寸法(単位:mm)	概略寸法:(装置) (架台)
	その他の構成機器	架台
	その他の性能	最大取扱量: (燃料棒 18本)
	核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット(No.2-4(1))を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ:9.8cm以下 [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) <u>第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</u>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第1類とする。 強度部材を本表(別表1)に示す。 架台をアンカーボルトで床面と壁面に固定。 ○架台  レールを取付ボルトで架台に固定。 ○レール
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
加工施設への人の不法な侵入等の防止	—	
閉じ込めの機能	[10.1-F1] 燃料棒を取り扱う際に落下しないよう、溝型トレイで保持する。	

追第4次 表ニ-7-1 燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒移載(1)部 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構(強度部材)は不燃性材料である鋼製又はアルミニウム合金製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表(別表1)に示す。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位7.5 cmに対して、20 cm以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cmに対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G程度に対しても弾性範囲にとどめる。
	添付図	図ハ-2-1-1-1、図ニ-1、図ニ-7、図ニ-7-1

(1) (欠番)

先行申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様を一重下線で示す。

追第4次 表ニ-7-2 燃料棒搬送設備 No.1 被覆管コンベア部 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	搬送設備 (燃料棒) 燃料棒搬送設備 No.1
設備・機器名称 機器名	{3015} 燃料棒搬送設備 No.1 被覆管コンベア部	
変更内容	変更なし	
設置場所	第2加工棟 第2-1燃料棒加工室	
員数	1台	
一般仕様	型式	ローラー式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量:  (燃料棒 18本)
	核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット (No.2-4(1)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8cm 以下 [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) <u>第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</u>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第1類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] 燃料棒を取り扱う際に落下しないよう、ガイドローラ及び溝型トレイで保持する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。
		[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。

追第4次 表ニ-7-2 燃料棒搬送設備 No.1 被覆管コンベア部 仕様

技術基準に基づく仕様	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 7.5 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。	
添付図	図ハ-2-1-1-1、図ニ-1、図ニ-7、図ニ-7-2	

(1) (欠番)

先行申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様を一重下線で示す。

追第4次 表ニ-7-3 燃料棒搬送設備 No.1 除染コンベア部 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	搬送設備 (燃料棒) 燃料棒搬送設備 No. 1
設備・機器名称 機器名	{3016} 燃料棒搬送設備 No. 1 除染コンベア部	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2-1 燃料棒加工室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	ローラー式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量:  (燃料棒 18 本)
	核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域の単一ユニット (No.2-4(1)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8cm 以下
		[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) <u>第 2-4 領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々 30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</u>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] 燃料棒を取り扱う際に落下しないよう、ガイドローラで保持する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。
		[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。

追第4次 表ニ-7-3 燃料棒搬送設備 No.1 除染コンベア部 仕様

技術基準に基づく仕様	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 7.5 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。	
添付図	図ハ-2-1-1-1、図ニ-1、図ニ-7、図ニ-7-3	

(1) (欠番)

先行申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様を一重下線で示す。

追第4次 表ニ-7-4 燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒トレイ移載部 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	搬送設備 (燃料棒) 燃料棒搬送設備 No. 1
設備・機器名称 機器名	{3017} 燃料棒搬送設備 No. 1 燃料棒トレイ移載部	
変更内容	改造 (耐震補強の仕様を本表 (別表 2) に示す。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2-1 燃料棒加工室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	クレーン型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量:  (燃料棒トレイ 1 個 (燃料棒 18 本))
	核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域の単一ユニット (No.2-4(1)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8cm 以下
		[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) <u>第 2-4 領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々 30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</u>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 架台及びレールを燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒移載 (1)部と共用しており、架台を安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 架台及びレールを燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒移載 (1)部と共用しており、架台をアンカーボルトで床面と壁面に固定し、レールを取付ボルトで架台に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] 燃料棒トレイを取り扱う際に落下しないよう、チャックで保持する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料であるアルミニウム合金製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。
[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。		

追第4次 表ニ-7-4 燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒トレイ移載部 仕様

技術基準に基づく仕様	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 7.5 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。	
添付図	図ハ-2-1-1-1、図ニ-1、図ニ-7、図ニ-7-1	

(1) (欠番)

先行申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様を一重下線で示す。

追第4次 表ニ-8-1 燃料棒搬送設備 No.2 燃料棒移送装置 (A) 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	搬送設備 (燃料棒) 燃料棒搬送設備 No.2
設備・機器名称 機器名		{3018} 燃料棒搬送設備 No.2 燃料棒移送装置 (A) —
変更内容		変更なし
設置場所		第2加工棟 第2-1燃料棒加工室
員数		1台
一般仕様	型式	ローラー式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量:  (燃料棒 18本)
	核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット (No.2-4(3)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8cm 以下 [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) <u>第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</u>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第1類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] 燃料棒を取り扱う際に落下しないよう、ガイドローラで保持する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。
		[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。

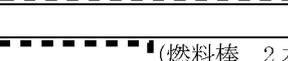
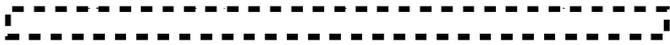
追第4次 表ニ-8-1 燃料棒搬送設備 No.2 燃料棒移送装置 (A) 仕様

技術基準に基づく仕様	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 7.5 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。	
添付図	図ハ-2-1-1-1、図ニ-1、図ニ-8-1	

(1) (欠番)

先行申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様を一重下線で示す。

追第4次 表ニ-9-1 燃料棒搬送設備 No.3 燃料棒移載装置 (2) 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 搬送設備 (燃料棒) 燃料棒搬送設備 No.3
設備・機器名称 機器名	{3019} 燃料棒搬送設備 No.3 燃料棒移載装置 (2) —	
変更内容	変更なし	
設置場所	第2加工棟 第2-1 燃料棒加工室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	クレーン型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: (装置)  (架台) 
	その他の構成機器	架台
	その他の性能	最大取扱量  (燃料棒 2 本)
	核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4 領域の単一ユニット (No.2-4(3)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8cm 以下 [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) <u>第2-4 領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々 30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</u>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第1類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 架台をアンカーボルトで床面に固定。 ○架台  レールを取付ボルトで架台に固定。 ○レール 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] 燃料棒を取り扱う際に落下しないよう、溝型トレイで保持する。

追第4次 表ニ-9-1 燃料棒搬送設備 No.3 燃料棒移載装置 (2) 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構(強度部材)は不燃性材料である鋼製又はアルミニウム合金製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表(別表1)に示す。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位7.5 cmに対して、20 cm以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位7.5 cmに対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G程度に対しても弾性範囲にとどめる。
	添付図	図ハ-2-1-1-1、図ニ-1、図ニ-9-1

(1) (欠番)

先行申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様を一重下線で示す。

追第4次 表ニ-10-1 ペレット検査台 No.2 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 検査設備 ペレット検査台
設備・機器名称 機器名	{3020} ペレット検査台 No. 2 —	
変更内容	改造 (火災対策のため、設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。) 改造 (保管容器 G 型の落下防止のため、ストッパを追加する。) 改造 (高さ制限棒を変更・追加する。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2-1 燃料棒加工室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	机型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量:  (保管容器 G 型 1 個)
	核燃料物質の状態	酸化ウランペレット
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域の単一ユニット (No. 2-4(1)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8cm 以下 [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) <u>第 2-4 領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々 30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</u>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 2 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] ペレット及びペレットトレイを取り扱う際にペレットが設備外に落下しないよう、設備カバーを設置する。また、保管容器 G 型を取り扱う際に落下しないよう、ストッパを設ける。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。
		[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。

追第4次 表ニ-10-1 ペレット検査台 No.2 仕様

技術基準に基づく仕様		[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 7.5 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ハ-2-1-1-1、図ニ-1、図ニ-10-1	

(1) (欠番)

先行申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様を一重下線で示す。

追第4次 表ニ-11-1 燃料棒搬送設備 No. 8 被覆管コンベア No. 8-1 部 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	搬送設備 (燃料棒) 燃料棒搬送設備 No. 8
設備・機器名称 機器名	{3021} 燃料棒搬送設備 No. 8 被覆管コンベア No. 8-1 部	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2-1 燃料棒加工室 第 2-2 燃料棒加工室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	ウォーキングビーム式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量  (燃料棒 2 本)
	核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域の単一ユニット (No. 2-4(6)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8cm 以下
		[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) <u>第 2-4 領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々 30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</u>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] 燃料棒を取り扱う際に落下しないよう、ガイドローラ及び溝型トレイで保持する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。
		[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。

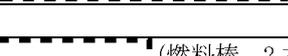
追第4次 表ニ-11-1 燃料棒搬送設備 No.8 被覆管コンベア No.8-1部 仕様

技術基準に基づく仕様	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 7.5 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。	
添付図	図ハ-2-1-1-1、図ニ-1、図ニ-11、図ニ-11-1	

(1) (欠番)

先行申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様を一重下線で示す。

追第4次 表ニ-11-2 燃料棒搬送設備 No. 8 燃料棒移載 No. 8-1 部 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	搬送設備 (燃料棒) 燃料棒搬送設備 No. 8
設備・機器名称 機器名	{3022} 燃料棒搬送設備 No. 8 燃料棒移載 No. 8-1 部	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2-1 燃料棒加工室 第 2-2 燃料棒加工室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	クレーン式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: (装置)  (架台) 
	その他の構成機器	架台
	その他の性能	最大取扱量  (燃料棒 2 本)
	核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域の単一ユニット (No. 2-4(1) 及び No. 2-4(6)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt% 以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8 cm 以下 [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) <u>第 2-4 領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々 30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</u>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 架台をアンカーボルトで床面に固定。 ○架台  レールを取付ボルトで架台に固定。 ○レール 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
閉じ込めの機能	[10.1-F1] 燃料棒を取り扱う際に落下しないよう、溝型トレイで保持する。	

追第4次 表ニ-11-2 燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移載 No.8-1部 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表1）に示す。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 7.5 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。
	添付図	図ハ-2-1-1-1、図ニ-1、図ニ-11、図ニ-11-2

(1) (欠番)

先行申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様を一重下線で示す。

追第4次 表ニ-11-3 燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移載 No.8-2部 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 搬送設備 (燃料棒) 燃料棒搬送設備 No.8
設備・機器名称 機器名		{3023} 燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移載 No.8-2部
変更内容		変更なし
設置場所		第2加工棟 第2-1燃料棒加工室 第2-2燃料棒加工室
員数		1台
一般仕様	型式	ウォーキングビーム式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量  (燃料棒 2本)
	核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-4領域の単一ユニット (No.2-4(1)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8 cm 以下 [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) <u>第2-4領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々30 cm以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</u>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第1類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] 燃料棒を取り扱う際に落下しないよう、溝型トレイで保持する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。
		[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。

追第4次 表ニ-11-3 燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移載 No.8-2部 仕様

技術基準に基づく仕様	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 7.5 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。	
添付図	図ハ-2-1-1-1、図ニ-1、図ニ-11、図ニ-11-3	

(1) (欠番)

先行申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様を一重下線で示す。

追第4次 表ニ-12-1 ペレット一時保管台 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) ペレット編成挿入設備 ペレット一時保管台
設備・機器名称 機器名	{3024} ペレット一時保管台 —	
変更内容	改造 (火災対策のため、設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。) 改造 (ペレット保管容器の落下防止のため、ストッパを追加する。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2-2 燃料棒加工室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	机型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量:  (ペレット保管容器 8 個)
	核燃料物質の状態	酸化ウランペレット
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域の単一ユニット (No. 2-4(4)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8 cm 以下 [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) <u>第 2-4 領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々 30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</u>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] ペレット保管容器を取り扱う際に落下しないよう、ストッパを設ける。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 7.5 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。
	安全避難通路等	—

追第4次 表ニ-12-1 ペレット一時保管台 仕様

技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G程度に対しても弾性範囲にとどめる。	
添付図	図ハ-2-1-1-1、図ニ-1、図ニ-12-1	

(1) (欠番)

先行申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様を一重下線で示す。

追第4次 表ニ-13-1 ペレット検査装置 No.5 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	ペレット編成挿入設備 ペレット検査装置
設備・機器名称 機器名	{3025} ペレット検査装置 No. 5 —	
変更内容	改造 (火災対策のため、設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。) 改造 (ペレット保管容器の落下防止のため、ストッパ・ガイドを追加する。) 改造 (高さ制限棒を変更・追加する。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2-2 燃料棒加工室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	ペレット回転式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量:  (ペレット保管容器 2 個)
核燃料物質の状態	酸化ウランペレット	
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域の単一ユニット (No. 2-4(5)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8cm 以下 [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、 <u>単一ユニット間の面間距離を各々 30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</u>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルト及び据付ボルトで床面に固定。 
	津波による損傷の防止	—
外部からの衝撃による損傷の防止	—	
加工施設への人の不法な侵入等の防止	—	
閉じ込めの機能	[10.1-F1] ペレット及びペレットトレイを取り扱う際にペレットが設備外に落下しないよう設備カバーを設ける。また、ペレット保管容器を取り扱う際に落下しないよう、ストッパ及びガイドを設ける。	

追第4次 表ニ-13-1 ペレット検査装置 No.5 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表1）に示す。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 7.5 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。	
添付図	図ハ-2-1-1-1、図ニ-1、図ニ-13-1	

(1) (欠番)

先行申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様を一重下線で示す。

追第4次 表ニ-1 4-1 ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット保管箱搬送部 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) ペレット編成挿入設備 ペレット編成挿入機
設備・機器名称 機器名	{3026} ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット保管箱搬送部	
変更内容	改造 (耐震補強の仕様を本表 (別表 2) に示す。) 改造 (老朽化対策のため、ロボットを更新する。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2-2 燃料棒加工室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	コンベア式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	ロボット (重量約 20 kg)
	その他の性能	最大取扱量:  (ペレット保管容器 17 個)
	核燃料物質の状態	酸化ウランペレット
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域の単一ユニット (No. 2-4(6)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8 cm 以下 [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) <u>第 2-4 領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々 30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</u>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定。  ロボットを取付ボルトで設備に固定。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
加工施設への人の不法な侵入等の防止	—	
閉じ込めの機能	[10.1-F1] ペレットトレイを取り扱う際にペレットが設備外に落下しないよう設備カバーを設ける。設備カバーは、ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット編成挿入部の設備カバーを共用する。また、ペレット保管容器を取り扱う際に落下しないよう、ストップ、ガイドを設ける。	

追第4次 表ニ-14-1 ペレット編成挿入機 No.2-1 ペレット保管箱搬送部 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表1）に示す。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 7.5 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。	
添付図	図ハ-2-1-1-1、図ニ-1、図ニ-14-1	

(1) (欠番)

先行申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様を一重下線で示す。

追第4次 表ニ-14-2 ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット編成挿入部 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	ペレット編成挿入設備 ペレット編成挿入機
設備・機器名称 機器名	{3027} ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット編成挿入部	
変更内容	改造 (耐震補強の仕様を本表 (別表 2) に示す。) 改造 (火災対策のため、設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2-2 燃料棒加工室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	水平台式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法 
	その他の構成機器	上皿電子天秤
	その他の性能	最大取扱量  (酸化ウランペレット)
	核燃料物質の状態	酸化ウランペレット、燃料棒
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域の単一ユニット (No. 2-4(6)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8 cm 以下 [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) <u>第 2-4 領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々 30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</u>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] ペレット及びペレットトレイを取り扱う際にペレットが設備外に落下しないよう、設備カバーを設ける。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製又はステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。
		[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。

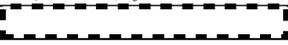
追第4次 表ニ-14-2 ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット編成挿入部 仕様

技術基準に基づく仕様	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12. 1-F1] 設置場所で想定する没水水位 7.5 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。 [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。	
添付図	図ハ-2-1-1-1、図ニ-1、図ニ-14-2	

(1) (欠番)

先行申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様を一重下線で示す。

追第4次 表ニ-15-1 燃料棒解体装置 No.2 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) ペレット編成挿入設備 燃料棒解体装置
設備・機器名称 機器名	{3028} 燃料棒解体装置 No. 2 —	
変更内容	改造 (火災対策のため、設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。) 改造 (ペレット保管容器及び燃料棒の落下防止のため、ストッパを追加する。) 改造 (高さ制限棒を追加する。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2-2 燃料棒加工室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	机型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量  (燃料棒 7 本)
	核燃料物質の状態	酸化ウランペレット、燃料棒
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域の単一ユニット (No. 2-4(7)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8cm 以下 [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) <u>第 2-4 領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々 30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</u>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 2 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] ペレット及びペレットトレイを取り扱う際に、ペレットが設備外に落下しないよう設備カバーを設ける。ペレット保管容器及び燃料棒を取り扱う際に落下しないよう、ストッパを設ける。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。
		[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。

追第4次 表ニ-15-1 燃料棒解体装置 No.2 仕様

技術基準に基づく仕様	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 7.5 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
添付図	図ハ-2-1-1-1、図ニ-1、図ニ-15-1	

(1) (欠番)

先行申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様を一重下線で示す。

追第4次 表ニ-16-1 計量設備架台 No.9 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 検査設備 計量設備架台
設備・機器名称 機器名		{3029} 計量設備架台 No. 9 —
変更内容		変更なし
設置場所		第 2 加工棟 第 2-2 燃料棒加工室
員数		1 台
一般仕様	型式	台型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器 ^②	—
	その他の性能	最大取扱量:  (ペレット保管容器 1 個)
	核燃料物質の状態	酸化ウランペレット
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域の単一ユニット (No. 2-4(8)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8cm 以下 [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) <u>第 2-4 領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々 30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</u>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 2 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] ペレット及びペレット保管容器を取り扱う際に落下しないよう、落下防止板を設ける。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 7.5 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。
	安全避難通路等	—

追第4次 表ニ-16-1 計量設備架台 No.9 仕様

技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
添付図	図ハ-2-1-1-1、図ニ-1、図ニ-16-1	

(1) (欠番)

(2) 質量が核的制限値未満であることを確認するために設備内に設置する上皿電子天秤については、第5次申請の{8068}計量設備 上皿電子天秤の仕様表(表リ-他-14)において適合性を確認する。

先行申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様を一重下線で示す。

先行申請からの追加記載分を二重下線で示す。

追第4次 表ニ-17-1 計量設備架台 No.10 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 検査設備 計量設備架台
設備・機器名称 機器名	{3030} 計量設備架台 No. 10 —	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2-2 燃料棒加工室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	台型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器 ^②	—
	その他の性能	最大取扱量:  (ペレット保管容器 1 個)
核燃料物質の状態	酸化ウランペレット	
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域の単一ユニット (No. 2-4(9)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8cm 以下 [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) <u>第 2-4 領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々 30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</u>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 2 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] ペレット保管容器を取り扱う際に落下しないよう、落下防止板を設ける。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 7.5 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。
	安全避難通路等	—

追第4次 表ニ-17-1 計量設備架台 No. 10 仕様

技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ハ-2-1-1-1、図ニ-1、図ニ-17-1	

(1) (欠番)

(2) 質量が核的制限値未満であることを確認するために設備内に設置する上皿電子天秤については、第5次申請の{8068}計量設備 上皿電子天秤の仕様表(表リ-他-14)において適合性を確認する。

先行申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様を一重下線で示す。

先行申請からの追加記載分を二重下線で示す。

追第4次 表ニ-18-1 燃料棒搬送設備 No.9 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 搬送設備 (燃料棒) 燃料棒搬送設備 No. 9	
設備・機器名称 機器名		{3031} 燃料棒搬送設備 No. 9 —	
変更内容		変更なし	
設置場所		第 2 加工棟 第 2-1 燃料棒加工室 第 2-1 燃料棒検査室	
員数		1 台	
一般仕様	型式	ローラー搬送式	
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。	
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: (本体)  (燃料棒表面汚染検査装置) 	
	その他の構成機器	燃料棒表面汚染検査装置	
	その他の性能	最大取扱量:  (燃料棒 1 本)	
	核燃料物質の状態	燃料棒	
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域の単一ユニット (No. 2-4(3)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8cm 以下 [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) <u>第 2-4 領域では、単一ユニットの配置を立体角法により確認する。立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定めるに当たっては、単一ユニット間の面間距離を各々 30 cm 以上とし、いずれの単一ユニットにおいても立体角の総和が許容立体角以下となるように単一ユニットを配置する。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</u>	
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。	
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 2 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定。 ○本体  ○燃料棒表面汚染検査装置 	
	津波による損傷の防止	—	
	外部からの衝撃による損傷の防止	—	
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—	
	閉じ込めの機能		[10.1-F1] 燃料棒を取り扱う際に落下しないよう、ガイドローラーで保持する。 [10.1-F2] 端栓で密封した燃料棒を取り扱う。

追第4次 表ニ-18-1 燃料棒搬送設備 No.9 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表1）に示す。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 7.5 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
	添付図	図ハ-2-1-1-1、図ニ-1、図ニ-18-1

(1) (欠番)

先行申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様を一重下線で示す。

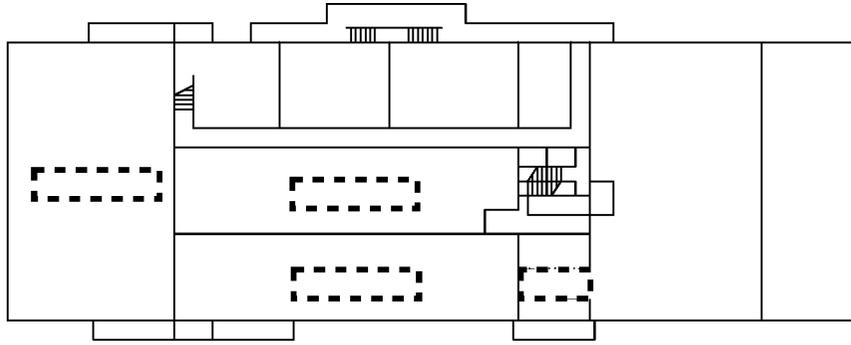
4. 添付図一覧表

番号	名称
図ニ-2 P設-1 (1)	第2加工棟の主要な部屋配置
図ニ-2 P設-1 (2)	本申請で適合性を確認する第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図(2階)
図ニ-2 P設-1 (3)	本申請で適合性を確認する第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図 (設備・機器一覧表)
図ニ-2 P設-1 (4)	第2-4領域の複数ユニットの配置全体図
図ニ-2 P設-1 (5)	第2-4領域の単一ユニット一覧表(1/2)
図ニ-2 P設-1 (6)	第2-4領域の単一ユニット一覧表(2/2)
図ニ-2 P設-1 (7)	第2-4領域の単一ユニットとサブユニットの対応
図ニ-2 P設-1 (8)	Unit 2-4(6) サブユニットと設備・機器の対応
図ニ-2 P設-1 (9)	Unit 2-4(10) サブユニットと設備・機器の対応
図ニ-2 P設-1 (10)	Unit 2-4(1)の位置及び寸法
図ニ-2 P設-1 (11)	Unit 2-4(2)の位置及び寸法
図ニ-2 P設-1 (12)	Unit 2-4(3)の位置及び寸法
図ニ-2 P設-1 (13)	Unit 2-4(4)の位置及び寸法
図ニ-2 P設-1 (14)	Unit 2-4(5)の位置及び寸法
図ニ-2 P設-1 (15)	Unit 2-4(6)の位置及び寸法
図ニ-2 P設-1 (16)	Unit 2-4(6A)の位置及び寸法
図ニ-2 P設-1 (17)	Unit 2-4(6B)の位置及び寸法
図ニ-2 P設-1 (18)	Unit 2-4(6C)の位置及び寸法
図ニ-2 P設-1 (19)	Unit 2-4(7)の位置及び寸法
図ニ-2 P設-1 (20)	Unit 2-4(8)の位置及び寸法
図ニ-2 P設-1 (21)	Unit 2-4(9)の位置及び寸法
図ニ-2 P設-1 (22)	Unit 2-4(10)の位置及び寸法
図ニ-2 P設-1 (23)	Unit 2-4(10A)の位置及び寸法
図ニ-2 P設-1 (24)	Unit 2-4(10B)の位置及び寸法
図ニ-2 P設-1 (25)	Unit 2-4(10C)の位置及び寸法
図ニ-2 P設-1 (26)	Unit 2-4(10D)の位置及び寸法
図ニ-2 P設-1 (27)	Unit 2-4(10E)の位置及び寸法
図ニ-2 P設-1 (28)	Unit 2-4(10F)の位置及び寸法
図ニ-2 P設-1 (29)	Unit 2-4(11)の位置及び寸法
図ニ-2 P設-1 (30)	Unit 2-4(12)の位置及び寸法
図ニ-2 P設-1 (31)	Unit 2-4(13)の位置及び寸法
図ニ-2 P設-1 (32)	Unit 2-4(14)の位置及び寸法
図ニ-2 P設-1 (33)	Unit 2-4(15)の位置及び寸法
図ニ-2 P設-1 (34)	Unit 2-4(16)の位置及び寸法
図ニ-2 P設-1 (35)	Unit 2-4(17)の位置及び寸法
図ニ-2 P設-1 (36)	Unit 2-4(18)の位置及び寸法
図ニ-2 P設-1 (37)	Unit 2-4(19)の位置及び寸法
図ニ-2 P設-2-1 (1)	X線透過試験機 No.1 (1/2)

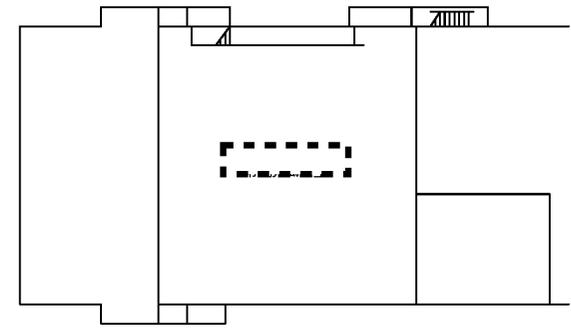
番号	名称
図ニ-2 P設-2-1 (2)	X線透過試験機 No. 1 (2 / 2)
図ニ-2 P設-2-1 (3)	X線透過試験機 No. 1 (補強部拡大図)
図ニ-2 P設-3-1	ヘリウムリーク試験機 No. 1 トレイ挿入部
図ニ-2 P設-3-2	ヘリウムリーク試験機 No. 1 ヘリウムリーク試験部
図ニ-2 P設-4-1	燃料棒検査台 No. 1 燃料棒移送 (B) 部
図ニ-2 P設-4-2	燃料棒検査台 No. 1 石定盤部
図ニ-2 P設-4-3	燃料棒検査台 No. 1 燃料棒移送 (C) 部
図ニ-2 P設-5-1	燃料棒搬送設備 No. 4 スtockコンベア (1) 部
図ニ-2 P設-5-2	燃料棒搬送設備 No. 4 燃料棒移載 (3) 部
図ニ-2 P設-6-1	燃料棒搬送設備 No. 5 燃料棒移載 (4) 部
図ニ-2 P設-6-2	燃料棒搬送設備 No. 5 燃料棒置台 (1) 部
図ニ-2 P設-6-3	燃料棒搬送設備 No. 5 燃料棒置台 (2) 部
図ニ-2 P設-6-4	燃料棒搬送設備 No. 5 燃料棒コンベア (1) 部
図ニ-2 P設-6-5	燃料棒搬送設備 No. 5 燃料棒コンベア (2) 部
図ニ-2 P設-7-1	燃料棒搬送設備 No. 6 燃料棒移載 (5) 部 及び 燃料棒移載 (6) 部
図ニ-2 P設-7-2	燃料棒搬送設備 No. 6 スtockコンベア (2) 部



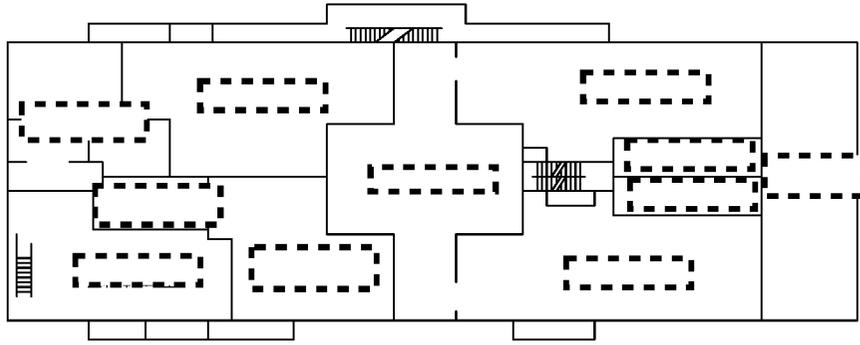
3 階



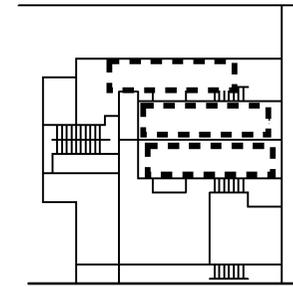
4 階



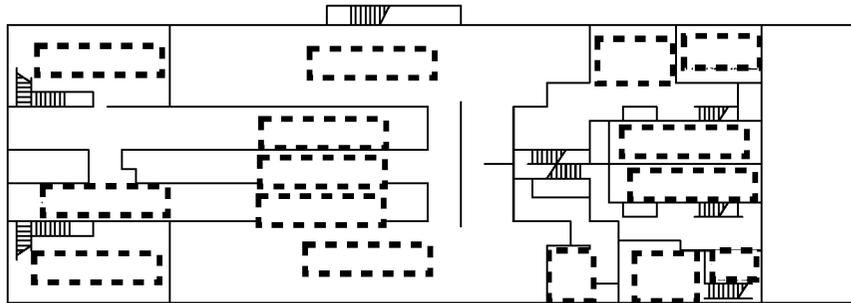
2 階



中2階



1 階

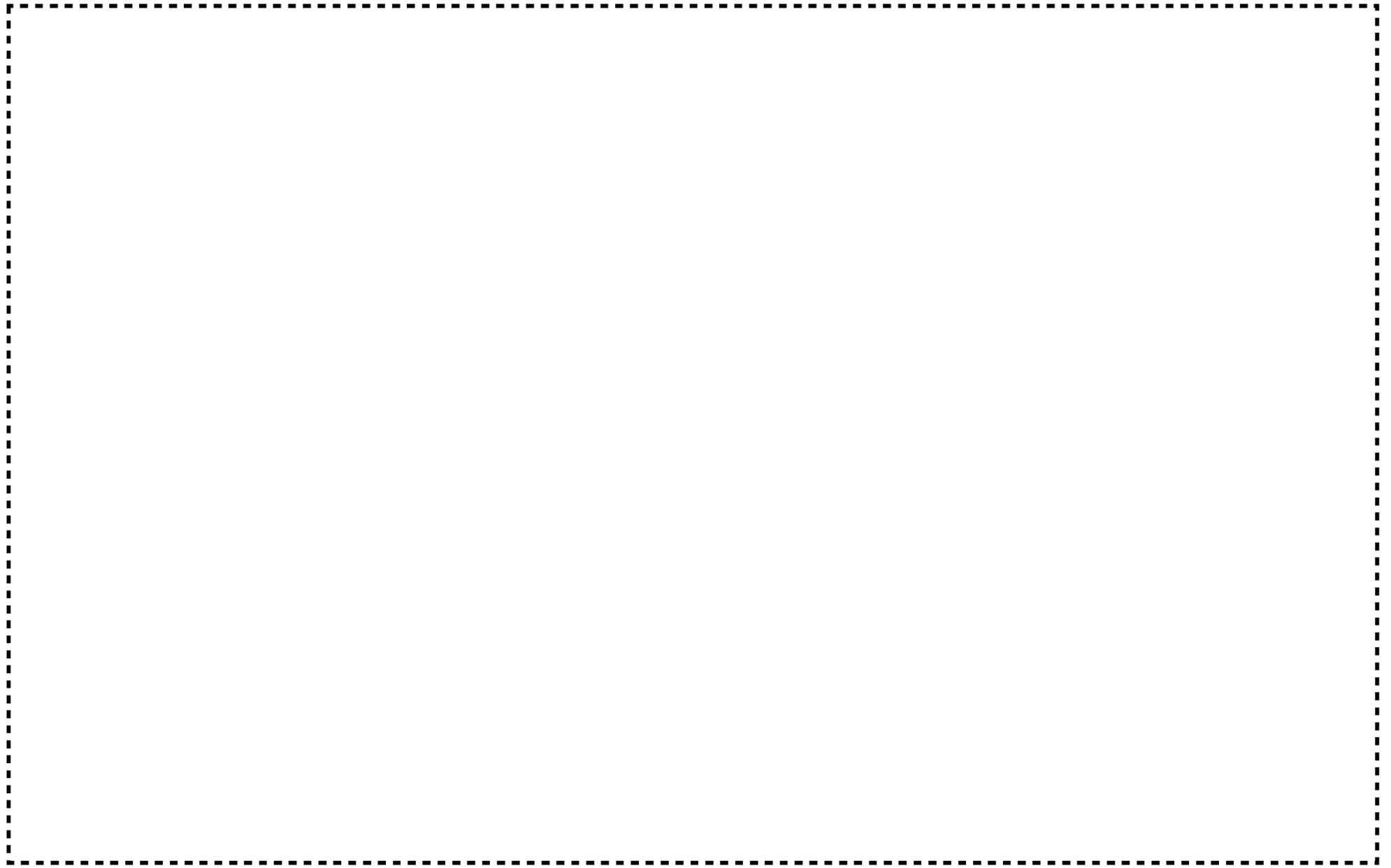


図ニ-2 P設-1 (1) 第2加工棟の主要な部屋配置



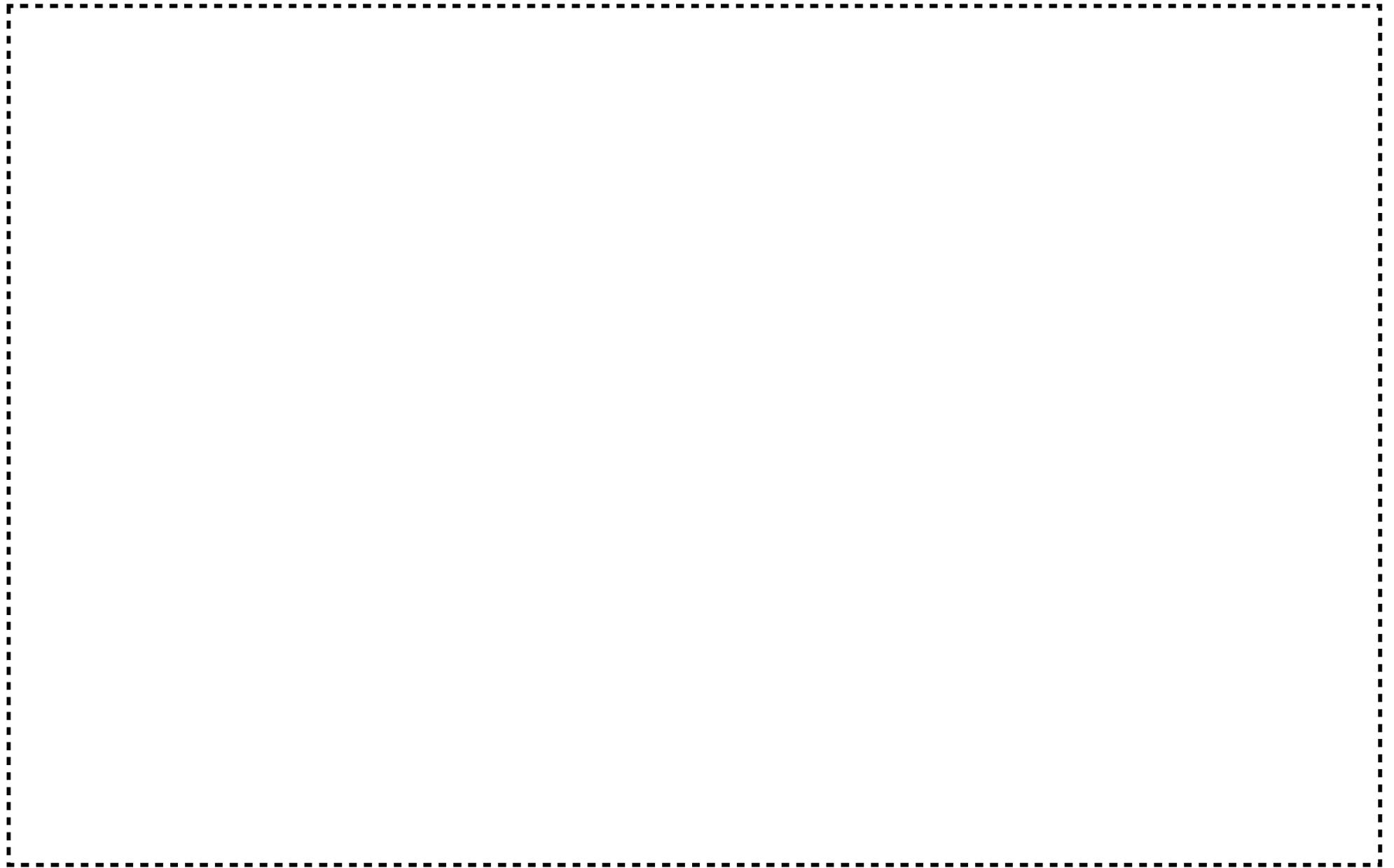
図ニ一 2 P 設一 1 (2) 本申請で適合性を確認する第 2 加工棟の設備及び機器の配置詳細図 (2 階)

番号	名 称	番号	名 称	番号	名 称
3032	X線透過試験機 No. 1	3038	燃料棒搬送設備 No. 4 スtockコンベア (1) 部	3044	燃料棒搬送設備 No. 5 燃料棒コンベア (2) 部
3033	ヘリウムリーク試験機 No. 1 トレイ挿入部	3039	燃料棒搬送設備 No. 4 燃料棒移載 (3) 部	3045	燃料棒搬送設備 No. 6 燃料棒移載 (5) 部
3034	ヘリウムリーク試験機 No. 1 ヘリウムリーク試験部	3040	燃料棒搬送設備 No. 5 燃料棒移載 (4) 部	3046	燃料棒搬送設備 No. 6 スtockコンベア (2) 部
3035	燃料棒検査台 No. 1 燃料棒移送 (B) 部	3041	燃料棒搬送設備 No. 5 燃料棒置台 (1) 部	3047	燃料棒搬送設備 No. 6 燃料棒移載 (6) 部
3036	燃料棒検査台 No. 1 石定盤部	3042	燃料棒搬送設備 No. 5 燃料棒置台 (2) 部		
3037	燃料棒検査台 No. 1 燃料棒移送 (C) 部	3043	燃料棒搬送設備 No. 5 燃料棒コンベア (1) 部		



図ニ一 2 P 設一 1 (4) 第 2 - 4 領域の複数ユニットの配置全体図

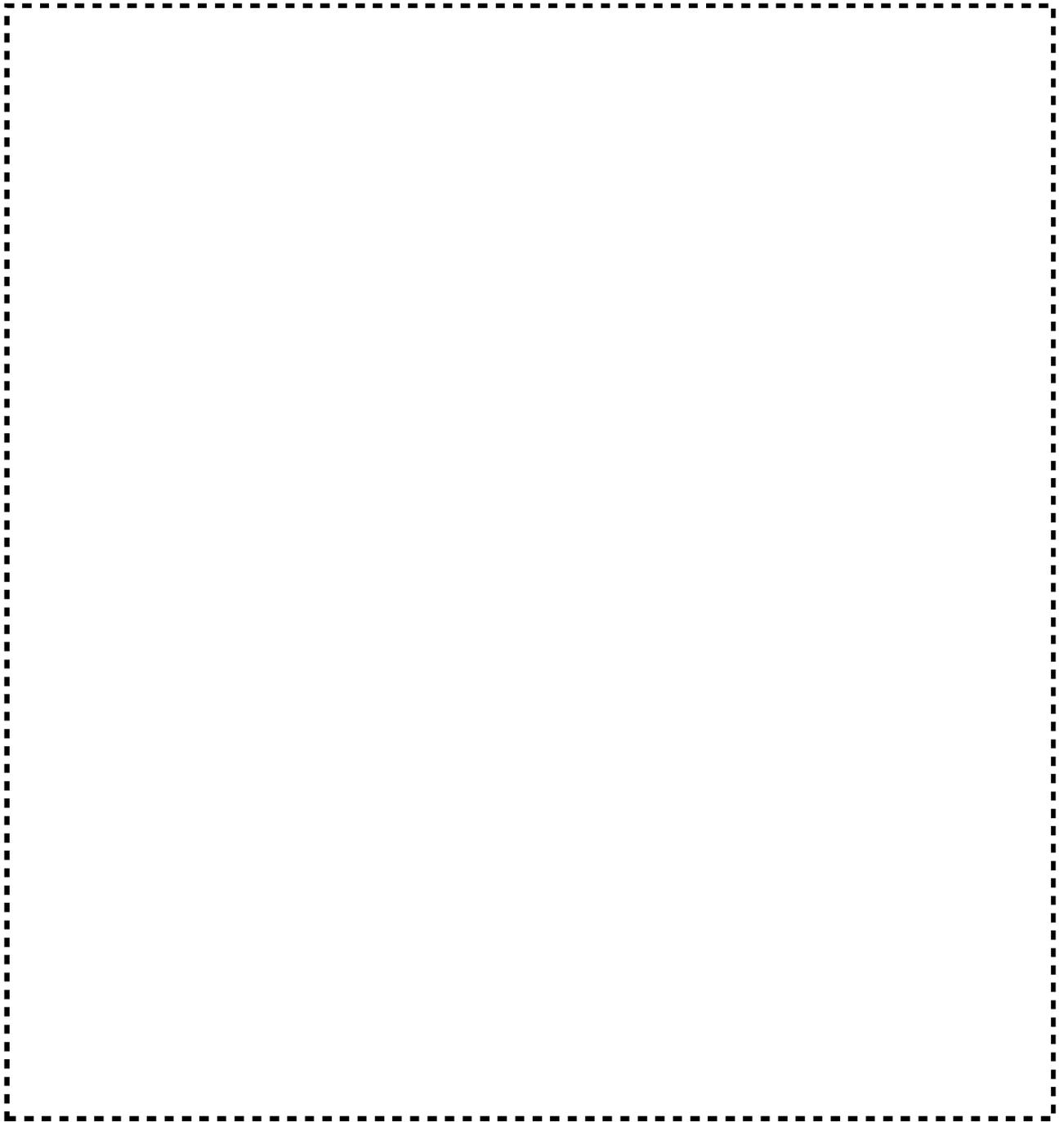
576



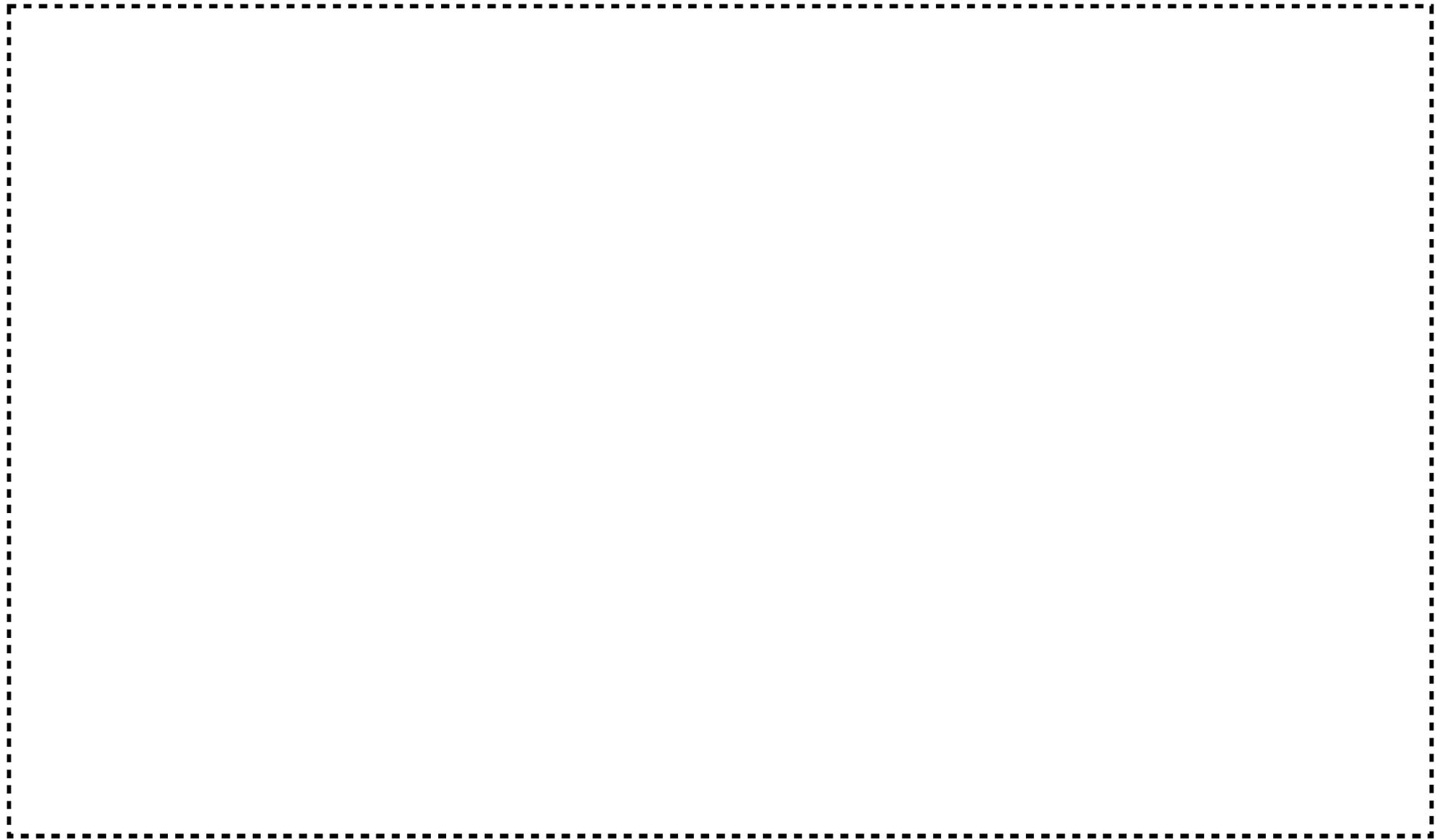
図ニ－2 P設－1（5） 第2－4領域の単一ユニット一覧表（1／2）



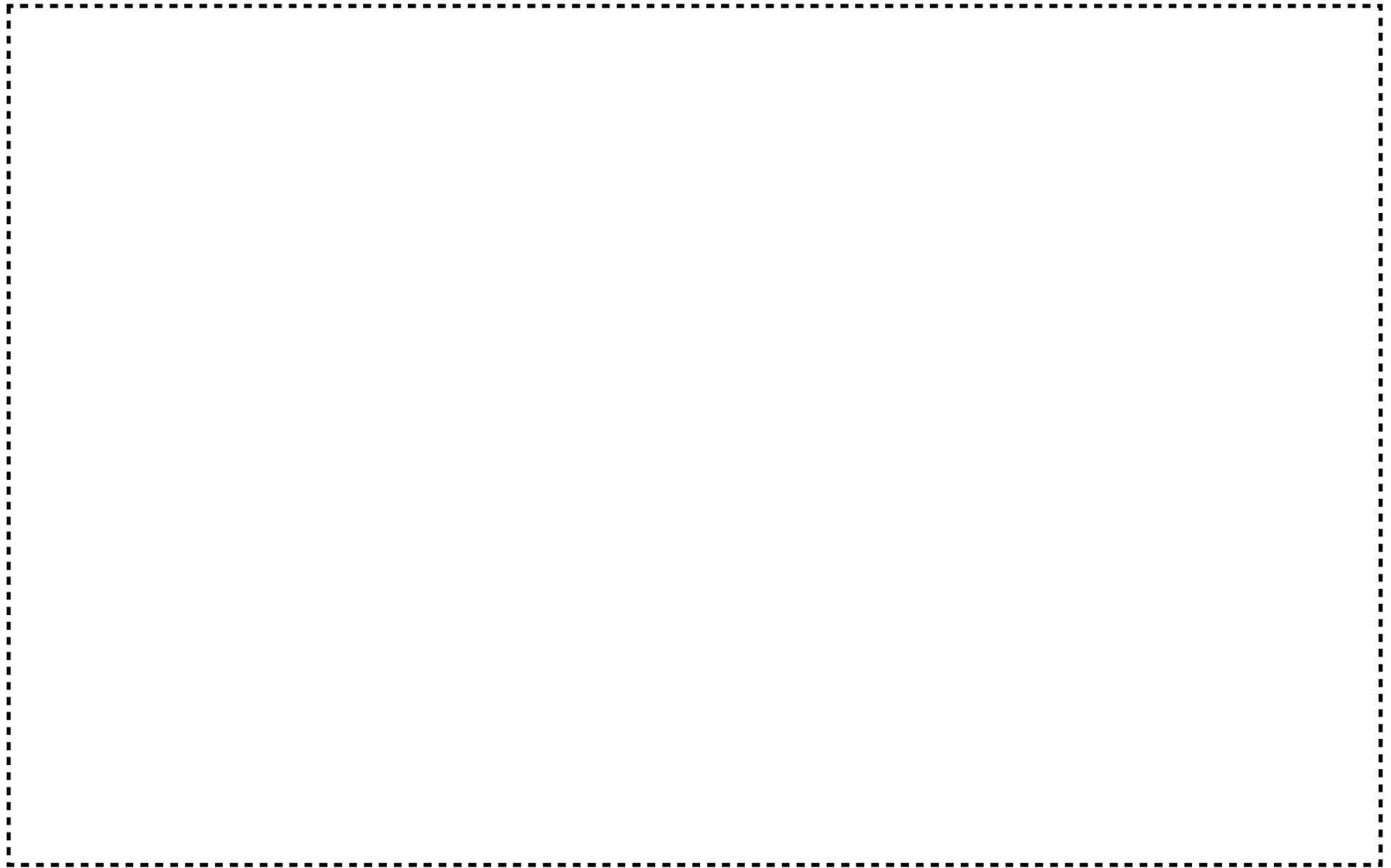
図ニ一 2 P 設一 1 (6) 第 2 - 4 領域の単一ユニット一覧表 (2 / 2)



図ニ－２ P設－１（７） 第２－４領域の単一ユニットとサブユニットの対応

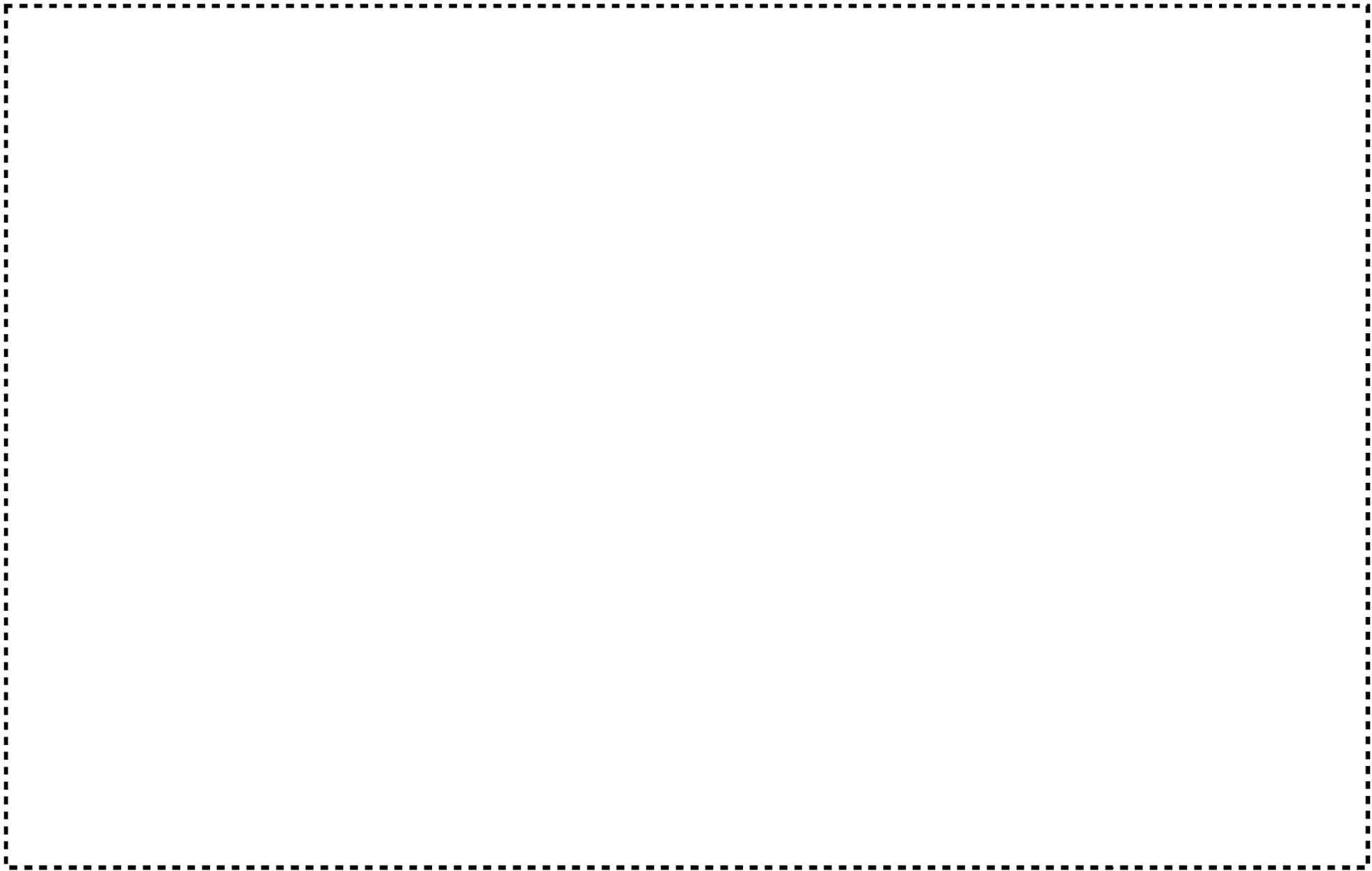


図ニ一 2 P 設一 1 (8) Unit 2-4(6) サブユニットと設備・機器の対応

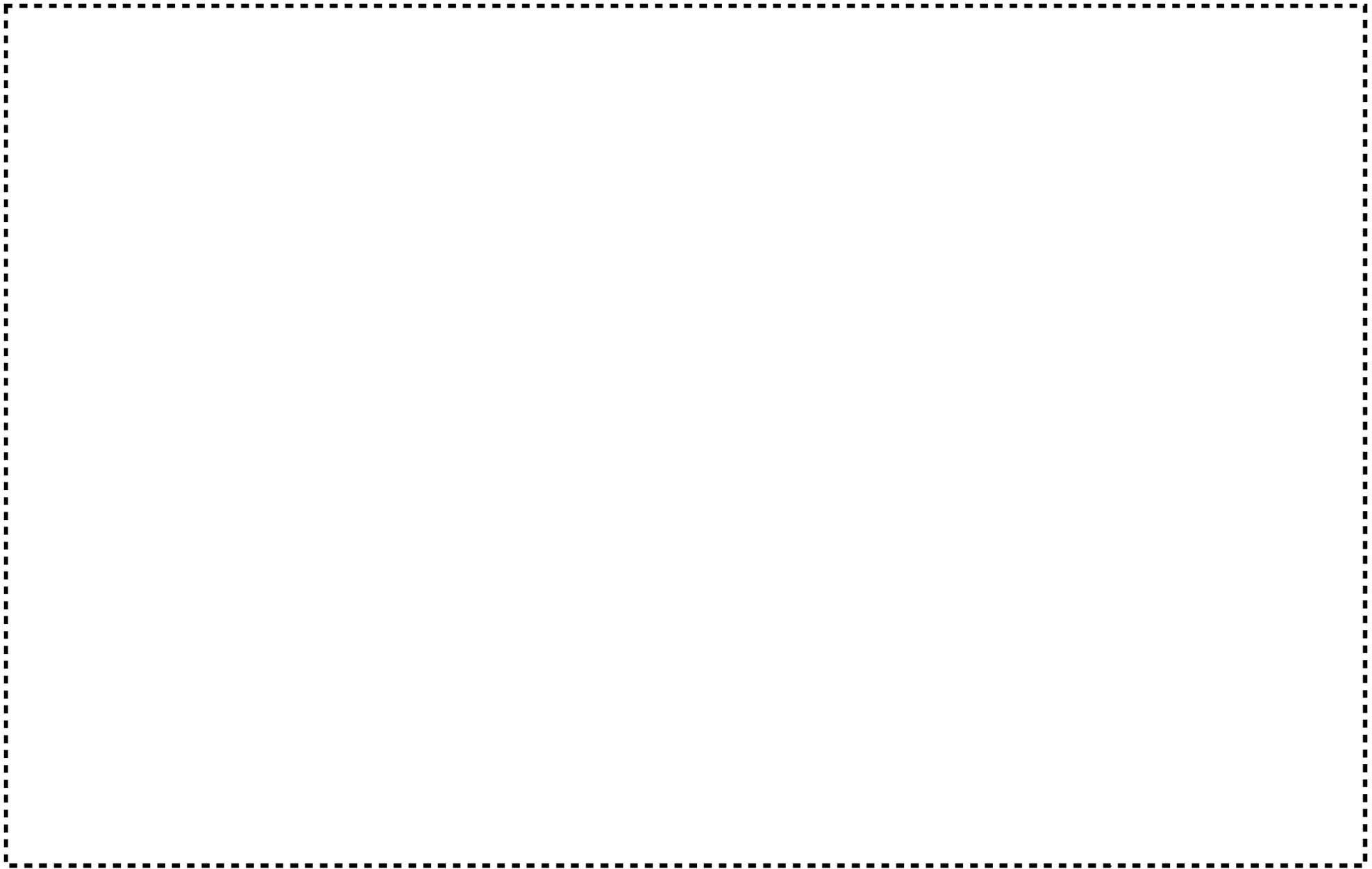


図ニ一 2 P 設一 1 (9) Unit 2-4(10) サブユニットと設備・機器の対応

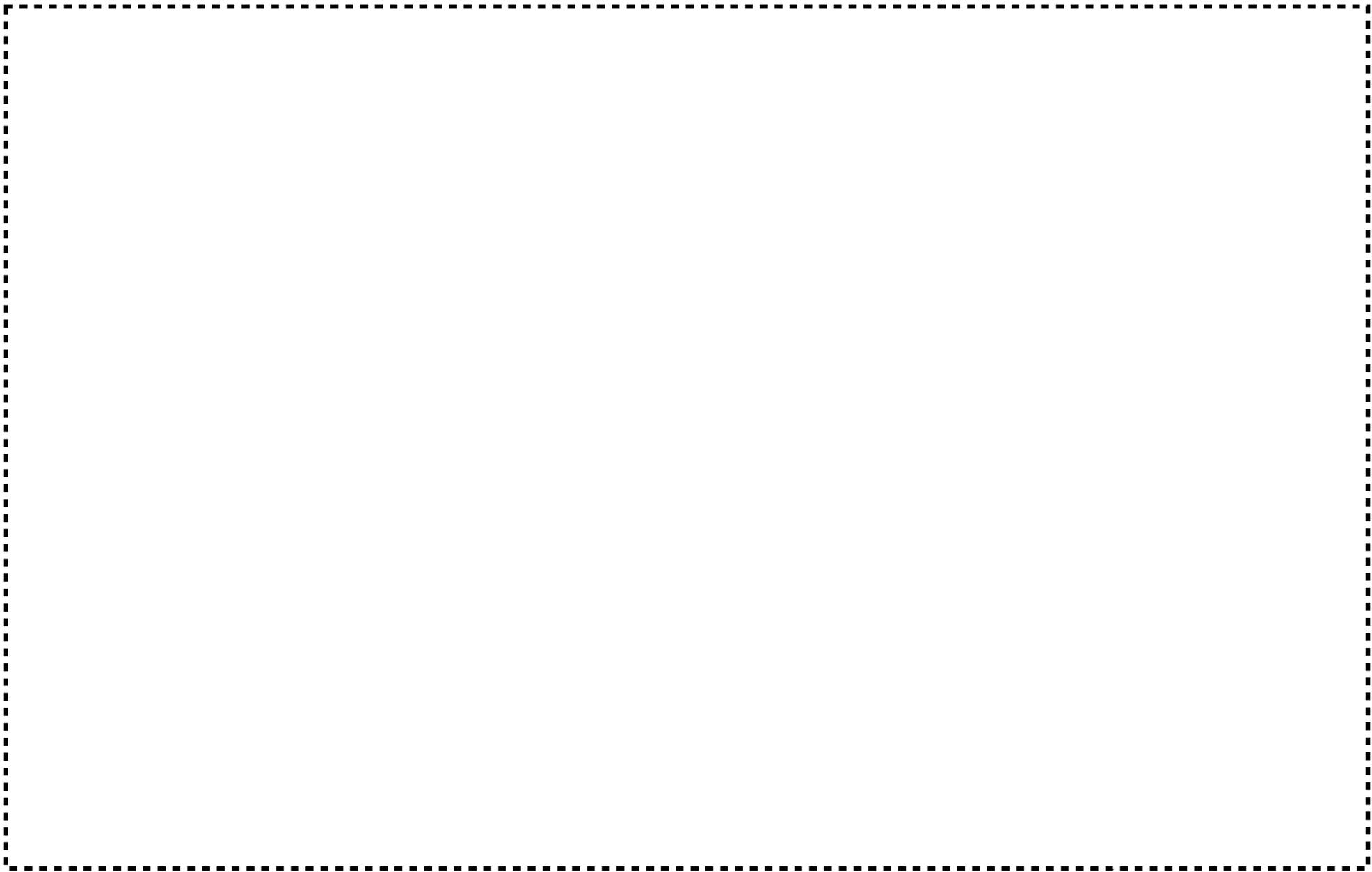
581



図ニ一 2 P 設一 1 (1 0) Unit 2-4(1)の位置及び寸法

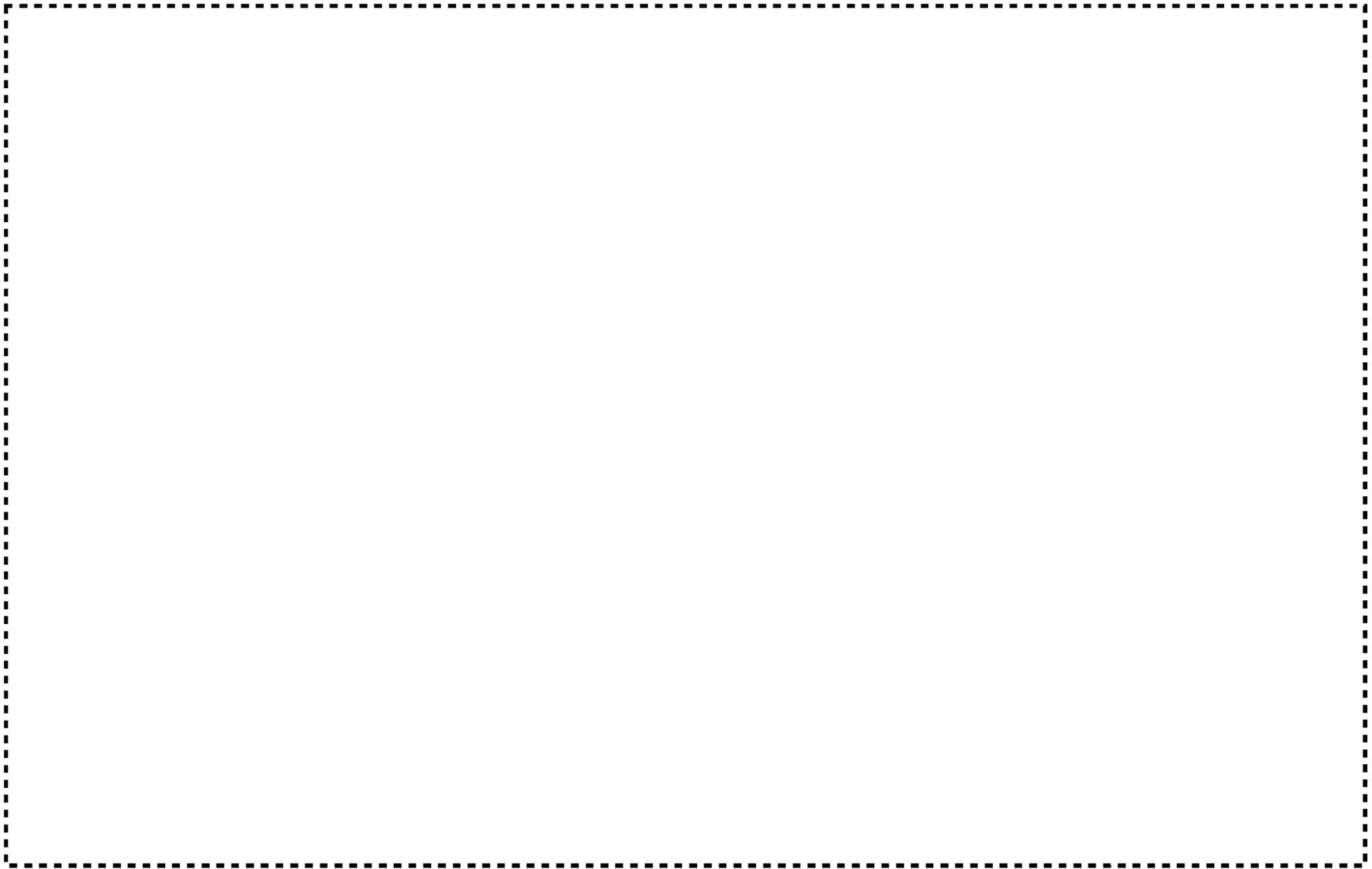


図ニ一 2 P 設一 1 (1 1) Unit 2-4(2)の位置及び寸法



図ニ一 2 P 設一 1 (1 2) Unit 2-4(3)の位置及び寸法

584



図ニ一 2 P 設一 1 (1 3) Unit 2-4(4)の位置及び寸法

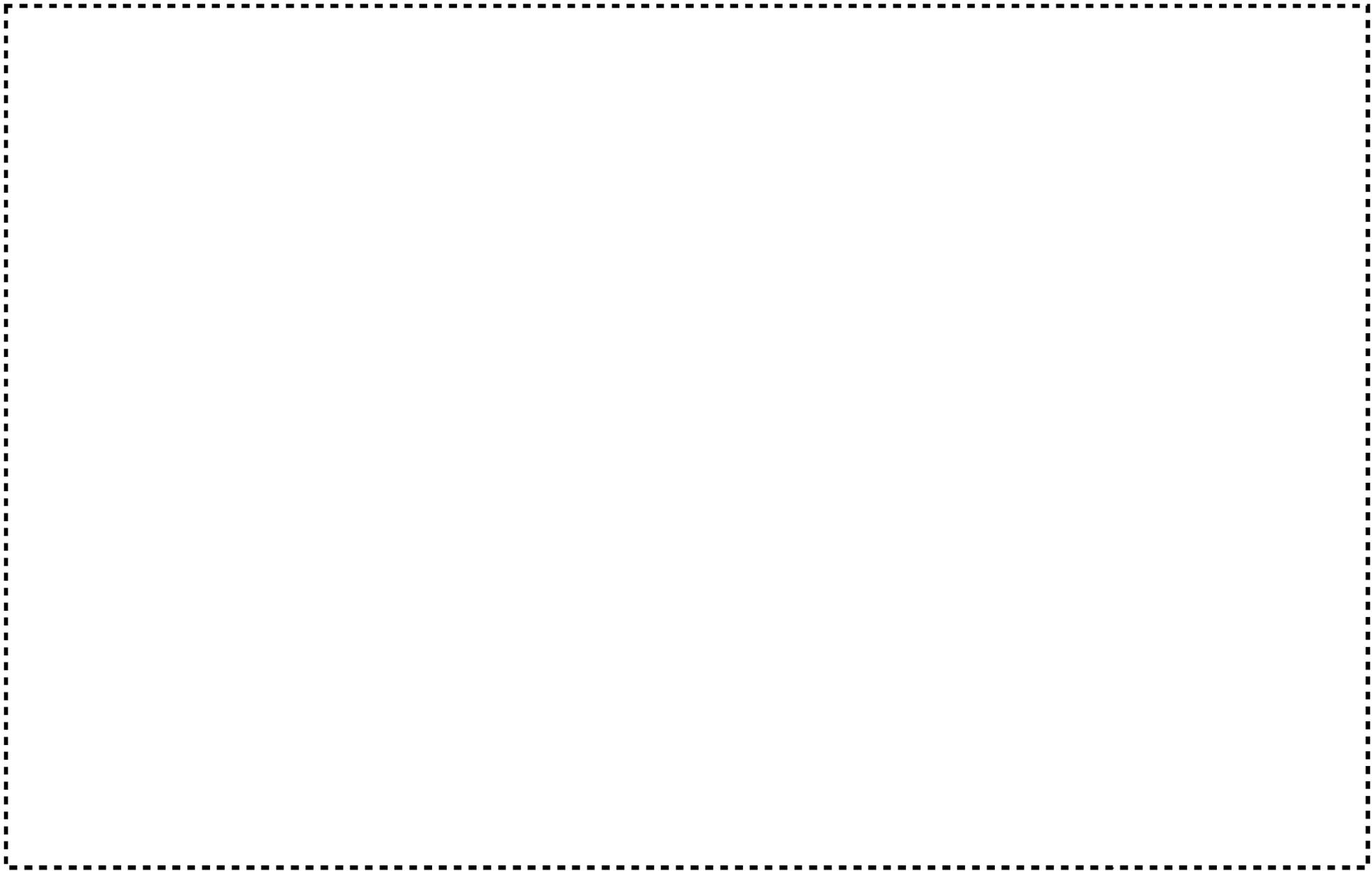
585

図ニ一 2 P 設一 1 (1 4) Unit 2-4(5)の位置及び寸法

586

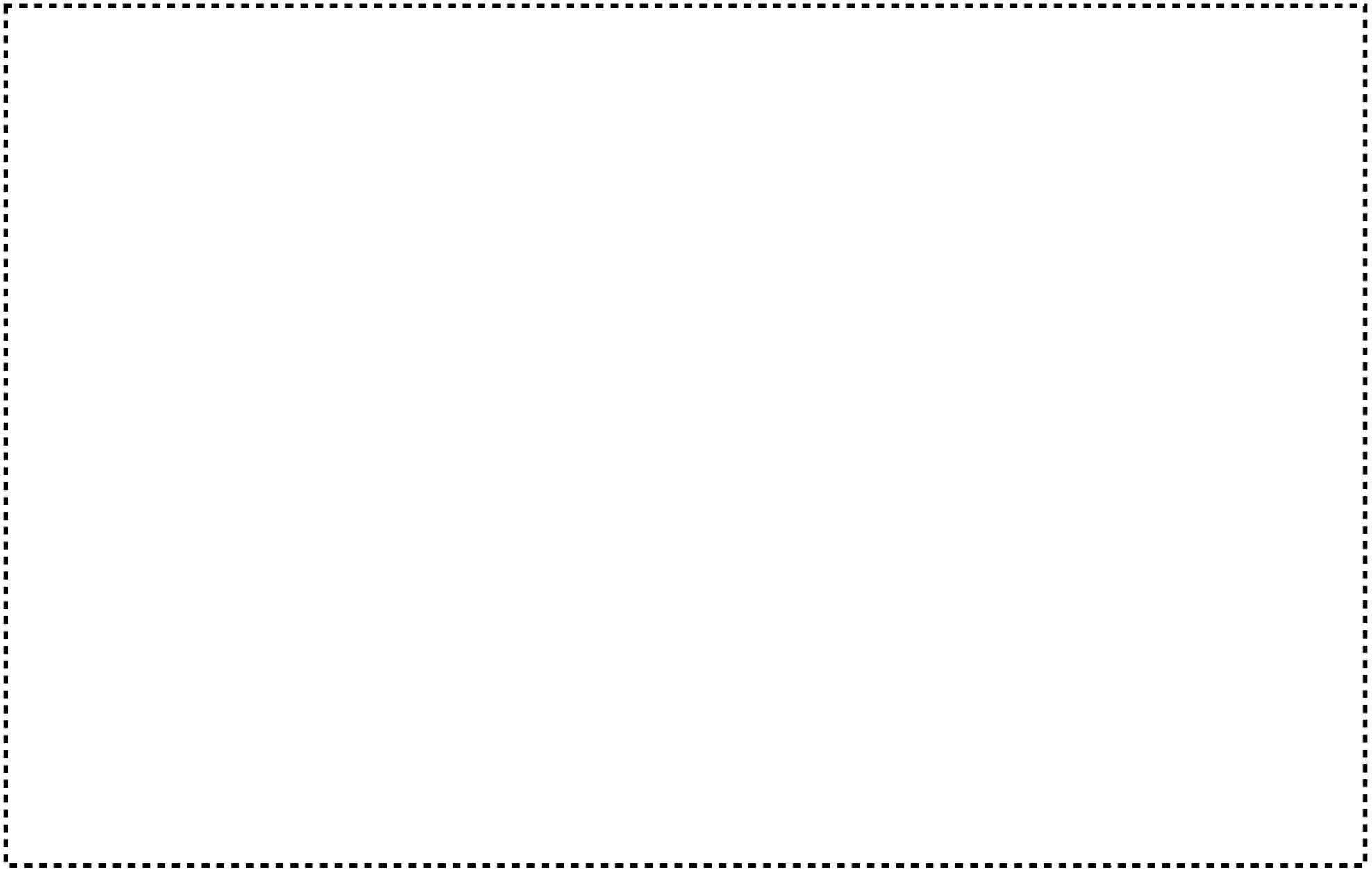
図ニ一 2 P 設一 1 (1 5) Unit 2-4(6)の位置及び寸法

587



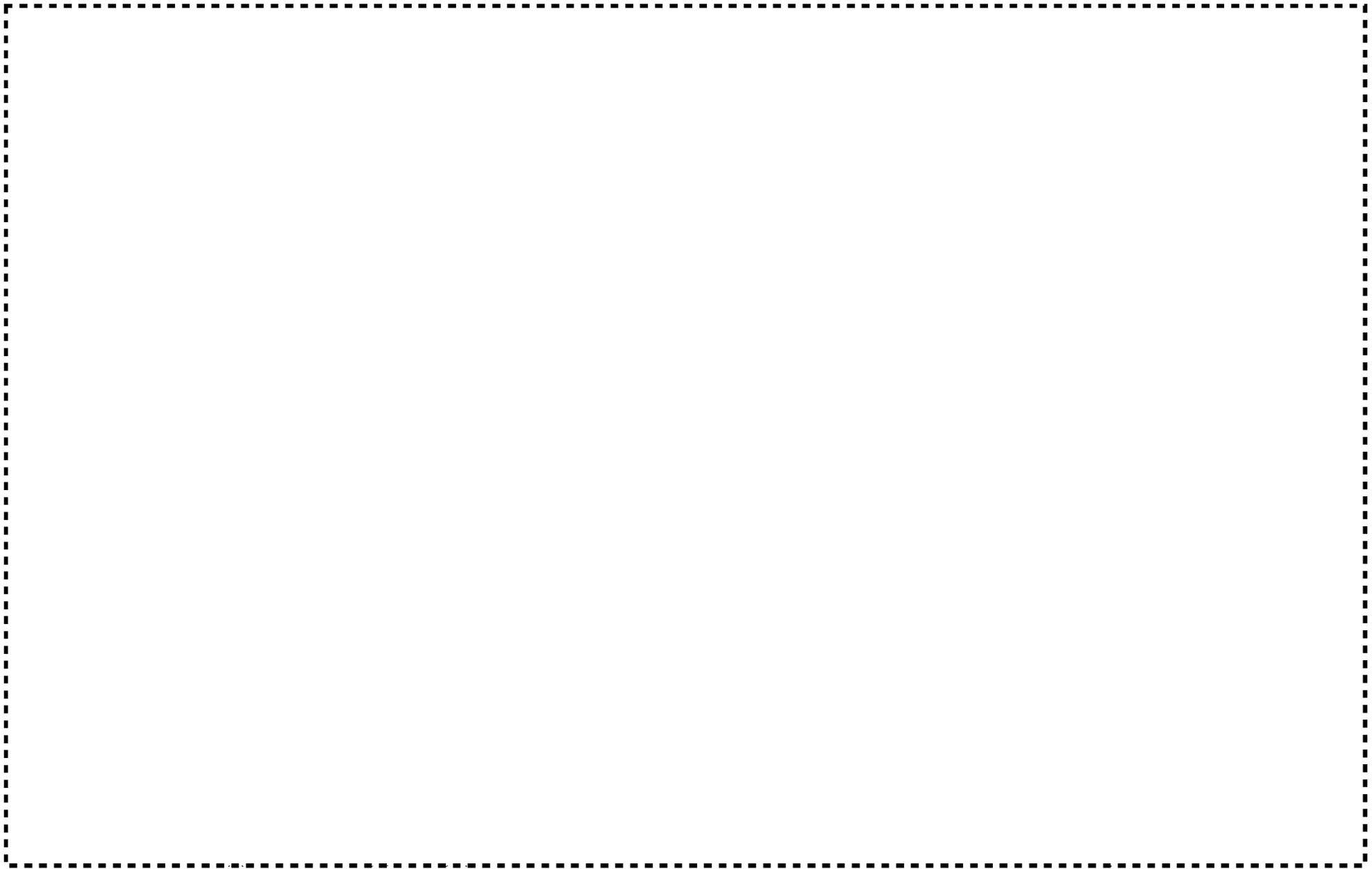
図ニ一 2 P 設一 1 (1 6) Unit 2-4(6A)の位置及び寸法

588



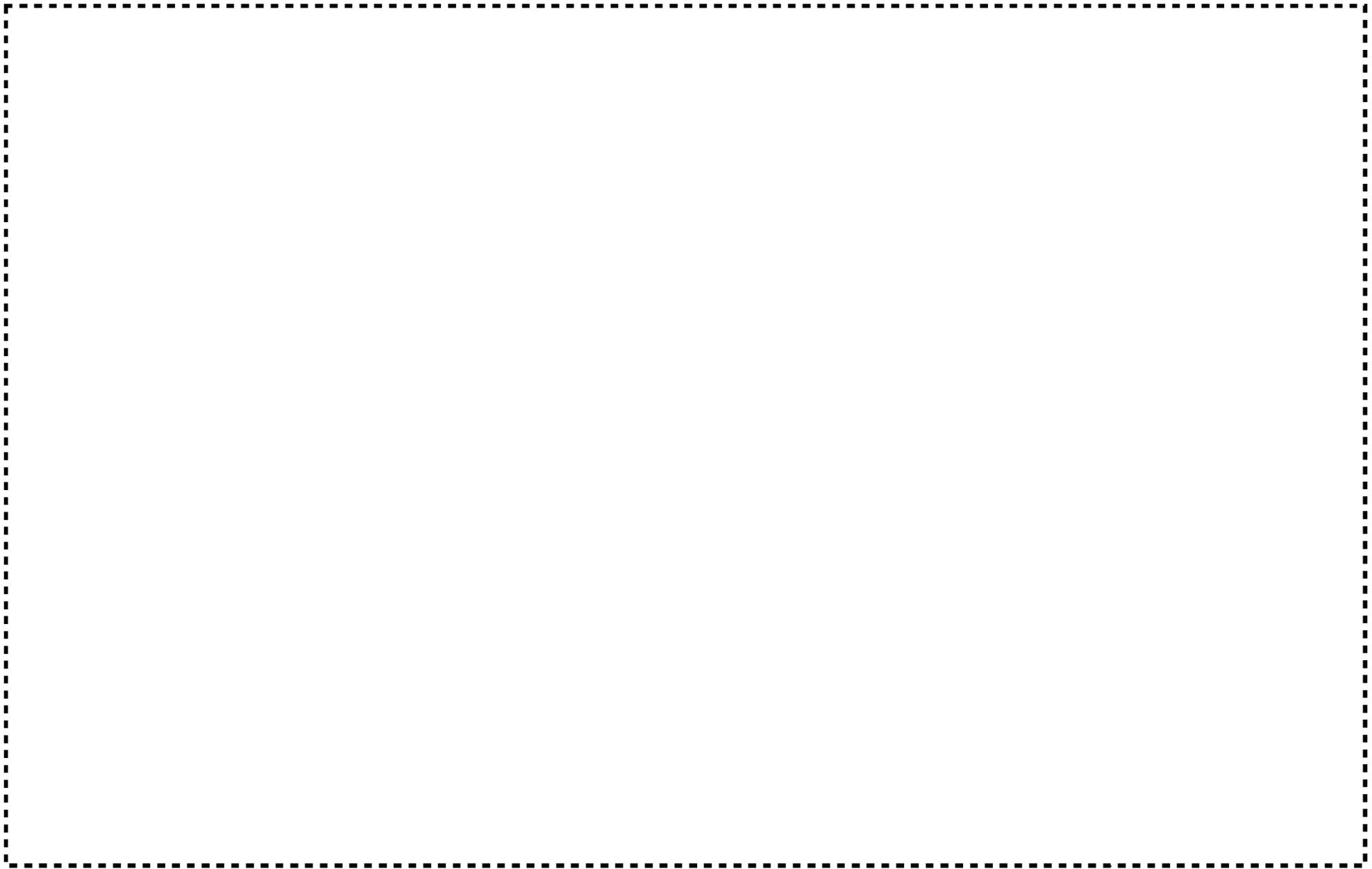
図ニ一 2 P 設一 1 (1 7) Unit 2-4(6B)の位置及び寸法

589



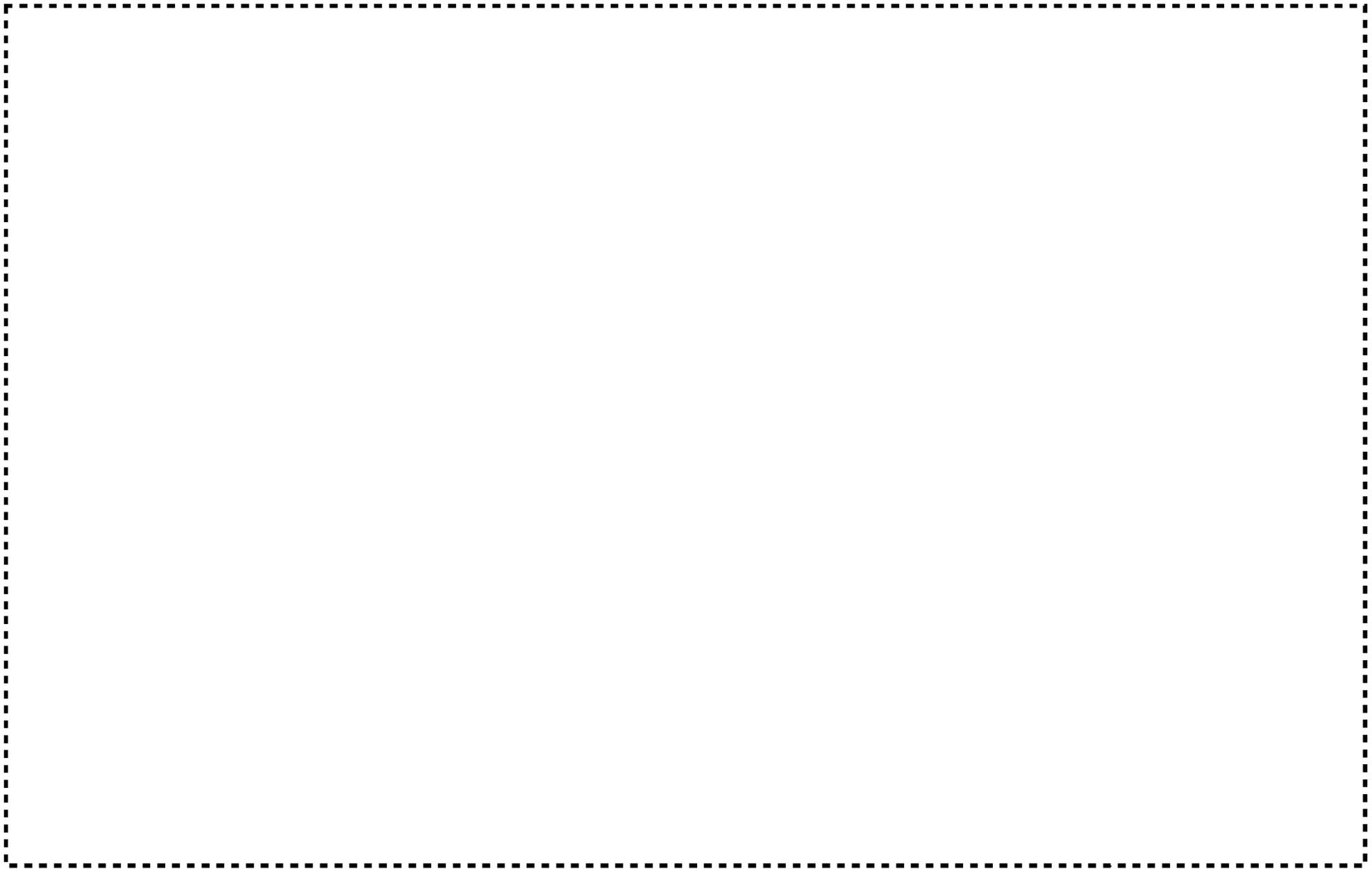
図ニ一 2 P 設一 1 (1 8) Unit 2-4(6C)の位置及び寸法

590



図ニ一 2 P 設一 1 (1 9) Unit 2-4(7)の位置及び寸法

591

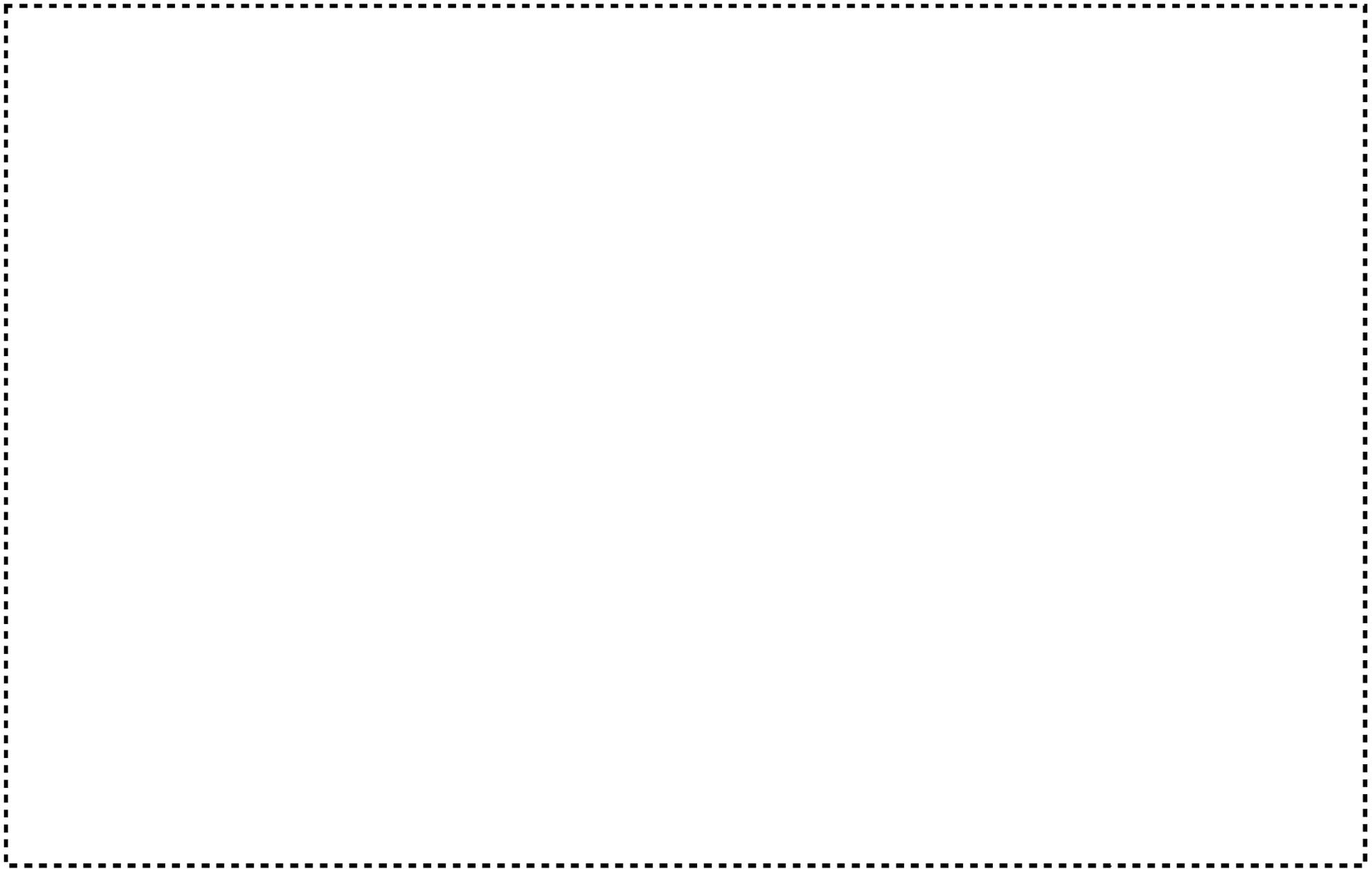


図ニ一 2 P 設一 1 (2 0) Unit 2-4(8)の位置及び寸法

592

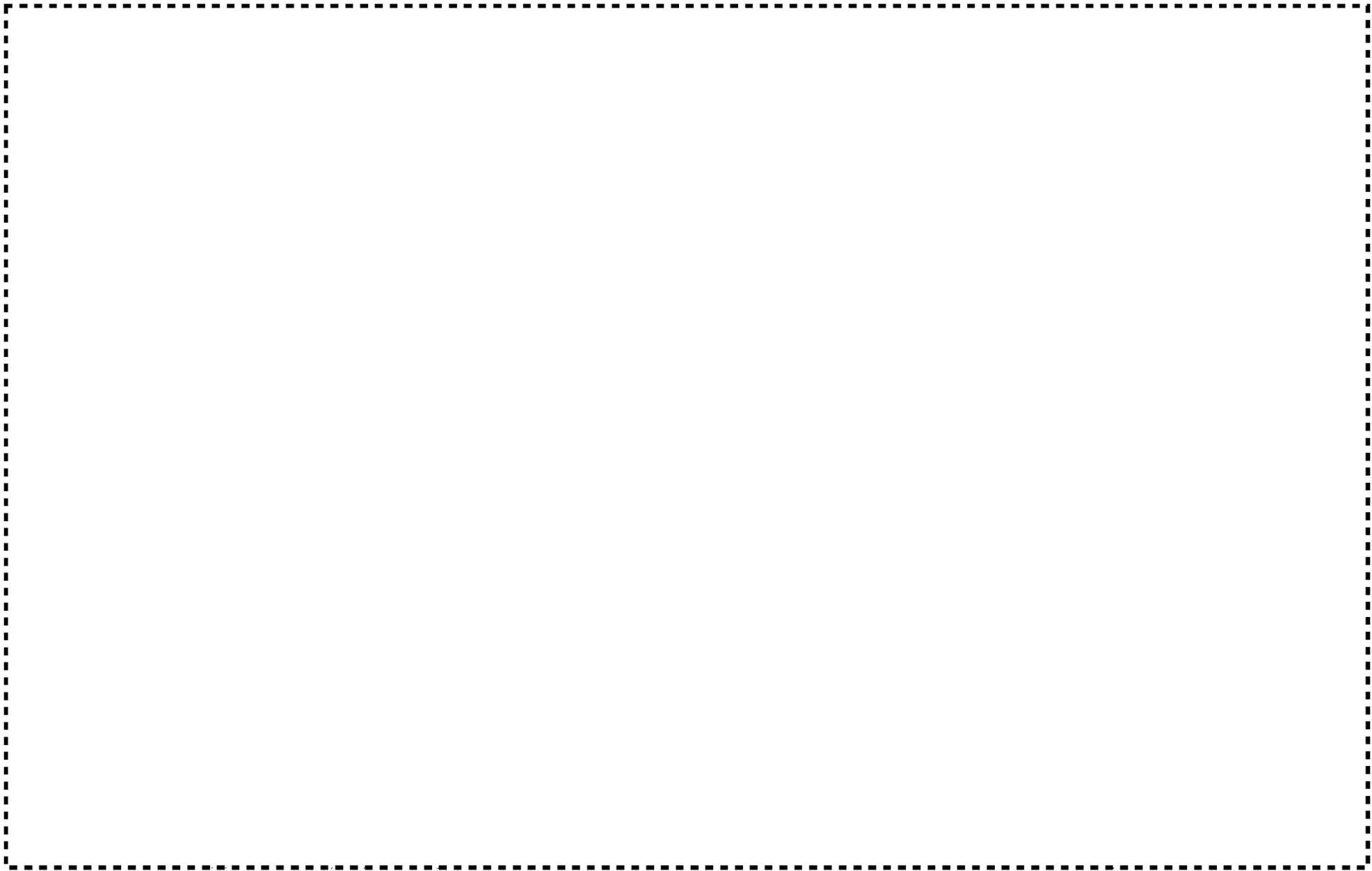
図ニ一 2 P 設一 1 (2 1) Unit 2-4(9)の位置及び寸法

593



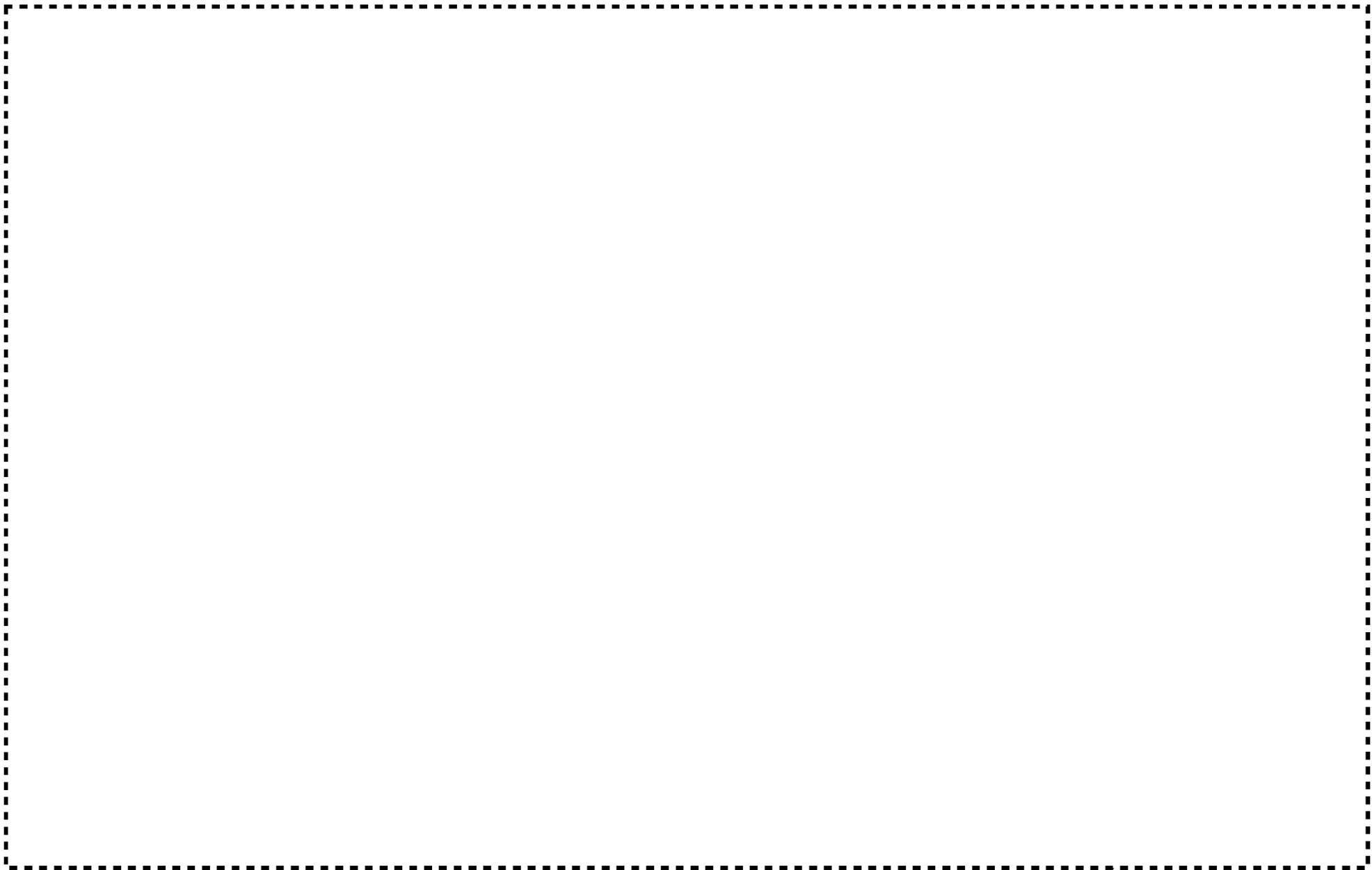
図ニ一 2 P 設一 1 (2 2) Unit 2-4(10)の位置及び寸法

594



図ニ一 2 P 設一 1 (2 3) Unit 2-4(10A)の位置及び寸法

595



図ニ一 2 P 設一 1 (2 4) Unit 2-4(10B)の位置及び寸法

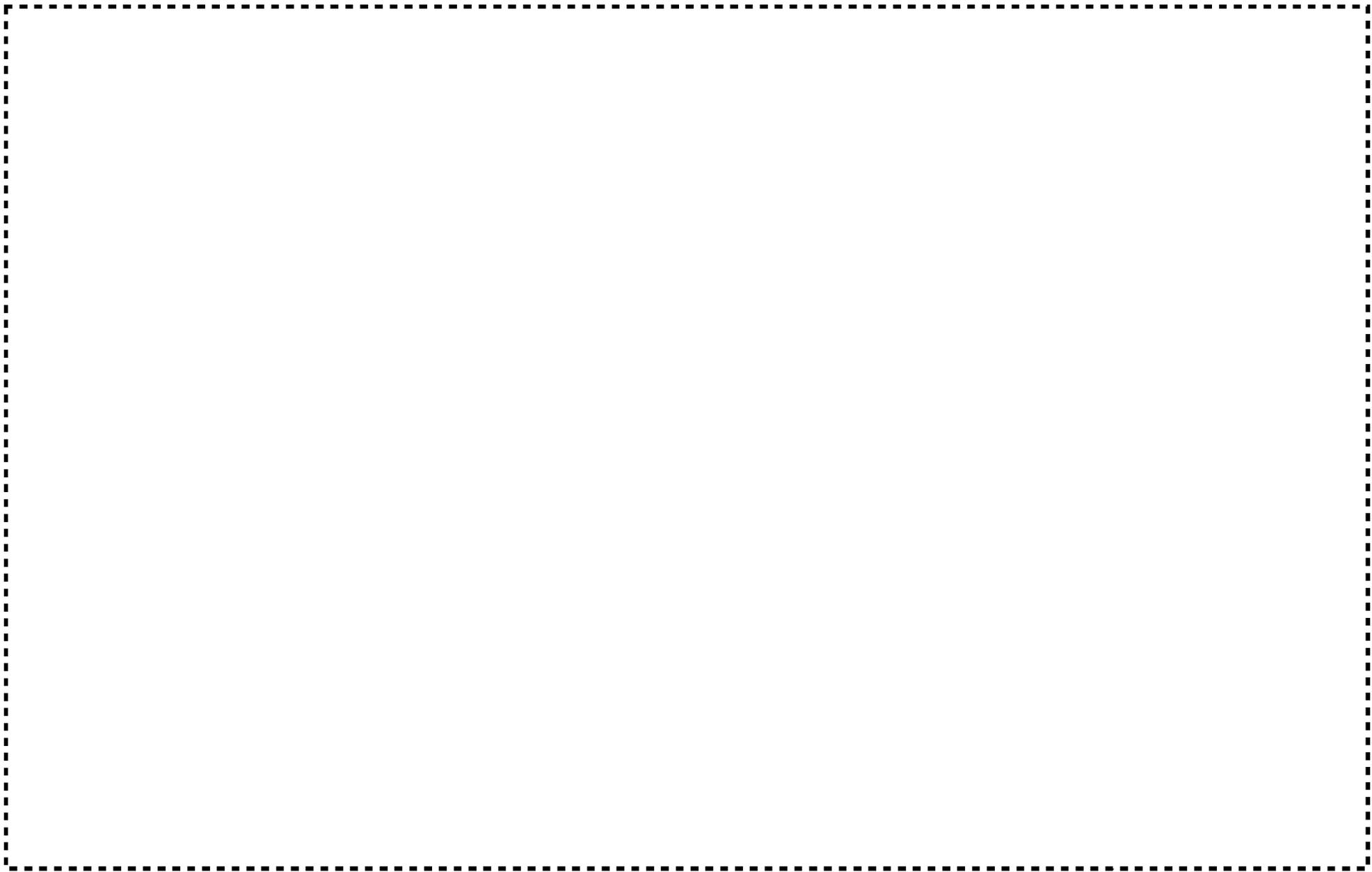
596

図ニ一 2 P 設一 1 (2 5) Unit 2-4(10C)の位置及び寸法

597

図ニ一 2 P 設一 1 (2 6) Unit 2-4(10D)の位置及び寸法

598

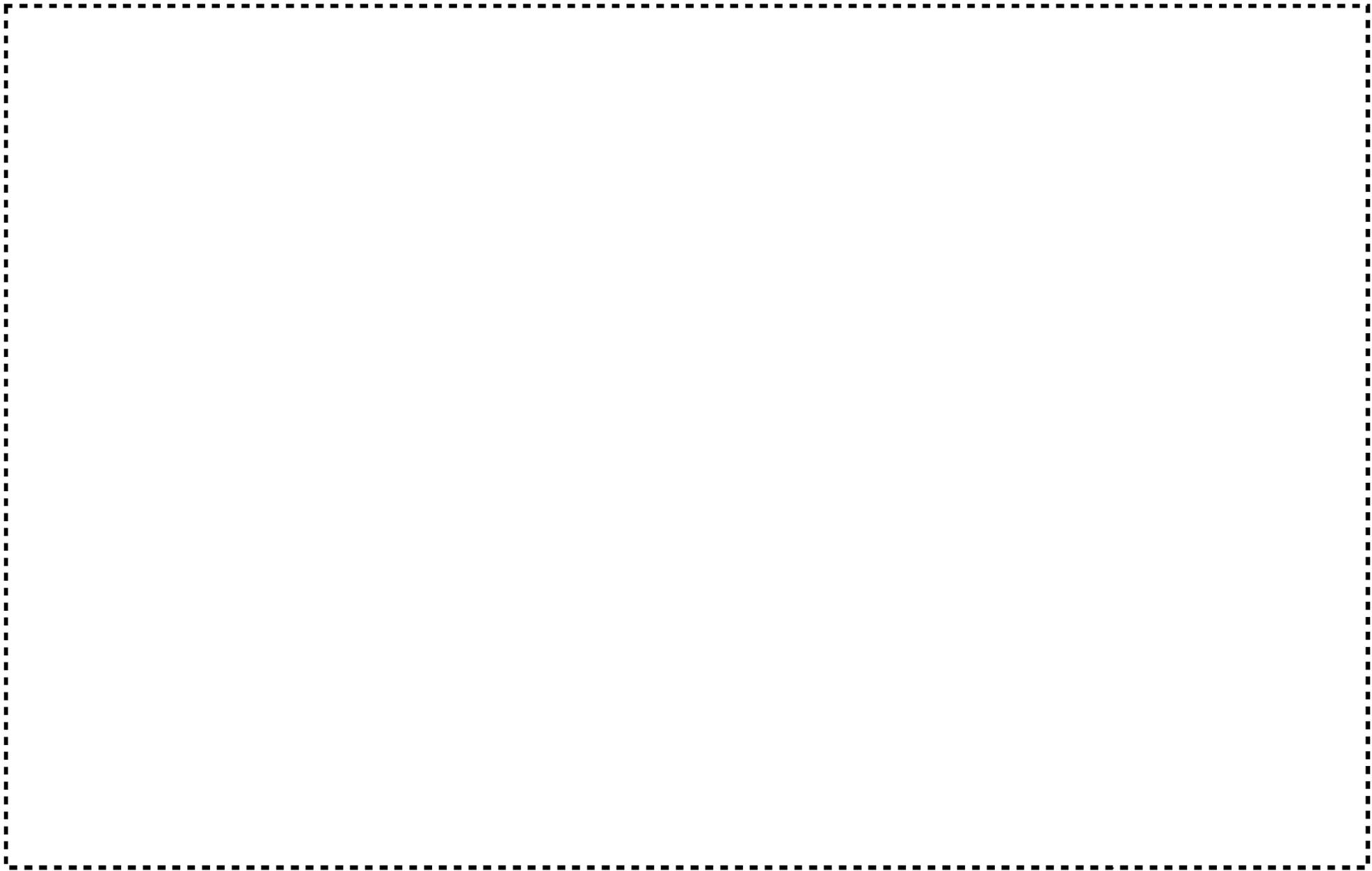


図ニ一 2 P 設一 1 (2 7) Unit 2-4(10E)の位置及び寸法

599

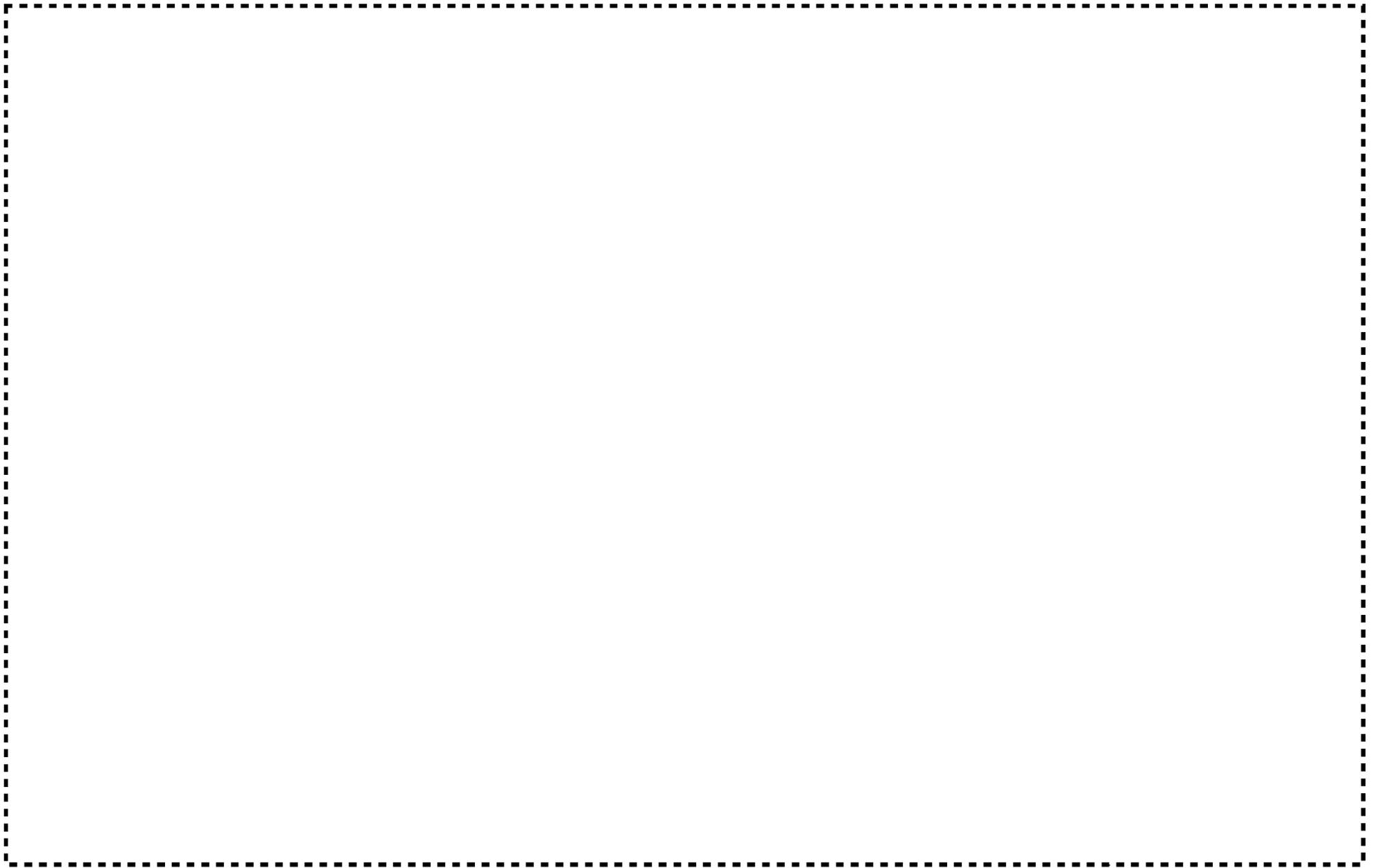
図ニ一 2 P 設一 1 (2 8) Unit 2-4(10F)の位置及び寸法

600



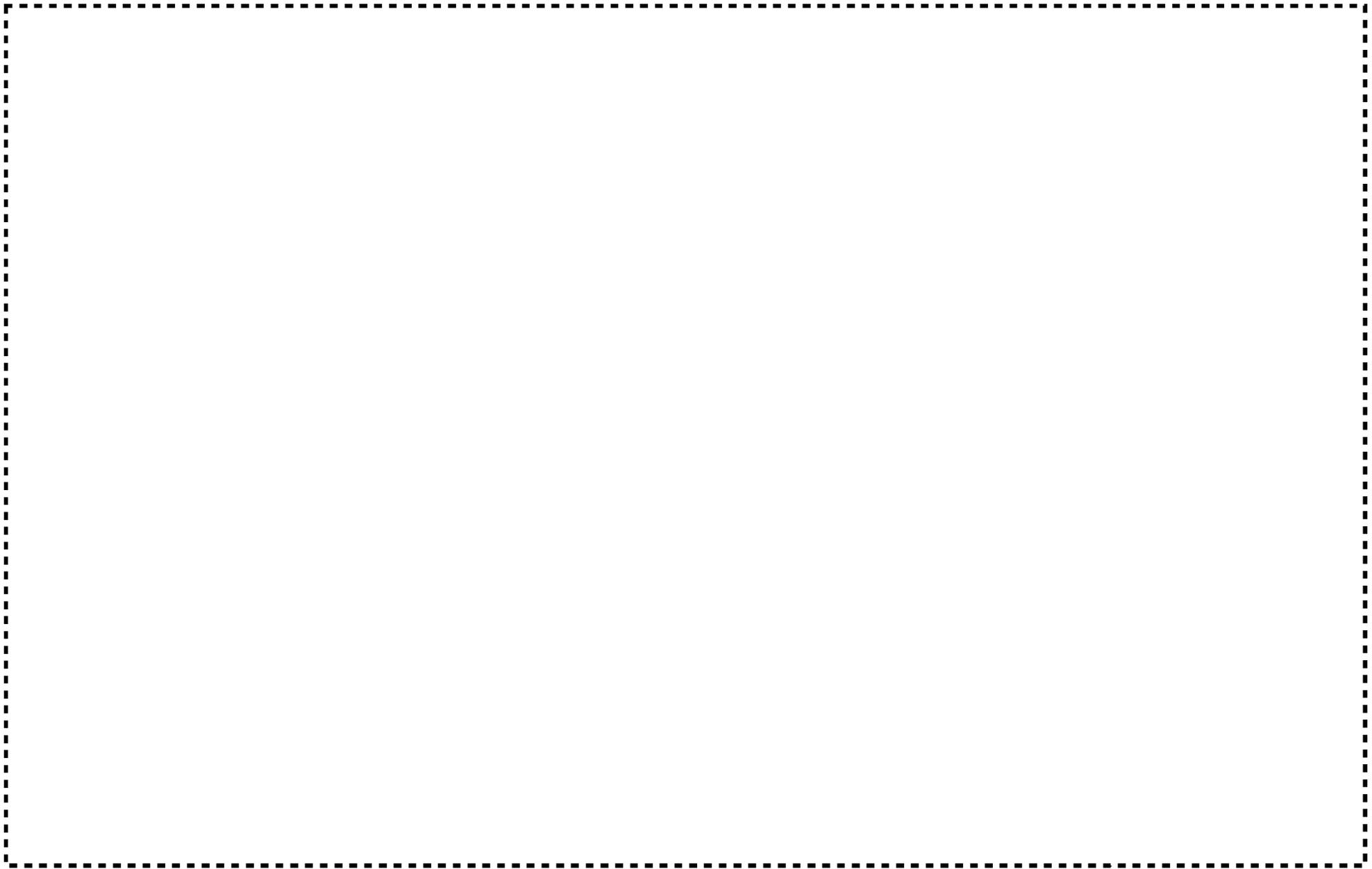
図ニ一 2 P 設一 1 (2 9) Unit 2-4(11)の位置及び寸法

601



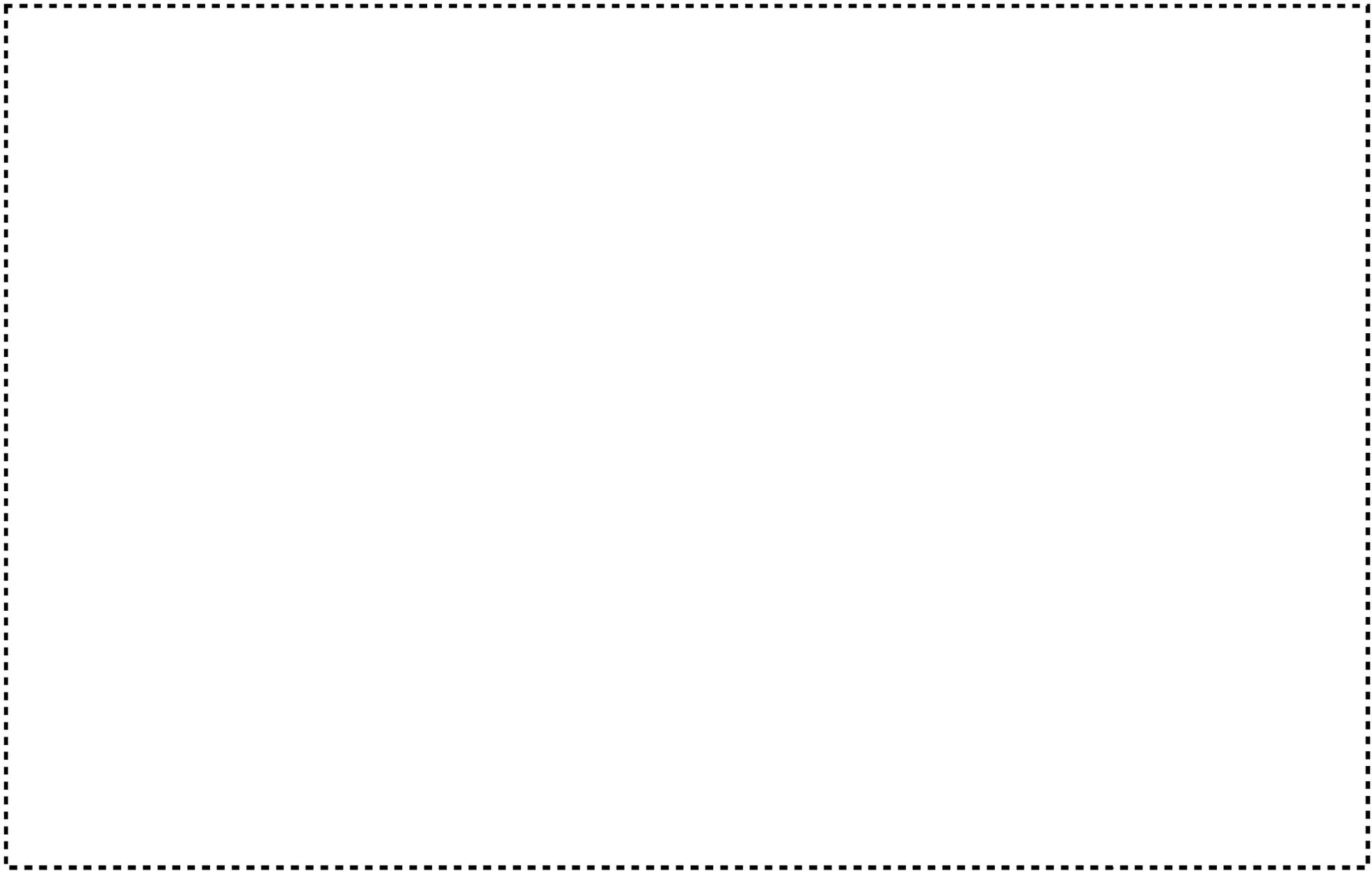
図ニ一 2 P 設一 1 (3 0) Unit 2-4(12)の位置及び寸法

602



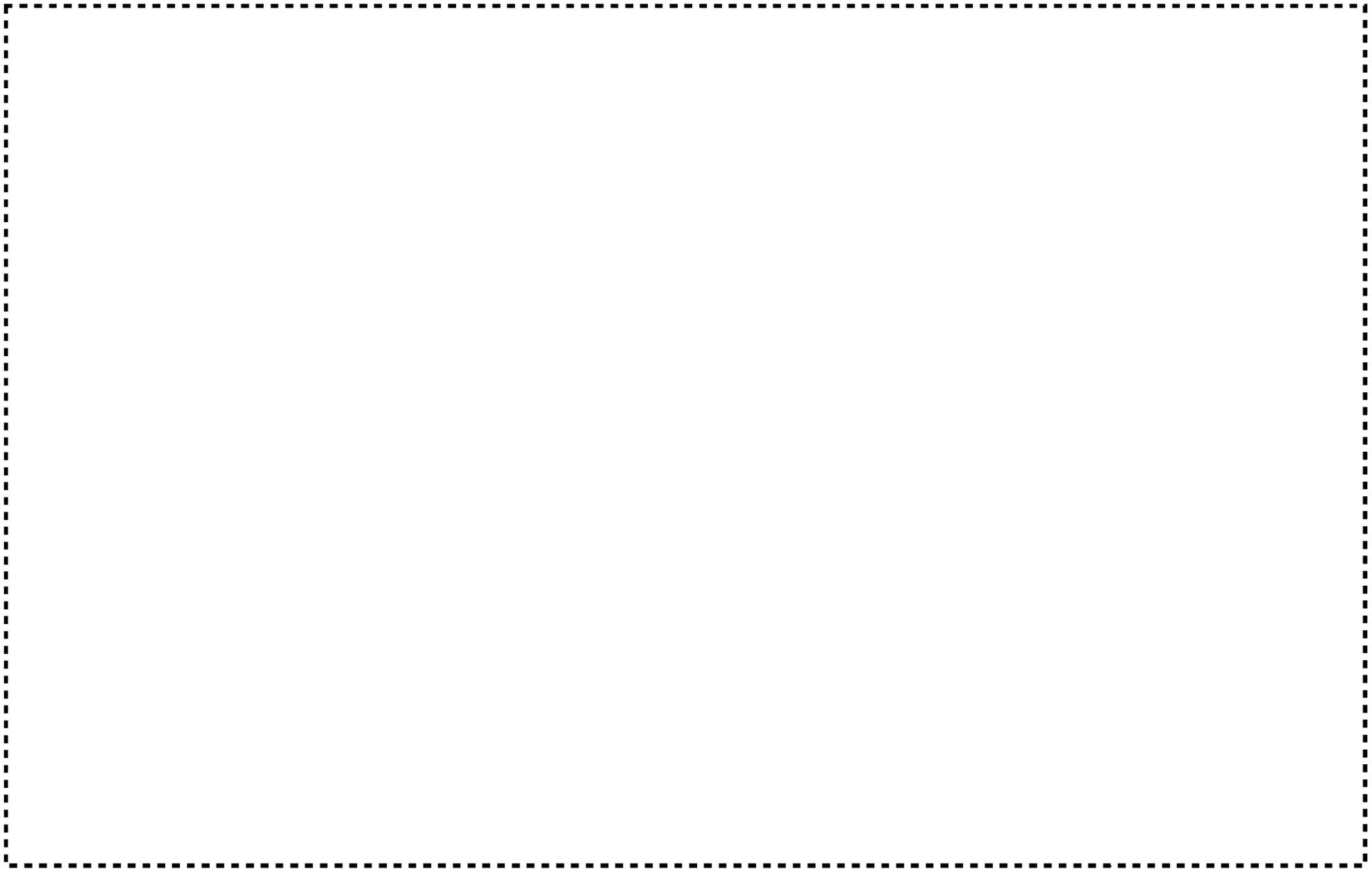
図ニ一 2 P 設一 1 (3 1) Unit 2-4(13)の位置及び寸法

603



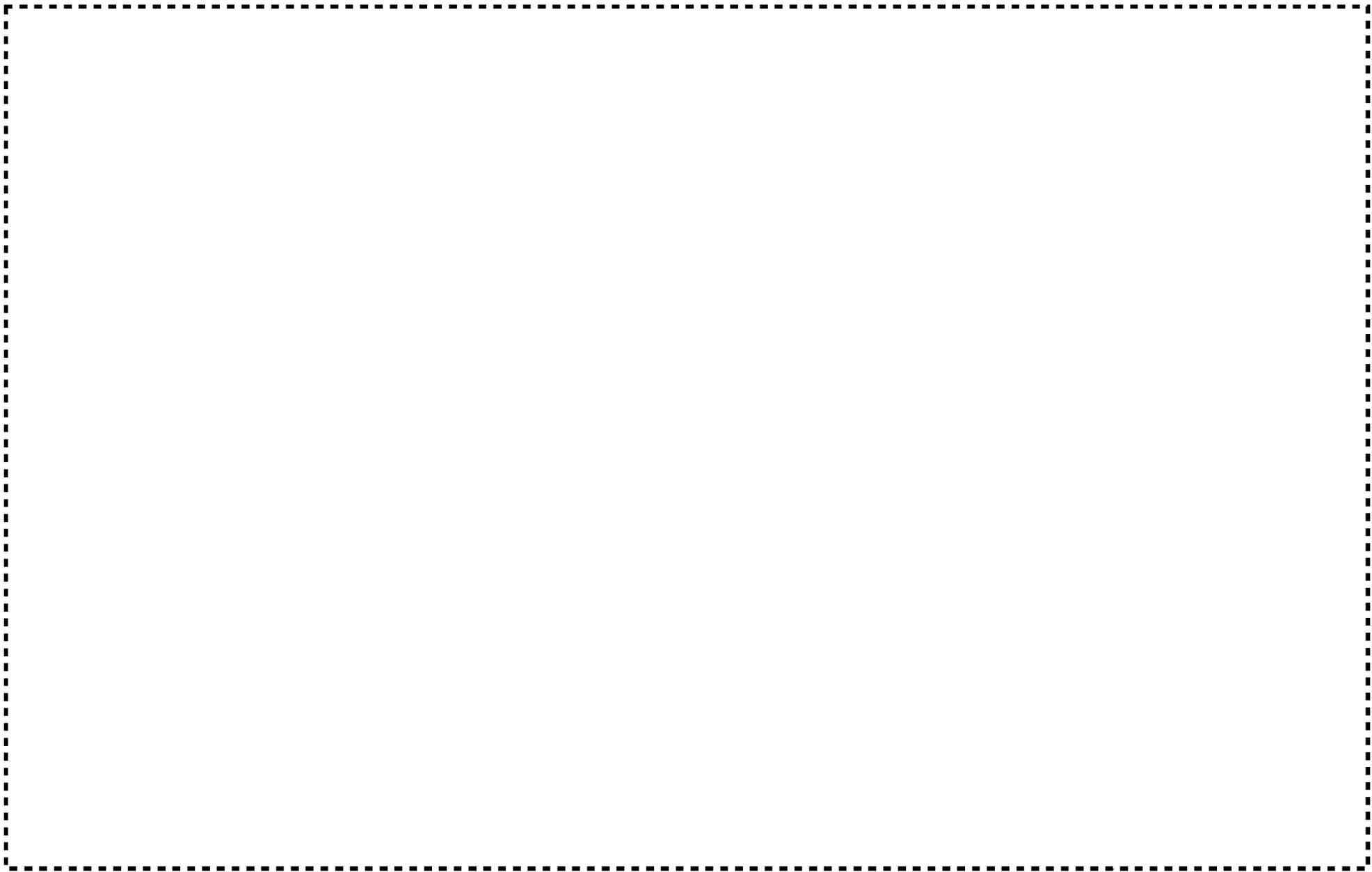
図ニ一 2 P 設一 1 (3 2) Unit 2-4(14)の位置及び寸法

609



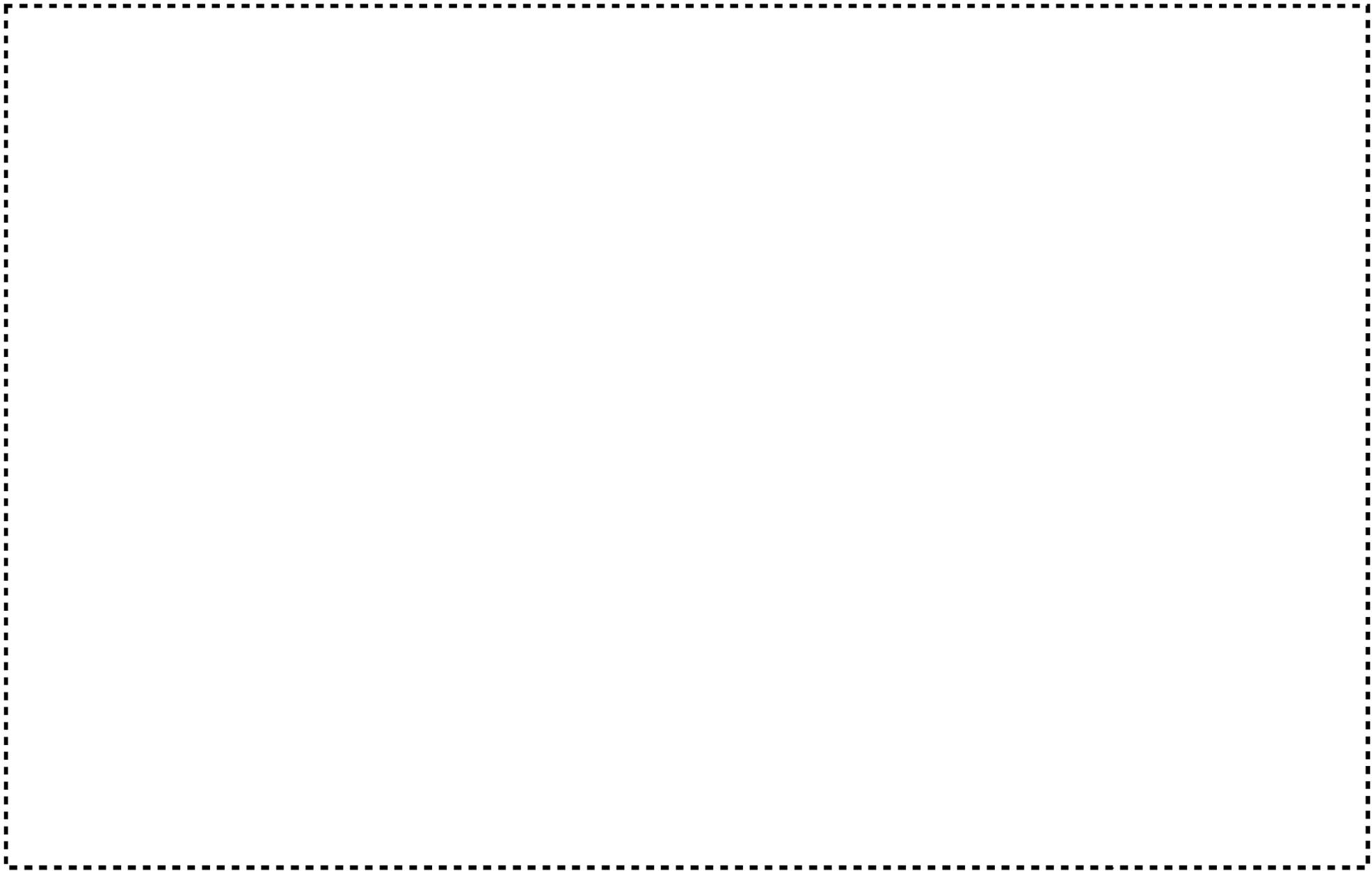
図ニ一 2 P 設一 1 (3 3) Unit 2-4(15)の位置及び寸法

605



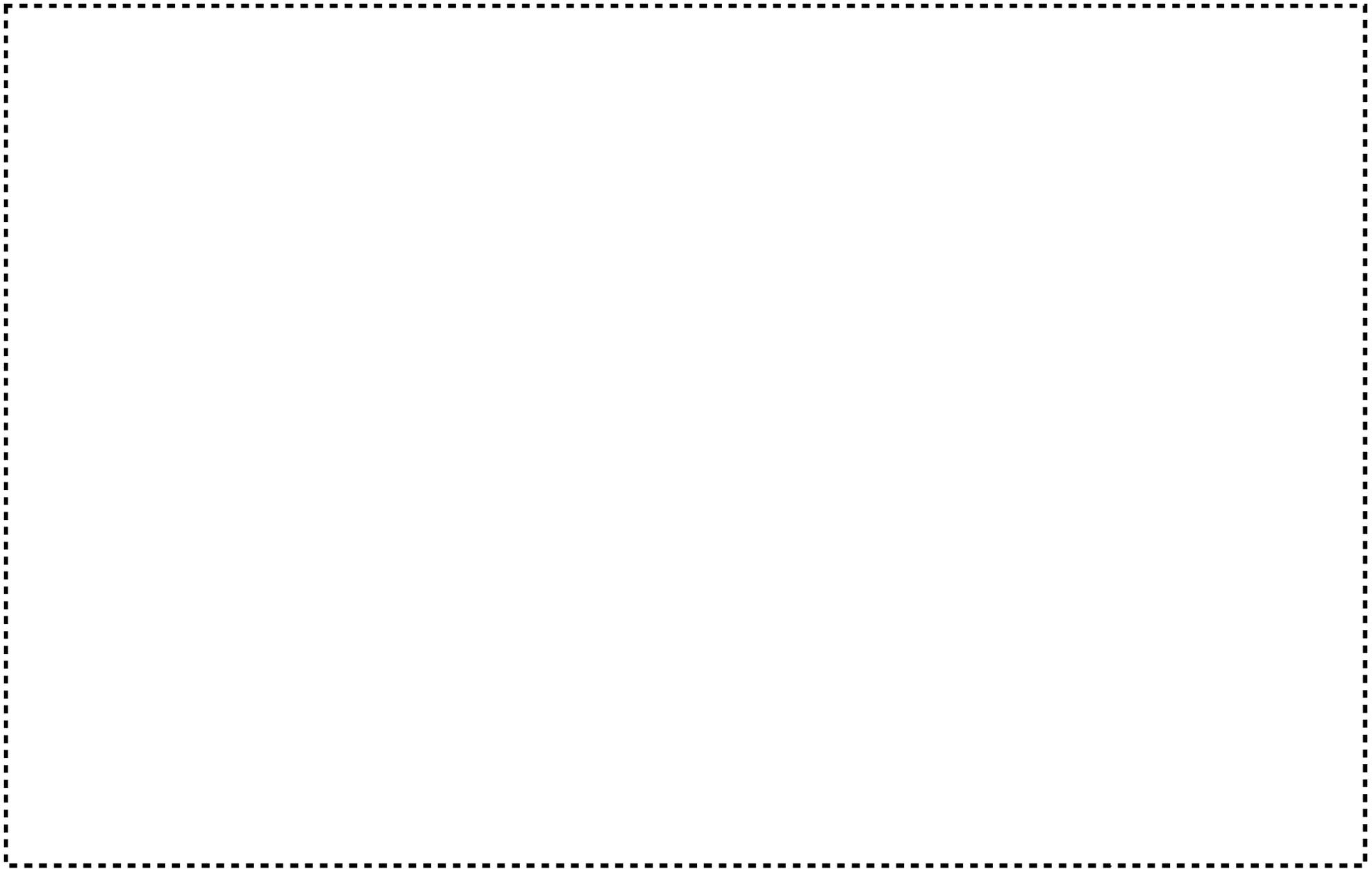
図ニ一 2 P 設一 1 (3 4) Unit 2-4(16)の位置及び寸法

609



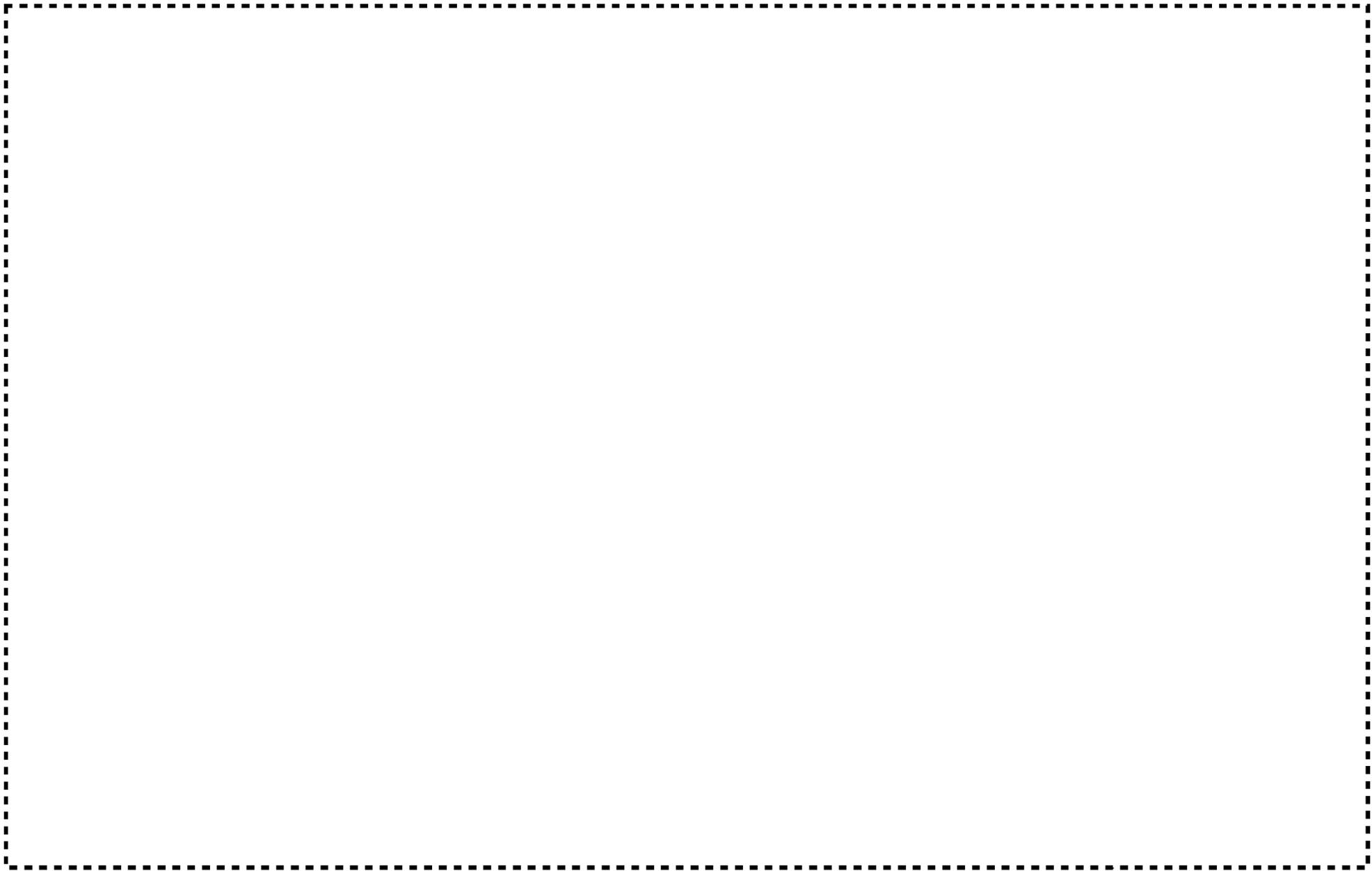
図ニ一 2 P 設一 1 (3 5) Unit 2-4(17)の位置及び寸法

607



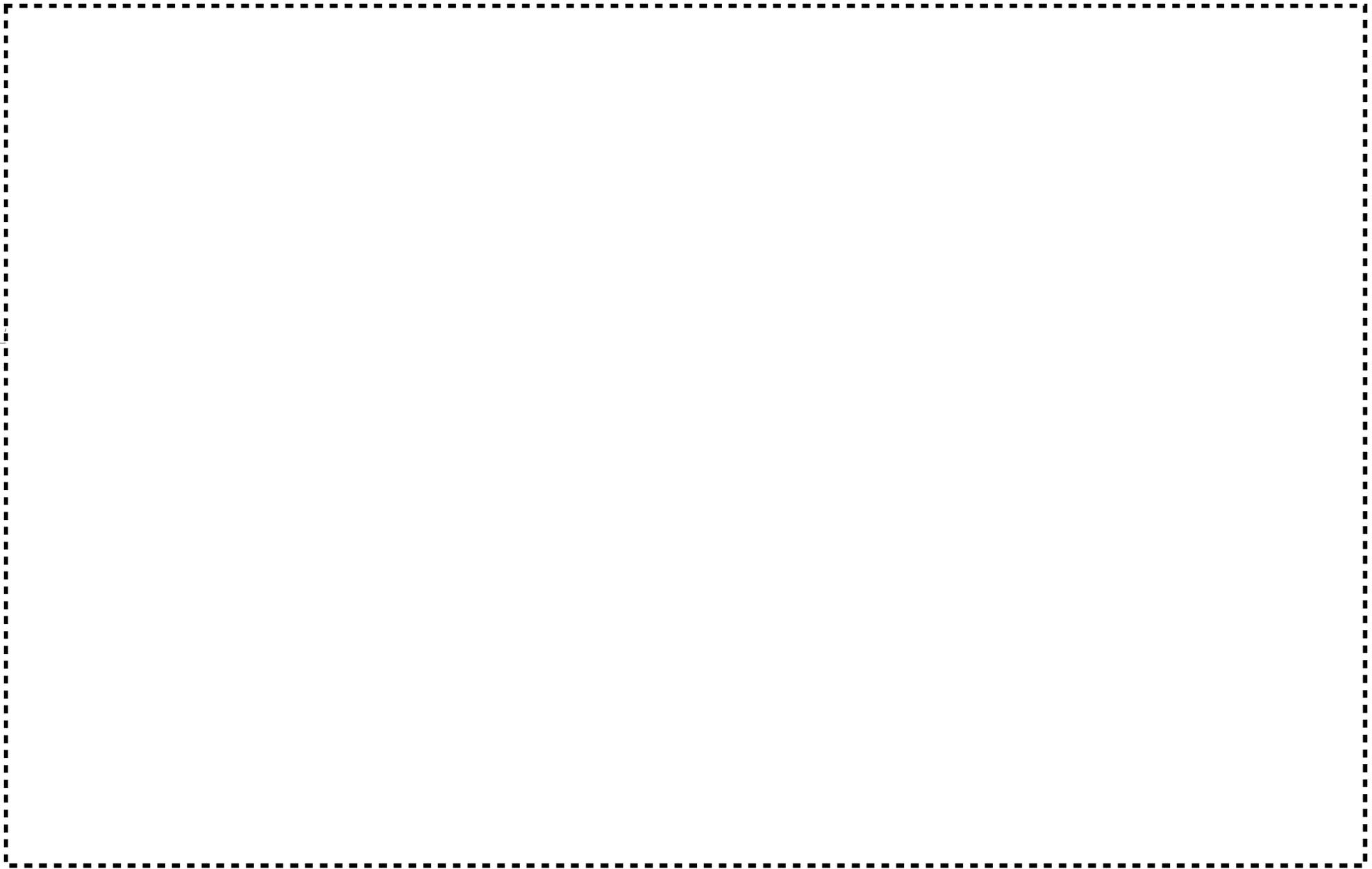
図ニ一 2 P 設一 1 (3 6) Unit 2-4(18)の位置及び寸法

609



図ニ一 2 P 設一 1 (3 7) Unit 2-4(19)の位置及び寸法

609

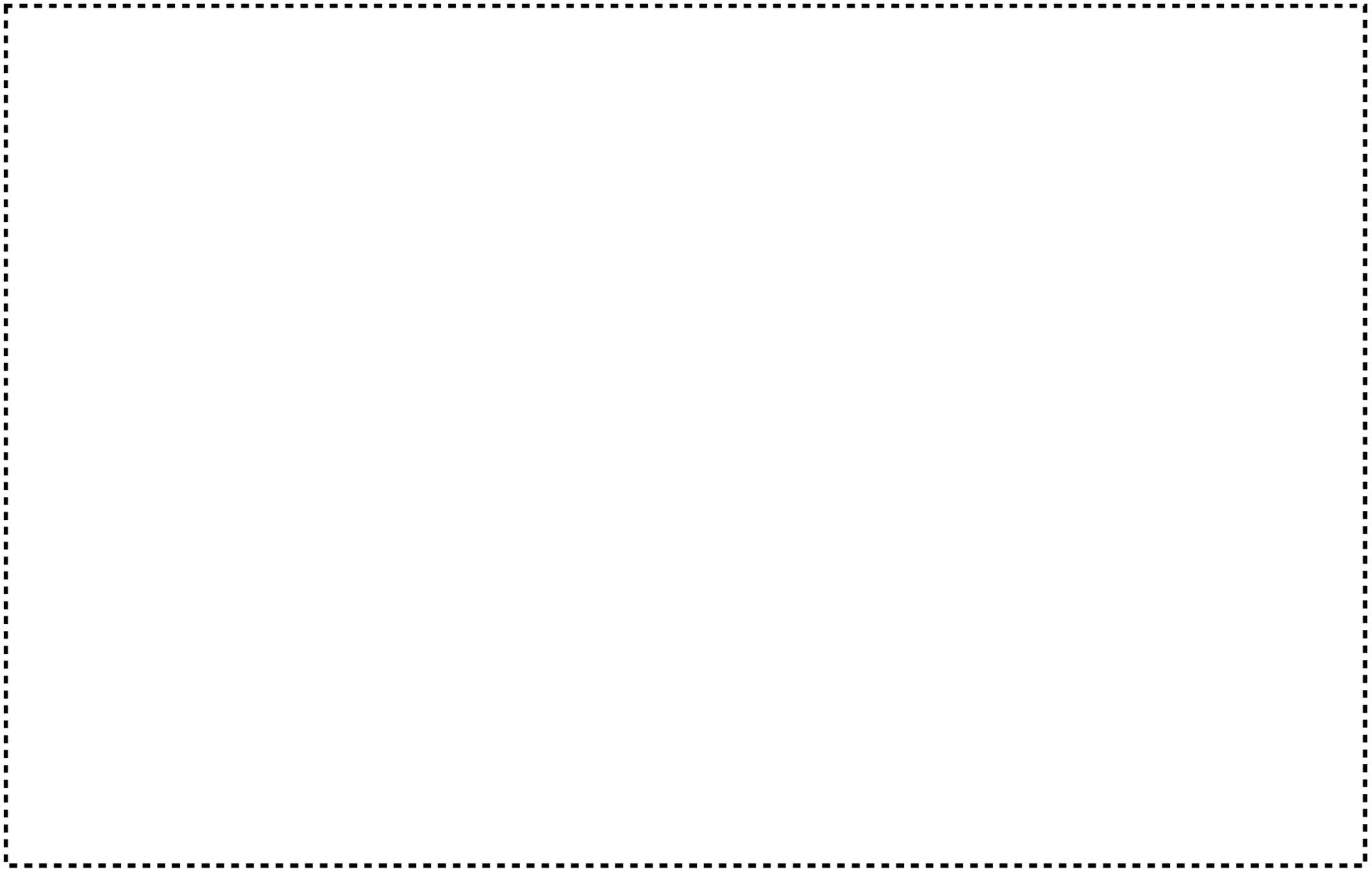


図二-2 P設-2-1 (1) X線透過試験機 No.1 (1/2)

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

610



図二-2 P設-2-1 (2) X線透過試験機 No.1 (2/2)

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

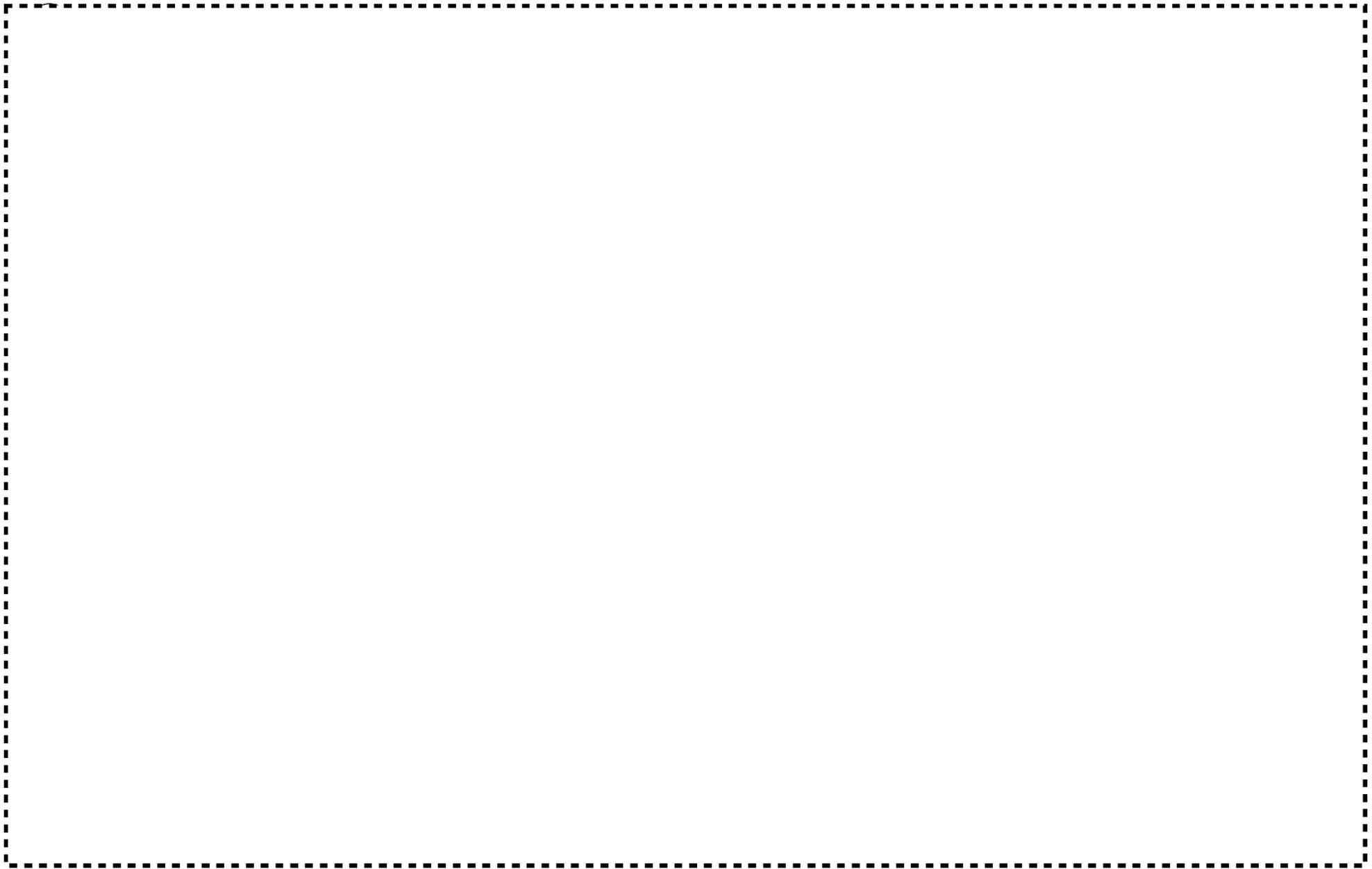


図二-2 P 設-2-1 (3) X線透過試験機 No.1 (補強部拡大図)

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

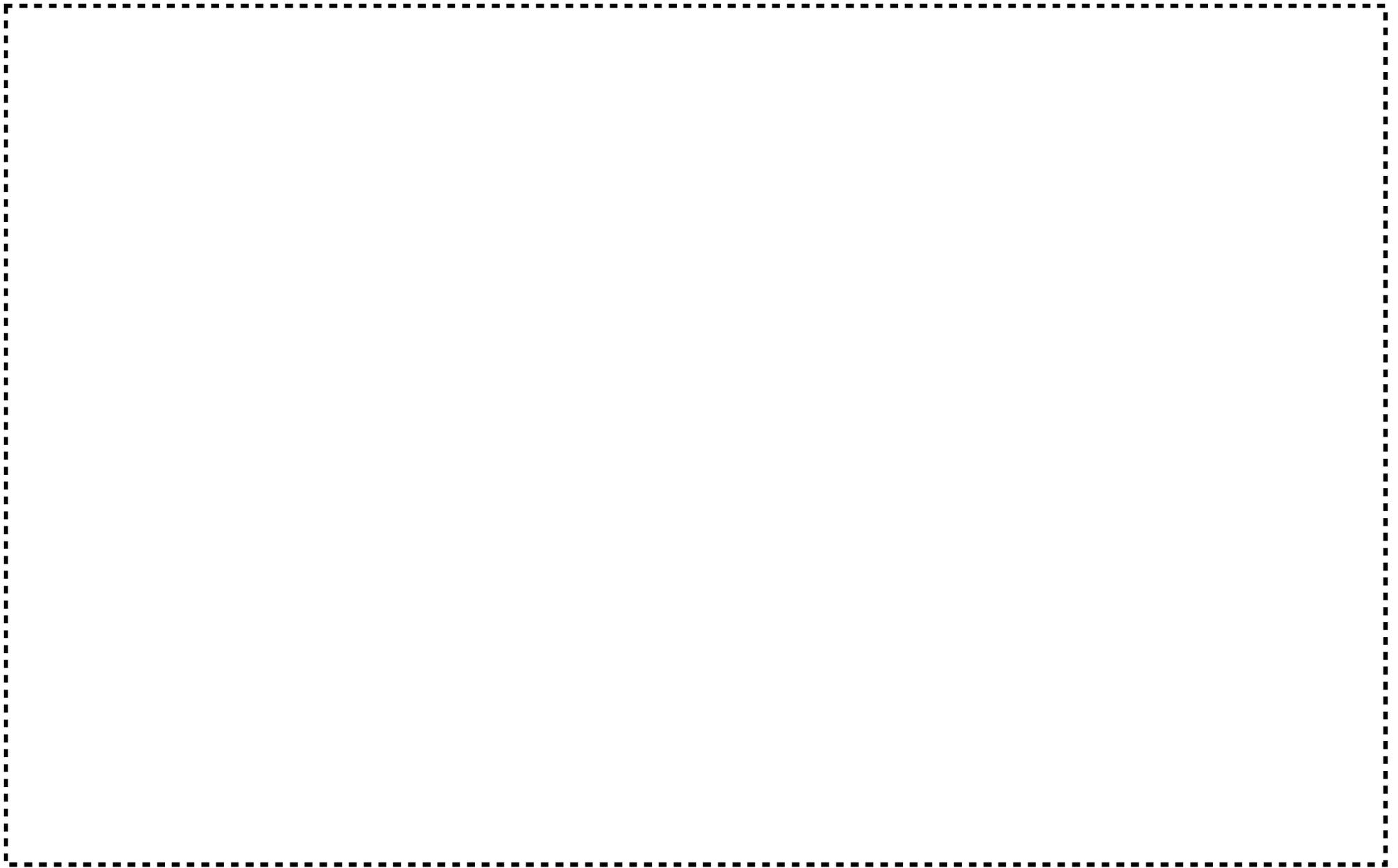
612



図ニ一 2 P 設一 3 - 1 ヘリウムリーク試験機 No. 1 トレイ挿入部

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

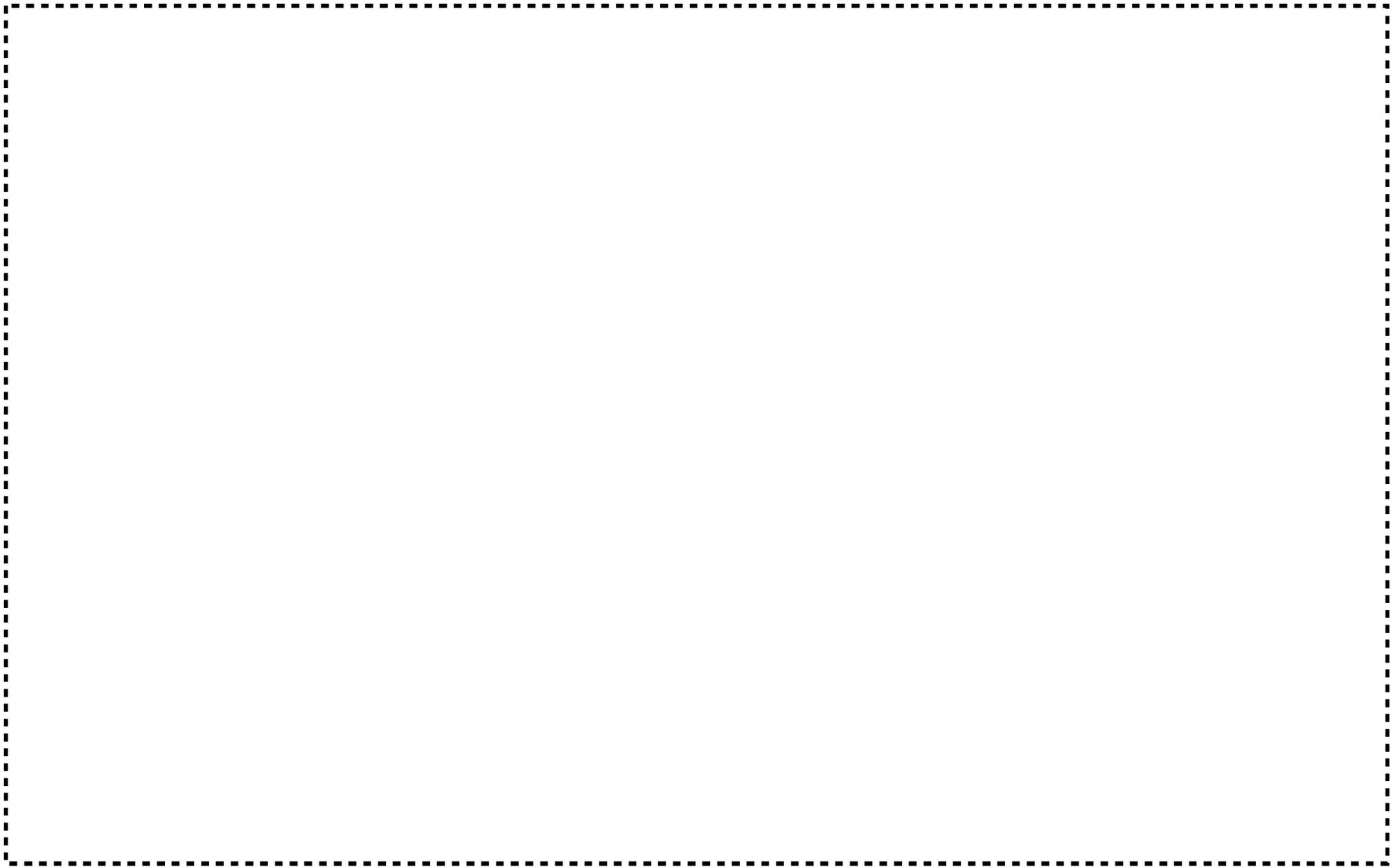
(単位 mm)



図ニ一 2 P 設一 3 - 2 ヘリウムリーク試験機 No. 1 ヘリウムリーク試験部

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

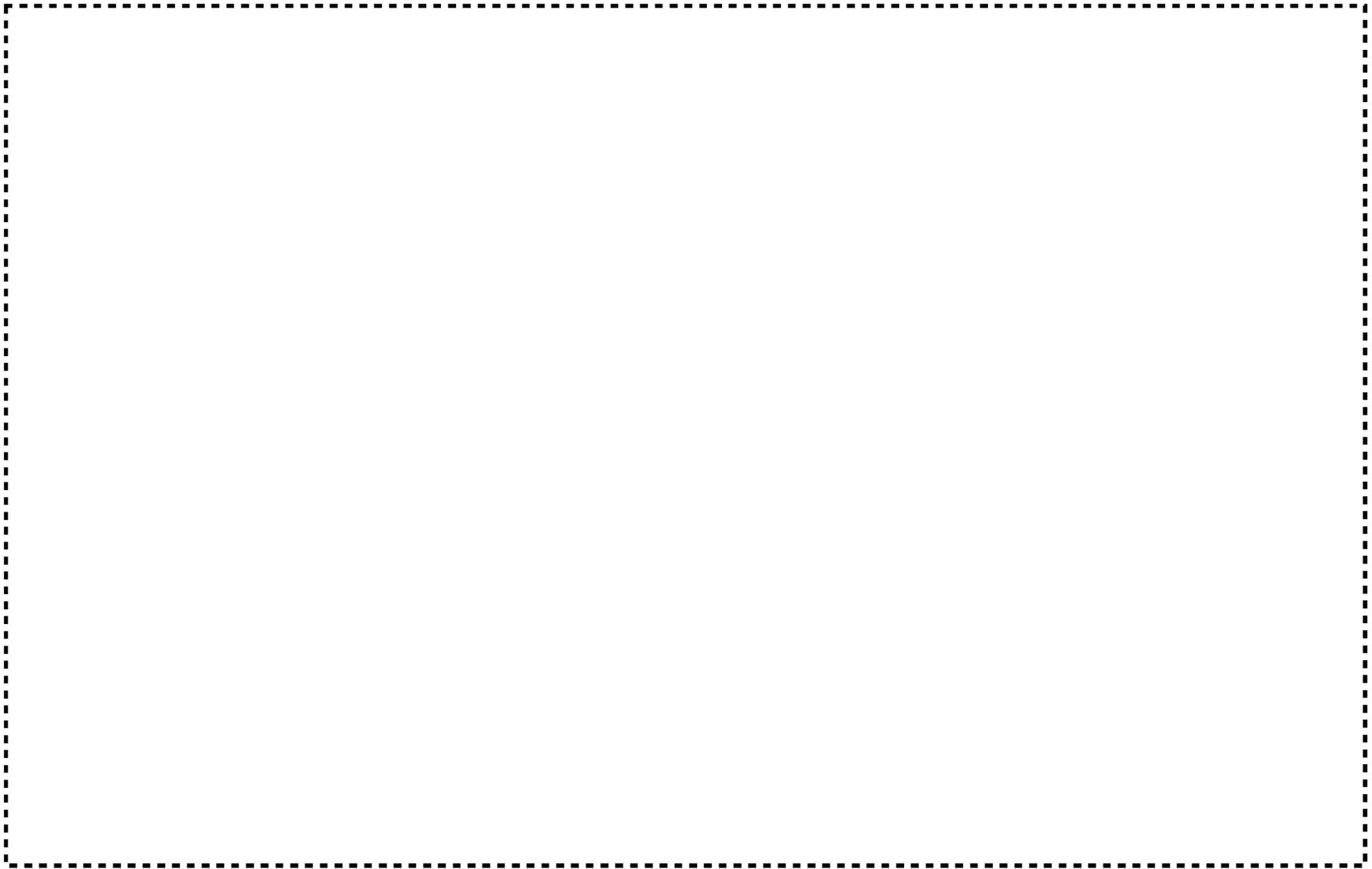


図二-2 P設-4-1 燃料棒検査台 No.1 燃料棒移送 (B) 部

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

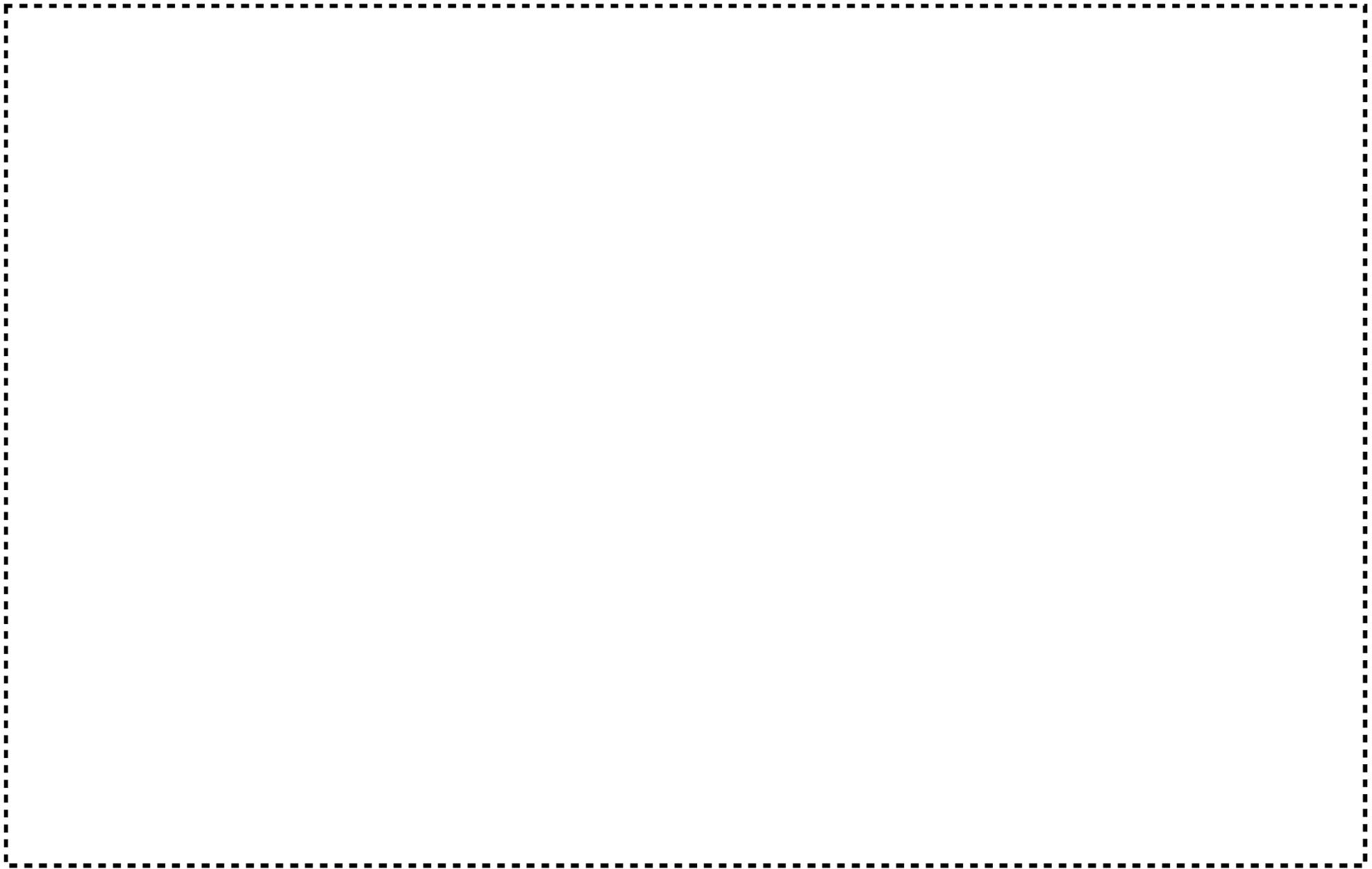
615



図二 - 2 P 設 - 4 - 2 燃料棒検査台 No. 1 石定盤部

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)



図二-2 P設-4-3 燃料棒検査台 No.1 燃料棒移送 (C) 部

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

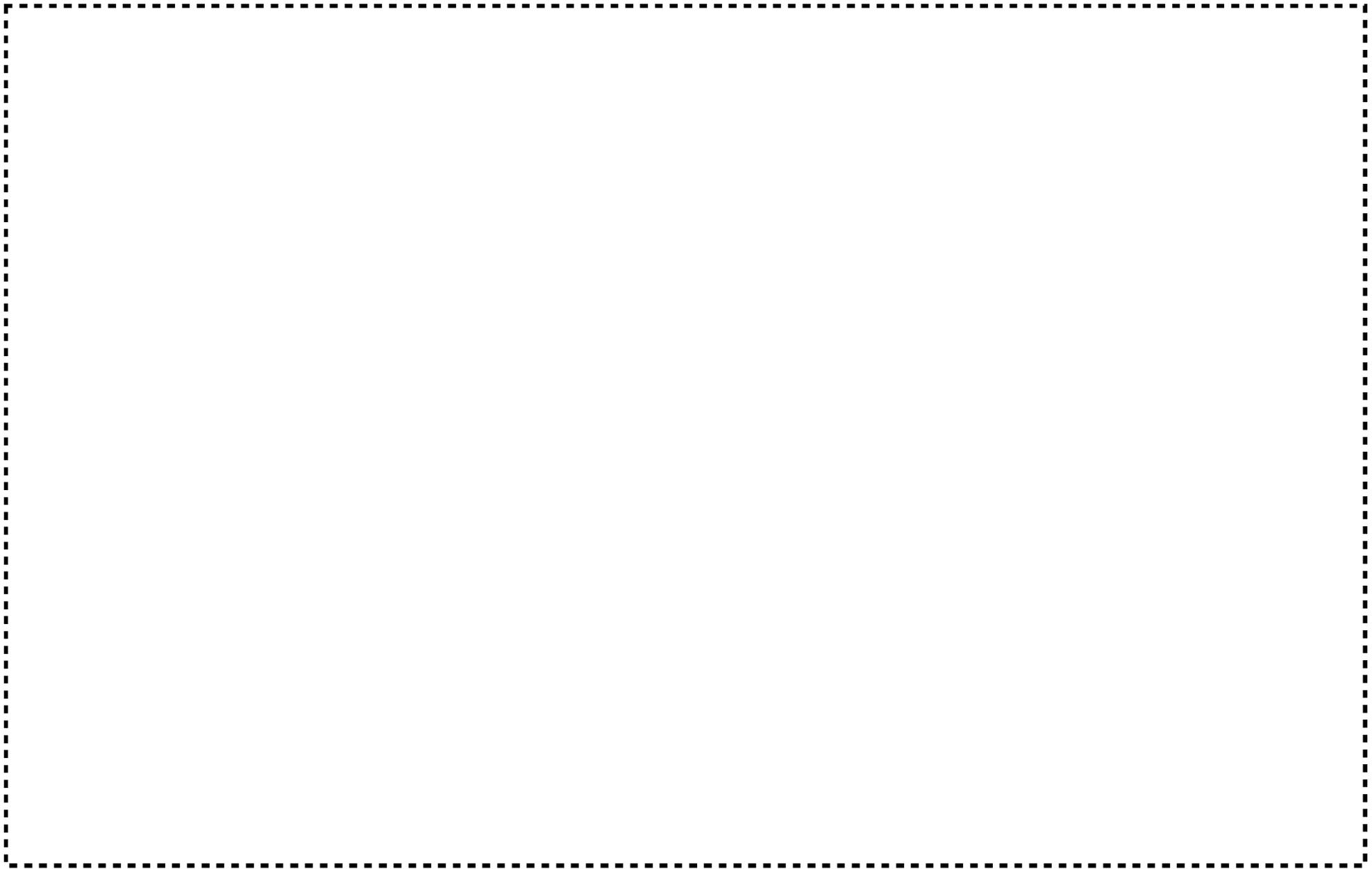
617

図ニ一 2 P 設一 5 - 1 燃料棒搬送設備 No. 4 ストックコンベア (1) 部

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

618



図二 - 2 P 設 - 5 - 2 燃料棒搬送設備 No. 4 燃料棒移載 (3) 部

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

619

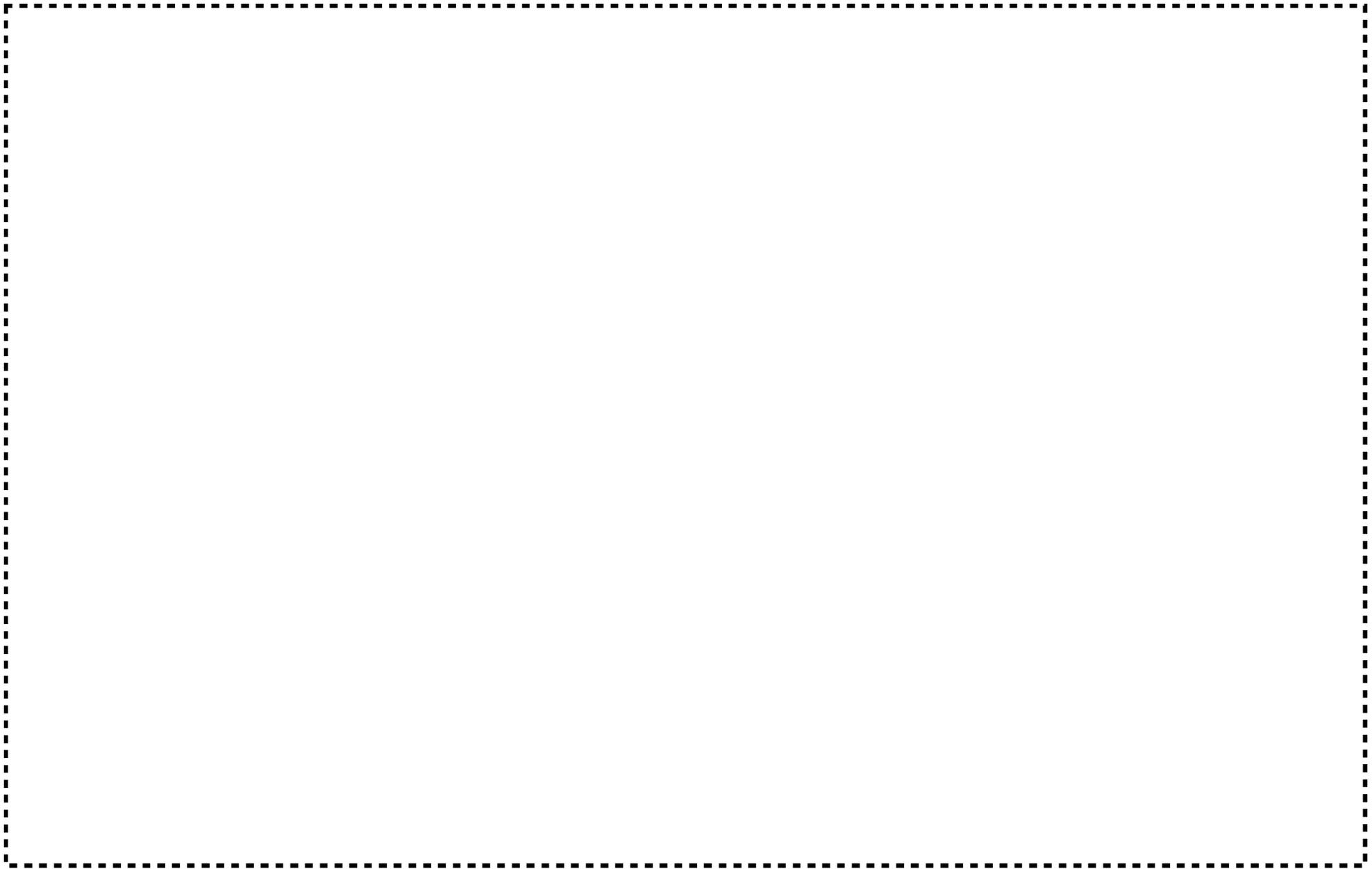


図二-2 P 設-6-1 燃料棒搬送設備 No.5 燃料棒移載(4)部

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

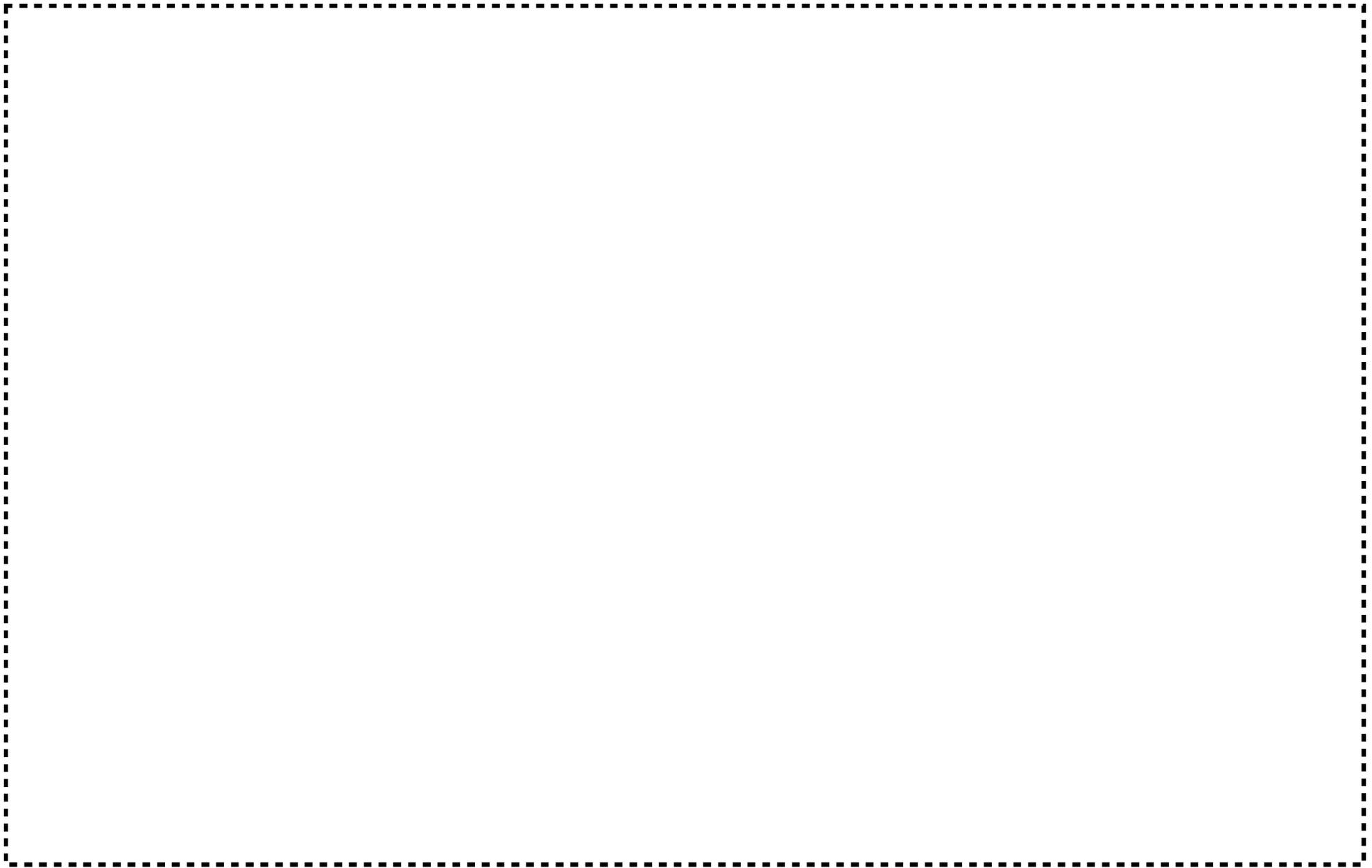
620



図二-2 P 設-6-2 燃料棒搬送設備 No.5 燃料棒置台 (1) 部

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

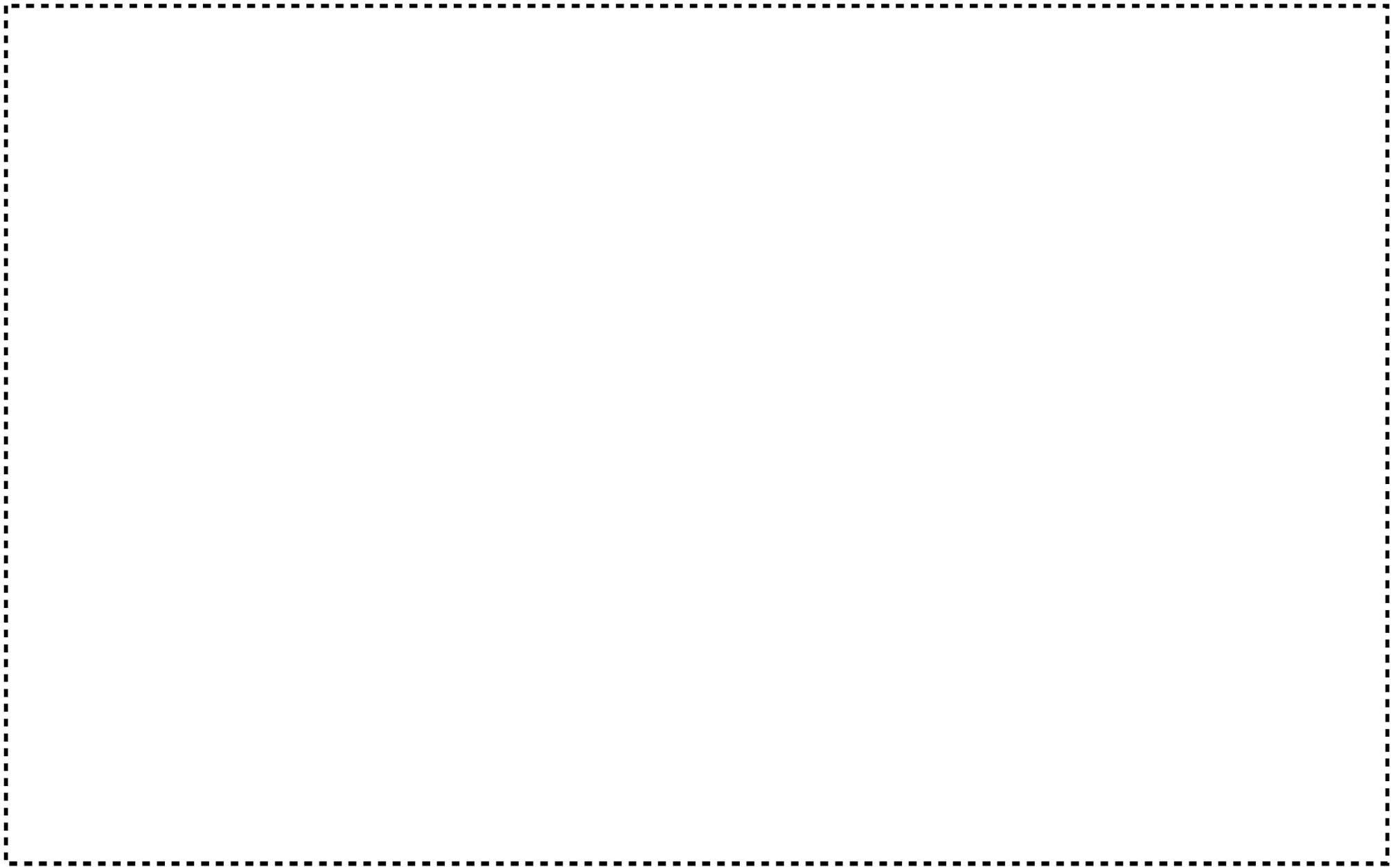


図二 - 2 P 設 - 6 - 3 燃料棒搬送設備 No.5 燃料棒置台 (2) 部

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

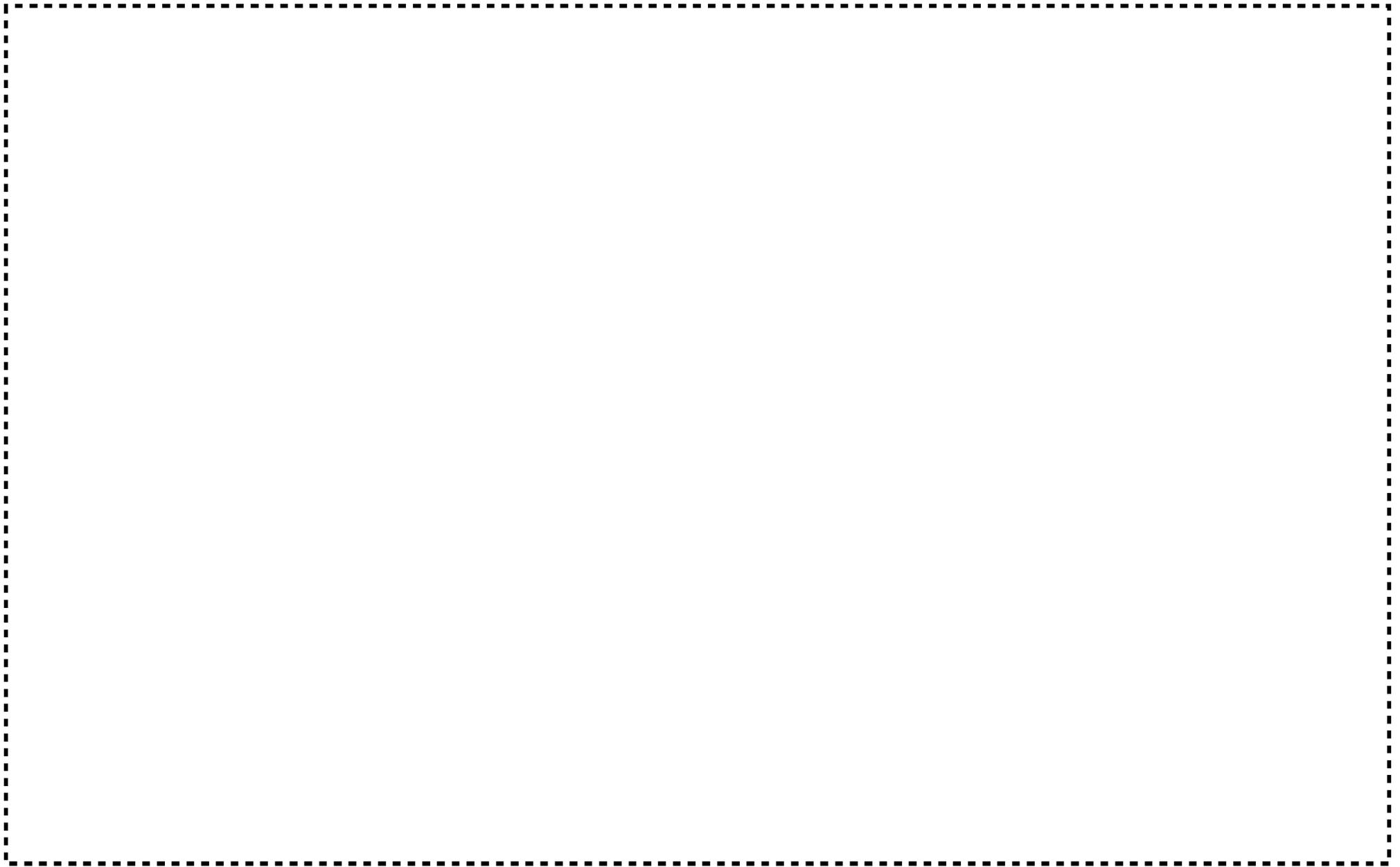
622



図ニ一 2 P 設一 6 - 4 燃料棒搬送設備 No. 5 燃料棒コンベア (1) 部

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

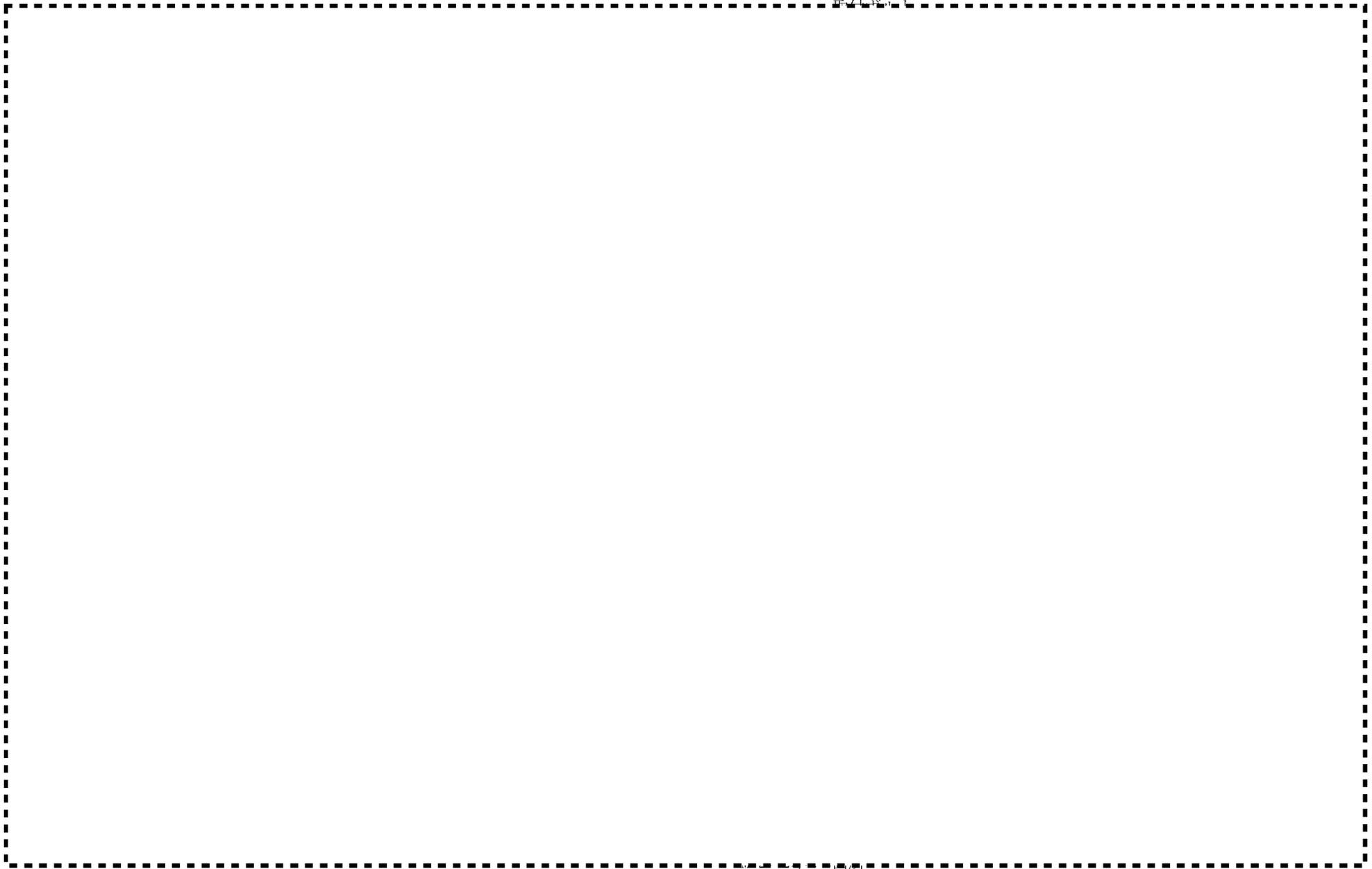


図ニ一 2 P 設一 6一 5 燃料棒搬送設備 No. 5 燃料棒コンベア (2) 部

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

624



図二-2 P設-7-1 燃料棒搬送設備 No.6 燃料棒移載(5)部 及び 燃料棒移載(6)部

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

625

図ニ一 2 P 設一 7 - 2 燃料棒搬送設備 No. 6 ストックコンベア (2) 部

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

5. 工事の方法

本申請における施設の工事は、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を実施し、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安規定に基づき（工事）作業計画を策定する。

工事内容を以下に示す。

a. 改造等を実施する設備・機器

表ニ－1の変更内容において、新設、増設、追加、更新、改造、移設のいずれかを記載した設備・機器名称 機器名を対象とする。

b. 変更しない設備・機器

表ニ－1の変更内容において、変更なしを記載した設備・機器名称 機器名を対象とする。

(1) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- ・工事の保安については、保安規定に従うとともに、労働安全衛生法に基づき作業に係る労働災害の防止に努める。
- ・工事において使用する工具・機器は使用前に点検を行い、検査に使用する計測器については、校正済みであり、かつ有効期限内のものを使用する。
- ・作業場所は、可能な範囲で区画し、標識・表示等により周知を図り関係者以外の立入りを制限する。また、常に整理整頓に努める。
- ・工事の実施に当たっては、工事手順、装備、放射線管理、連絡体制等を示した（工事）作業計画に従い実施する。
- ・工事の安全対策として、溶接・溶断作業では、防塵マスクの装着、集塵機等の使用により有害物質の吸入を防止する。高所作業では、墜落制止用器具の装着、足場の設置等により作業員、使用工具の落下を防止する。
- ・工事の実施に当たり、資機材や工機の搬入等のための周辺監視区域への人の立入りについては、保安規定に基づき必要な措置を講じることにより、加工施設への人の不法な侵入等を防止する。
- ・工事の完了から加工施設全体としての性能検査を完了するまでの間は、巡視、点検、定期事業者検査並びに保全計画の策定及び保全計画に基づく保全の実施により、安全機能を維持する。
- ・工事に伴う騒音等に配慮し、必要に応じて防音シート等を設置し、周辺環境への影響を低減する。

b. 放射線管理

- ・管理区域内で実施する作業においては、作業者は、入退出時にあらかじめ定める管理区域出入口を経由するとともに、個人線量計や必要な安全保護具を着用する。

- ・第1種管理区域内における作業においては、作業環境中の放射性物質の濃度の監視結果に基づき、必要な被ばく低減及び身体汚染の防止に係る保護具を作業者に着用させる。
- ・核燃料物質等への近接作業は、時間管理及び離隔距離確保を行うとともに必要に応じて遮蔽材設置により被ばくを低減する。

c. 防火管理

- ・工事に当たって、火気作業（溶接、溶断、火花を発生する工具等の使用）を行う場合は、火災防護計画に基づき、作業場所周辺の可燃物の隔離又は不燃性材料による養生等の処置を講じるとともに作業場所に消火器を常備する等の防火対策を実施する。また、必要に応じて、工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための機材を仮設する。
- ・作業エリア外への延焼防止の観点から、作業エリア周辺に可燃物及び危険物が無いことを確認する。また、周辺の設備を不燃材シート等により養生する。
- ・火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。

d. 異常発生時の対策

- ・現場で異常が発生した場合には、異常時の対応要領に従い、あらかじめ定めた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を講じる。
- ・あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。

(2) 工事手順

改造等を実施する設備・機器の工事は、以下に示す手順で行う。変更しない設備・機器の工事については、以下に示す手順により検査のみを行う。

原則として、本工事対象設備及び工事の影響が及ぶおそれのある場所に核燃料物質等が存在しない状態で工事を行う。

a. 改造等を実施する設備・機器の工事手順

図ニ－a－1に示す手順で改造を行う。

- 1) 改造工事を実施する当事業所又は部品等の加工組立を実施する社外調達先において、当事業所指定の材料を必要に応じて材料証明書等とともに手配し入手する。
- 2) 当事業所指定の製作図をもとに、部品等の加工組立を実施する。
- 3) 加工組立された部品等について当事業所が受入検査を実施する。
- 4) 受入検査完了後、部品等の設置工事を実施する。不要になった部品等は撤去する。
- 5) 各設備・機器について6項に示す検査を実施する。また、加工施設全体としての性能検査を実施する。

b. 変更しない設備・機器の工事手順

図ニ－b－1に示す手順で検査を行う。

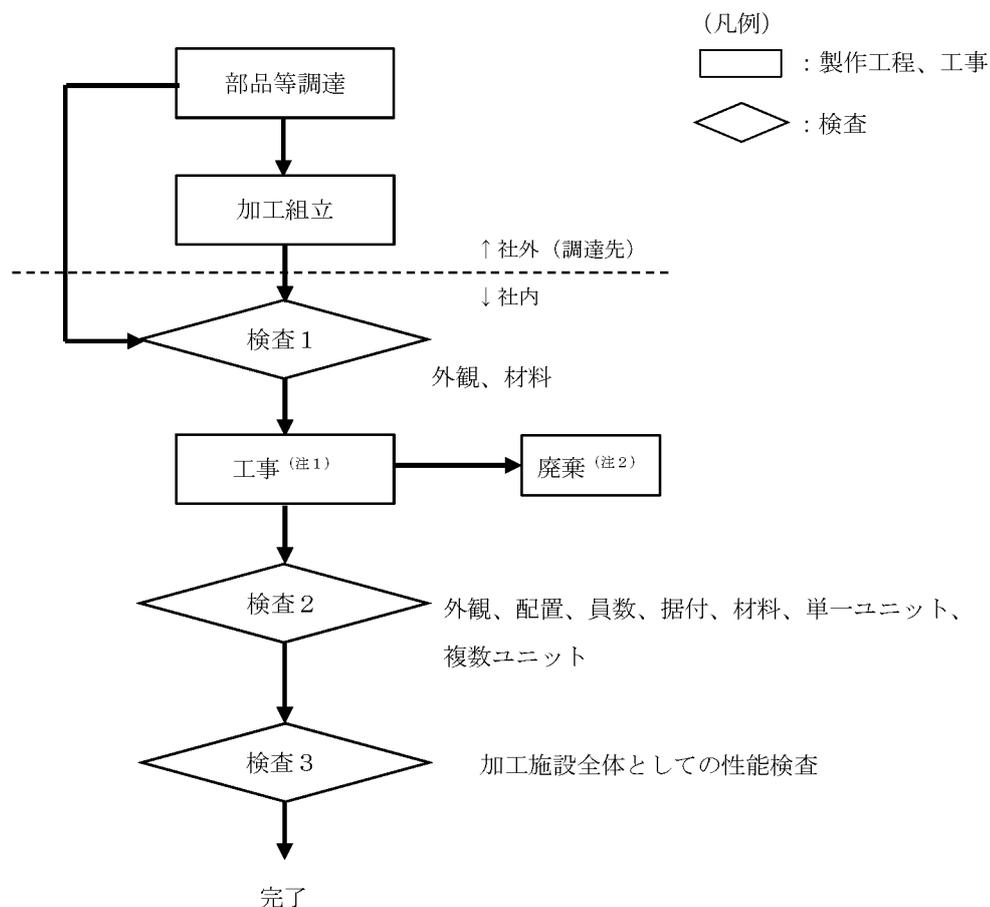
- 1) 各設備・機器について6項に示す検査を実施する。また、加工施設全体としての性能

能検査を実施する。

上記に手順を示した工事のほか、これらの工事に付随して本加工施設内で行う必要がある部材の組立加工、資機材や工具の搬出入、足場の設営、廃棄物の仕分け及び解体減容等に係る工事の実施に当たっては、(1)工事上の注意事項に示した事項に従うとともに、以下の措置を講じることにより、加工施設の技術基準に適合した工事とする。

- ・ 工事対象の設備・機器及び工事区画内の影響を受ける設備・機器から、内包する核燃料物質等を他の設備、区画に移動し、核燃料物質等が工事の影響を受けるおそれがなく、これらの設備・機器の安全機能の維持が不要な状態で工事を行う。
- ・ 本工事において建物の臨界防止及び遮蔽能力に影響を及ぼす工事は実施しない。第2加工棟の大型搬入口扉を資機材の搬出入のために開とする場合においては、必要に応じて、定期的な線量当量率の測定を行い、線量告示に定める管理区域に係る値を超えるおそれのないことを確認する。なお、資機材の搬出入ために大型搬入口扉を開とした場合であっても加工施設全体としての遮蔽能力には影響はなく、周辺監視区域及び敷地境界外の人が居住する可能性のある区域境界上の年間の線量は事業許可における評価値を上回ることはない。
- ・ 加工施設の建物の外壁に設置された扉を交換する工事又は資機材の搬出入のために扉を開とする場合には、工事の期間中、人の不法な侵入を防止できるよう閉止する又は監視人による監視を行う措置を講じる。
- ・ 工事に伴い、管理区域以外の区域において、線量告示に定める管理区域に係る値を超えるおそれのある場所が生じた場合には、保安規定に基づき一時的な管理区域を設定する。
- ・ 工事に伴い、火災感知設備、消火設備、放射線管理施設、通信連絡設備等を一時的に停止する場合においては、代替措置を講じることにより、これらの設備が有する安全機能を維持するか、監視対象の設備・機器を停止する等により、安全機能が不要な状態とする。
- ・ 第2種管理区域における工事で撤去した設備・機器及び廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する、又は有効利用する。

a. 改造等を実施する設備・機器

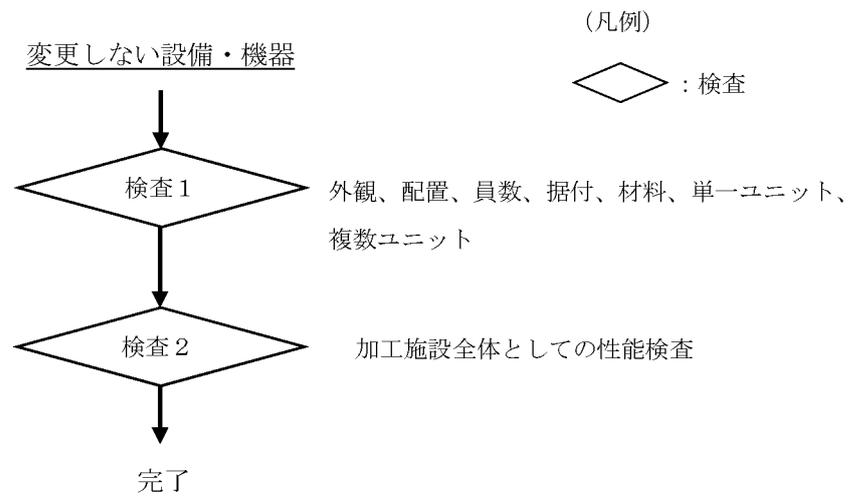


(注1) 原則として、本工事対象設備及び工事の影響が及ぶおそれのある場所に核燃料物質等が存在しない状態で工事を行う。

(注2) 第2種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物 (NR) に係る措置の手順に従って廃棄する。

図ニ一 a - 1 工事フロー

b. 変更しない設備・機器



図ニー b - 1 工事フロー

(3) 品質保証計画

本申請における施設の設計及び工事に係る品質保証活動は、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、保安品質マニュアルとして定める保安品質保証計画書に従って実施するものとする。

6. 試験及び検査の方法

核燃料物質の加工の事業に関する規則に基づき、使用前事業者検査は次に掲げる方法により行う。

- 一 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法：第1号検査
- 二 機能及び性能を確認するために十分な方法：第2号検査
- 三 その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法：第3号検査

また、使用前事業者検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

第1号検査及び第2号検査について、変更に係る設備・機器の検査の項目を第二―1表に、検査の方法を第二―2表に示す。

第3号検査については、申請対象の建物・構築物及び設備・機器の全てを対象とする。第3号検査に係る検査の項目及び検査の方法について、第ハ―3表に示す。

第二一表 設備・機器に係る試験及び検査の項目（1/2）

施設区分	設置場所		設備・機器名称	機器名	変更内容	第1号検査							第2号検査		
						外観	配置	員数	据付	材料	単一 ユニット	複数 ユニット			
被覆施設	第2加工棟	第2-1燃料棒検査室	X線透過試験機 No.1	—	改造	①②③④⑤	①	①②	①②④	①②	①	①②	—		
			ヘリウムリーク試験機 No.1	トレイ挿入部	変更なし	①③④⑤	①	①	①	①	①	①	①②	—	
			ヘリウムリーク試験機 No.1	ヘリウムリーク試験部	変更なし	①③④⑤	①	①	①	①	①	①	①②	—	
			燃料棒検査台 No.1	燃料棒移送（B）部	改造	①②③④⑤	①	①②	①	①②	①	①	①②	—	
			燃料棒検査台 No.1	石定盤部	変更なし	①③	①	①	①	①	①	①	①②	—	
			燃料棒検査台 No.1	燃料棒移送（C）部	変更なし	①③④⑤	①	①	①	①	①	①	①②	—	
			燃料棒搬送設備 No.4	ストックコンベア（1）部	変更なし	①③④⑤	①	①	①	①	①	①	①②	—	
			燃料棒搬送設備 No.4	燃料棒移栽（3）部	変更なし	①③④⑤	①	①	①③	①	①	①	①②	—	
			燃料棒搬送設備 No.5	燃料棒移栽（4）部	変更なし	①③④⑤	①	①	①③	①	①	①	①②	—	
			燃料棒搬送設備 No.5	燃料棒置台（1）部	変更なし	①③④⑤	①	①	①	①	①	①	①②	—	
			燃料棒搬送設備 No.5	燃料棒置台（2）部	変更なし	①③④⑤	①	①	①	①	①	①	①②	—	
			燃料棒搬送設備 No.5	燃料棒コンベア（1）部	変更なし	①③④⑤	①	①	①	①	①	①	①②	—	
			燃料棒搬送設備 No.5	燃料棒コンベア（2）部	変更なし	①③④⑤	①	①	①	①	①	①	①②	—	
			燃料棒搬送設備 No.6	燃料棒移栽（5）部	変更なし	①③④⑤	①	①	①③	①	①	①	①②	—	
			燃料棒搬送設備 No.6	ストックコンベア（2）部	変更なし	①③④⑤	①	①	①	①	①	①	①②	—	
			燃料棒搬送設備 No.6	燃料棒移栽（6）部	変更なし	①③④⑤	①	①	—	①	①	①	①②	—	
			第2-1燃料棒加工室	ペレット編成挿入機 No.1	ペレット保管箱置台部	改造	—	—	—	—	—	—	—	①②	—
				ペレット編成挿入機 No.1	ペレット保管箱搬送部	改造	—	—	—	—	—	—	—	①②	—
	ペレット編成挿入機 No.1	波板移栽部		改造	—	—	—	—	—	—	—	①②	—		
	ペレット編成挿入機 No.1	ペレット編成挿入部		改造	—	—	—	—	—	—	—	①②	—		
	燃料棒解体装置 No.1	—		改造	—	—	—	—	—	—	—	①②	—		
	燃料棒トレイ置台	—		改造	—	—	—	—	—	—	—	①②	—		
	脱ガス設備 No.1	真空加熱炉部		改造	—	—	—	—	—	—	—	①②	—		
	脱ガス設備 No.1	運搬台車		改造	—	—	—	—	—	—	—	①②	—		
	第二端栓溶接設備 No.1	燃料棒搬送 No.1-1 部	改造	—	—	—	—	—	—	—	①②	—			
	第二端栓溶接設備 No.1	第二端栓溶接 No.1-1 部	改造	—	—	—	—	—	—	—	①②	—			

第二-1表 設備・機器に係る試験及び検査の項目(2/2)

施設区分	設置場所		設備・機器名称	機器名	変更内容	第1号検査							第2号検査	
						外観	配置	員数	据付	材料	単一ユニット	複数ユニット		
被覆施設	第2加工棟	第2-1燃料棒加工室	第二端栓溶接設備 No.1	第二端栓溶接 No.1-2部	改造	—	—	—	—	—	—	①②	—	
			第二端栓溶接設備 No.1	燃料棒搬送 No.1-2部	改造	—	—	—	—	—	—	—	①②	—
			燃料棒搬送設備 No.1	燃料棒移栽(1)部	改造	—	—	—	—	—	—	—	①②	—
			燃料棒搬送設備 No.1	被覆管コンベア部	変更なし	—	—	—	—	—	—	—	①②	—
			燃料棒搬送設備 No.1	除染コンベア部	変更なし	—	—	—	—	—	—	—	①②	—
			燃料棒搬送設備 No.1	燃料棒トレイ移栽部	改造	—	—	—	—	—	—	—	①②	—
			燃料棒搬送設備 No.2 燃料棒移送装置(A)	—	変更なし	—	—	—	—	—	—	—	①②	—
			燃料棒搬送設備 No.3 燃料棒移栽装置(2)	—	変更なし	—	—	—	—	—	—	—	①②	—
			ペレット検査台 No.2	—	改造	—	—	—	—	—	—	—	①②	—
			第2-1燃料棒加工室 第2-2燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.8	被覆管コンベア No.8-1部	変更なし	—	—	—	—	—	—	—	①②
	燃料棒搬送設備 No.8	燃料棒移栽 No.8-1部		変更なし	—	—	—	—	—	—	—	①②	—	
	燃料棒搬送設備 No.8	燃料棒移栽 No.8-2部		変更なし	—	—	—	—	—	—	—	①②	—	
	第2-2燃料棒加工室	ペレット一時保管台	—	改造	—	—	—	—	—	—	—	①②	—	
		ペレット検査装置 No.5	—	改造	—	—	—	—	—	—	—	①②	—	
		ペレット編成挿入機 No.2-1	ペレット保管箱搬送部	改造	—	—	—	—	—	—	—	①②	—	
		ペレット編成挿入機 No.2-1	ペレット編成挿入部	改造	—	—	—	—	—	—	—	①②	—	
		燃料棒解体装置 No.2	—	改造	—	—	—	—	—	—	—	①②	—	
		計量設備架台 No.9	—	変更なし	—	—	—	—	—	—	—	①②	—	
	第2-1燃料棒加工室 第2-1燃料棒検査室	計量設備架台 No.10	—	変更なし	—	—	—	—	—	—	—	①②	—	
		燃料棒搬送設備 No.9	—	変更なし	—	—	—	—	—	—	—	①②	—	

第二－２表 検査の方法（１／２）

検査の項目		検査の方法 ⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾	判定基準
設備配置検査	外観	①外観を目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	①-1 外観が各設備の仕様表及び添付図のとおりであること。 ①-2 使用上、有害な傷及び変形等の欠陥のないこと。
		②変更・追加・撤去した強度部材の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	②-1 外観が各設備の仕様表及び添付図のとおりであること。 ②-2 変更・追加する強度部材に使用上有害な傷及び変形等の欠陥がないこと。(溶接部を有する場合) ②-3 溶接部に変形及び欠陥がないこと。
		③ウランが存在する部位の高さを測定又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	③ウランが存在する部位の高さが各設備の仕様表及び添付図に示す最低ウラン取扱い高さ以上であること。
		④落下防止構造の構造、寸法を目視、測定又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	④-1 落下防止構造が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。 ④-2 落下防止構造の寸法が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。また、落下防止の機能を果たす上で、ストッパ、ガイド及び落下防止板が十分な高さを有すること。
		⑤配線用遮断器を設けていることを目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	⑤配線用遮断器を設けていること。
配置	①配置を目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	①配置が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。	
員数	①設備の員数を目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	①設備の員数が各設備の仕様表のとおりであること。	
	②変更・追加する強度部材の員数を目視により確認する。(改造)	②員数が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。	
据付	①アンカーボルト、据付ボルト、取付ボルト ⁽⁴⁾ の径及び本数を目視、測定又は関係書類等により確認する。(既設)	①アンカーボルト、据付ボルト、取付ボルト ⁽⁴⁾ の径及び本数が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。	
	②追加するアンカーボルト、据付ボルト、取付ボルト ⁽⁴⁾ の径及び本数を目視、測定又は関係書類等により確認する。(改造)	②追加するアンカーボルト、据付ボルト、取付ボルト ⁽⁴⁾ の径及び本数が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。	
	③アンカーボルト、据付ボルト、取付ボルト ⁽⁴⁾ のスパン最大を測定又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	③アンカーボルト、据付ボルト、取付ボルト ⁽⁴⁾ のスパン最大が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。	
	④変更・追加する強度部材の据付方法を目視、測定又は関係書類等により確認する。(改造)	④変更・追加する強度部材の据付方法が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。	

- (1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示す。
- (2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。
- (3) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。
- (4) 設備・機器を他の設備・機器に据え付けているボルトを示す。

第二－２表 検査の方法（２／２）

検査の項目		検査の方法 ⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾	判定基準
材料検査	材料	①設備・機器の主要な部材の材料を目視又は関係書類等により確認する。(既設)	①設備・機器の主要な部材の材料が各設備の仕様表及び添付図のとおりであること。
		②変更・追加する主要な部材の材料を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	②変更・追加する主要な部材の材料が各設備の仕様表及び添付図のとおりであること。
臨界防止検査	単一ユニット	①形状寸法制限を行う設備の配列、設備の当該箇所形状・寸法等を測定又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	①配列、当該箇所の形状・寸法が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。
	複数ユニット	①単一ユニット間の面間距離を測定又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	①単一ユニット間の面間距離が各々30 cm以上であること。
		②単一ユニットの寸法及び位置を測定又は関係書類等により確認し、立体角の計算結果を確認する。(既設)(改造)	②総立体角が許容立体角以下であること。

- (1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示す。
- (2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。
- (3) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。

7. 一般産業用工業品の更新や交換等に係る基本方針

一般産業用工業品（原子力施設の安全機能に係る機器、構造物及びシステム並びにそれらの部品（以下「機器等」という。）であって、専ら原子力施設において用いるために設計開発及び製造されたもの以外の工業品をいう。）について、それらが有する安全機能等を踏まえた上で、更新や交換等に係る基本方針を ハ. 成型施設 7. 一般産業用工業品の更新や交換等に係る基本方針 に示す。

ホ. 組立施設

目 次

ホ. 組立施設

1. 変更の概要
2. 準拠する主な法令、規格及び基準
3. 設計条件及び仕様
4. 添付図一覧表
5. 工事の方法
6. 試験及び検査の方法
7. 一般産業用工業品の更新や交換等に係る基本方針

ホ. 組立施設

加工事業変更許可に基づき、加工施設について次の変更を行う。

設計の基本方針は以下のとおりとする。

- (1) 加工施設は、「加工施設の技術基準に関する規則」に適合する設計とする。
- (2) 加工施設は、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた設計とする。
- (3) 加工施設は、通常時において、加工施設の周辺の公衆、放射線業務従事者に対し原子炉等規制法に基づき定められている線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成できる限り放射線被ばくを低減する設計とする。
- (4) 加工施設は、設計、製作、建設、試験及び検査を通じて信頼性を有するものとする。また、誤操作及び設備・機器の故障によっても安全側に作動するインターロック機構等を設けることにより、公衆に対し放射線障害を及ぼすことのないよう設計する。また、深層防護の考え方（発生防止、拡大防止・影響緩和）に基づいて安全機能を設ける。
- (5) 加工施設は、火災等の内的事象、地震、津波、その他想定される自然事象及び航空機落下他の外的事象（故意によるものを除く。）によって、安全機能が損なわれることのない設計とする。
- (6) 加工施設の配置及び構造上の特徴、並びに経年劣化の観点から、保全において留意すべき事項を抽出し、記録する。保全を実施するため、その記録を維持する。
- (7) 保全において留意すべき事項を踏まえて、保全計画を策定し、保全計画に基づき保全を実施する。
- (8) 保全の実施結果及び原子力施設における保全に関する最新の知見を踏まえて評価を行い、保全の継続的改善を図る。

1. 変更の概要

変更対象とする施設について、加工事業変更許可との対応及び既設工認との対応並びに変更内容を表ホー 1 に示す。

ここで、{ } 付き番号は、施設の管理番号を示す。管理番号は、「添付書類 1 加工事業変更許可との対応に関する説明書」の添 1 表 2 に対応している。

2. 準拠する主な法令、規格及び基準

変更する設備及び機器に関する工事において、準拠する主な法令、規格及び基準は以下のとおりである。

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
- (2) 核燃料物質の加工の事業に関する規則
- (3) 加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則
- (4) 加工施設の技術基準に関する規則
- (5) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則
- (6) 日本産業規格（JIS）
- (7) 労働安全衛生法及び関連法令
- (8) 消防法及び関連法令

- (9) 建築基準法及び関連法令
- (10) (一社) 日本建築学会規準・指針類
 - (一財) 日本建築防災協会規準・指針類
 - (一財) 日本建築センター規準・指針類
- (11) 保安規定
- (12) 電気事業法及び関連法令

3. 設計条件及び仕様

変更する施設に関する設計条件及び仕様等を表ホー 2 P 設- 2 - 1 ~ 表ホー 2 P 設- 1 1 - 1 に、関係図面を図ホー 2 P 設- 1 ~ 図ホー 2 P 設- 1 1 - 1 に示す。

ここで、表ホー 2 P 設- 2 - 1 ~ 表ホー 2 P 設- 1 1 - 1 において、[] 付き番号は、設計仕様に対する個別の設計番号を示す。設計番号は、技術基準規則の条項番号及び個別番号で構成する。その他許可で求める仕様に対する設計番号は、「99」及び個別番号で構成する。設備・機器に機能を持たせる設計に対しては「F」を、建物・構築物に機能を持たせる設計に対しては「B」をその個別番号に付す。

(例) [4.1-F1] : 技術基準規則第四条第 1 項に対する設備・機器の設計仕様

[5.1-B1] : 技術基準規則第五条第 1 項に対する建物・構築物の設計仕様

[99-F1] : その他許可で求める仕様に対する設備・機器の設計仕様

表ホー 1 組立施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応⁽¹⁾
及び既設工認との対応並びに変更内容

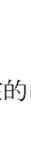
設置場所	加工事業変更許可 における施設名称	本申請における 設備・機器名称 機器名	既設工認における 設備・機器名称 機器名	員数	変更内容	
<設備・機器>						
第2加工棟 第2-1組立室	組立設備 燃料棒挿入装置	{4001} 組立機 No.1 燃料棒挿入 装置 (1) —	組立機 No.1 燃料棒挿入装置 (1)	1台	変更なし	
第2加工棟 第2-1組立室	組立設備 燃料棒挿入装置	{4002} 組立機 No.2 燃料棒挿入 装置 (1) —	組立機 No.2 燃料棒挿入装置 (1)	1台	変更なし	
第2加工棟 第2-1組立室	組立設備 組立機	{4003} 組立機 No.1 組立定盤部	組立機 No.1 組立定盤	1台	変更なし	
第2加工棟 第2-1組立室	組立設備 組立機	{4004} 組立機 No.1 スウェーピング部	組立機 No.1 スウェーピング機	1台	変更なし	
第2加工棟 第2-1組立室	組立設備 組立機	{4005} 組立機 No.2 組立定盤部	組立機 No.2 組立定盤	1台	変更なし	
第2加工棟 第2-1組立室	組立設備 組立機	{4006} 組立機 No.2 スウェーピング部	組立機 No.2 スウェーピング機	1台	変更なし	
第2加工棟 第2-1組立室	組立設備 燃料集合体取扱機	{4007} 燃料集合体取扱機 No.1 —	集合体取扱機 No.1 —	1台	改造	耐震補強を行う。
第2加工棟 第2-1組立室	集合体検査設備 堅型定盤	{4008} 堅型定盤 No.1 —	堅型定盤 No.1 —	1台	改造	耐震補強を行う。
第2加工棟 第2-1組立室	集合体検査設備 燃料集合体外 観検査装置	{4009} 燃料集合体外観検査装 置 No.1 —	集合体外観検査装置 No.1 —	1台	改造	耐震補強を行う。 燃料集合体の落下防止 のため、ストッパを追加 する。
第2加工棟 第2-1組立室	検査設備 立会検査定盤	{4010} 立会検査定盤 No.1 燃料棒移送 (D) 部	立会検査定盤 No.1 燃料棒移送装置D	1台	変更なし	
第2加工棟 第2-1組立室	検査設備 立会検査定盤	{4011} 立会検査定盤 No.1 石定盤部	立会検査定盤 No.1 石定盤	1台	変更なし	
第2加工棟 第2-1組立室	検査設備 立会検査定盤	{4012} 立会検査定盤 No.1 燃料棒移送 (E) 部	立会検査定盤 No.1 燃料棒移送装置E	1台	変更なし	
第2加工棟 第2-1組立室 第2集合体保管 室	搬送設備 (燃料集 合体) 天井クレーン	{4013} 2 ton天井クレーン No.1 —	2 ton天井クレーン No.1 —	1台	変更なし	
第2加工棟 第2梱包室 第2集合体保管 室	搬送設備 (燃料集 合体) 天井クレーン	{4014} 2.8 ton天井クレーン —	2.8 ton天井クレー ン —	1台	変更なし	

表ホー 1 組立施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応⁽¹⁾
及び既設工認との対応並びに変更内容

設置場所	加工事業変更許可 における施設名称	本申請における 設備・機器名称 機器名	既設工認における 設備・機器名称 機器名	員数	変更内容	
第2加工棟 第2-1組立室 第2-1燃料棒 検査室 第2燃料棒保管 室 第2部品室 第2梱包室 第2輸送容器保 管室	搬送設備(燃料棒) 燃料棒運搬台 車	{4015} 燃料棒運搬台車 No. 1 —	立会検査定盤 No. 1 燃料棒運搬台車 No. 1	1台	変 更 な し	

(1) 添付書類 1 に加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該施設の設工認への対応状況を示す。

表ホー 2 P 設- 2 - 1 組立機 No. 1 燃料棒挿入装置 (1) 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 組立設備 燃料棒挿入装置	
設備・機器名称 機器名	{4001} 組立機 No. 1 燃料棒挿入装置 (1) —		
変更内容	変更なし		
設置場所	第 2 加工棟 第 2 - 1 組立室		
員数	1 台		
一般仕様	型式	ローラー式	
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。	
	寸法 (単位 : mm)	概略寸法 : 	
	その他の構成機器	組立治具	
	その他の性能	最大取扱量 :  (燃料棒 25 本 (保管容器 H 型 1 個))	
	核燃料物質の状態	燃料棒	
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2 - 4 領域の単一ユニット (No. 2-4(12)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt% 以下 ・形状寸法制限 厚さ : 9.8 cm 以下 [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2 - 4 領域において、立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定める。 ○複数ユニットの仕様 ・単一ユニット間の面間距離 : 各々 30 cm 以上 ・単一ユニットの位置及び寸法 : 図ニ- 2 P 設- 1 (3 0) ・単一ユニット間の立体角の総和 : 許容立体角以下 核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。	
		安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
		地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 2 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定する。 
		津波による損傷の防止	—
外部からの衝撃による損傷の防止	—		
加工施設への人の不法な侵入等の防止	—		
閉じ込めの機能		[10.1-F1] 燃料棒が落下しないよう、ガイドローラで保持する。	
		[10.1-F2] 端栓で密封した燃料棒を取り扱う。	

表ホー2P設-2-1 組立機 No.1 燃料棒挿入装置 (1) 仕様

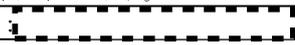
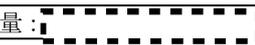
技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構(強度部材)は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表(別表1)に示す。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 5.8 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 5.8 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
	添付図	図ホー2P設-1、図ホー2P設-2-1、図ニー2P設-1

表ホー2P設-2-1 (別表1) 組立機 No.1 燃料棒挿入装置 (1) 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト ガイドローラ	鋼 金属製、樹脂

■ ■ ■ ■ ■ 以上の強度を有する材料

表ホー 2 P 設- 2- 2 組立機 No. 2 燃料棒挿入装置 (1) 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 組立設備 燃料棒挿入装置
設備・機器名称 機器名	{4002} 組立機 No. 2 燃料棒挿入装置 (1) —	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2-1 組立室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	ローラー式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	組立治具
	その他の性能	最大取扱量:  (燃料棒 25 本 (保管容器 H 型 1 個))
	核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域の単一ユニット (No. 2-4(13)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt% 以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8 cm 以下 [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域において、立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定める。 ○複数ユニットの仕様 ・単一ユニット間の面間距離: 各々 30 cm 以上 ・単一ユニットの位置及び寸法: 図ニ- 2 P 設- 1 (3 1) ・単一ユニット間の立体角の総和: 許容立体角以下 核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。
		安全機能を有する施設の地盤
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 2 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定する。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] 燃料棒が落下しないよう、ガイドローラで保持する。 [10.1-F2] 端栓で密封した燃料棒を取り扱う。

表ホー 2 P 設- 2 - 2 組立機 No. 2 燃料棒挿入装置 (1) 仕様

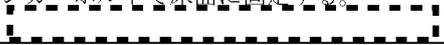
技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。 [11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12. 1-F1] 設置場所で想定する没水水位 5. 8 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。 [12. 1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 5. 8 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
	添付図	図ホー 2 P 設- 1、図ホー 2 P 設- 2 - 1、図ニー 2 P 設- 1

表ホー 2 P 設- 2 - 2 (別表 1) 組立機 No. 2 燃料棒挿入装置 (1) 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト ガイドローラ	鋼 金属製、樹脂

■以上の強度を有する材料

表ホー 2 P 設 - 3 - 1 組立機 No. 1 組立定盤部 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 組立設備 組立機	
設備・機器名称 機器名	{4003} 組立機 No. 1 組立定盤部		
変更内容	変更なし		
設置場所	第 2 加工棟 第 2 - 1 組立室		
員数	1 台		
一般仕様	型式	横型組立台	
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。	
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 	
	その他の構成機器	組立治具	
	その他の性能	最大取扱量:  (燃料集合体 1 体)	
	核燃料物質の状態	燃料棒、燃料集合体	
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2 - 4 領域の単一ユニット (No. 2-4(14)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・体数制限 燃料集合体数: 1 体以下	
		[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2 - 4 領域において、立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定める。 ○複数ユニットの仕様 ・単一ユニット間の面間距離: 各々 30 cm 以上 ・単一ユニットの位置及び寸法: 図ニ - 2 P 設 - 1 (3 2) ・単一ユニット間の立体角の総和: 許容立体角以下 核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。	
		安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
		地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 2 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定する。 
		津波による損傷の防止	—
外部からの衝撃による損傷の防止	—		
加工施設への人の不法な侵入等の防止	—		
閉じ込めの機能	[10.1-F1] 燃料集合体が落下しないよう、ストップ及び回転防止ピンで保持する。		
	[10.1-F2] 端栓で密封した燃料棒を取り扱う。		

表ホー 2 P 設 - 3 - 1 組立機 No. 1 組立定盤部 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表 1）に示す。 [11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12. 1-F1] 設置場所で想定する没水水位 5.8 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。 [12. 1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 5.8 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
	添付図	図ホー 2 P 設 - 1、図ホー 2 P 設 - 3 - 1、図ニー 2 P 設 - 1

表ホー 2 P 設 - 3 - 1（別表 1） 組立機 No. 1 組立定盤部 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり トラス	鋼 鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト ストッパ ストッパの取付ボルト 回転防止ピン	鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼

*1  以上の強度を有する材料

*2  以上の強度を有する材料

表ホー 2 P 設ー 3ー 2 組立機 No. 1 スウェーピング部 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 組立設備 組立機
設備・機器名称 機器名	{4004} 組立機 No. 1 スウェーピング部	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2ー 1 組立室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	定盤型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法 
	その他の構成機器	組立治具
	その他の性能	最大取扱量  (燃料集合体 1 体)
	核燃料物質の状態	燃料棒、燃料集合体
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2ー 4 領域の単一ユニット (No. 2-4(14)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・体数制限 燃料集合体数: 1 体以下
		[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2ー 4 領域において、立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定める。 ○複数ユニットの仕様 ・単一ユニット間の面間距離: 各々 30 cm 以上 ・単一ユニットの位置及び寸法: 図ニー 2 P 設ー 1 (3 2) ・単一ユニット間の立体角の総和: 許容立体角以下 核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 2 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定する。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
閉じ込めの機能	[10.1-F1] 燃料集合体が落下しないよう、{4003}組立機 No. 1 組立定盤部と同一のストッパ及び回転防止ピンで保持する。	
	[10.1-F2] 端栓で密封した燃料棒を取り扱う。	

表ホー 2 P 設- 3 - 2 組立機 No. 1 スウェーピング部 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表 1）に示す。 [11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12. 1-F1] 設置場所で想定する没水水位 5.8 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。 [12. 1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 5.8 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
	添付図	図ホー 2 P 設- 1、図ホー 2 P 設- 3 - 1、図ニー 2 P 設- 1

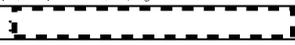
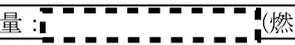
表ホー 2 P 設- 3 - 2（別表 1） 組立機 No. 1 スウェーピング部 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり トラス	鋼 鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト ストッパ ストッパの取付ボルト 回転防止ピン	鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼

*1  以上の強度を有する材料

*2  以上の強度を有する材料

表ホー 2 P 設 - 4 - 1 組立機 No. 2 組立定盤部 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 組立設備 組立機	
設備・機器名称 機器名	{4005} 組立機 No. 2 組立定盤部		
変更内容	変更なし		
設置場所	第 2 加工棟 第 2 - 1 組立室		
員数	1 台		
一般仕様	型式	横型組立台	
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。	
	寸法 (単位: mm)	概略寸法 	
	その他の構成機器	組立治具	
	その他の性能	最大取扱量:  (燃料集合体 1 体)	
	核燃料物質の状態	燃料棒、燃料集合体	
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2 - 4 領域の単一ユニット (No. 2-4(15)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・体数制限 燃料集合体数: 1 体以下 [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2 - 4 領域において、立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定める。 ○複数ユニットの仕様 ・単一ユニット間の面間距離: 各々 30 cm 以上 ・単一ユニットの位置及び寸法: 図ニ - 2 P 設 - 1 (3 3) ・単一ユニット間の立体角の総和: 許容立体角以下 核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。	
		安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
		地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 2 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定する。 
		津波による損傷の防止	—
		外部からの衝撃による損傷の防止	—
		加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
		閉じ込めの機能	[10.1-F1] 燃料集合体が落下しないよう、ストップ及び回転防止ピンで保持する。
			[10.1-F2] 端栓で密封した燃料棒を取り扱う。

表ホー 2 P 設 - 4 - 1 組立機 No. 2 組立定盤部 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表 1）に示す。 [11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12. 1-F1] 設置場所で想定する没水水位 5.8 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。 [12. 1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 5.8 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
	添付図	図ホー 2 P 設 - 1、図ホー 2 P 設 - 3 - 1、図ニー 2 P 設 - 1

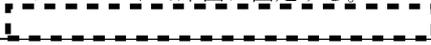
表ホー 2 P 設 - 4 - 1（別表 1） 組立機 No. 2 組立定盤部 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり トラス	鋼 鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト ストッパ ストッパの取付ボルト 回転防止ピン	鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼

*1  以上の強度を有する材料

*2  以上の強度を有する材料

表ホー 2 P 設ー 4ー 2 組立機 No. 2 スウェーピング部 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 組立設備 組立機	
設備・機器名称 機器名	{4006} 組立機 No. 2 スウェーピング部		
変更内容	変更なし		
設置場所	第 2 加工棟 第 2ー 1 組立室		
員数	1 台		
一般仕様	型式	定盤型	
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。	
	寸法 (単位: mm)	概略寸法 	
	その他の構成機器	組立治具	
	その他の性能	最大取扱量  (燃料集合体 1 体)	
	核燃料物質の状態	燃料棒、燃料集合体	
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2ー 4 領域の単一ユニット (No. 2-4(15)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・体数制限 燃料集合体数: 1 体以下 [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2ー 4 領域において、立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定める。 ○複数ユニットの仕様 ・単一ユニット間の面間距離: 各々 30 cm 以上 ・単一ユニットの位置及び寸法: 図ニー 2 P 設ー 1 (3 3) ・単一ユニット間の立体角の総和: 許容立体角以下 核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。	
		安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
		地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 2 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定する。 
		津波による損傷の防止	—
		外部からの衝撃による損傷の防止	—
加工施設への人の不法な侵入等の防止	—		
閉じ込めの機能		[10.1-F1] 燃料集合体が落下しないよう、{4005}組立機 No. 2 組立定盤部と同一のストッパ及び回転防止ピンで保持する。 [10.1-F2] 端栓で密封した燃料棒を取り扱う。	

表ホー 2 P 設- 4 - 2 組立機 No. 2 スウェーピング部 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表 1）に示す。 [11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12. 1-F1] 設置場所で想定する没水水位 5.8 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。 [12. 1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 5.8 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
	添付図	図ホー 2 P 設- 1、図ホー 2 P 設- 3- 1、図ニー 2 P 設- 1

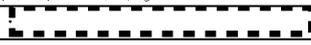
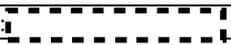
表ホー 2 P 設- 4 - 2（別表 1） 組立機 No. 2 スウェーピング部 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり トラス	鋼 鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト ストップ ストップの取付ボルト 回転防止ピン	鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼

*1  以上の強度を有する材料

*2  以上の強度を有する材料

表ホー2P設-5-1 燃料集合体取扱機 No.1 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 組立設備 燃料集合体取扱機	
設備・機器名称 機器名	{4007} 燃料集合体取扱機 No. 1 —		
変更内容	改造 (耐震補強の仕様を本表 (別表 2) に示す。)		
設置場所	第 2 加工棟 第 2-1 組立室		
員数	1 台		
一般仕様	型式	ジャッキ式	
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。	
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 	
	その他の構成機器	組立治具	
	その他の性能	最大取扱量:  (燃料集合体 1 体)	
	核燃料物質の状態	燃料集合体	
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域の単一ユニット (No. 2-4(16)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt% 以下 ・体数制限 燃料集合体数: 1 体以下	
		[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域において、立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定める。 ○複数ユニットの仕様 ・単一ユニット間の面間距離: 各々 30 cm 以上 ・単一ユニットの位置及び寸法: 図ニ-2P設-1 (34) ・単一ユニット間の立体角の総和: 許容立体角以下 核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。	
		安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
		地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 2 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定する。 
		津波による損傷の防止	—
		外部からの衝撃による損傷の防止	—
		加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
		閉じ込めの機能	[10.1-F1] 燃料集合体が落下しないよう、ストッパ及び回転防止ピンで保持する。
[10.1-F2] 端栓で密封した燃料棒を取り扱う。			

表ホー 2 P 設 - 5 - 1 燃料集合体取扱機 No. 1 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	<p>[11. 3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表 1）に示す。</p> <p>[11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。</p>
	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12. 1-F1] 設置場所で想定する没水水位 5.8 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。</p> <p>[12. 1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 5.8 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。</p>
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	<p>[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
	添付図	図ホー 2 P 設 - 1、図ホー 2 P 設 - 5 - 1、図ニー 2 P 設 - 1

表ホー２P設－５－１（別表１） 燃料集合体取扱機 No. 1 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	転回フレーム 基礎フレーム シリンダ	鋼 鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト ストップフレーム ストップ1 ストップ1の取付ボルト ストップ2 回転防止ピン	鋼 金属製 ステンレス鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼

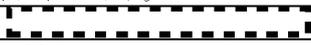
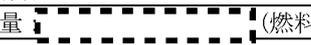
*1  以上の強度を有する材料

*2  以上の強度を有する材料

表ホー２P設－５－１（別表２） 燃料集合体取扱機 No. 1 耐震補強の項目

補強項目	関連部材	断面等及び員数
アンカーボルトの追加	アンカーボルト	

表ホー2 P設-6-1 堅型定盤 No.1 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 集合体検査設備 堅型定盤	
設備・機器名称 機器名	{4008} 堅型定盤 No.1 —		
変更内容	改造 (耐震補強の仕様を本表 (別表 2) に示す。)		
設置場所	第 2 加工棟 第 2-1 組立室		
員数	1 台		
一般仕様	型式	堅型 L 型定盤	
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。	
	寸法 (単位: mm)	概略寸法 	
	その他の構成機器	測定器、作業台	
	その他の性能	最大取扱量  (燃料集合体 1 体)	
	核燃料物質の状態	燃料集合体	
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域の単一ユニット (No.2-4(17)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・体数制限 燃料集合体数: 1 体以下 [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-4 領域において、立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定める。 ○複数ユニットの仕様 ・単一ユニット間の面間距離: 各々 30 cm 以上 ・単一ユニットの位置及び寸法: 図ホー 2 P 設-1 (35) ・単一ユニット間の立体角の総和: 許容立体角以下 核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。	
		安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
		地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 2 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面と壁面に固定する。 
		津波による損傷の防止	—
外部からの衝撃による損傷の防止	—		
加工施設への人の不法な侵入等の防止	—		
閉じ込めの機能		[10.1-F1] 燃料集合体が落下しないよう、固定治具、ヒンジピン、位置決めピンで保持する。 [10.1-F2] 端栓で密封した燃料棒を取り扱う。	

表ホー 2 P 設- 6 - 1 堅型定盤 No. 1 仕様

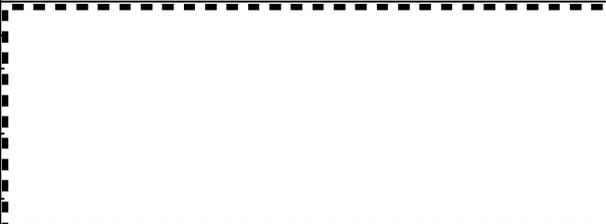
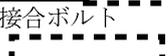
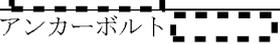
技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表 1）に示す。 [11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12. 1-F1] 設置場所で想定する没水水位 5.8 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。 [12. 1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 5.8 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
	添付図	図ホー 2 P 設- 1、図ホー 2 P 設- 6 - 1、図ニー 2 P 設- 1

表ホー２P設－６－１（別表１） 豎型定盤 No.1 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり トラス	鋼 鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト 接合ボルト 固定治具 ヒンジピン 位置決めピン タラップ ガイドシャフト 測定器	鋼 鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼、樹脂 金属製 金属製 金属製

*以上の強度を有する材料

表ホー２P設－６－１（別表２） 豎型定盤 No.1 耐震補強の項目

補強項目	関連部材	断面等及び員数
壁面支持はりの追加	はり 	
	トラス 	
	接合ボルト 	
	アンカーボルト 	
はりの追加	はり 	

表ホー 2 P 設- 7- 1 燃料集合体外観検査装置 No. 1 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 集合体検査設備 燃料集合体外観検査装置
設備・機器名称 機器名	{4009} 燃料集合体外観検査装置 No. 1 —	
変更内容	改造 〔・耐震補強の仕様を本表 (別表 2) に示す。 ・燃料集合体の落下防止のため、ストッパを追加する。〕	
設置場所	第 2 加工棟 第 2- 1 組立室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	集合体上下移動型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量  (燃料集合体 1 体)
	核燃料物質の状態	燃料集合体
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2- 4 領域の単一ユニット (No. 2-4(18)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・体数制限 燃料集合体数: 1 体以下 [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2- 4 領域において、立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定める。 ○複数ユニットの仕様 ・単一ユニット間の面間距離: 各々 30 cm 以上 ・単一ユニットの位置及び寸法: 図ニ- 2 P 設- 1 (3 6) ・単一ユニット間の立体角の総和: 許容立体角以下 核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 2 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面と壁面に固定する。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] 燃料集合体が落下しないよう、ストッパで保持する。 [10.1-F2] 端栓で密封した燃料棒を取り扱う。

表ホー２P設－７－１ 燃料集合体外観検査装置No.1 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表１）に示す。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] — ⁽¹⁾ [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 5.8 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
	添付図	図ホー２P設－１、図ホー２P設－７－１、図ニー２P設－１

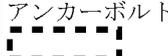
(1) 燃料集合体の外観検査時には燃料集合体を床下のピットに配置するが、外観検査中は常に検査員がいるため、溢水のおそれが生じた場合には燃料集合体を引き上げることで燃料集合体が没水することはない。万一、燃料集合体を引き上げることができず燃料集合体が没水した場合であっても、臨界安全上の問題はなく、また、酸化ウランペレットは燃料棒に密封されているため閉じ込めの観点でも問題ない。

表ホー２P設－７－１（別表１） 燃料集合体外観検査装置 No. 1 材料一覧

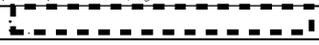
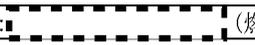
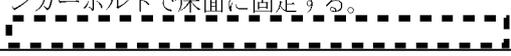
部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり レール	鋼 鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト 接合ボルト ストッパ 固定治具	鋼 鋼 ステンレス鋼 金属製

* 以上の強度を有する材料

表ホー２P設－７－１（別表２） 燃料集合体外観検査装置 No. 1 耐震補強の項目

補強項目	関連部材	断面等及び員数
壁面支持はりの追加	はり  接合ボルト  アンカーボルト 	

表ホー 2 P 設ー 8ー 1 立会検査定盤 No. 1 燃料棒移送 (D) 部 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)	
	施設名称	検査設備 立会検査定盤	
設備・機器名称 機器名		{4010} 立会検査定盤 No. 1 燃料棒移送 (D) 部	
変更内容		変更なし	
設置場所		第 2 加工棟 第 2ー 1 組立室	
員数		1 台	
一般仕様	型式	トレースライド型	
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。	
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 	
	その他の構成機器	—	
	その他の性能	最大取扱量:  (燃料棒 25 本 (保管容器 H 型 1 個))	
	核燃料物質の状態	燃料棒	
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2ー 4 領域の単一ユニット (No. 2-4(19)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt% 以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8 cm 以下 [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2ー 4 領域において、立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定める。 ○複数ユニットの仕様 ・単一ユニット間の面間距離: 各々 30 cm 以上 ・単一ユニットの位置及び寸法: 図ニー 2 P 設ー 1 (3 7) ・単一ユニット間の立体角の総和: 許容立体角以下 核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。	
		安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
		地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 2 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定する。 
		津波による損傷の防止	—
		外部からの衝撃による損傷の防止	—
		加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
		閉じ込めの機能	[10.1-F1] 燃料棒が落下しないよう、ガイドローラで保持する。
			[10.1-F2] 端栓で密封した燃料棒を取り扱う。

表ホー2P設-8-1 立会検査定盤 No.1 燃料棒移送 (D) 部 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表1）に示す。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 5.8 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 5.8 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
	添付図	図ホー2P設-1、図ホー2P設-8-1、図ニー2P設-1

表ホー2P設-8-1（別表1） 立会検査定盤 No.1 燃料棒移送 (D) 部 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト ガイドローラ	鋼 金属製、樹脂

*  以上の強度を有する材料

表ホー 2 P 設- 8 - 2 立会検査定盤 No. 1 石定盤部 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 検査設備 立会検査定盤
設備・機器名称 機器名	{4011} 立会検査定盤 No. 1 石定盤部	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 - 1 組立室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	架台付角型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量:  (燃料棒 25 本)
	核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2 - 4 領域の単一ユニット (No. 2-4(19)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8 cm 以下
		[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2 - 4 領域において、立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定める。 ○複数ユニットの仕様 ・単一ユニット間の面間距離: 各々 30 cm 以上 ・単一ユニットの位置及び寸法: 図ニ- 2 P 設- 1 (3 7) ・単一ユニット間の立体角の総和: 許容立体角以下 核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 2 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定する。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
閉じ込めの機能	[10.1-F1] 燃料棒が落下しないよう、ストッパで保持する。	
	[10.1-F2] 端栓で密封した燃料棒を取り扱う。	
火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。	

表ホー２P設－８－２ 立会検査定盤No.1 石定盤部 仕様

技術基準に基づく仕様	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 5.8 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ホー２P設－１、図ホー２P設－８－２、図ニー２P設－１	

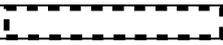
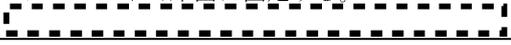
表ホー２P設－８－２（別表１） 立会検査定盤No.1 石定盤部 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト 石定盤 石定盤支持脚 ストップ ストップの取付ボルト	鋼 御影石 金属製 ステンレス鋼 ステンレス鋼

*1  以上の強度を有する材料

*2  以上の強度を有する材料

表ホー 2 P 設ー 8ー 3 立会検査定盤 No. 1 燃料棒移送 (E) 部 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	検査設備 立会検査定盤
設備・機器名称 機器名		{4012} 立会検査定盤 No. 1 燃料棒移送 (E) 部
変更内容		変更なし
設置場所		第 2 加工棟 第 2ー 1 組立室
員数		1 台
一般仕様	型式	ローラー式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量:  (燃料棒 25 本)
	核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2ー 4 領域の単一ユニット (No. 2-4(19)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8 cm 以下
		[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2ー 4 領域において、立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定める。 ○複数ユニットの仕様 ・単一ユニット間の面間距離: 各々 30 cm 以上 ・単一ユニットの位置及び寸法: 図ニー 2 P 設ー 1 (3 7) ・単一ユニット間の立体角の総和: 許容立体角以下 核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 2 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定する。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
閉じ込めの機能		[10.1-F1] 燃料棒が落下しないよう、ガイドで保持する。
		[10.1-F2] 端栓で密封した燃料棒を取り扱う。

表ホー2P設-8-3 立会検査定盤 No.1 燃料棒移送 (E) 部 仕様

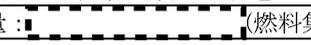
技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構(強度部材)は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表(別表1)に示す。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 5.8 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。 [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 5.8 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
	添付図	図ホー2P設-1、図ホー2P設-8-3、図ニー2P設-1

表ホー2P設-8-3 (別表1) 立会検査定盤 No.1 燃料棒移送 (E) 部 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト ガイド ローラ 高さ制限棒	鋼 金属製、樹脂 金属製、樹脂 金属製

*以上の強度を有する材料

表ホー2P設-9-1 2 ton 天井クレーン No. 1 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	搬送設備 (燃料集合体) 天井クレーン
設備・機器名称 機器名	{4013} 2 ton 天井クレーン No. 1 —	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2-1 組立室 第 2 集合体保管室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	ダブルレールホイストクレーン型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	ストップ (車止め)、近接防止構造
	その他の性能	最大取扱量:  (燃料集合体 1 体)
	核燃料物質の状態	燃料集合体
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・体数制限 燃料集合体数: 1 体以下 (燃料集合体 1 体を搬送する本設備を組立施設と貯蔵施設 (第 2 集合体保管室) の単一ユニット評価にて考慮しており、燃料集合体を輸送する際に影響のないことを確認している。) [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) —
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟のほりに固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 レールを据付ボルトではりに固定する。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] ガーダ落下防止構造及びトロリ落下防止構造を設ける。 [10.1-F2] 端栓で密封した燃料棒を取り扱う。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。

表ホー 2 P 設- 9- 1 2 ton 天井クレーン No. 1 仕様

技術基準に基づく仕様	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12. 1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 5.8 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確保するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。 [14. 3-F1] 搬送するための動力の供給が停止した場合にも、搬送物を保持できるよう停電時保持機構を有する。また、トロリ落下防止構造及びガード落下防止構造を設置し、地震時における落下を防止する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	[16. 1-F1] 燃料集合体 1 体を搬送する能力を有する。 [16. 1-F2] 停電時保持機構を有する。 停電時保持能力： 
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第 1 類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。	
添付図	図ホー 2 P 設- 1、図ホー 2 P 設- 9- 1	

表ホー 2 P 設 - 9 - 1 (別表 1) 2 ton 天井クレーン No. 1 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	ガーダ部 走行レール 横行レール	鋼 鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	据付ボルト トロリ部 (巻上部) ガーダ落下防止構造 ガーダ落下防止構造の取付ボルト トロリ落下防止構造 トロリ落下防止構造の取付ボルト ストップ (車止め) 操作押釦	鋼 金属製 鋼 鋼 鋼 金属製 金属製

* 以上の強度を有する材料

表ホー 2 P 設 - 1 0 - 1 2.8 ton 天井クレーン 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 搬送設備 (燃料集合体) 天井クレーン
設備・機器名称 機器名	{4014} 2.8 ton 天井クレーン —	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 梱包室 第 2 集合体保管室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	ダブルレールホイストクレーン型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	ストップ (車止め)、近接防止構造
	その他の性能	最大取扱量:  (燃料集合体 1 体)
	核燃料物質の状態	燃料集合体
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・体数制限 燃料集合体数: 1 体以下 (燃料集合体 1 体を搬送する本設備を組立施設と貯蔵施設 (第 2 集合体保管室) の単一ユニット評価にて考慮しており、燃料集合体を輸送する際に影響のないことを確認している。) [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) —
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟のほりに固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 レールを据付ボルトではりに固定する。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] ガード落下防止構造及びトリ落下防止構造を設ける。 [10.1-F2] 端栓で密封した燃料棒を取り扱う。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。

表ホー2P設-10-1 2.8 ton天井クレーン 仕様

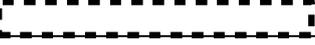
技術基準に基づく仕様	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位5.8 cmに対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確保するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。 [14.3-F1] 搬送するための動力の供給が停止した場合にも、搬送物を保持できるよう停電時保持機構を有する。また、トロリ落下防止構造及びガード落下防止構造を設置し、地震時における落下を防止する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	[16.1-F1] 燃料集合体1体を搬送する能力を有する。 [16.1-F2] 停電時保持機構を有する。 停電時保持能力： 
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G程度に対しても弾性範囲にとどめる。	
添付図	図ホー2P設-1、図ホー2P設-10-1	

表ホー２P設－１０－１（別表１） ２．８ ton天井クレーン 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	ガーダ部 走行レール 横行レール	鋼 鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	据付ボルト トロリ部（巻上部） ガーダ落下防止構造 ガーダ落下防止構造の取付ボルト トロリ落下防止構造 トロリ落下防止構造の取付ボルト ストップ（車止め） 操作押釦	鋼 金属製 鋼 鋼 鋼 鋼 金属製 金属製

*  以上の強度を有する材料

表ホー2P設-11-1 燃料棒運搬台車 No.1 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 搬送設備 (燃料棒) 燃料棒運搬台車
設備・機器名称 機器名	{4015} 燃料棒運搬台車 No. 1 —	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2-1 組立室、第 2-1 燃料棒検査室、第 2 燃料棒保管室、第 2 部品室、第 2 梱包室、第 2 輸送容器保管室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	手動式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量  (燃料棒 1 本)
	核燃料物質の状態	燃料棒
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.2-F2] (枝管の取扱い) 核燃料物質を取り扱う部位の形状を枝管として考慮することにより、核的制限値を設けず複数ユニットとして臨界防止上の影響はない。 ○枝管の仕様 ・枝管の直径: 2.54 cm 以下 ・主容器の直径: 21.4 cm 以上 ・枝管の本数: 1 本
	安全機能を有する施設の地盤	—
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] 燃料棒が落下しないよう、ガイドを設ける。 [10.1-F2] 端栓で密封した燃料棒を取り扱う。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 本体は不燃性材料であるステンレス鋼製としている。 材料を本表 (別表 1) に示す。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 5.8 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	

表ホ-2P設-11-1 燃料棒運搬台車 No.1 仕様

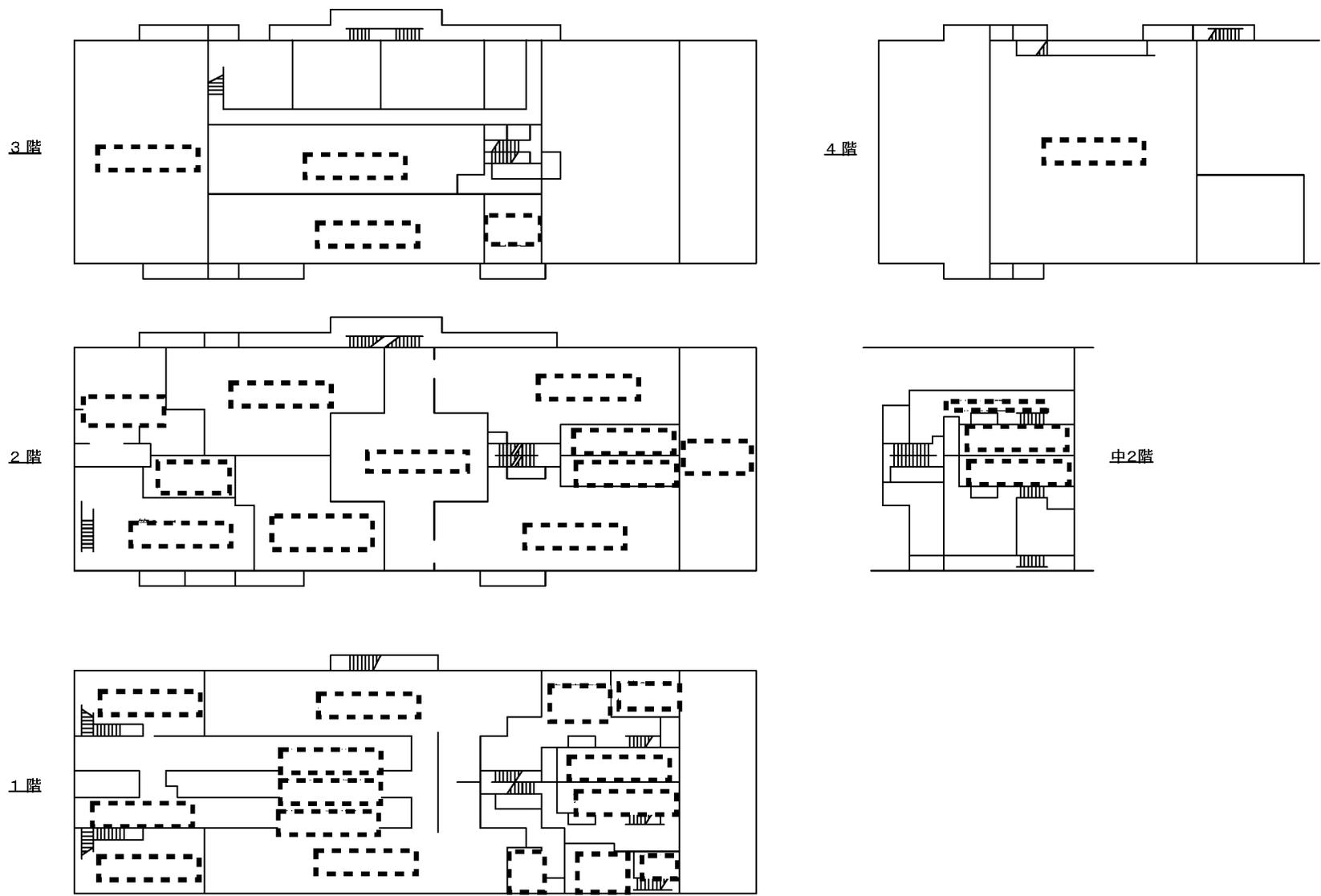
技術基準に基づく仕様	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様		—
添付図		図ホ-2P設-1、図ホ-2P設-11-1

表ホ-2P設-11-1 (別表1) 燃料棒運搬台車 No.1 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	—	—
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	台車 ガイド	ステンレス鋼 金属製、樹脂 (燃料棒の積載部)

4. 添付図一覧表

番号	名称
図ホー2P設-1(1)	第2加工棟の主要な部屋配置
図ホー2P設-1(2)	本申請で適合性を確認する第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図(2階)
図ホー2P設-1(3)	本申請で適合性を確認する第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図(設備・機器一覧表)
図ホー2P設-2-1	組立機 No.1 燃料棒挿入装置(1) 及び 組立機 No.2 燃料棒挿入装置(1)
図ホー2P設-3-1	組立機 No.1 組立定盤部 及び スウェーijing部 組立機 No.2 組立定盤部 及び スウェーijing部
(欠番)	(欠番)
図ホー2P設-5-1	燃料集合体取扱機 No.1
図ホー2P設-6-1(1)	堅型定盤 No.1 (1/2)
図ホー2P設-6-1(2)	堅型定盤 No.1 (2/2)
図ホー2P設-7-1(1)	燃料集合体外観検査装置 No.1 (1/2)
図ホー2P設-7-1(2)	燃料集合体外観検査装置 No.1 (2/2)
図ホー2P設-8-1	立会検査定盤 No.1 燃料棒移送(D)部
図ホー2P設-8-2	立会検査定盤 No.1 石定盤部
図ホー2P設-8-3	立会検査定盤 No.1 燃料棒移送(E)部
図ホー2P設-9-1(1)	2 ton 天井クレーン No.1 (1/2)
図ホー2P設-9-1(2)	2 ton 天井クレーン No.1 (2/2)
図ホー2P設-10-1(1)	2.8 ton 天井クレーン (1/2)
図ホー2P設-10-1(2)	2.8 ton 天井クレーン (2/2)
図ホー2P設-11-1	燃料棒運搬台車 No.1



図ホー 2 P 設- 1 (1) 第 2 加工棟の主要な部屋配置



図ホー2P設-1(2) 本申請で適合性を確認する第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図(2階)

番号	名 称	番号	名 称	番号	名 称
4001	組立機 No.1 燃料棒挿入装置 (1)	4006	組立機 No.2 スウェーピング部	4011	立会検査定盤 No.1 石定盤部
4002	組立機 No.2 燃料棒挿入装置 (1)	4007	燃料集合体取扱機 No.1	4012	立会検査定盤 No.1 燃料棒移送 (E) 部
4003	組立機 No.1 組立定盤部	4008	堅型定盤 No.1	4013	2 ton 天井クレーン No.1
4004	組立機 No.1 スウェーピング部	4009	燃料集合体外観検査装置 No.1	4014	2.8 ton 天井クレーン
4005	組立機 No.2 組立定盤部	4010	立会検査定盤 No.1 燃料棒移送 (D) 部	4015	燃料棒運搬台車 No.1

683



図ホー 2 P 設 - 2 - 1 組立機 No. 1 燃料棒挿入装置 (1) 及び 組立機 No. 2 燃料棒挿入装置 (1)

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

684

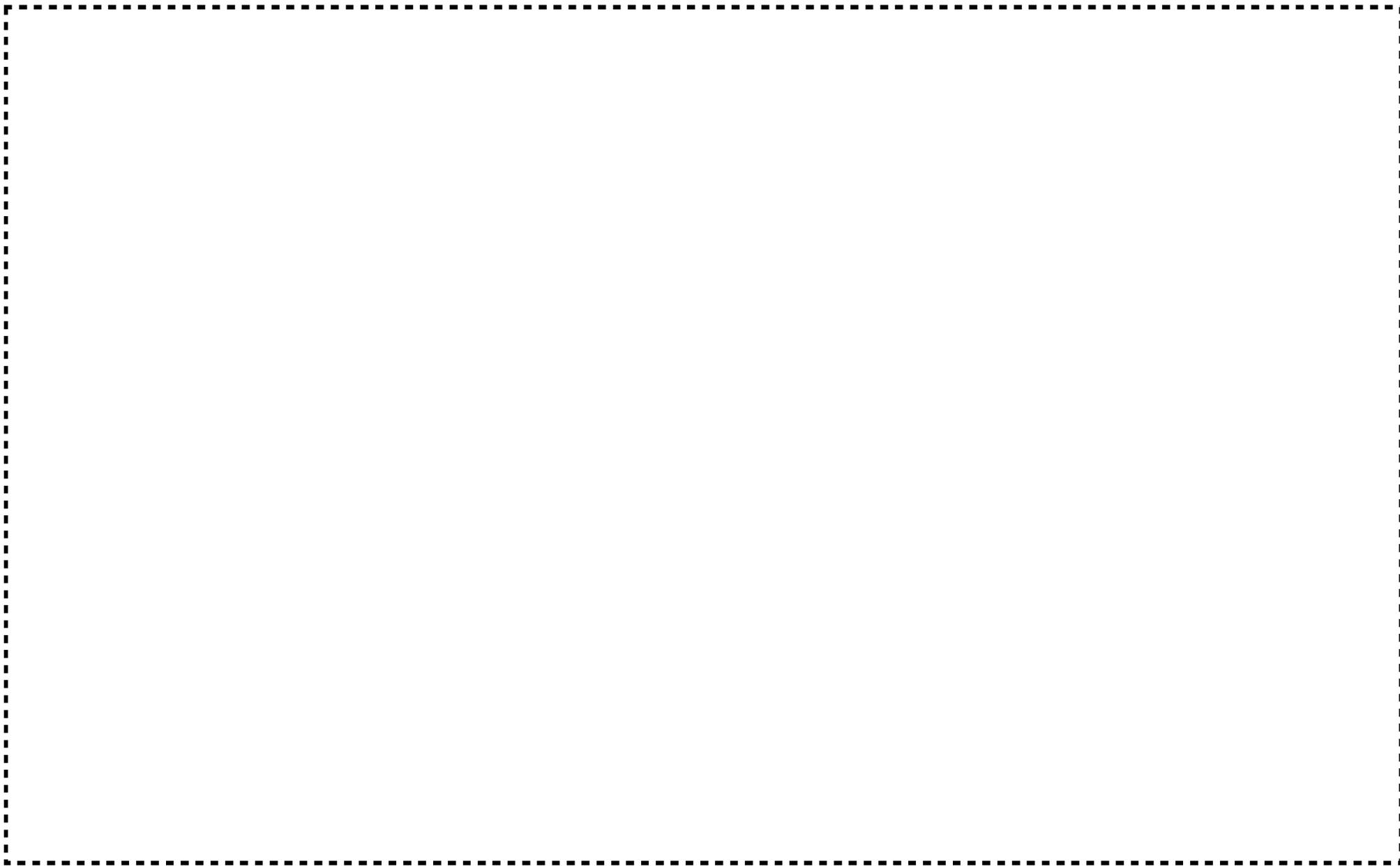


図ホー 2 P 設 - 3 - 1 組立機 No. 1 組立定盤部 及び スウェーjing部
組立機 No. 2 組立定盤部 及び スウェーjing部

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

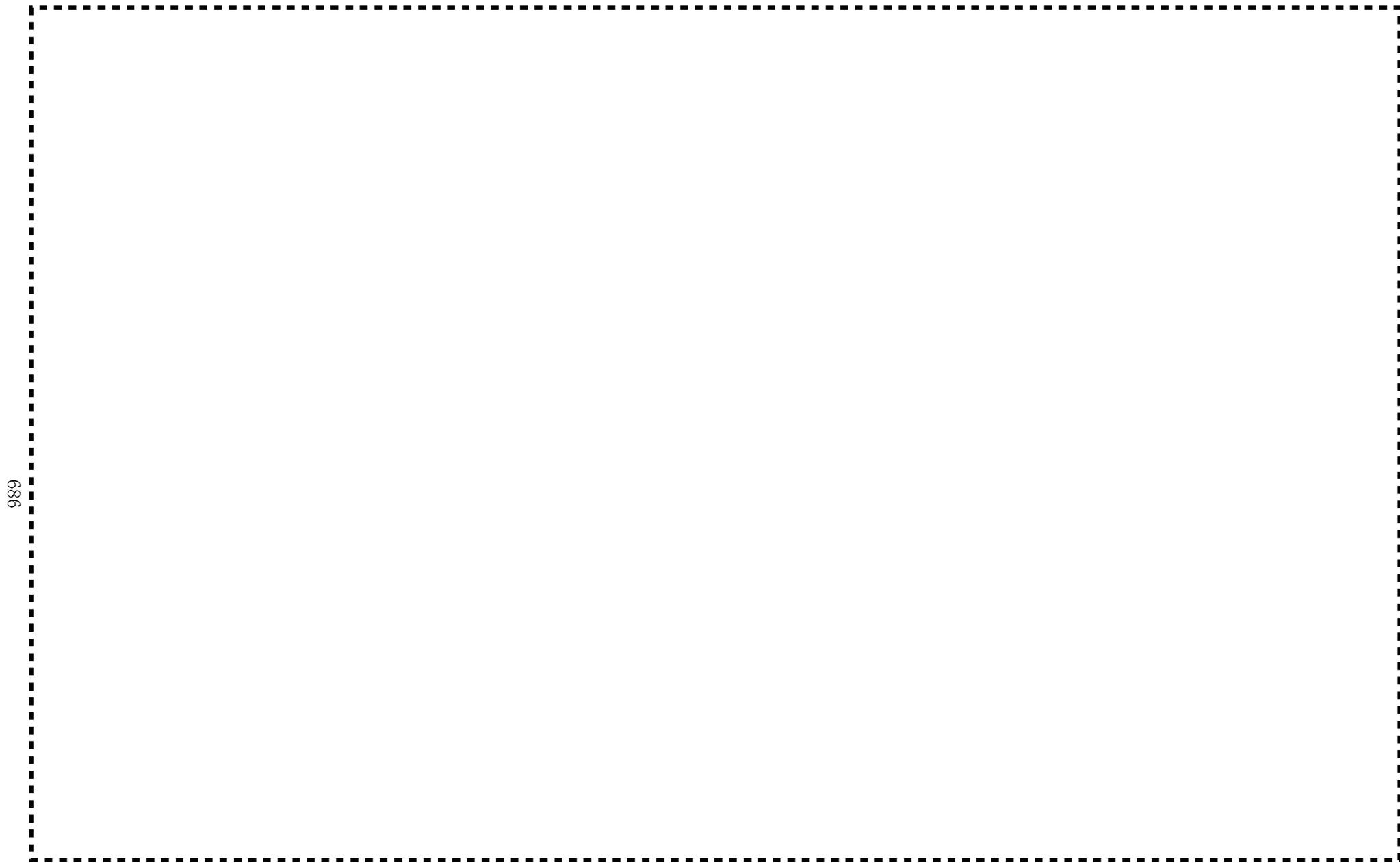
685



図ホー 2 P 設 - 5 - 1 燃料集合体取扱機 No. 1

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

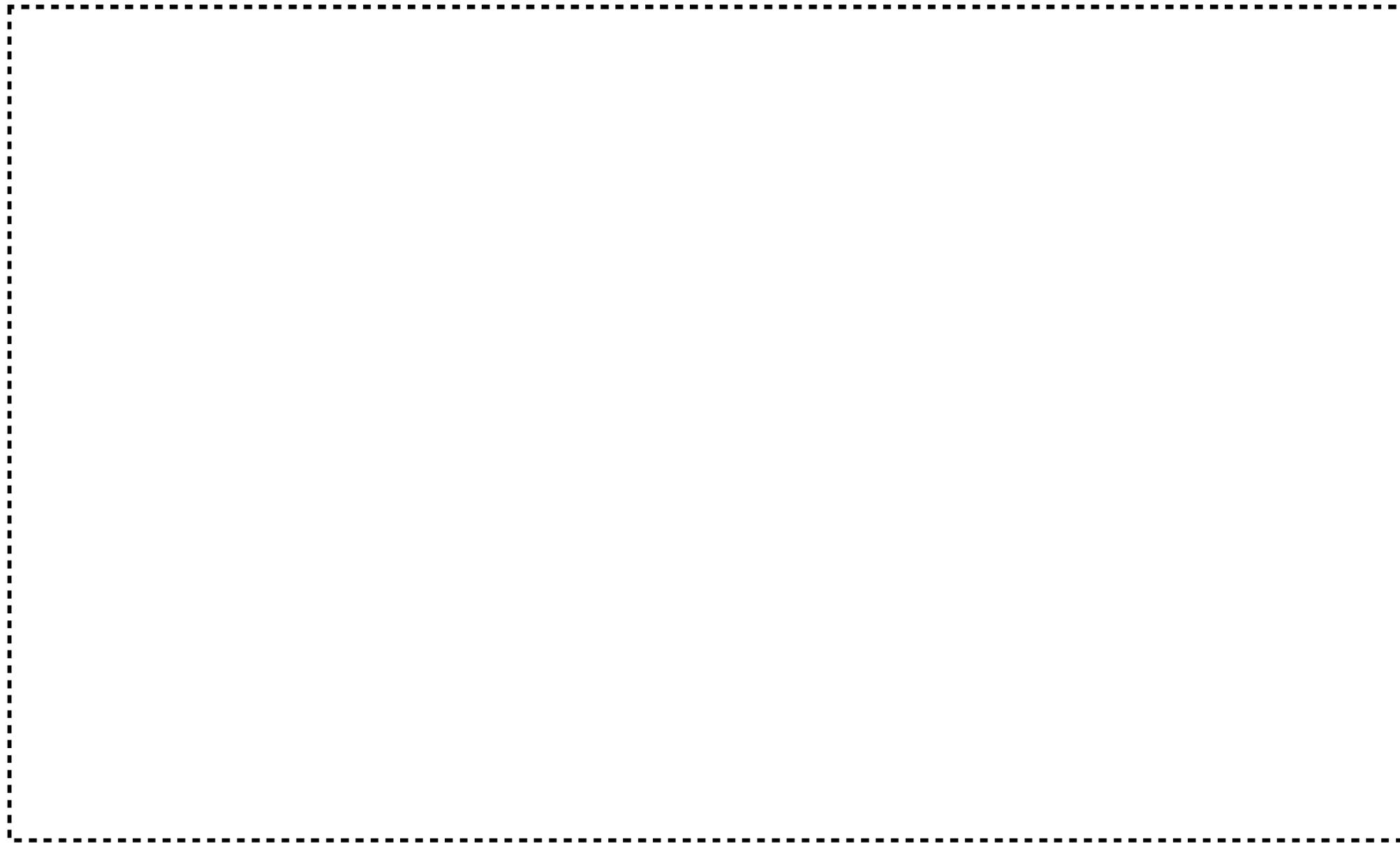


図ホー 2 P 設 - 6 - 1 (1) 豎型定盤 No. 1 (1 / 2)

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

687



図ホー 2 P 設 - 6 - 1 (2) 豎型定盤 No. 1 (2 / 2)

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

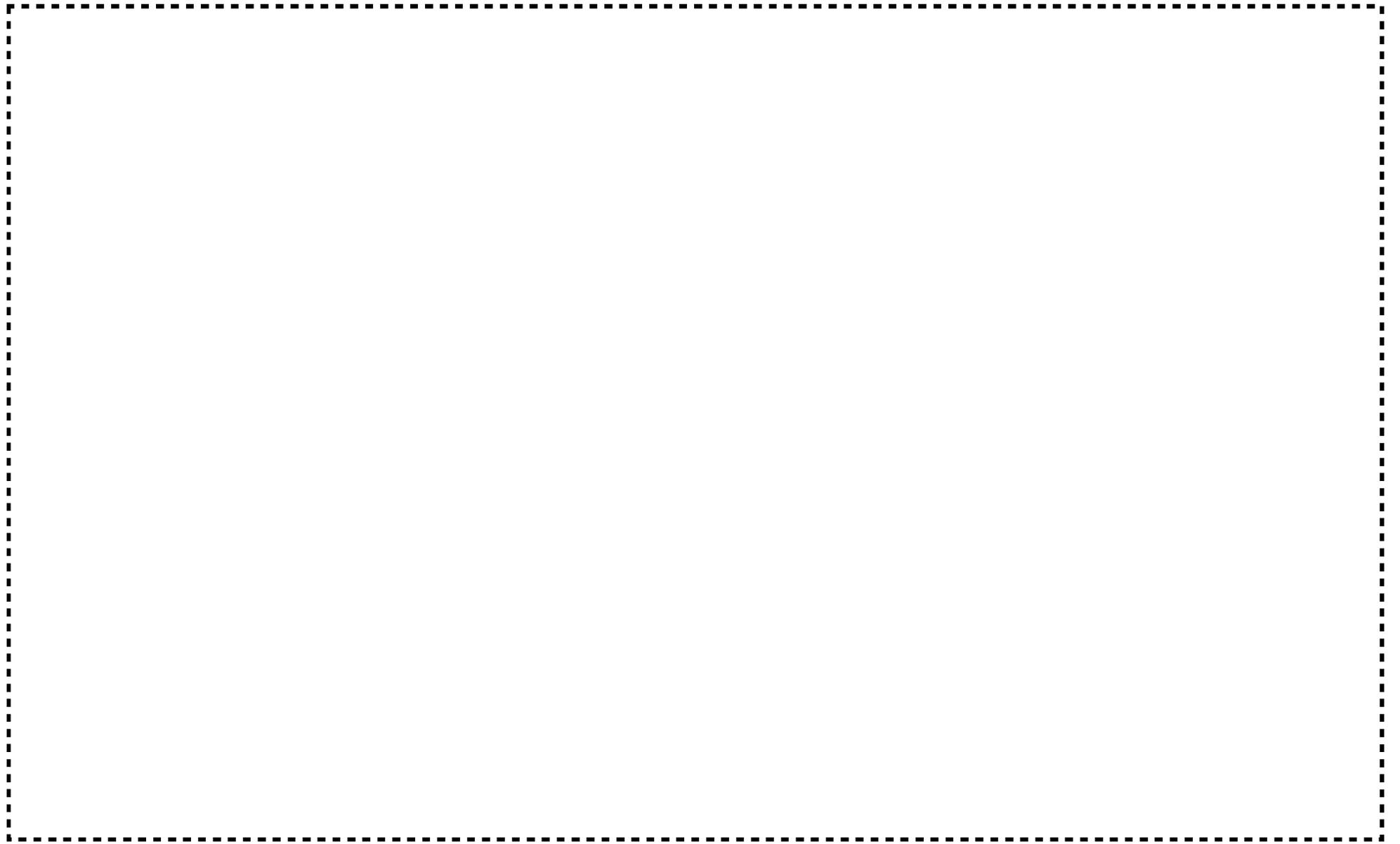
688

図ホ-2 P設-7-1 (1) 燃料集合体外観検査装置 No.1 (1/2)

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

689

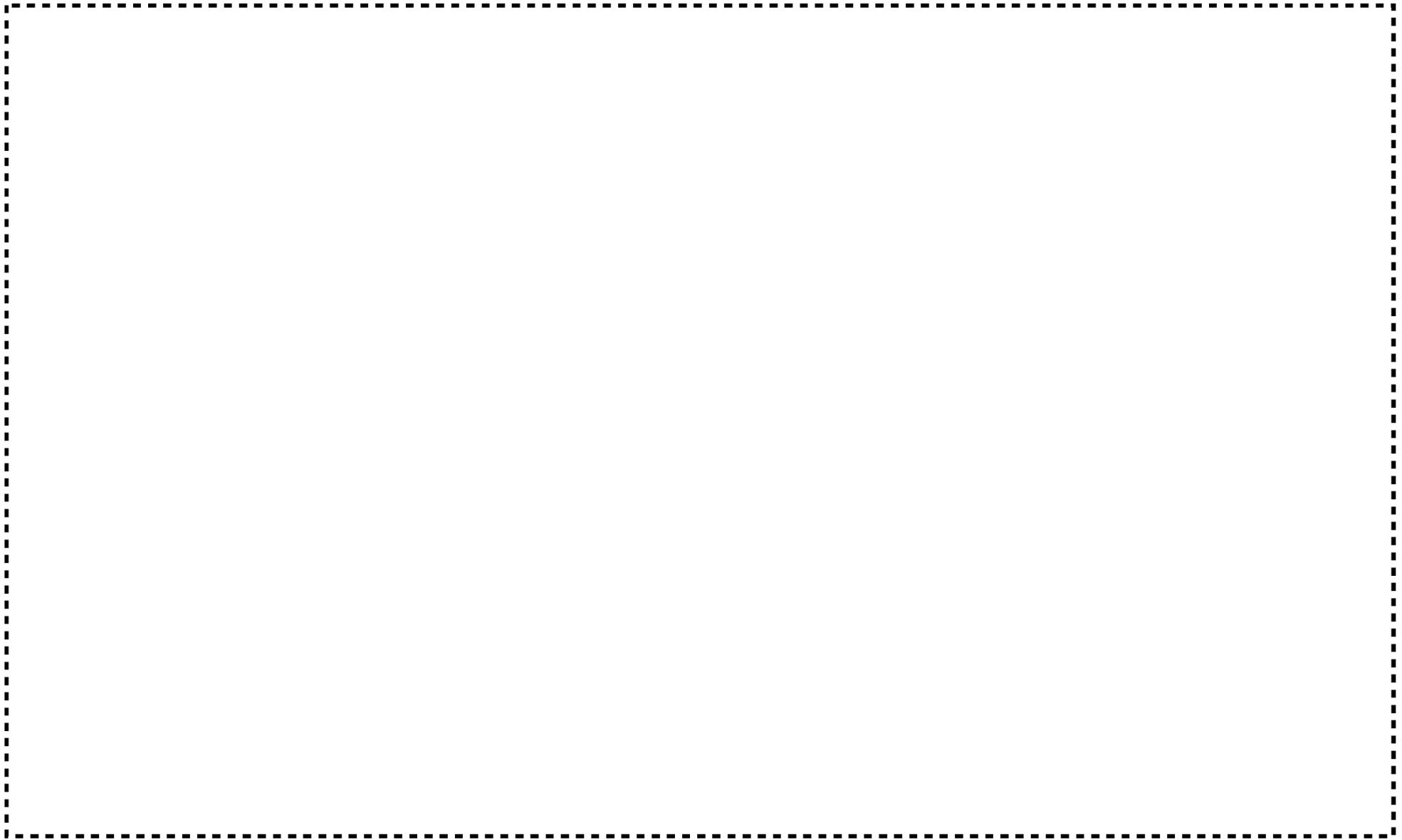


図ホ-2 P設-7-1 (2) 燃料集合体外観検査装置 No.1 (2/2)

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

690



図ホ-2 P 設-8-1 立会検査定盤 No. 1 燃料棒移送 (D) 部

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

691



図ホー 2 P 設 - 8 - 2 立会検査定盤 No. 1 石定盤部

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

692

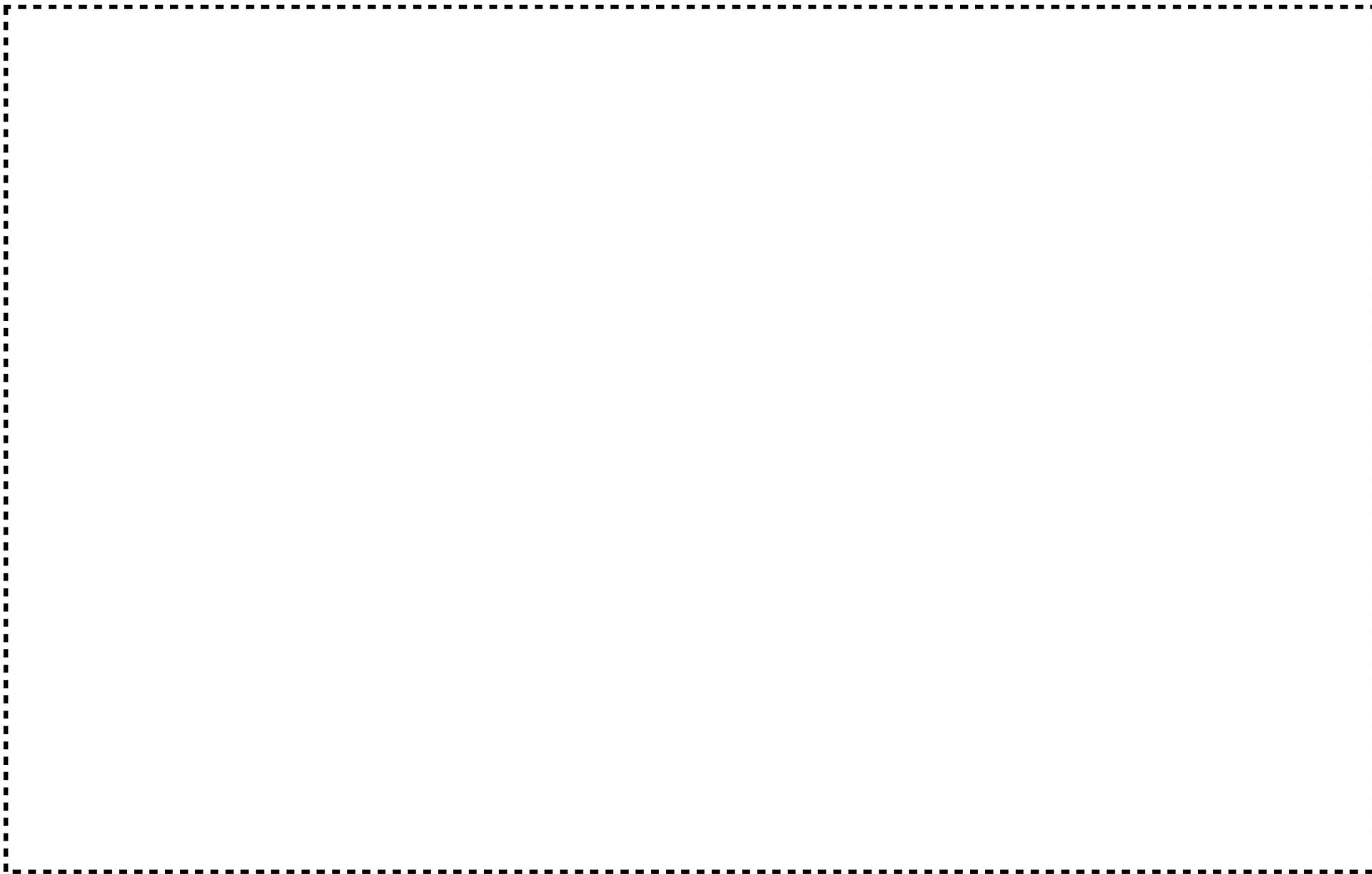


図ホー 2 P 設 - 8 - 3 立会検査定盤 No. 1 燃料棒移送 (E) 部

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

693

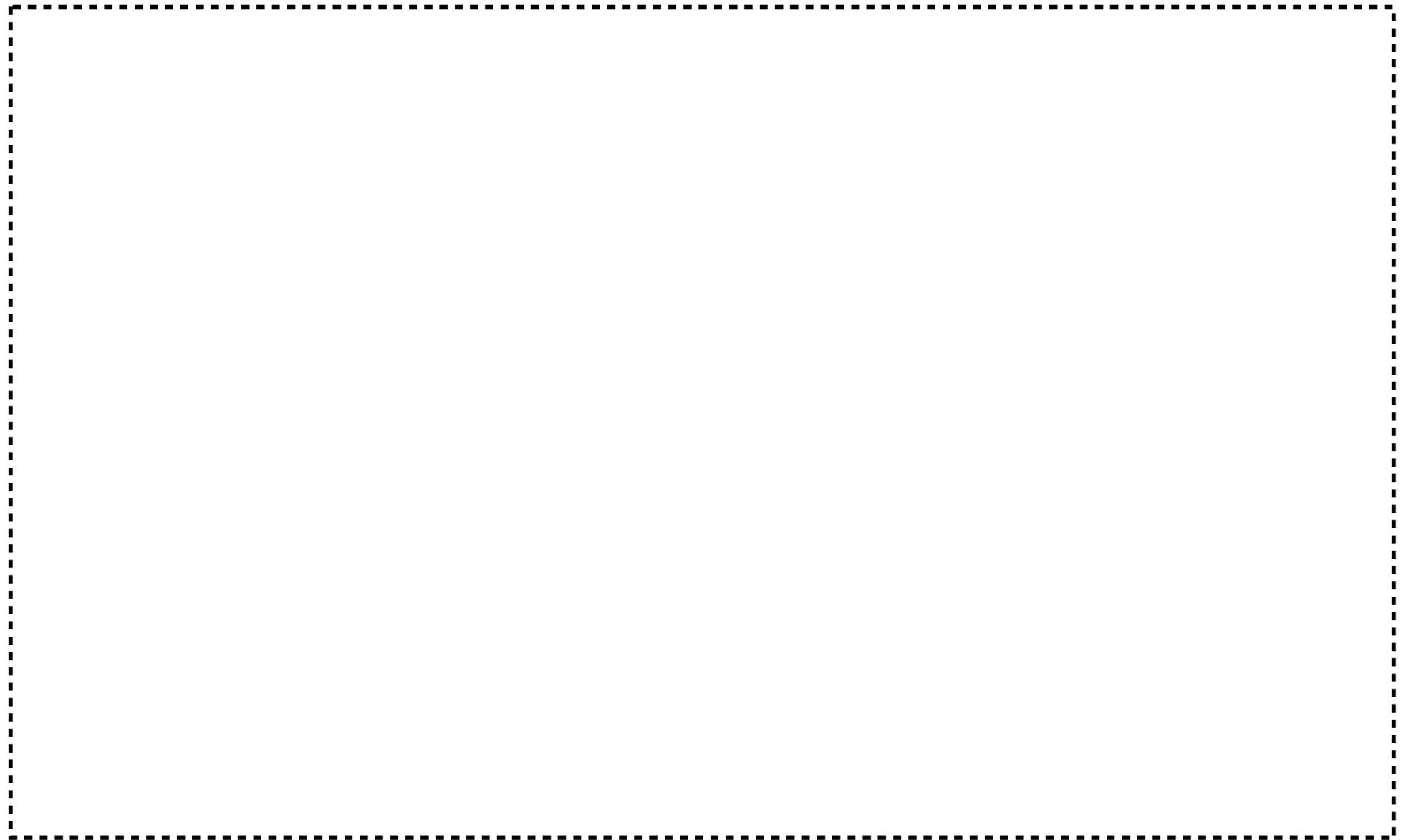


図ホー2P設-9-1(1) 2ton天井クレーンNo.1(1/2)

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

694

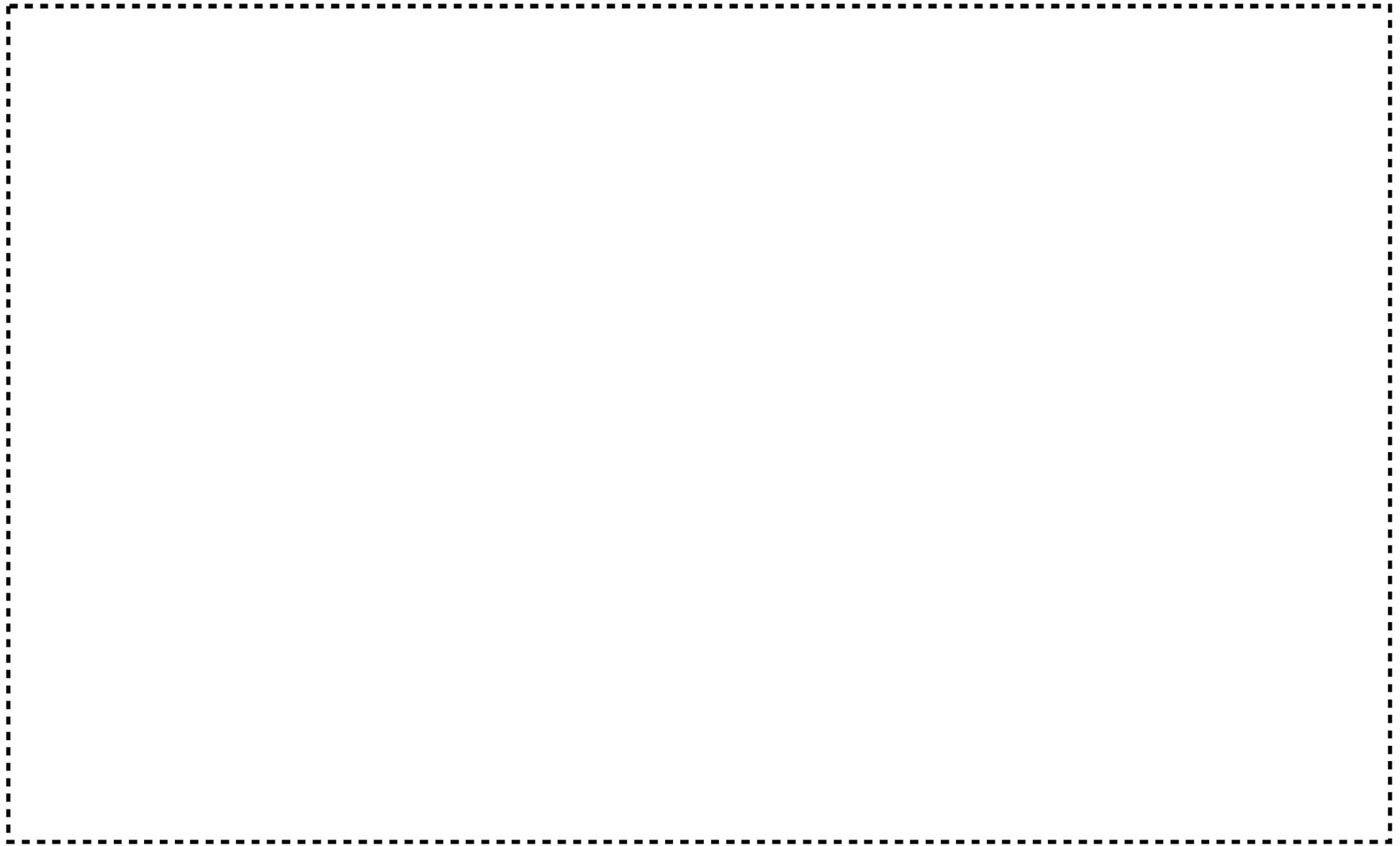


図ホー2 P設-9-1 (2) 2 ton 天井クレーン No.1 (2 / 2)

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

695



図ホー2P設-10-1(1) 2. 8ton天井クレーン(1/2)

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

696

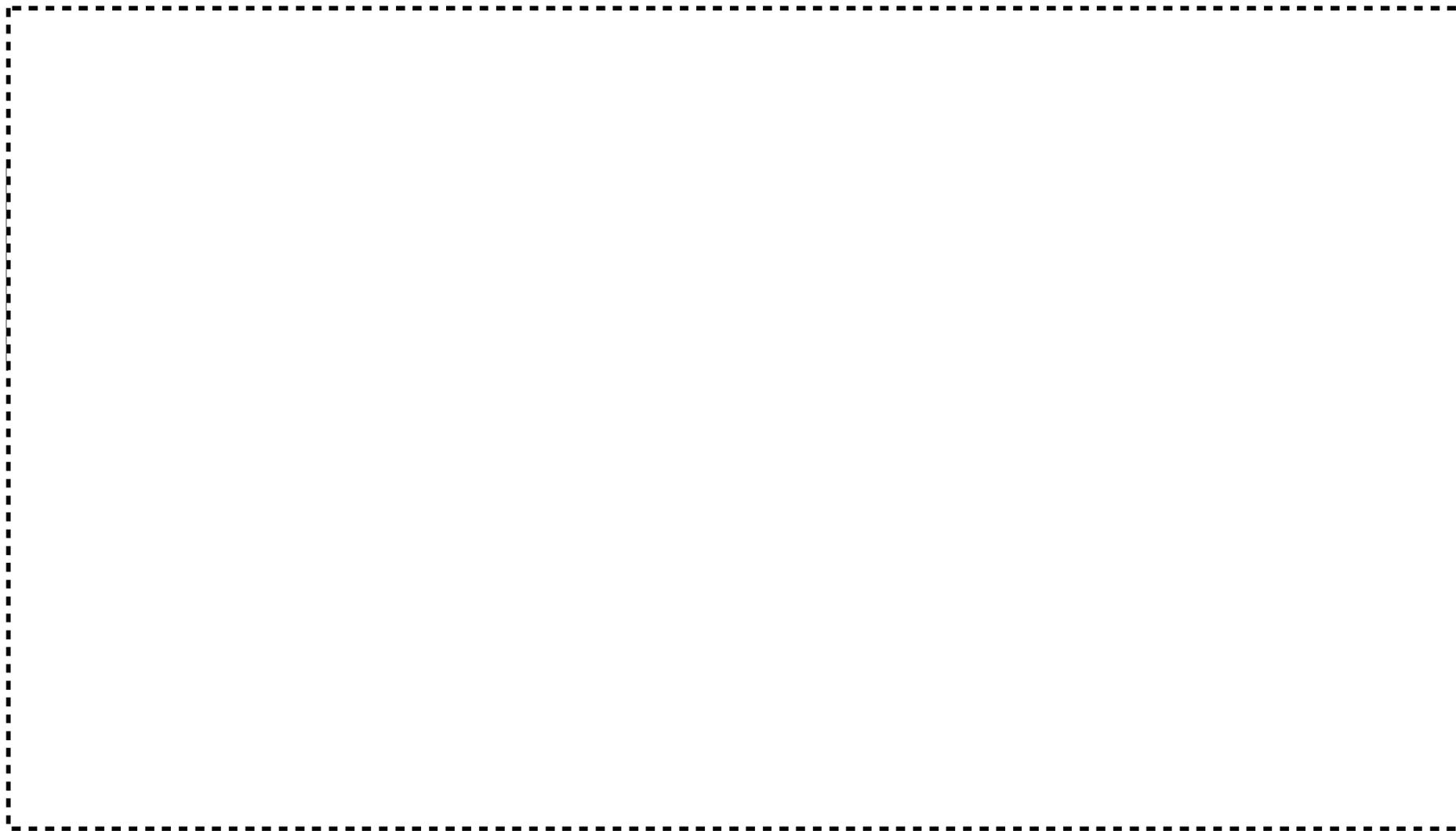


図ホー2P設-10-1(2) 2. 8ton天井クレーン(2/2)

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

697



図ホー 2 P 設一 1 1 - 1 燃料棒運搬台車 No. 1

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

5. 工事の方法

本申請における施設の工事は、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を実施し、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安規定に基づき（工事）作業計画を策定する。

工事内容を以下に示す。

a. 改造等を実施する設備・機器

表ホー1の変更内容において、新設、増設、追加、更新、改造、移設のいずれかを記載した設備・機器名称 機器名を対象とする。

b. 変更しない設備・機器

表ホー1の変更内容において、変更なしと記載した設備・機器名称 機器名を対象とする。

(1) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- ・工事の保安については、保安規定に従うとともに、労働安全衛生法に基づき作業に係る労働災害の防止に努める。
- ・工事において使用する工具・機器は使用前に点検を行い、検査に使用する計測器については、校正済みであり、かつ有効期限内のものを使用する。
- ・作業場所は、可能な範囲で区画し、標識・表示等により周知を図り関係者以外の立入りを制限する。また、常に整理整頓に努める。
- ・工事の実施に当たっては、工事手順、装備、放射線管理、連絡体制等を示した（工事）作業計画に従い実施する。
- ・工事の安全対策として、溶接・溶断作業では、防塵マスクの装着、集塵機等の使用により有害物質の吸入を防止する。高所作業では、墜落制止用器具の装着、足場の設置等により作業員、使用工具の落下を防止する。
- ・工事の実施に当たり、資機材や工機の搬入等のための周辺監視区域への人の立入りについては、保安規定に基づき必要な措置を講じることにより、加工施設への人の不法な侵入等を防止する。
- ・工事の完了から加工施設全体としての性能検査を完了するまでの間は、巡視、点検、定期事業者検査並びに保全計画の策定及び保全計画に基づく保全の実施により、安全機能を維持する。
- ・工事に伴う騒音等に配慮し、必要に応じて防音シート等を設置し、周辺環境への影響を低減する。

b. 放射線管理

- ・管理区域内で実施する作業においては、作業者は、入退出時にあらかじめ定める管理区域出入口を経由するとともに、個人線量計や必要な安全保護具を着用する。

- ・第1種管理区域内における作業においては、作業環境中の放射性物質の濃度の監視結果に基づき、必要な被ばく低減及び身体汚染の防止に係る保護具を作業者に着用させる。
- ・核燃料物質等への近接作業は、時間管理及び離隔距離確保を行うとともに必要に応じて遮蔽材設置により被ばくを低減する。

c. 防火管理

- ・工事に当たって、火気作業（溶接、溶断、火花を発生する工具等の使用）を行う場合は、火災防護計画に基づき、作業場所周辺の可燃物の隔離又は不燃性材料による養生等の処置を講じるとともに作業場所に消火器を常備する等の防火対策を実施する。また、必要に応じて、工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための機材を仮設する。
- ・作業エリア外への延焼防止の観点から、作業エリア周辺に可燃物及び危険物が無いことを確認する。また、周辺の設備を不燃材シート等により養生する。
- ・火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。

d. 異常発生時の対策

- ・現場で異常が発生した場合には、異常時の対応要領に従い、あらかじめ定めた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を講じる。
- ・あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。

(2) 工事手順

改造等を実施する設備・機器の工事は、以下に示す手順で行う。変更しない設備・機器の工事については、以下に示す手順により検査のみを行う。

原則として、本工事対象設備及び工事の影響が及ぶおそれのある場所に核燃料物質等が存在しない状態で工事を行う。

a. 改造等を実施する設備・機器の工事手順

図ホー a - 1 に示す手順で改造を行う。

- 1) 改造工事を実施する当事業所又は部品等の加工組立を実施する社外調達先において、当事業所指定の材料を必要に応じて材料証明書等とともに手配し入手する。
- 2) 当事業所指定の製作図をもとに、部品等の加工組立を実施する。
- 3) 加工組立された部品等について当事業所が受入検査を実施する。
- 4) 受入検査完了後、部品等の設置工事を実施する。不要になった部品等は撤去する。
- 5) 各設備・機器について6項に示す検査を実施する。また、加工施設全体としての性能検査を実施する。

b. 変更しない設備・機器の工事手順

図ホー b - 1 に示す手順で検査を行う。

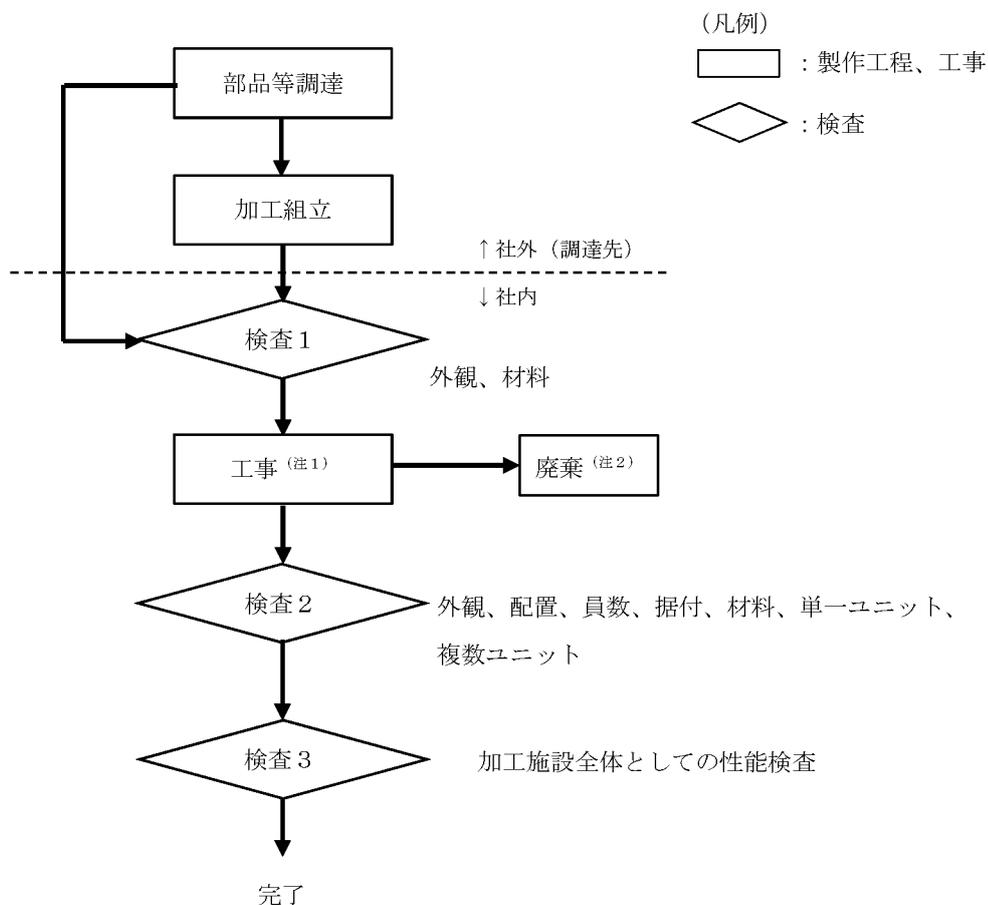
- 1) 各設備・機器について6項に示す検査を実施する。また、加工施設全体としての性能検査を実施する。

能検査を実施する。

上記に手順を示した工事のほか、これらの工事に付随して本加工施設内で行う必要がある部材の組立加工、資機材や工具の搬出入、足場の設営、廃棄物の仕分け及び解体減容等に係る工事の実施に当たっては、(1)工事上の注意事項に示した事項に従うとともに、以下の措置を講じることにより、加工施設の技術基準に適合した工事とする。

- ・ 工事対象の設備・機器及び工事区画内の影響を受ける設備・機器から、内包する核燃料物質等を他の設備、区画に移動し、核燃料物質等が工事の影響を受けるおそれがなく、これらの設備・機器の安全機能の維持が不要な状態で工事を行う。
- ・ 本工事において建物の臨界防止及び遮蔽能力に影響を及ぼす工事は実施しない。第2加工棟の大型搬入口扉を資機材の搬出入のために開とする場合においては、必要に応じて、定期的な線量当量率の測定を行い、線量告示に定める管理区域に係る値を超えるおそれのないことを確認する。なお、資機材の搬出入のために大型搬入口扉を開とした場合であっても加工施設全体としての遮蔽能力には影響はなく、周辺監視区域及び敷地境界外の人が居住する可能性のある区域境界上の年間の線量は事業許可における評価値を上回ることではない。
- ・ 加工施設の建物の外壁に設置された扉を交換する工事又は資機材の搬出入のために扉を開とする場合には、工事の期間中、人の不法な侵入を防止できるよう閉止する又は監視人による監視を行う措置を講じる。
- ・ 工事に伴い、管理区域以外の区域において、線量告示に定める管理区域に係る値を超えるおそれのある場所が生じた場合には、保安規定に基づき一時的な管理区域を設定する。
- ・ 工事に伴い、火災感知設備、消火設備、放射線管理施設、通信連絡設備等を一時的に停止する場合においては、代替措置を講じることにより、これらの設備が有する安全機能を維持するか、監視対象の設備・機器を停止する等により、安全機能が不要な状態とする。
- ・ 第2種管理区域における工事で撤去した設備・機器及び廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する、又は有効利用する。

a. 改造等を実施する設備・機器

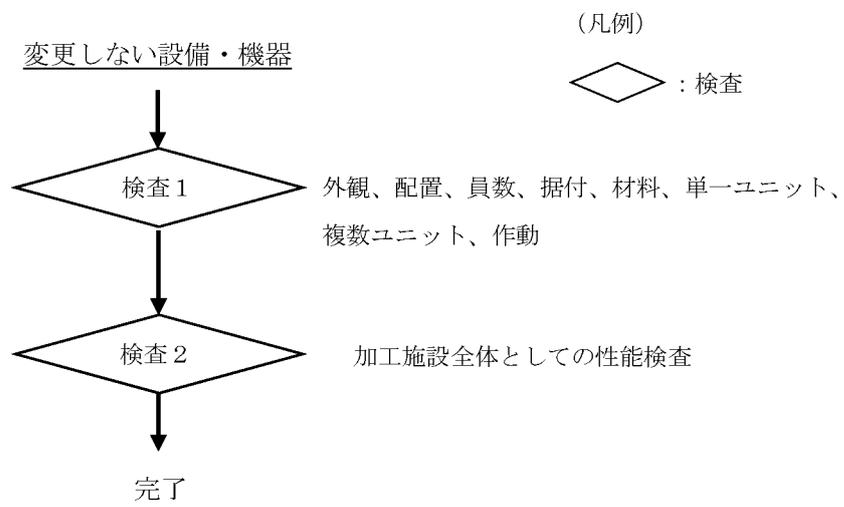


(注1) 原則として、本工事対象設備及び工事の影響が及ぶおそれのある場所に核燃料物質等が存在しない状態で工事を行う。

(注2) 第2種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する。

図ホー a - 1 工事フロー

b. 変更しない設備・機器



図ホー b - 1 工事フロー

(3) 品質保証計画

本申請における施設の設計及び工事に係る品質保証活動は、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、保安品質マニュアルとして定める保安品質保証計画書に従って実施するものとする。

6. 試験及び検査の方法

核燃料物質の加工の事業に関する規則に基づき、使用前事業者検査は次に掲げる方法により行う。

- 一 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法：第1号検査
- 二 機能及び性能を確認するために十分な方法：第2号検査
- 三 その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法：第3号検査

また、使用前事業者検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

第1号検査及び第2号検査について、変更に係る設備・機器の検査の項目を第ホー1表に、検査の方法を第ホー2表に示す。

第3号検査については、申請対象の建物・構築物及び設備・機器の全てを対象とする。第3号検査に係る検査の項目及び検査の方法について、第ハー3表に示す。

第ホー1表 設備・機器に係る試験及び検査の項目

施設区分	設置場所		設備・機器名称	機器名	変更内容	第1号検査							第2号検査
						外観	配置	員数	据付	材料	単一 ユニット	複数 ユニット	作動
組立施設	第2加工棟	第2-1組立室	組立機 No.1 燃料棒挿入装置 (1)	—	変更なし	①③④⑤⑥	①	①	①	①	①	①②	—
			組立機 No.2 燃料棒挿入装置 (1)	—	変更なし	①③④⑤⑥	①	①	①	①	①	①②	—
			組立機 No.1	組立定盤部	変更なし	①③④⑤⑥	①	①	①	①	②	①②	—
			組立機 No.1	スウェーijing部	変更なし	①③④⑤⑥	①	①	①	①	②	①②	—
			組立機 No.2	組立定盤部	変更なし	①③④⑤⑥	①	①	①	①	②	①②	—
			組立機 No.2	スウェーijing部	変更なし	①③④⑤⑥	①	①	①	①	②	①②	—
			燃料集合体取扱機 No.1	—	改造	①②③④⑤⑥	①	①②	①②	①②	②	①②	—
			堅型定盤 No.1	—	改造	①②③④⑤⑥	①	①②	①②④	①②	②	①②	—
			燃料集合体外観検査装置 No.1	—	改造	①②④⑤⑥	①	①②	①②④	①②	②	①②	—
			立会検査定盤 No.1	燃料棒移送(D)部	変更なし	①③④⑤⑥	①	①	①	①	①	①②	—
			立会検査定盤 No.1	石定盤部	変更なし	①③④	①	①	①	①	①	①②	—
	立会検査定盤 No.1	燃料棒移送(E)部	変更なし	①③④⑤⑥	①	①	①	①	①	①②	—		
	第2-1組立室 第2集合体保管 室	2 ton 天井クレーン No.1	—	変更なし	①④⑤⑥	①	①	①③	①	②	—	①②	
	第2梱包室 第2集合体保管 室	2.8 ton 天井クレーン	—	変更なし	①④⑤⑥	①	①	①③	①	②	—	①②	
第2-1組立室 第2-1燃料棒 検査室 第2燃料棒保管 室 第2部品室 第2梱包室 第2輸送容器保 管室	燃料棒運搬台車 No.1	—	変更なし	①③④	①	①	—	①	③	—	—		

丸数字は、「第ホー2表 検査の方法」の検査の方法に対応する。

第ホー2表 検査の方法 (1/2)

検査の項目		検査の方法 ⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾	判定基準
設備配置検査	外観	①外観を目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	①-1 外観が各設備の仕様表及び添付図のとおりであること。 ①-2 使用上、有害な傷及び変形等の欠陥のないこと。
		②変更・追加・撤去した強度部材の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	②-1 外観が各設備の仕様表及び添付図のとおりであること。 ②-2 変更・追加する強度部材に使用上有害な傷及び変形等の欠陥がないこと。(溶接部を有する場合) ②-3 溶接部に変形及び欠陥がないこと。
		③ウランが存在する部位の高さを測定又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	③ウランが存在する部位の高さが各設備の仕様表及び添付図に示す最低ウラン取扱い高さ以上であること。
		④落下防止構造の構造、寸法を目視、測定又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	④-1 落下防止構造が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。 ④-2 落下防止構造の寸法が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。また、落下防止の機能を果たす上で、ストッパ、ガイド及び落下防止板が十分な高さを有すること。
		⑤配線用遮断器を設けていることを目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	⑤配線用遮断器を設けていること。
		⑥漏電遮断器を設けていることを目視又は関係書類等により確認する。	⑥漏電遮断器を没水水位より高い位置に設けていること。
配置	①配置を目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	①配置が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。	
員数	①設備の員数を目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	①設備の員数が各設備の仕様表のとおりであること。	
	②変更・追加する強度部材の員数を目視により確認する。(改造)	②員数が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。	
据付	①アンカーボルト、据付ボルト、取付ボルト ⁽⁴⁾ の径及び本数を目視、測定又は関係書類等により確認する。(既設)	①アンカーボルト、据付ボルト、取付ボルト ⁽⁴⁾ の径及び本数が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。	
	②追加するアンカーボルト、据付ボルト、取付ボルト ⁽⁴⁾ の径及び本数を目視、測定又は関係書類等により確認する。(改造)	②追加するアンカーボルト、据付ボルト、取付ボルト ⁽⁴⁾ の径及び本数が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。	
	③アンカーボルト、据付ボルト、取付ボルト ⁽⁴⁾ のスパン最大を測定又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	③アンカーボルト、据付ボルト、取付ボルト ⁽⁴⁾ のスパン最大が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。	
	④変更・追加する強度部材の据付方法を目視、測定又は関係書類等により確認する。(改造)	④変更・追加する強度部材の据付方法が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。	

- (1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示す。
- (2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。
- (3) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。
- (4) 設備・機器を他の設備・機器に据え付けているボルトを示す。

第ホー 2 表 検査の方法 (2 / 2)

検査の項目		検査の方法 ⁽¹⁾ ⁽²⁾ ⁽³⁾	判定基準
材料検査	材料	①設備・機器の主要な部材の材料を目視又は関係書類等により確認する。(既設)	①設備・機器の主要な部材の材料が各設備の仕様表及び添付図のとおりであること。
		②変更・追加する主要な部材の材料を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	②変更・追加する主要な部材の材料が各設備の仕様表及び添付図のとおりであること。
臨界防止検査	単一ユニット	①形状寸法制限を行う設備の配列、設備の当該箇所形状・寸法等を測定又は関係書類等により確認する。(既設) (改造)	①配列、当該箇所の形状・寸法が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。
		②体数制限を行う設備の燃料集集体取扱数を目視、測定又は関係書類等により確認する。(既設) (改造)	②当該箇所の取り扱う燃料集集体数が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。
		③主容器の直径、枝管の直径及び本数を目視、測定又は関係書類等により確認する。(既設)	③主容器の直径、枝管の直径及び本数が仕様表のとおりであること。
	複数ユニット	①単一ユニット間の面間距離を測定又は関係書類等により確認する。(既設) (改造)	①単一ユニット間の面間距離が各々30 cm 以上であること。
		②単一ユニットの寸法及び位置を測定又は関係書類等により確認し、立体角の計算結果を確認する。(既設) (改造)	②総立体角が許容立体角以下であること。
作動検査	作動	①使用状態を模擬した動作試験を行う。(既設) (改造)	①使用状態を模擬した動作が正常に行えること。
		②停電状態を模擬した動作試験を行う。(既設) (改造)	②動力の供給が停止した場合に、核燃料物質模擬重量物を安全に保持していること。

- (1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示す。
- (2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。
- (3) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。

7. 一般産業用工業品の更新や交換等に係る基本方針

一般産業用工業品（原子力施設の安全機能に係る機器、構造物及びシステム並びにそれらの部品（以下「機器等」という。）であって、専ら原子力施設において用いるために設計開発及び製造されたもの以外の工業品をいう。）について、それらが有する安全機能等を踏まえた上で、更新や交換等に係る基本方針を ハ. 成型施設 7. 一般産業用工業品の更新や交換等に係る基本方針 に示す。

へ. 核燃料物質の貯蔵施設

目 次

へ. 核燃料物質の貯蔵施設

1. 変更の概要
2. 準拠する主な法令、規格及び基準
3. 設計条件及び仕様
4. 添付図一覧表
5. 工事の方法
6. 試験及び検査の方法
7. 一般産業用工業品の更新や交換等に係る基本方針

へ. 核燃料物質の貯蔵施設

加工事業変更許可に基づき、加工施設について次の変更を行う。

設計の基本方針は以下のとおりとする。

- (1) 加工施設は、「加工施設の技術基準に関する規則」に適合する設計とする。
- (2) 加工施設は、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた設計とする。
- (3) 加工施設は、通常時において、加工施設の周辺の公衆、放射線業務従事者に対し原子炉等規制法に基づき定められている線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成できる限り放射線被ばくを低減する設計とする。
- (4) 加工施設は、設計、製作、建設、試験及び検査を通じて信頼性を有するものとする。また、誤操作及び設備・機器の故障によっても安全側に作動するインターロック機構等を設けることにより、公衆に対し放射線障害を及ぼすことのないよう設計する。また、深層防護の考え方（発生防止、拡大防止・影響緩和）に基づいて安全機能を設ける。
- (5) 加工施設は、火災等の内的事象、地震、津波、その他想定される自然事象及び航空機落下他の外的事象（故意によるものを除く。）によって、安全機能が損なわれることのない設計とする。
- (6) 加工施設の配置及び構造上の特徴、並びに経年劣化の観点から、保全において留意すべき事項を抽出し、記録する。保全を実施するため、その記録を維持する。
- (7) 保全において留意すべき事項を踏まえて、保全計画を策定し、保全計画に基づき保全を実施する。
- (8) 保全の実施結果及び原子力施設における保全に関する最新の知見を踏まえて評価を行い、保全の継続的改善を図る。

1. 変更の概要

変更対象とする施設の名称について、加工事業変更許可との対応及び既設工認との対応並びに変更内容を表へー1に示す。

ここで、{ }付き番号は、施設の管理番号を示す。管理番号は、「添付書類1 加工事業変更許可との対応に関する説明書」の添1表2に対応している。

2. 準拠する主な法令、規格及び基準

変更する設備及び機器に関する工事において、準拠する主な法令、規格及び基準は以下のとおりである。

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
- (2) 核燃料物質の加工の事業に関する規則
- (3) 加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則
- (4) 加工施設の技術基準に関する規則
- (5) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則
- (6) 日本産業規格（JIS）
- (7) 労働安全衛生法及び関連法令
- (8) 消防法及び関連法令

- (9) 建築基準法及び関連法令
- (10) (一社) 日本建築学会規準・指針類
 - (一財) 日本建築防災協会規準・指針類
 - (一財) 日本建築センター規準・指針類
- (11) 保安規定

3. 設計条件及び仕様

変更する施設に関する設計条件及び仕様等を表へー2 P 設ー2-1～表へー2 P 設ー1 2-1に、関係図面を図へー2 P 設ー1～図へー2 P 設ー1 2-1に示す。

ここで、表へー2 P 設ー2-1～表へー2 P 設ー1 2-1において、[]付き番号は、設計仕様に対する個別の設計番号を示す。設計番号は、技術基準規則の条項番号及び個別番号で構成する。その他許可で求める仕様に対する設計番号は、「99」及び個別番号で構成する。設備・機器に機能を持たせる設計に対しては「F」を、建物・構築物に機能を持たせる設計に対しては「B」をその個別番号に付す。

(例) [4.1-F1]：技術基準規則第四条第1項に対する設備・機器の設計仕様

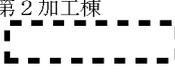
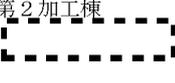
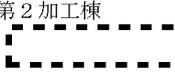
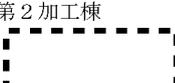
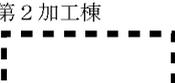
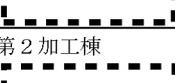
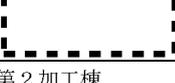
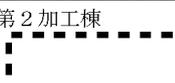
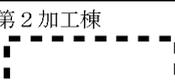
[5.1-B1]：技術基準規則第五条第1項に対する建物・構築物の設計仕様

[99-F1]：その他許可で求める仕様に対する設備・機器の設計仕様

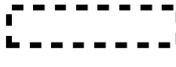
また、本申請では、先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）における各施設の仕様表を「追表」として示す。追表は仕様表の名称に「追第〇次」を付けて表記し、本申請の対象とする箇所には下線を付す。それ以外の箇所については、先行申請時の仕様表から変更はない。

先行申請において、次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲表（次回表）に記載していた技術基準に基づく仕様は、適合性を確認するための施設の追表に反映している。次回表に記載した仕様が漏れなく仕様表に反映されていることを管理するための表（刈り取り表）を添2 参考資料1に示す。

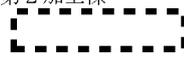
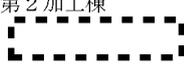
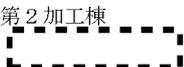
表へー1 核燃料物質の貯蔵施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応⁽¹⁾
及び既設工認との対応並びに変更内容

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における 建物・構築物又は設備・機器 名称 ⁽²⁾ 機器名 ⁽²⁾	既設工認における 建物・構築物又は設備・機 器名称 機器名	員数		変更内容
<設備・機器>						
第2加工棟 	ペレットスクラ ップ一時保管設備 スクラップ保 管ラックF型	{5036} スクラップ保管ラックF型 No.2-1 —	スクラップ保管ラックF型 スクラップ保管ラックF 型No.2-1	1台	改造	火災対策のため、 扉を不燃性又は難 燃性材料に変更す る。
第2加工棟 	粉末スクラッ プ一時保管設備 スクラップ保 管ラックD型	{5037} スクラップ保管ラックD型 No.2-1 —	スクラップ保管ラックD型 スクラップ保管ラックD 型No.2-1	1台	改造	火災対策のため、 扉を不燃性又は難 燃性材料に変更す る。
第2加工棟 	粉末スクラッ プ一時保管設備 スクラップ保 管ラックE型	{5038} スクラップ保管ラックE型 No.2-1 —	スクラップ保管ラックE型 スクラップ保管ラックE 型No.2-1	1台	改造	火災対策のため、 扉を不燃性又は難 燃性材料に変更す る。
第2加工棟 	ペレット一時保 管設備 ペレット保管 ラックD型	{5039} ペレット保管ラックD型 No.2-1 —	ペレット保管ラックD型 No.2-1 —	1台	改造	火災対策のため、 扉を不燃性又は難 燃性材料に変更す る。
第2加工棟 	搬送設備（ペレ ット） ペレット搬送 設備No.3	{5042} ペレット搬送設備No.3 ペレット保管箱台車	ペレット搬送設備No.3 ペレット保管箱台車	1台	変更なし	
第2加工棟 	搬送設備（ペレ ット） ペレット搬送 設備No.3	{5043} ペレット搬送設備No.3 ペレット保管箱台車No.1	ペレット搬送設備No.2-3 ペレット保管箱台車No.1 走行レールNo.1	1台	変更なし	
第2加工棟 	搬送設備（ペレ ット） ペレット搬送 設備No.3	{5044} ペレット搬送設備No.3 ペレット保管箱台車No.2	ペレット搬送設備No.2-3 ペレット保管箱台車No.2 走行レールNo.2	1台	変更なし	
第2加工棟 	搬送設備（ペレ ット） ペレット搬送 設備No.4	{5045} ペレット搬送設備No.4 ペレットリフター	ペレット搬送設備No.4 ペレットリフター	1台	改造	耐震補強を行う。
第2加工棟 	搬送設備（ペレ ット） ペレット搬送 設備No.4	{5046} ペレット搬送設備No.4 ペレット保管箱受台	ペレット搬送設備No.4 ペレット保管箱受台	1台	変更なし	
第2加工棟 	搬送設備（ペレ ット） ペレット保管 ラックE型リ フター	{5048} ペレット保管ラックE型リフ ター —	ペレット保管ラックE型 リフター	1台	改造	高さ制限棒を追加 する。 ペレット保管容器 の落下防止のため、 ストップを追加する。
第2加工棟 	燃料集合体保管区 域 第2-2燃料 集合体保管区 域	{5056} 第2-2燃料集合体保管区域 —	第2-2燃料集合体保管設 備 第2-2燃料集合体保管 区域	1	変更なし	

表へー1 核燃料物質の貯蔵施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応⁽¹⁾
及び既設工認との対応並びに変更内容

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における 建物・構築物又は設備・機器 名称 ⁽²⁾ 機器名 ⁽²⁾	既設工認における 建物・構築物又は設備・機 器名称 機器名	員数	変更内容
第2加工棟 	燃料集合体保管区 域 第2-3燃料 集合体保管区 域	{5057} 第2-3燃料集合体保管区域 —	第2-3燃料集合体保管設 備 第2-3燃料集合体保管 区域	1	変更なし
第2加工棟 	燃料集合体保管区 域 第2-1燃料 集合体保管区 域	{5058} 第2-1燃料集合体保管区域 —	第2-1燃料集合体保管設 備 第2-1燃料集合体保管 区域	1	改造 集合体輸送容器の 固定措置に必要な 治具を固定するた め、床にめねじア ンカーボルトを追 加する。
第2加工棟 	燃料集合体保管区 域 第2-4燃料 集合体保管区 域	{5059} 第2-4燃料集合体保管区域 —	第2-4燃料集合体保管設 備 第2-4燃料集合体保管 区域	1	改造 集合体輸送容器の 固定措置に必要な 治具を固定するた め、床にめねじア ンカーボルトを追 加する。
第2加工棟 	搬送設備 天井クレーン	{5060} 5 ton 天井クレーン —	搬送設備 5t クレーン	1 台	変更なし
第2加工棟 	分析試料貯蔵設備 試料保管棚	{5061} 分析試料保管棚 —	—	1 台	新設
第2加工棟 	開発試料貯蔵設備 試料保管棚	{5062} 開発試料保管棚 —	試料開発燃料貯蔵設備 試料保管棚	1 台	改造 竜巻対策のため、 開発試料保管棚を 防護壁内に新たに 設置し、既設の試 料保管棚を撤去す る。 耐震補強を行う。 分析試料保管棚の 新設に伴う最大貯 蔵能力の増分を相 殺するよう、開発 試料保管棚の最大 貯蔵能力を変更す る。

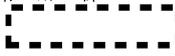
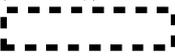
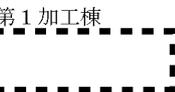
表へー1 核燃料物質の貯蔵施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応⁽¹⁾
及び既設工認との対応並びに変更内容

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における 建物・構築物又は設備・機器 名称 ⁽²⁾ 機器名 ⁽²⁾	既設工認における 建物・構築物又は設備・機 器名称 機器名	員数	変更内容
<建物・構築物>					
第1加工棟	第1加工棟	{1001} 第1加工棟 ^{※3} —	第1加工棟 —	1	改造 ①隣接一般建物との間にエキスパンションジョイントを設置 ②第1-2資材保管室の撤去 ③鉄骨補強 ④杭・基礎の追加 ⑤天井ボード及び天井ボードに設置している設備の撤去 ⑥外部扉の改造、外部シャッタの鋼製扉への改造 ⑦外部に面した不要な窓、扉の撤去及び閉止 ⑧防火区画の新設及び改造 ⑨屋根への梯子の追加設置 ⑩ボード壁、鉄板閉止部の鉄筋コンクリート壁への改造 ⑪建物南西側の旧前室の管理区域区分の変更
<設備・機器>					
第2加工棟 	搬送設備（搬出入装置） 輸送容器搬送コンベア	{5011} 輸送容器搬送コンベアNo. 1-1 ^{※1} —	搬出入装置No. 1 輸送容器搬送コンベアNo. 1-1	1台	変更なし
第2加工棟 	搬送設備（搬出入装置） 輸送容器搬送コンベア	{5012} 輸送容器搬送コンベアNo. 1-2 ^{※1} —	搬出入装置No. 1 輸送容器搬送コンベアNo. 1-2	1台	改造 耐震補強のため、一部のアンカーボルトの撤去、壁面支持トラス及びアンカーボルトの追加を行う。
第2加工棟 	搬送設備（搬出入装置） 粉末缶移載装置	{5015} 粉末缶移載装置No. 1-1 ^{※1} —	搬出入装置No. 1 粉末缶移載装置No. 1-1	1台	変更なし
第2加工棟 	搬送設備（搬出入装置） 粉末缶移載装置	{5016} 粉末缶移載装置No. 1-2 ^{※1} —	搬出入装置No. 1 粉末缶移載装置No. 1-2	1台	変更なし
第2加工棟 	搬送設備（搬出入装置） 粉末缶搬送コンベア	{5019} 粉末缶搬送コンベアNo. 1 ^{※1} —	搬出入装置No. 1 粉末缶搬送コンベアNo. 1	1台	変更なし

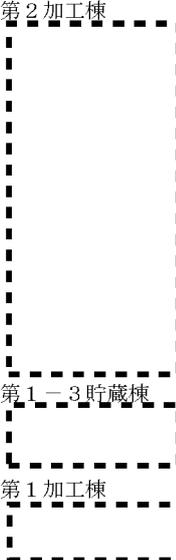
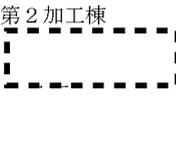
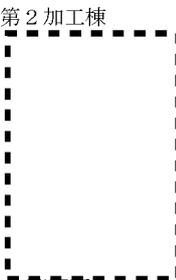
表へー 1 核燃料物質の貯蔵施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応⁽¹⁾
及び既設工認との対応並びに変更内容

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における 建物・構築物又は設備・機器 名称 ⁽²⁾ 機器名 ⁽²⁾	既設工認における 建物・構築物又は設備・機 器名称 機器名	員数	変更内容
第2加工棟	搬送設備（搬出入装置） 輸送容器搬送コンベア	{5013} 輸送容器搬送コンベアNo. 2-1 ※1 —	搬出入装置No. 2 輸送容器搬送コンベア No. 2-1	1台	変更なし
第2加工棟	搬送設備（搬出入装置） 輸送容器搬送コンベア	{5014} 輸送容器搬送コンベアNo. 2-2 ※1 —	搬出入装置No. 2 輸送容器搬送コンベア No. 2-2	1台	改造 耐震補強のため、一部のアンカーボルトの撤去、壁面支持トラス及びアンカーボルトの追加を行う。
第2加工棟	搬送設備（搬出入装置） 粉末缶移載装置	{5017} 粉末缶移載装置No. 2-1※1 —	搬出入装置No. 2 粉末缶移載装置 No. 2-1	1台	変更なし
第2加工棟	搬送設備（搬出入装置） 粉末缶移載装置	{5018} 粉末缶移載装置No. 2-2※1 —	搬出入装置No. 2 粉末缶移載装置 No. 2-2	1台	変更なし
第2加工棟	搬送設備（搬出入装置） 粉末缶搬送コンベア	{5020} 粉末缶搬送コンベアNo. 2※1 —	搬出入装置No. 2 粉末缶搬送コンベア No. 2	1台	変更なし
第2加工棟	原料貯蔵設備 原料保管設備D型	{5030} 原料保管設備D型 No. 1※1 —	原料保管設備D型 No. 1 —	1台	改造 耐震補強のため、トラス及び接合ボルトの変更、床面支持トラス及びアンカーボルトの追加を行う。
第2加工棟	粉末保管パレット —	{5030-2} 粉末保管パレット※1 —	粉末保管パレット —	1式	変更なし (第1次申請において{5030}原料保管設備D型 No. 1、{5031}原料保管設備E型 No. 1に含めて適合性確認を受けたもの)
第2加工棟	搬送設備（粉末） 原料搬送設備	{5021} 原料搬送設備 No. 2 粉末スタッカクレーン※1	原料搬送設備 No. 2 粉末スタッカクレーン	2台	変更なし
第2加工棟	搬送設備（粉末） 原料搬送設備	{5022}{5023} 原料搬送設備 No. 2 粉末缶コンベア※1	原料搬送設備 No. 2 粉末缶コンベア	1台	改造 耐震補強のため、はりの追加、補強平板の追加を行う。
第2加工棟	搬送設備（粉末） 原料搬送設備	{5024} 原料搬送設備 No. 2 粉末缶受台※1	原料搬送設備 No. 2 粉末缶受台	1台	変更なし
第2加工棟	搬送設備（粉末） 原料搬送設備	{5025} 原料搬送設備 No. 2 粉末缶台車※1	原料搬送設備 No. 2 粉末缶台車	1台	変更なし

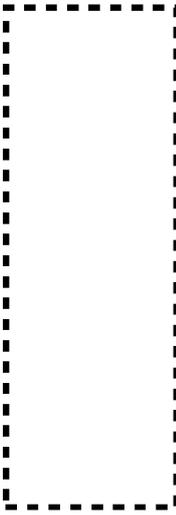
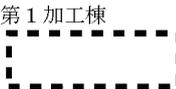
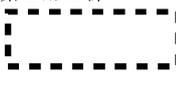
表へー1 核燃料物質の貯蔵施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応⁽¹⁾
及び既設工認との対応並びに変更内容

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における 建物・構築物又は設備・機器 名称 ⁽²⁾ 機器名 ⁽²⁾	既設工認における 建物・構築物又は設備・機 器名称 機器名	員数	変更内容	
第2加工棟 	原料貯蔵設備 原料保管設備 E型	{5031} 原料保管設備E型 No.1 ^{*1} —	原料保管設備E型 原料保管設備E型 No.1	1台	改造	耐震補強のため、一部のアンカーボルトの撤去、壁面支持はり及びアンカーボルトの追加、並びに上端はり接合ボルトの変更を行う。
第2加工棟 	搬送設備（粉末） 原料搬送設備	{5026} 原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機 No.1 ^{*1}	原料保管設備E型 粉末搬送機 No.1	1台	変更なし	
第2加工棟 	搬送設備（粉末） 原料搬送設備	{5027} 原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機 No.2 ^{*1}	原料保管設備E型 粉末搬送機 No.2	1台	変更なし	
第2加工棟 	搬送設備（粉末） 原料搬送設備	{5028} 原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機 No.3 ^{*1}	原料保管設備E型 粉末搬送機 No.3	1台	変更なし	
第2加工棟 	搬送設備（粉末） 原料搬送設備	{5029} 原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機 No.4 ^{*1}	原料保管設備E型 粉末搬送機 No.4	1台	変更なし	
第2加工棟  第1加工棟 	粉末保管容器 —	{5001} 保管容器F型 ^{*1} —	保管容器F型 —	13000 個	変更なし	

表へー1 核燃料物質の貯蔵施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応⁽¹⁾
及び既設工認との対応並びに変更内容

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における 建物・構築物又は設備・機器 名称 ⁽²⁾ 機器名 ⁽²⁾	既設工認における 建物・構築物又は設備・機 器名称 機器名	員数	変更内容
第2加工棟 	粉末保管容器 中性子吸収板	{5002} 保管容器F型（中性子吸収板 I型内蔵型）※1 —	保管容器F型 — 粉末・ペレット貯蔵容器I 型 中性子吸収板I型	1800 個	変更なし
第2加工棟 	ペレット貯蔵設備 ペレット保管 ラックB型	{5040} ペレット保管ラックB型 No.1 ※1 —	ペレット保管ラックB型 No.1 —	1台	改造 耐震補強のため、 トラス及び接合ボ ルトの変更、並び に床面支持トラス 及びアンカーボル トの追加を行う。
第2加工棟 	ペレット保管パレ ット —	{5040-2} ペレット保管パレット※1 —	ペレット保管パレット —	1式	変更なし (第1次申請にお いて{5040}ペレ ット保管ラックB 型 No.1に含めて適 合性確認を受けたも の)
第2加工棟 	搬送設備（ペレ ット） ペレット搬送 設備 No.3	{5041} ペレット搬送設備 No.3 ペレットスタックレー ン※1	ペレット搬送設備 No.3 ペレットスタックレー ン	1台	変更なし

表へー 1 核燃料物質の貯蔵施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応⁽¹⁾
及び既設工認との対応並びに変更内容

設置場所	加工事業変更許可 における施設名称	本申請における 建物・構築物又は設備・機器 名称 ⁽²⁾ 機器名 ⁽²⁾	既設工認における 建物・構築物又は設備・機 器名称 機器名	員数	変更内容
第2加工棟  第1加工棟 	ペレット保管容器 —	{5004} 保管容器G型 ^{※1} —	保管容器G型 —	2438 個	変更なし
第2加工棟 	ペレット貯蔵設備 ペレット保管 ラックE型	{5047} ペレット保管ラックE型 No. 2-1 ^{※1} —	ペレット保管ラックE型 ペレット保管ラックE型 No. 2-1	1台	改造 耐震補強のため、 柱の変更及び追 加、トラスの変 更及び追加、並 びにアンカーボ ルトの追加を行 う。 火災対策のため、 扉を不燃性・難 燃性材料に変更 する。
第2加工棟 	燃料棒貯蔵設備 燃料棒保管ラ ックB型	{5049} 燃料棒保管ラックB型 No. 1 ^{※1} —	燃料棒保管ラックB型 燃料棒保管ラックB型 No. 1	1台	改造 耐震補強のため、 一部アンカーボ ルトの撤去並び に壁面支持はり 及びアンカーボ ルトの追加を行 う。 火災対策のため、 防塵カバーを不 燃性材料に変更 する。
第2加工棟 	燃料棒貯蔵設備 燃料棒保管ラ ックB型	{5050} 燃料棒保管ラックB型 No. 2 ^{※1} —	燃料棒保管ラックB型 燃料棒保管ラックB型 No. 2	1台	改造 耐震補強のため、 壁面支持はり及 びアンカーボ ルトの追加を行 う。 火災対策のため、 防塵カバーを不 燃性材料に変更 する。
第2加工棟 	搬送設備(燃料棒) 燃料棒搬送設 備No. 7	{5052} 燃料棒搬送設備 No. 7 燃料棒スタッククレーン [※] 1	燃料棒搬送設備 No. 7 燃料棒スタッククレーン	1台	改造 耐震補強のため、 レール及びアン カーボルトを変 更する。

表へー 1 核燃料物質の貯蔵施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応⁽¹⁾
及び既設工認との対応並びに変更内容

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における 建物・構築物又は設備・機器 名称 ⁽²⁾ 機器名 ⁽²⁾	既設工認における 建物・構築物又は設備・機 器名称 機器名	員数	変更内容	
第2加工棟	搬送設備(燃料棒) 燃料棒搬送設 備No.7	{5051} 燃料棒搬送設備 No.7 燃料棒トレイコンベア ^{※1}	燃料棒搬送設備 No.7 燃料棒トレイコンベア	1台	変更なし	
第2加工棟	燃料棒保管容器 —	{5005} 保管容器H型 ^{※1} —	保管容器H型 —	718個	変更なし	
第2加工棟	燃料集合体貯蔵設 備 燃料集合体保 管ラックC型	{5053} 燃料集合体保管ラックC型 No.1 ^{※4} —	燃料集合体保管ラックC型 No.1 燃料集合体保管用缶C型 燃料集合体保管用缶架台	1台	改造	耐震補強のため、 アンカーボルトの 撤去、アンカーボ ルトの追加、部材 の撤去、部材の追 加を行う。
第2加工棟	燃料集合体貯蔵設 備 燃料集合体保 管ラックC型	{5054} 燃料集合体保管ラックC型 No.2 ^{※4} —	燃料集合体保管ラックC型 燃料集合体保管ラックC 型No.2	1台	改造	耐震補強のため、 アンカーボルトの 撤去、アンカーボ ルトの追加、部材 の撤去、部材の追 加を行う。
第2加工棟	燃料集合体貯蔵設 備 燃料集合体保 管ラックD型	{5055} 燃料集合体保管ラックD型 No.1 ^{※4} —	燃料集合体保管ラックD型 燃料集合体保管ラックD 型No.1	1台	改造	耐震補強のため、 アンカーボルトの 撤去、アンカーボ ルトの追加、部材 の撤去、部材の追 加を行う。
第1加工棟	粉末・ペレット貯 蔵容器I型 —	{5066} 粉末・ペレット貯蔵容器I型 ^{※3} —	粉末・ペレット貯蔵容器I型 粉末・ペレット貯蔵容器 I型	480個	撤去	粉末・ペレット貯 蔵容器I型480個 を撤去する。

(1) 添付書類1に加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該施設の設工認への対応状況を示す。

(2) ※の注釈は以下を示す。

※n：当該建物・構築物又は設備・機器は、n次申請において次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲としていた技術基準に基づく仕様又はn次申請からの追記記載分を申請する。

表へー 2 P 設- 2-1 スクラップ保管ラック F 型 No. 2-1 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) ペレットスクラップ一時保管設備 スクラップ保管ラック F 型
設備・機器名称 機器名	{5036} スクラップ保管ラック F 型 No. 2-1 —	
変更内容	改造 (火災対策のため、扉を不燃性又は難燃性材料に変更する。)	
設置場所	第 2 加工棟	
員数	1 台	
一般仕様	型式	多段棚式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法:
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大貯蔵能力:
	核燃料物質の状態	酸化ウランペレット
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	<p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-2 領域の単一ユニット (No. 2-2(35)) を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・濃縮度 5 wt%以下 ・形状寸法制限 (棚配列) ペレット保管容器 (保管容器 G 型) を収納する棚の配列 列方向: 1 列 横方向: 無限個 上下方向: 無限個 ペレット保管容器 (保管容器 G 型) の面間距離: 10 cm 以上 棚収納部高さ: 9.5 cm 以下 ペレット保管容器 縦: 27.5 cm 以下 横: 27.5 cm 以下 ・中性子吸収板の吸収効果 吸収板厚さ: 0.5 cm 以上 吸収板配列: 各棚に 1 枚の吸収板を配置する。 材質: ホウ素入りステンレス鋼 (ホウ素の含有率 1.0 wt%以上) <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-2 領域において、立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定める。</p> <p>○複数ユニットの仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単一ユニット間の面間距離: 各々 30 cm 以上 ・単一ユニットの位置及び寸法: 図へー 2 P 設- 1 (3 1) ・単一ユニット間の立体角の総和: 許容立体角以下 <p>核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p>
		安全機能を有する施設の地盤
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—

表へー 2 P 設- 2- 1 スクラップ保管ラック F 型 No. 2-1 仕様

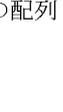
技術基準に基づく仕様	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-F1] 保管容器 G 型が設備外に落下しないよう、扉を設ける。
	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体を構成する主架構(強度部材)は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表(別表 1)に示す。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12. 1-F1] 設置場所で想定する没水水位 7.6 cm に対して、10 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第 1 類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。 [99-F2] 加工事業変更許可申請書に記載している貯蔵能力として最大貯蔵能力を  とする。	
添付図	図へー 2 P 設- 1、図へー 2 P 設- 2- 1、図ハ- 2 P 設- 1	

表へー 2 P 設ー 2 - 1 (別表 1) スクラップ保管ラック F 型 No. 2-1 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	ステンレス鋼 ステンレス鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト 中性子吸収板 扉 スライド式留め具 スライド式留め具受け スライド式留め具受けの取付ボルト	鋼 ホウ素入りステンレス鋼 ステンレス鋼、ポリカーボ ネート (難燃性) ステンレス鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼

* 以上の強度を有する材料

表へー 2 P 設- 3 - 1 スクラップ保管ラック D 型 No. 2-1 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 粉末スクラップ一時保管設備 スクラップ保管ラック D 型
設備・機器名称 機器名	{5037} スクラップ保管ラック D 型 No. 2-1 —	
変更内容	改造 (火災対策のため、扉を不燃性又は難燃性材料に変更する。)	
設置場所	第 2 加工棟	
員数	1 台	
一般仕様	型式	多段棚式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大貯蔵能力: 
核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末	
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	<p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-2 領域の単一ユニット (No. 2-2(36)) を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・濃縮度 5 wt%以下 ・幾何学的形状制限 (棚配列) 粉末保管容器 (保管容器 F 型) を収納する棚の配列 列方向: 1 列 横方向: 無限個 上下方向: 無限個 粉末保管容器の面間距離: 30.5 cm 以上 粉末保管容器 (保管容器 F 型) 直径: 30 cm 以下 高さ: 22 cm 以下 質量: 1.1 kgU235 以下/粉末保管容器 (保管容器 F 型) ・粉末保管容器 (保管容器 F 型) の水密構造 減速条件 $H/U \leq 1.0$ (粉末保管容器 (保管容器 F 型) 内) <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-2 領域において、立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定める。</p> <p>○複数ユニットの仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単一ユニット間の面間距離: 各々 30 cm 以上 ・単一ユニットの位置及び寸法: 図へー 2 P 設- 1 (3 2) ・単一ユニット間の立体角の総和: 許容立体角以下 <p>核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1]  に固定する。 当該架台は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 スクラップ保管ラック D 型 No. 2-1 を据付ボルトで  に固定する。	
津波による損傷の防止	—	
外部からの衝撃による損傷の防止	—	

表へー 2 P 設- 3 - 1 スクラップ保管ラック D 型 No. 2-1 仕様

技術基準に基づく仕様	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-F1] 保管容器 F 型が設備外に落下しないよう、扉を設ける。
		[10. 1-F2] 粉末状のウランを密閉した保管容器 F 型（パッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する構造）に収納して取り扱う。
	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表 1）に示す。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12. 1-F1] 設置場所で想定する没水水位 7.6 cm に対して、  に設置するため、没水しない。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。
		[14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第 1 類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。 [99-F2] 加工事業変更許可申請書に記載している貯蔵能力として最大貯蔵能力を  とする。	
添付図	図へー 2 P 設- 1、図へー 2 P 設- 3 - 1、図ハ- 2 P 設- 1	

表へー 2 P 設ー 3 - 1 (別表 1) スクラップ保管ラック D 型 No. 2-1 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	ステンレス鋼 ステンレス鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	据付ボルト 扉 スライド式留め具 スライド式留め具の取付ボルト スライド式留め具受け スライド式留め具受けの取付ボルト	鋼 ステンレス鋼 ポリカーボネート (難燃性) ステンレス鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼

* 以上の強度を有する材料

表へー 2 P 設- 4- 1 スクラップ保管ラック E 型 No. 2-1 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 粉末スクラップ一時保管設備 スクラップ保管ラック E 型
設備・機器名称 機器名	{5038} スクラップ保管ラック E 型 No. 2-1 —	
変更内容	改造 (火災対策のため、扉を不燃性又は難燃性材料に変更する。)	
設置場所	第 2 加工棟	
員数	1 台	
一般仕様	型式	多段棚式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大貯蔵能力
	核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	<p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-2 領域の単一ユニット (No. 2-2(37)) を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・濃縮度 5 wt%以下 ・幾何学的形状制限 (棚配列) 粉末保管容器 (保管容器 F 型) を収納する棚の配列 列方向: 1 列 横方向: 無限個 上下方向: 無限個 粉末保管容器 (保管容器 F 型) の面間距離: 10 cm 以上 粉末保管容器 (保管容器 F 型) 直径: 30 cm 以下 高さ: 22 cm 以下 質量: 1.1 kgU235 以下/粉末保管容器 (保管容器 F 型) ・中性子吸収板の吸収効果 吸収板厚さ: 0.5 cm 以上 吸収板配列: 各棚に 1 枚の吸収板を配置する。 材質: ホウ素入りステンレス鋼 (ホウ素の含有率 1.0 wt%以上) ・粉末保管容器 (保管容器 F 型) の水密構造 減速条件 $H/U \leq 1.0$ (粉末保管容器 (保管容器 F 型) 内) <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-2 領域において、立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定める。</p> <p>○複数ユニットの仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単一ユニット間の面間距離: 各々 30 cm 以上 ・単一ユニットの位置及び寸法: 図へー 2 P 設- 1 (3 3) ・単一ユニット間の立体角の総和: 許容立体角以下 <p>核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p>
		安全機能を有する施設の地盤
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	—

表へー 2 P 設- 4- 1 スクラップ保管ラック E 型 No. 2-1 仕様

技術基準に基づく仕様	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-F1] 保管容器 F 型が設備外に落下しないよう、扉を設ける。
		[10. 1-F2] 粉末状のウランを密閉した保管容器 F 型（パッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する構造）に収納して取り扱う。
	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表 1）に示す。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12. 1-F1] 設置場所で想定する没水水位 7.6 cm に対して、10 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。
		[14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
廃棄施設	—	
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第 1 類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。 [99-F2] 加工事業変更許可申請書に記載している貯蔵能力として最大貯蔵能力を  とする。	
添付図	図へー 2 P 設- 1、図へー 2 P 設- 4- 1、図へー 2 P 設- 1	

表へー 2 P 設- 4 - 1 (別表 1) スクラップ保管ラック E 型 No. 2-1 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	ステンレス鋼 ステンレス鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト 中性子吸収板 扉 スライド式留め具 スライド式留め具の取付ボルト スライド式留め具受け スライド式留め具受けの取付ボルト	鋼 ホウ素入りステンレス鋼 ステンレス鋼 ポリカーボネート (難燃性) ステンレス鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼

* 以上の強度を有する材料

表へー 2 P 設ー 5 - 1 ペレット保管ラック D 型 No. 2-1 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) ペレット一時保管設備 ペレット保管ラック D 型
設備・機器名称 機器名	{5039} ペレット保管ラック D 型 No. 2-1 —	
変更内容	改造 (火災対策のため、扉を不燃性又は難燃性材料に変更する。)	
設置場所	第 2 加工棟	
員数	1 台	
一般仕様	型式	多段棚式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法:
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大貯蔵能力:
	核燃料物質の状態	酸化ウランペレット
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	<p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-2 領域の単一ユニット (No. 2-2(48)) を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・濃縮度 5 wt% 以下 ・形状寸法制限 (棚配列) ペレット保管容器 (保管容器 G 型) を収納する棚の配列 列方向: 1 列 横方向: 無限個 上下方向: 無限個 ペレット保管容器 (保管容器 G 型) の面間距離: 10 cm 以上 棚収納部高さ: 9.5 cm 以下 ペレット保管容器 (保管容器 G 型) 縦: 27.5 cm 以下 横: 27.5 cm 以下 ・中性子吸収板の吸収効果 吸収板厚さ: 0.5 cm 以上 吸収板配列: 各棚に 1 枚の吸収板を配置する。 材質: ホウ素入りステンレス鋼 (ホウ素の含有率 1.0 wt%以上) <p>[4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-2 領域において、立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定める。</p> <p>○複数ユニットの仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単一ユニット間の面間距離: 各々 30 cm 以上 ・単一ユニットの位置及び寸法: 図へー 2 P 設ー 1 (5 6) ・単一ユニット間の立体角の総和: 許容立体角以下 <p>核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p>
		安全機能を有する施設の地盤
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—

表へー 2 P 設－ 5－ 1 ペレット保管ラック D 型 No. 2-1 仕様

技術基準に基づく仕様	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-F1] 保管容器 G 型が設備外に落下しないよう、扉を設ける。
	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表 1）に示す。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12. 1-F1] 設置場所で想定する没水水位 7.6 cm に対して、10 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第 1 類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。 [99-F2] 加工事業変更許可申請書に記載している貯蔵能力として最大貯蔵能力を  とする。	
添付図	図へー 2 P 設－ 1、図へー 2 P 設－ 5－ 1、図ハ－ 2 P 設－ 1	

表へー 2 P 設－ 5－ 1（別表 1） ペレット保管ラック D 型 No. 2-1 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	ステンレス鋼  ステンレス鋼 
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト 中性子吸収板 扉 スライド式留め具 スライド式留め具受け スライド式留め具受けの取付ボルト	鋼  ホウ素入りステンレス鋼 ステンレス鋼  ポリカーボネート（難燃性） ステンレス鋼  ステンレス鋼  ステンレス鋼 

*1  以上の強度を有する材料

表へー 2 P 設- 6 - 1 ペレット搬送設備 No. 3 ペレット保管箱台車 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 搬送設備 (ペレット) ペレット搬送設備 No. 3
設備・機器名称 機器名	{5042} ペレット搬送設備 No. 3 ペレット保管箱台車	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟	
員数	1 台	
一般仕様	型式	台車走行式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量: (保管容器 G 型 4 個 (ペレット保管パレット 1 個))
	核燃料物質の状態	酸化ウランペレット
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2 - 3 領域の単一ユニット (No. 2-3(1)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt% 以下 ・形状寸法制限 (パレット数) ペレット保管パレット 1 個を搬送する。 [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) —(1)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 走行レールをアンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] 保管容器 G 型を積載したペレット保管パレットを取り扱う際に保管容器 G 型が設備外に落下しないよう、ストッパを設ける。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。
		[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
		[11.3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第 2 加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が 600 V を超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。

表へー 2 P 設- 6 - 1 ペレット搬送設備 No.3 ペレット保管箱台車 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 7.6 cm に対して、10 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。
		[12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 7.6 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するように設置する。
		[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
放射線管理施設	—	
廃棄施設	—	
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第 1 類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。	
添付図	図へー 2 P 設- 1、図へー 2 P 設- 6 - 1	

(1) 第 2-3 領域では、1 つの単一ユニットのみを配置している。このため複数ユニットの臨界安全評価は不要である。

表へー 2 P 設- 6 - 1 (別表 1) ペレット搬送設備 No.3 ペレット保管箱台車 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 (台車) はり (台車) 柱 (レール架台) はり (レール架台)	鋼 鋼 鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	走行レール アンカーボルト ストップ ストップ (車止め)	鋼 鋼 金属製 金属製

*  以上の強度を有する材料

表へー 2 P 設- 6- 2 ペレット搬送設備 No. 3 ペレット保管箱台車 No. 1 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 搬送設備 (ペレット) ペレット搬送設備 No. 3
設備・機器名称 機器名	{5043} ペレット搬送設備 No. 3 ペレット保管箱台車 No. 1	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 	
員数	1 台	
一般仕様	型式	自走型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量  (保管容器 G 型 4 個 (ペレット保管パレット 1 個))
	核燃料物質の状態	酸化ウランペレット
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-3 領域の単一ユニット (No. 2-3(1)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt% 以下 ・形状寸法制限 (パレット数) ペレット保管パレット 1 個を搬送する。 [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) — ⁽¹⁾
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 走行レールをアンカーボルトで床面に固定する。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] 保管容器 G 型を積載したペレット保管パレットを取り扱う際に保管容器 G 型が設備外に落下しないよう、ガイドを設ける。また、耐震重要度分類に応じた水平震度に対し転倒しないよう、転倒防止構造を設ける。
	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。 [11.3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第 2 加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。	

表へー 2 P 設－ 6－ 2 ペレット搬送設備 No. 3 ペレット保管箱台車 No. 1 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・使用電圧が 600 V を超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12. 1-F1] 設置場所で想定する没水水位 7.6 cm に対して、10 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。</p> <p>[12. 1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 7.6 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。</p>
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	<p>[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	<p>[99-F1] 耐震重要度分類第 1 類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。</p>	
添付図	図へー 2 P 設－ 1、図へー 2 P 設－ 6－ 2	

(1) 第 2－ 3 領域では、1 つの単一ユニットのみを配置している。このため複数ユニットの臨界安全評価は不要である。

表へー 2 P 設－ 6－ 2 (別表 1) ペレット搬送設備 No. 3 ペレット保管箱台車 No. 1
材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 (台車) はり (台車) 走行レール	鋼 鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト ストッパ (車止め) ガイド 1 ガイド 1 の取付ボルト ガイド 2 ガイド 2 の取付ボルト ガイド 3 ガイド 3 の取付ボルト 転倒防止構造	鋼 金属製 鋼 鋼 鋼 鋼 鋼

*  以上の強度を有する材料

表へー 2 P 設- 6 - 3 ペレット搬送設備 No. 3 ペレット保管箱台車 No. 2 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	搬送設備 (ペレット) ペレット搬送設備 No. 3
設備・機器名称 機器名	{5044} ペレット搬送設備 No. 3 ペレット保管箱台車 No. 2	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 	
員数	1 台	
一般仕様	型式	自走型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量:  (保管容器 G 型 4 個 (ペレット保管パレット 1 個))
	核燃料物質の状態	酸化ウランペレット
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2 - 3 領域の単一ユニット (No. 2-3(1)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt% 以下 ・形状寸法制限 (パレット数) ペレット保管パレット 1 個を搬送する。 [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) — ⁽¹⁾
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 走行レールをアンカーボルトで床面に固定する。  又は 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] 保管容器 G 型を積載したペレット保管パレットを取り扱う際に保管容器 G 型が設備外に落下しないよう、ストップとガイドを設ける。また、耐震重要度分類に応じた水平震度に対し転倒しないよう、転倒防止構造を設ける。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。
		[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。

表へー 2 P 設- 6 - 3 ペレット搬送設備 No. 3 ペレット保管箱台車 No. 2 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11. 3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第 2 加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が 600 V を超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に收容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12. 1-F1] 設置場所で想定する没水水位 7.6 cm に対して、10 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。 [12. 1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 7.6 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第 1 類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。
	添付図	図へー 2 P 設- 1、図へー 2 P 設- 6 - 3

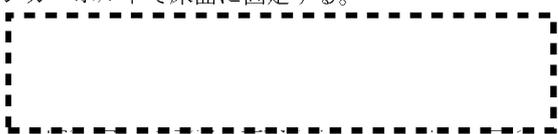
(1) 第 2 - 3 領域では、1 つの単一ユニットのみを配置している。このため複数ユニットの臨界安全評価は不要である。

表へー 2 P 設－ 6 － 3 (別表 1) ペレット搬送設備 No. 3 ペレット保管箱台車 No. 2
材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 (台車) はり (台車) 走行レール	鋼 鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト ストッパ (車止め) ストッパ ストッパの取付ボルト ガイド 1 ガイド 1 の取付ボルト ガイド 2 ガイド 2 の取付ボルト 転倒防止構造	鋼 金属製 鋼 鋼 ステンレス鋼 鋼 鋼 鋼 鋼

*  以上の強度を有する材料

表へー 2 P 設 - 7 - 1 ペレット搬送設備 No. 4 ペレットリフター 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	搬送設備 (ペレット) ペレット搬送設備 No. 4
設備・機器名称 機器名	{5045} ペレット搬送設備 No. 4 ペレットリフター	
変更内容	改造 (耐震補強の仕様を本表 (別表 2) に示す。)	
設置場所	第 2 加工棟 	
員数	1 台	
一般仕様	型式	昇降式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: (本体)  (リフト昇降部) 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量:  (保管容器 G 型 4 個 (ペレット保管 パレット 1 個))
	核燃料物質の状態	酸化ウランペレット
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2 - 3 領域の単一ユニット (No. 2-3(1)) 及び第 2 - 4 領域の単一ユニット (No. 2-4(1)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt% 以下 ・形状寸法制限 (パレット数) ペレット保管パレット 1 個を搬送する。 [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) ⁽¹⁾ 第 2 - 4 領域において、立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定める。 ○複数ユニットの仕様 ・単一ユニット間の面間距離: 各々 30 cm 以上 ・単一ユニットの位置及び寸法: 図ニ- 2 P 設 - 1 (8) ・単一ユニット間の立体角の総和: 許容立体角以下 核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定する。 
	津波による損傷の防止	—
外部からの衝撃による損傷の防止	—	
加工施設への人の不法な侵入等の防止	—	
閉じ込めの機能	[10.1-F1] 保管容器 G 型を積載したペレット保管パレットを取り扱う際に保管容器 G 型が設備外に落下しないよう、ストッパを設ける。	

表へー 2 P 設 - 7 - 1 ペレット搬送設備 No. 4 ペレットリフター 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	<p>[11. 3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表 1）に示す。</p> <p>[11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。</p> <p>[11. 3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第 2 加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が 600 V を超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に收容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。</p>
	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12. 1-F1] 設置場所で想定する没水水位 7.6 cm に対して、10 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。</p> <p>[12. 1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 7.6 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。</p>
	安全避難通路等	—
安全機能を有する施設	<p>[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>	
材料及び構造	—	
搬送設備	<p>[16. 1-F1] 保管容器 G 型 4 個を積載したペレット保管パレット 1 個を搬送する能力を有する。</p> <p>[16. 1-F2] 停電時保持機構を有する。 停電時保持能力：</p>	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	
廃棄施設	—	
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	

表へー2 P設-7-1 ペレット搬送設備 No.4 ペレットリフター 仕様

その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0G程度に対しても弾性範囲にとどめる。
添付図	図へー2 P設-1、図へー2 P設-7-1、図ニ-2 P設-1

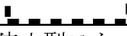
(1)第2-3領域では、1つの単一ユニットのみを配置している。このため複数ユニットの臨界安全評価は不要である。

表へー2 P設-7-1 (別表1) ペレット搬送設備 No.4 ペレットリフター 材料一覧

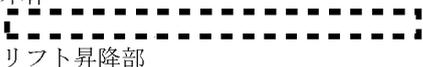
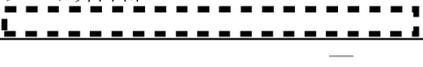
部位	部位名	材料
強度部材	柱 (本体) はり (本体) 柱 (リフト昇降部) はり (リフト昇降部)	鋼 鋼 鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト (本体) ストッパ ストッパ (車止め)	鋼 金属製 金属製

*  以上の強度を有する材料

表へー2 P設-7-1 (別表2) ペレット搬送設備 No.4 ペレットリフター
耐震補強の項目

補強項目	関連部材	断面等及び員数
はりの追加	はり 	
トラスの追加	トラス 	
移動防止型ストッパの溶接 (既設部材の溶接)	はり  移動防止型ストッパ 	

表へー 2 P 設ー 7ー 2 ペレット搬送設備 No.4 ペレット保管箱受台 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 搬送設備 (ペレット) ペレット搬送設備 No. 4
設備・機器名称 機器名	{5046} ペレット搬送設備 No. 4 ペレット保管箱受台	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 	
員数	1 台	
一般仕様	型式	台型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: (本体)  (昇降部) 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量:  (保管容器 G 型 4 個 (ペレット保管パレット 1 個))
	核燃料物質の状態	酸化ウランペレット
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2ー 4 領域の単一ユニット (No. 2-4(1)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt% 以下 ・形状寸法制限 (パレット数) ペレット保管パレット 1 個を取り扱う。 [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2ー 4 領域において、立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定める。 ○複数ユニットの仕様 ・単一ユニット間の面間距離: 各々 30 cm 以上 ・単一ユニットの位置及び寸法: 図ニー 2 P 設ー 1 (8) ・単一ユニット間の立体角の総和: 許容立体角以下 核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定する。 ○本体  ○リフト昇降部 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] 保管容器 G 型を積載したペレット保管パレットを取り扱う際に保管容器 G 型が設備外に落下しないよう、ストッパを設ける。

表へー 2 P 設- 7- 2 ペレット搬送設備 No. 4 ペレット保管箱受台 仕様

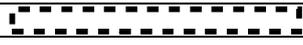
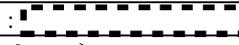
技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表 1）に示す。 [11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12. 1-F1] 設置場所で想定する没水水位 7.5 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。 [12. 1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 7.5 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第 1 類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。
	添付図	図へー 2 P 設- 1、図へー 2 P 設- 7- 2、図ニ- 2 P 設- 1

表へー2 P設ー7ー2 (別表1) ペレット搬送設備 No.4 ペレット保管箱受台
材料一覧

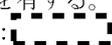
部位	部位名	材料
強度部材	柱 (本体) はり (本体) 柱 (リフト昇降部) はり (リフト昇降部)	鋼 鋼 鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト (本体) アンカーボルト (リフト昇降部) ストッパ	鋼 鋼 金属製

*  以上の強度を有する材料

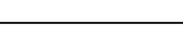
表へー 2 P 設－ 8－ 1 ペレット保管ラック E 型リフター 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 搬送設備 (ペレット) ペレット保管ラック E 型リフター
設備・機器名称 機器名	[5048] ペレット保管ラック E 型リフター —	
変更内容	改造 〔 ・高さ制限棒を追加する。 ・ペレット保管容器の落下防止のため、ストッパを追加する。〕	
設置場所	第 2 加工棟 	
員数	1 台	
一般仕様	型式	チェン駆動式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法 
	その他の構成機器	ペレット輸送容器
	その他の性能	最大取扱量:  (ペレット保管容器 8 個)
	核燃料物質の状態	酸化ウランペレット
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2－4 領域の単一ユニット (No. 2-4(11)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt% 以下 ・形状寸法制限 厚さ: 9.8 cm 以下 [4.2-F1] (複数ユニットの臨界安全) 第 2－4 領域において、立体角法により核的に安全な単一ユニットの配置を定める。 ○複数ユニットの仕様 ・単一ユニット間の面間距離: 各々 30 cm 以上 ・単一ユニットの位置及び寸法: 図ニ－ 2 P 設－ 1 (2 7) ・単一ユニット間の立体角の総和: 許容立体角以下 核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。
		安全機能を有する施設の地盤
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで天井、床面に固定する。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] ペレット保管容器が設備外に落下しないよう、ストッパを設ける。

表へー 2 P 設 - 8 - 1 ペレット保管ラック E 型リフター 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表 1）に示す。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 7.5 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	[16.1-F1] ペレット保管容器 8 個を搬送する能力を有する。 [16.1-F2] 停電時保持機構を有する。 停電時保持能力： 
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第 1 類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。	
添付図	図へー 2 P 設 - 1、図へー 2 P 設 - 8 - 1、図ニー 2 P 設 - 1	

表へー 2 P 設 - 8 - 1（別表 1） ペレット保管ラック E 型リフター 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱	鋼 
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト ストップ 1 ストップ 1 の取付ボルト ストップ 2 ストップ 2 の取付ボルト 高さ制限棒	鋼  ステンレス鋼  ステンレス鋼  ステンレス鋼  ステンレス鋼  金属製

* 以上の強度を有する材料

表へー 2 P 設- 9- 1 第 2- 2 燃料集合体保管区域 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 燃料集合体保管区域 第 2- 2 燃料集合体保管区域
設備・機器名称 機器名	{5056} 第 2- 2 燃料集合体保管区域 —	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟	
員数	1	
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	—
	寸法 (単位: mm)	概略寸法
	その他の構成機器	集合体輸送容器
	その他の性能	最大貯蔵能力: 床面にペイントで第 2- 2 燃料集合体保管区域を明示。
	核燃料物質の状態	燃料集合体 (集合体輸送容器に収納)
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床に設置する。
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-F2] ウランを核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則に基づいて閉じ込めの機能を確認した集合体輸送容器に密閉して貯蔵する。
	火災等による損傷の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	
廃棄施設	—	
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	

表へー２P設－９－１ 第２－２燃料集合体保管区域 仕様

<p>その他許可で求める仕様</p>	<p>[99-F2] 加工事業変更許可申請書に記載している貯蔵能力として最大貯蔵能力を\squareとする。 当該施設においては、その最大貯蔵能力まで再生濃縮ウランを貯蔵できる。</p> <p>[99-F4] 第２－２燃料集合体保管区域は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則に基づく輸送物を貯蔵することで臨界防止する。</p> <p>[99-F5] 第２－２燃料集合体保管区域に貯蔵する集合体輸送容器は、耐震重要度分類第１類相当の固定措置として、集合体輸送容器は１段置きとする。</p>
<p>添付図</p>	<p>図へー２P設－１、図へー２P設－９－１</p>

表へー２P設－９－２ 第２－３燃料集合体保管区域 仕様

許可との対応	許可番号（日付） 施設名称	原規規発第 1803284 号（平成 30 年 3 月 28 日付け） 燃料集合体保管区域 第 2－3 燃料集合体保管区域
設備・機器名称 機器名	{5057} 第 2－3 燃料集合体保管区域 —	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 	
員数	1	
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	—
	寸法（単位：mm）	概略寸法： 
	その他の構成機器	集合体輸送容器
	その他の性能	最大貯蔵能力：  床面にペイントで第 2－3 燃料集合体保管区域を明示。
	核燃料物質の状態	燃料集合体（集合体輸送容器に収納）
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床に設置する。
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F2] ウランを核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則に基づいて閉じ込めの機能を確認した集合体輸送容器に密閉して貯蔵する。
	火災等による損傷の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	
廃棄施設	—	
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	

表へー２P設－９－２ 第２－３燃料集合体保管区域 仕様

<p>その他許可で求める仕様</p>	<p>[99-F2] 加工事業変更許可申請書に記載している貯蔵能力として最大貯蔵能力を■とする。 当該施設においては、その最大貯蔵能力まで再生濃縮ウランを貯蔵できる。</p> <p>[99-F4] 第２－３燃料集合体保管区域は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則に基づく輸送物を貯蔵することで臨界防止する。</p> <p>[99-F5] 第２－３燃料集合体保管区域に貯蔵する集合体輸送容器は、耐震重要度分類第１類相当の固定措置として、集合体輸送容器は１段置きとする。</p>
<p>添付図</p>	<p>図へー２P設－１、図へー２P設－９－１</p>

表へー 2 P 設- 9 - 3 第 2 - 1 燃料集合体保管区域 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 燃料集合体保管区域 第 2 - 1 燃料集合体保管区域
設備・機器名称 機器名	{5058} 第 2 - 1 燃料集合体保管区域 —	
変更内容	改造 (集合体輸送容器の固定措置に必要な治具を設置するため、床にめねじアンカーボルトを追加する。)	
設置場所	第 2 加工棟	
員数	1	
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法:
	その他の構成機器	集合体輸送容器
	その他の性能	最大貯蔵能力: 床面にペイントで第 2 - 1 燃料集合体保管区域を明示。
	核燃料物質の状態	燃料集合体 (集合体輸送容器に収納)
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床に設置する。
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F2] ウランを核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則に基づいて閉じ込めの機能を確認した集合体輸送容器に密閉して貯蔵する。
	火災等による損傷の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	
廃棄施設	—	
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	

表へー2 P設-9-3 第2-1 燃料集合体保管区域 仕様

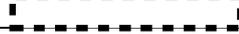
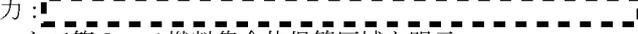
<p>その他許可で求める仕様</p>	<p>[99-F2] 加工事業変更許可申請書に記載している貯蔵能力として最大貯蔵能力を\squareとする。</p> <p>[99-F4] 第2-1 燃料集合体保管区域は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則に基づく輸送物を貯蔵することで臨界防止する。</p> <p>[99-F5] 第2-1 燃料集合体保管区域に貯蔵する集合体輸送容器は、耐震重要度分類第1類相当の固定措置として、集合体輸送容器は1段置き又は2段積みとする。 2段積みする場合は、集合体輸送容器の固定措置に必要な治具を固定するため、床に\squareを追加する。</p>
<p>添付図</p>	<p>図へー2 P設-1、図へー2 P設-9-1</p>

表へー2 P設-9-3 (別表1) 第2-1 燃料集合体保管区域 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	—	—
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト	鋼 \square

* \square 以上の強度を有する材料

表へー 2 P 設- 9 - 4 第 2 - 4 燃料集合体保管区域 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 燃料集合体保管区域 第 2 - 4 燃料集合体保管区域
設備・機器名称 機器名	{5059} 第 2 - 4 燃料集合体保管区域 —	
変更内容	改造 (集合体輸送容器の固定措置に必要な治具を設置するため、床にめねじアンカーボルトを追加する。)	
設置場所	第 2 加工棟 	
員数	1	
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位 : mm)	概略寸法 : 
	その他の構成機器	集合体輸送容器
	その他の性能	最大貯蔵能力 :  床面にペイントで第 2 - 4 燃料集合体保管区域を明示。
	核燃料物質の状態	燃料集合体 (集合体輸送容器に収納)
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床に設置する。
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10. 1-F2] ウランを核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則に基づいて閉じ込めの機能を確認した集合体輸送容器に密閉して貯蔵する。
	火災等による損傷の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	
廃棄施設	—	
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	

表へー２P設－９－４ 第２－４燃料集合体保管区域 仕様

<p>その他許可で求める仕様</p>	<p>[99-F2] 加工事業変更許可申請書に記載している貯蔵能力として最大貯蔵能力を \square とする。</p> <p>[99-F4] 第２－４燃料集合体保管区域は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則に基づく輸送物を貯蔵することで臨界防止する。</p> <p>[99-F5] 第２－４燃料集合体保管区域に貯蔵する集合体輸送容器は、耐震重要度分類第１類相当の固定措置として、集合体輸送容器は１段置き又は２段積みとする。 ２段積みする場合は、集合体輸送容器の固定措置に必要な治具を固定するため、床に \square を追加する。</p>
<p>添付図</p>	<p>図へー２P設－１、図へー２P設－９－１</p>

表へー２P設－９－４（別表１） 第２－４燃料集合体保管区域 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	—	—
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト	鋼 \square

* \square 以上の強度を有する材料

表へー 2 P 設ー 1 0ー 1 5 ton 天井クレーン 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	搬送設備 天井クレーン
設備・機器名称 機器名	{5060} 5 ton 天井クレーン —	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 	
員数	1 台	
一般仕様	型式	ダブルレールホイストクレーン型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位 : mm)	概略寸法 : 
	その他の構成機器	ストップパ (車止め)
	その他の性能	最大取扱量 :  (集集体輸送容器 1 個)
	核燃料物質の状態	燃料棒、燃料集集体
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟のはりに固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 走行レールを据付ボルトではりに固定する。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] ガード落下防止構造及びトロリ落下防止構造を設ける。 [10.1-F2] ウランを核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則に基づいて閉じ込めの機能を確認した輸送容器に密閉して取り扱う。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 5.8 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
	安全避難通路等	—

表へー 2 P 設－ 1 0－ 1 5 ton 天井クレーン 仕様

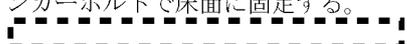
技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設	<p>[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p> <p>[14. 3-F1] 搬送するための動力の供給が停止した場合にも、搬送物を保持できるよう停電時保持機構を有する。また、トロリ落下防止構造及びガーダ落下防止構造を設置し、地震時における落下を防止する。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	<p>[16. 1-F1] 集合体輸送容器 1 個を搬送する能力を有する。</p> <p>[16. 1-F2] 停電時保持機構を有する。 停電時保持能力：</p>
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第 1 類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。	
添付図	図へー 2 P 設－ 1、図へー 2 P 設－ 1 0－ 1	

表へー 2 P 設－ 1 0－ 1 (別表 1) 5 ton 天井クレーン 材料一覧

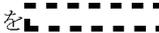
部位	部位名	材料
強度部材	ガーダ部 走行レール 横行レール	鋼 鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	据付ボルト トロリ部 (巻上部) ガーダ落下防止構造 ガーダ落下防止構造の取付ボルト トロリ落下防止構造 トロリ落下防止構造の取付ボルト ストッパ (車止め) 操作押釦	鋼 金属製 鋼 鋼 鋼 金属製 金属製

*  以上の強度を有する材料

表へー 2 P 設 - 1 1 - 1 分析試料保管棚 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 分析試料貯蔵設備 試料保管棚
設備・機器名称 機器名	{5061} 分析試料保管棚 —	
変更内容	新設 (新設項目の仕様を本表 (別表 2) に示す。)	
設置場所	第 2 加工棟	
員数	1 台	
一般仕様	型式	多段棚式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大貯蔵能力:  (保管容器 9 個 (保管容器 F 型又は保管容器 G 型))
	核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット、金属ウラン
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2 - 7 領域の単一ユニット (No. 2-7(2)) を構成する。 ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt% 以下 ・質量制限 質量: 0.65 kgU235 以下 [4.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第 2 - 7 領域において、臨界計算により核的に安全な単一ユニットの配置を定める。 ○複数ユニットの仕様 ・単一ユニット間の面間距離:  以上 核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定する。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F1] 保管容器 F 型及び保管容器 G 型が設備外に落下しないよう、ストopp を設ける。 [10.1-F2] 粉末状のウランを密閉した保管容器 F 型 (パッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する構造) に収納して取り扱う。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。

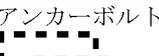
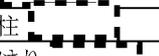
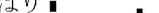
表へー 2 P 設－ 1 1－ 1 分析試料保管棚 仕様

技術基準に基づく仕様	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12. 1-F1] 設置場所で想定する没水水位 15.2 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。
		[14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第 1 類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。 [99-F2] 加工事業変更許可申請書に記載している貯蔵能力として最大貯蔵能力を  とする。	
添付図	図へー 2 P 設－ 1、図へー 2 P 設－ 1 1－ 1	

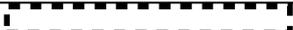
表へー 2 P 設－ 1 1－ 1 (別表 1) 分析試料保管棚 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	鋼 鋼 
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト ストッパ 扉 かんぬき	鋼 鋼 金属製 金属製 

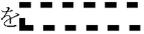
表へー 2 P 設－ 1 1－ 1 (別表 2) 分析試料保管棚 新設の項目

新設項目	関連部材	断面等及び員数
アンカーボルト	アンカーボルト 	
柱	柱 	
はり	はり 	

表へー2 P設-12-1 開発試料保管棚 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	開発試料貯蔵設備 試料保管棚
設備・機器名称 機器名	{5062} 開発試料保管棚 —	
変更内容	改造 <ul style="list-style-type: none"> ・竜巻対策のため、開発試料保管棚を防護壁内に新たに設置し、既設の試料保管棚を撤去する。 ・耐震補強の仕様を本表 (別表 2) に示す。 ・分析試料保管棚の新設に伴う最大貯蔵能力の増分を相殺するよう、開発試料保管棚の最大貯蔵能力を変更する。 	
設置場所	第 2 加工棟	
員数	1 台	
一般仕様	型式	多段棚式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大貯蔵能力:  (保管容器 9 個 (保管容器 F 型又は保管容器 G 型))
	核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット、金属ウラン
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	<p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-7 領域の単一ユニット (No. 2-7(4)) を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・濃縮度 5 wt%以下 ・質量制限 質量: 0.65 kgU235 以下 <p>[4.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-7 領域において、臨界計算により核的に安全な単一ユニットの配置を定める。</p> <p>○複数ユニットの仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単一ユニット間の面間距離:  以上 <p>核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定する。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
加工施設への人の不法な侵入等の防止	—	
閉じ込めの機能	[10.1-F1] 保管容器 F 型及び保管容器 G 型が設備外に落下しないよう、ストッパを設ける。	
	[10.1-F2] 粉末状のウランを密閉した保管容器 F 型 (パッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する構造) に収納して取り扱う。	

表へー 2 P 設 - 1 2 - 1 開発試料保管棚 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表1）に示す。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 15.2 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。
		[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	[21.1-F1] 撤去する設備・機器の跡仕舞いとして、第1種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁にできる撤去跡は、表面を平滑にし、その表面にはウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい樹脂系塗装 ⁽¹⁾ を施す。
	遮蔽	—
	換気設備	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。 [99-F2] 加工事業変更許可申請書に記載している貯蔵能力として最大貯蔵能力を  とする。 [99-F3] 設備・機器の撤去を行う。	
添付図	図へー 2 P 設 - 1、図へー 2 P 設 - 1 2 - 1	

(1) これらの材料についても、不燃性又は難燃性を有する。

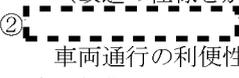
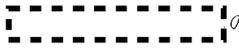
表へー２P設－１２－１（別表１） 開発試料保管棚 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト ストッパ 扉 かんぬき	鋼 鋼 金属製 金属製

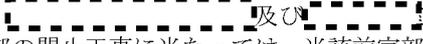
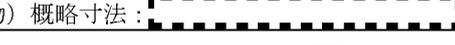
表へー２P設－１２－１（別表２） 開発試料保管棚 耐震補強の項目

補強項目	関連部材	断面等及び員数
既設部材の撤去	柱・はり	
アンカーボルトの撤去	アンカーボルト	
アンカーボルトの追加	アンカーボルト	
柱の追加	柱	
はりの追加	はり	

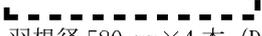
追第3次 表へー2ー1 第1加工棟 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 平成・18・10・31 原第 30 号 (平成 19 年 6 月 1 日付け)	
	施設名称	第 1 加工棟 第 1 加工棟 避難通路 第 1 加工棟 非常用照明、誘導灯 第 1 加工棟 所内通信連絡設備 第 1 加工棟 自動火災報知設備 第 1 加工棟 消火器 防護閉止板又はコンクリート 大型外扉 外扉	
建物・構築物名称又は設備・機器名称 機器名	{1001} ⁽¹⁾ 第 1 加工棟 —	(付属設備) {8038} 緊急設備 非常用照明 {8038-2} 緊急設備 誘導灯 {8035} 緊急設備 避難通路 {8007-7} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ)) {8007-10} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ)) {8007-8} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ)) {8009-5} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器) {8009-6} 火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機) {8010-5} 消火設備 消火器 {8044} 緊急設備 コンクリート閉止部 {8063} 緊急設備 大型外扉 {8064} 緊急設備 外扉	
建物・構築物の区分	本体、付属設備		
変更内容	<p>改造 新規制基準に適合させるために、第 1 加工棟に以下の改造を行う。 また、改造工事完了後の第 1 加工棟の安全機能を有する部位の位置、構造 (材料、厚さ) を図へー I-1 及び図へー I-2 に示す。</p> <p>①隣接一般建物との間にエキスパンションジョイントを設置⁽²⁾ 第 1 加工棟の東側を一般建物とし、構造上分離する。 (改造の仕様を別表へー 2-1-1 に示す。)</p> <p>②  の撤去⁽³⁾ 車両通行の利便性を向上させるために、 の撤去を行う。</p> <p>③鉄骨補強⁽²⁾ 地震による損傷の防止対策として、耐震性を向上させるために補強部材を取り付ける等の改造を行う。 (改造の仕様を別表へー 2-1-2 に示す。)</p> <p>④杭・基礎の追加⁽²⁾ 地震による損傷の防止対策として、耐震性を向上させるために杭・基礎の増設を行う。 (改造の仕様を別表へー 2-1-3 に示す。)</p> <p>⑤天井ボード及び天井ボードに設置している設備の撤去⁽²⁾ 地震による損傷の防止対策として、天井ボード及び天井ボードに設置している設備 (緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯、通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ))、火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)) の撤去を行う。</p>		

追第3次 表へー2-1 第1加工棟 仕様（続き）

変更内容	<p>⑥外部扉の改造、外部シャッター鋼製扉への改造⁽²⁾ 竜巻による損傷の防止対策として、第1加工棟の敷地外に面した大型外扉を{8063}緊急設備 大型外扉に改造するとともに、既設の外部に面した鋼製扉（以下「外部扉」という。）（⑦で閉止するものを除く）を竜巻による風荷重に耐える強度を有した扉（以下「竜巻対策扉」という。）に改造する。また、外部に面したシャッター（以下「外部シャッター」という。）を{8064}緊急設備 外扉（竜巻対策扉）に改造する。 （改造の仕様を別表へー2-1-4に示す。）</p> <p>⑦外部に面した不要な窓、扉の撤去及び閉止⁽²⁾ 竜巻による損傷の防止対策として、不要な外部扉、窓を撤去し、開口部を{8044}緊急設備 コンクリート閉止部として鉄筋コンクリートで閉止する改造を行う。 及びの北側にある旧前室の開口部の閉止工事に当たっては、当該前室部の撤去を行うことから第1加工棟北側の外壁の形状変更、並びに管理区域境界及び火災区画境界の形状変更を行う。 （改造の仕様を別表へー2-1-5に示す。）</p> <p>⑧防火区画の新設及び改造⁽²⁾ 火災による損傷の防止対策として、防火区画の新設及び防火設備の改造を行う。 （改造の仕様を別表へー2-1-6に示す。）</p> <p>⑨屋根への梯子の追加設置⁽²⁾ 火山・積雪による損傷防止のソフト対策として実施する降下火砕物、積雪の除去作業のための梯子を屋根に追加設置する。 （改造の仕様を別表へー2-1-7に示す。）</p> <p>⑩ボード壁、鉄板閉止部の鉄筋コンクリート壁への改造⁽²⁾ 第1加工棟の東側を一般建物としたことに伴い、新たに外壁に該当することとなったの北側の間仕切壁（せっこうボード）について、加工施設への人の不法な侵入等の防止対策として、鉄筋コンクリート壁に改造する。 また、東面の防火区画上の既設鉄板閉止部を鉄筋コンクリートで閉止する。</p> <p>⑪建物南西側の旧前室の管理区域区分の変更 地震及び竜巻対策の一環で第1加工棟の南西側の旧前室を加工施設として使用しないものとするため、当該室の管理区域の設定を解除し周辺監視区域に変更する。なお、本変更に伴う工事は無い。 付属設備については、リ. その他の加工施設の項で示す。</p>
設置場所	第1加工棟
員数	(建物) 1 (付属設備の員数は、技術基準に基づく仕様欄に示す。)
一般仕様	型式 (建物) 鉄骨造及び鉄筋コンクリート造、平屋建て（一部中2階付き） 建築面積 約2500 m ² 、延床面積 約2600 m ² (付属設備の型式は、技術基準に基づく仕様欄に示す。)
	主要な構造材 (建物) 別表へー2-1-1～別表へー2-1-11に示す。
	寸法（単位：mm） (建物) 概略寸法： 
	その他の構成機器 —
	その他の性能 —
	核燃料物質の状態 —
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 —
	安全機能を有する施設の地盤 [5.1-B1] 第1加工棟（土間コンクリートを除く）は杭基礎構造とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、第1加工棟を十分に支持することができる地盤に設ける。 支持層は、加工事業変更許可申請書のとおり、N値30以上の洪積層である大阪層群（泉南累層）とする。

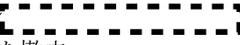
追第3次 表へー2-1 第1加工棟 仕様（続き）

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>安全機能を有する施設の地盤</p>	<p>【既設杭】 ○既設杭仕様 ・支持方法 N値30以上の洪積層（粘土層及び砂層）に杭で支持させる。 ・杭材料  ・杭先端深さ 約G.L-5 m～-9 m ・杭配置 図へー2-1-6</p> <p>【増設杭】 ○補強タイプ31仕様 ・支持方法 N値30以上の洪積層（粘土層）に杭で支持させる。 ・杭材料 先端羽根付き鋼管杭（スクリーパイル EAZET） 国土交通大臣認定番号 TACP-0353（粘土質層）  羽根径 580 mm×2本（C'-18 通り） ・杭先端深さ⁽²¹⁾ 約G.L-9 m ・杭配置 図へー2-1-6 ・詳細図 図へー2-1-33</p> <p>○補強タイプ34仕様 ・支持方法 N値30以上の洪積層（粘土層）に杭で支持させる。 ・杭材料 先端羽根付き鋼管杭（スクリーパイル EAZET） 国土交通大臣認定番号 TACP-0353（粘土質層）  羽根径 580 mm×4本（D-18 通り） 羽根径 580 mm×4本（D-20A 通り） ・杭先端深さ⁽²¹⁾ 約GL-8 m～-10 m ・杭配置 図へー2-1-6 ・詳細図 図へー2-1-34</p> <p>【土間コンクリート】 ・支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 ・地盤種別 表層近くの人工盛土（粘土層及び砂層）</p> <p>土間コンクリートを支持する表層の人工盛土の液状化に関しては、加工事業変更許可申請書に記載のとおり、地方公共団体の評価において液状化のおそれがなく、さらに敷地内での詳細調査の結果においても第1加工棟では液状化のおそれがないことを確認した⁽¹⁸⁾。</p> <p><u>{8044}緊急設備 コンクリート閉止部、{8063}緊急設備 大型外扉、{8064}緊急設備 外扉は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第1加工棟に設ける。</u></p> <p>[5.1-F1] <u>{8038}緊急設備 非常用照明、{8038-2}緊急設備 誘導灯、{8035}緊急設備 避難通路、{8007-7}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））、{8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））、{8007-8}通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHSアンテナ））、{8009-5}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、{8009-6}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第1加工棟の壁、柱、はり、屋根等に固定する設計。</u></p>
	<p>地震による損傷の防止</p>	<p>[6.1-B1] 第1加工棟建物の耐震重要度分類は第3類（割増係数1.0）とする設計。 第1加工棟は、以下に示す耐震補強の改造を行い、一次設計、二次設計を満足することで、地震による損傷を防止できる設計。</p>

追第3次 表へー2-1 第1加工棟 仕様（続き）

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>地震による損傷の防止</p>	<p>○耐震補強の改造仕様 別表へー2-1-1～別表へー2-1-7に示す。 ・耐震のための補強箇所 図へー2-1-1、図へー2-1-6～図へー2-1-18に示す。 ・位置、構造、寸法、材料 別表へー2-1-2（1/2）～（2/2）、別表へー2-1-3、図へー2-1-21～図へー2-1-34に示す。</p> <p>○一次設計 常時作用している荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。⁽¹⁹⁾</p> <p>○二次設計 建築基準法施行令第八十二条の三に規定する保有水平耐力の確認を行い、第1加工棟の保有水平耐力が必要保有水平耐力を上回る設計とする。⁽²⁰⁾</p> <p><u>{8044}緊急設備 コンクリート閉止部、{8063}緊急設備 大型外扉、{8064}緊急設備 外扉は、耐震重要度分類第3類とし、第1加工棟に固定することにより地震による損傷を防止する。</u></p> <p>[6.1-F1] 第1加工棟に設置する<u>{8038}緊急設備 非常用照明、{8038-2}緊急設備 誘導灯、{8007-7}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））、{8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））、{8007-8}通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHSアンテナ））、{8009-5}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、{8009-6}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）</u>は、耐震重要度分類を第3類とし、第1加工棟の壁、柱、はり、屋根等にボルト又は溶接等で固定する設計。 天井ボード及び天井ボードに設置している設備（<u>{8038}緊急設備 非常用照明、{8038-2}緊急設備 誘導灯、{8007-7}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））、{8009-5}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）の一部</u>）は撤去を行う。</p>
	<p>津波による損傷の防止</p>	<p>—⁽⁴⁾</p>
	<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p>	<p>（竜巻） [8.1-B2] 第1加工棟建物は設計竜巻（F1、最大風速49 m/s）による竜巻荷重を上回る保有水平耐力を有する設計。 設計竜巻に対する安全機能を有する部位（以下「F1 竜巻防護境界」という。）は、設計竜巻の荷重に耐える設計。</p> <p>【改造部】 ○<u>{8063}緊急設備 大型外扉（KSD-1）（第1加工棟の敷地外に面した大型外扉の竜巻対策扉への改造）</u> ○<u>{8064}緊急設備 外扉（KSD-4）（外部シャッタの竜巻対策扉への改造）</u> ○既設外部扉及び外部シャッタの竜巻対策扉への改造⁽⁵⁾ ・位置 外部扉改造：扉配置を図へー2-1-1、図へー2-1-4及び図へー2-1-35-1に示す。</p>

追第3次 表へー2-1 第1加工棟 仕様（続き）

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・構造・寸法 外部扉の仕様を図へー2-1-35-2の建具表に示す。また、改造鋼製扉姿図を図へー2-1-36、図へー2-1-37に示す。 ・材料 主な材料を別表へー2-1-4に示す。 <p>○{8044}緊急設備 <u>コンクリート閉止部</u>（不要な外部扉、窓の撤去及び鉄筋コンクリート壁による閉止⁽⁶⁾）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置 窓、扉撤去及び閉止の配置を図へー2-1-1、図へー2-1-4に示す。 ・構造・寸法 閉止の仕様及び詳細図を図へー2-1-46～図へー2-1-48に示す。 ・材料 主な材料を別表へー2-1-5に示す。 <p>○安全機能を期待しない  の北側の旧前室、  の北側の旧前室を撤去</p> <p>F1 竜巻防護境界の位置を図へー2-1-60～図へー2-1-61に、改造を伴わない既設のF1 竜巻防護境界の構造・寸法を別表へー2-1-11に示す。</p> <p>(落雷) —⁽⁶⁾</p> <p>(極低温) —</p> <p>(降下火砕物) [8.1-B3] 第1加工棟の屋根は、湿潤密度 1.5 g/cm³ とした降下火砕物の厚さ 12 cm 分の重量に耐える設計。</p> <p>(積雪) [8.1-B4] 第1加工棟の屋根は、大阪府建築基準法施行細則第三十条の二に定められる 29 cm の積雪に耐える設計。</p> <p>(生物学的事象) —⁽⁸⁾</p> <p>(航空機落下) —⁽⁹⁾</p> <p>(森林火災、外部火災)⁽¹⁰⁾ [8.1-B5] [8.2-B2] 想定する火災源に対し、その影響を受けないための離隔距離が、危険距離以上とする設計。また、想定する爆発源に対して、その影響を受けないための離隔距離が、危険限界距離以上となること又は一般高圧ガス保安規則で定める第一種設備距離の2倍以上の離隔距離を確保する設計。</p>
-------------------	------------------------	---

追第3次 表へー2-1 第1加工棟 仕様（続き）

技術基準に基づく仕様	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>防護対象施設と敷地内の竹林及び危険物施設の位置関係を図へー2-1-56に、防護対象施設と敷地内の高圧ガス貯蔵施設の位置関係を図へー2-1-57に、敷地内の燃料輸送車両の走行経路と火災発生位置を図へー2-1-58に、敷地内の高圧ガス輸送車両の走行経路と爆発位置を図へー2-1-59に示す。また、想定する火災源、爆発源からの離隔距離を別表へー2-1-12に示す。</p> <p>(電磁的障害) —⁽¹¹⁾</p> <p>(交通事故) —⁽¹²⁾</p>
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	<p>[9.1-B1]</p> <p>以下の方策により、人の不法な侵入を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立入制限区域として<u>周辺監視区域</u>を設け、所定の出入口以外からの人の立ち入りを禁止して管理。 ・加工施設の建物は、鉄筋コンクリート壁、鉄扉等堅牢な障壁を有する構造とする設計。 ・管理区域の出入口で、人の出入りを常時監視する管理。 ・核燃料物質等の移動には、各部門長の承認を得て行うことにより、不法な移動を防止する管理。 ・敷地内に入構する際には、爆発性又は易燃性を有する物件などが不正に持ち込まれないことを確認する管理。 <p>第1加工棟は、上記の管理を行う敷地内に設置し、別表へー2-1-8に示す材料を用い、堅牢な障壁を有する構造とする。また、第1加工棟の東側を一般建物としたことから、新たに外壁となる既設のボード壁を鉄筋コンクリート造の壁に改造する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置 改造する壁の配置を図へー2-1-1、図へー2-1-4に示す。 ・構造・方法 改造する壁の仕様及び詳細図を図へー2-1-46及び図へー2-1-49に示す。 <p>なお、第1加工棟には、不正アクセス防止措置の対象となる加工施設及び核燃料物質の防護のために必要な操作に係る情報システムはない。</p>
	閉じ込めの機能	<p>[10.1-B1]</p> <p>ウランを輸送容器に密封して貯蔵し、又は固体廃棄物を汚染の広がりを防止する措置を講じてドラム缶その他の金属容器に収納し密閉した状態で保管廃棄し、汚染の発生するおそれのない区域である第2種管理区域を設定する設計。</p> <p>管理区域の設定範囲を、図へー2-1-54に示す。</p>
	火災等による損傷の防止	<p>[11.1-F1]</p> <p>消火設備については、消防法に基づき <u>{8012-2}消火設備 屋外消火栓</u> 及び <u>{8010-5}消火設備 消火器</u> を設置する設計。</p> <p><u>{8012-2}消火設備 屋外消火栓（屋外消火栓配管を含む。）</u> についての仕様を表りー他ー2に示す。⁽²⁴⁾</p>

追第3次 表へー2-1 第1加工棟 仕様 (続き)

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	<p><u>{8010-5} 消火設備</u> 消火器は、消防法施行令第十条、消防法施行規則第六条に基づき、防火対象物の各部分から歩行距離 20 m 以下となるように配置する設計。転倒防止策を講じて配置する。</p> <p>○設備の員数 (<u>{8010-5} 消火設備 消火器</u>)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ABC 粉末消火器 10 型：20 本 ・ABC 粉末消火器 20 型：13 本 ・ABC 粉末消火器 50 型：2 本 <p><u>{8010-5} 消火設備</u> 消火器の配置を図りー4-1-4 に示す。</p> <p>[11.1-F2]</p> <p>消防法施行令第二十一条、消防法施行規則第二十三条、<u>消防法施行規則第二十四条</u>に基づき、<u>{8009-5} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)</u> ⁽¹⁴⁾を有効に火災の発生を感知することができるように設け、<u>{8009-6} 火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)</u>を設置し、火災が発生した場合に警報を発する設計。<u>{8009-5} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)</u>の発信機は、防火対象物の各部分から歩行距離 50 m 以下となるよう配置する。</p> <p><u>{8009-5} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)</u>、<u>{8009-6} 火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)</u>は、外部電源を喪失した場合であっても無警戒とならないようバッテリーを備えるとともに、<u>{8001} 非常用電源設備 No.1 非常用発電機</u>、<u>{8003} 非常用電源設備 No.2 非常用発電機</u>に接続する設計。</p> <p>警戒区域は、管理区域の別、工程の別等により消防法の規定以上に細分化し、火災信号の発報箇所を早期に限定できる設計。</p> <p>○設備の員数 (<u>{8009-5} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)</u>)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熱感知器 (スポット型)：27 台 ・煙感知器 (スポット型)：35 台 ・発信機：11 台 <p>○設備の員数 (火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受信機 (P 型受信機)：1 台 <p><u>{8009-5} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)</u>、<u>{8009-6} 火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)</u>の配置を図りー4-1-3 に示す。火災感知設備 自動火災報知設備の系統図を図りー4-1-9 に示す。<u>{8009-5} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)</u>の発信機の配置を図りー他ー1-5 (第5次) に示す。</p> <p>[11.3-B1]</p> <p>○火災の発生防止</p> <p>第1加工棟は建築基準法第二条第九号の三で定める不燃性材料を用いた準耐火建築物とし、耐火性の高い設計とすることにより、火災の発生を防止する設計。耐震補強等で追加する材料は、鋼材、コンクリート等の不燃性又は難燃性材料とする設計。</p> <p>使用する材料を別表へー2-1-1～別表へー2-1-8 に示す。</p> <p>[11.3-B2]</p> <p>○火災の影響緩和</p> <p>第1加工棟は建築基準法施行令百十二条に基づく防火区画を火災区域として設定する設計。また、火災区域境界と同一の境界を持つ火災防護上の火災区画を設定する設計。</p> <p>各火災区画の等価時間が火災区画の耐火時間を超えない設計。</p> <p>○火災対策のための補強箇所</p> <p>図へー2-1-1 第1加工棟 工事概要図参照</p>
------------	-------------	--

追第3次 表へー2-1 第1加工棟 仕様(続き)

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>○火災区画の設定及び関連図面 図へー2-1-52 第1加工棟 火災区画 ・火災区画ごとの材料及び厚さ： 図へー2-1-20 第1加工棟 既設部材リスト2 図へー2-1-35-1 第1加工棟 鋼製扉 配置図、建具表1 図へー2-1-35-2 第1加工棟 鋼製扉 配置図、建具表2 図へー2-1-43 第1加工棟  東側壁(防火区画) 図へー2-1-44 第1加工棟  東側壁1(防火区画) 図へー2-1-45 第1加工棟  東側壁2(防火区画) 図へー2-1-52 第1加工棟 火災区画</p> <p>○火災区画 1P-1の仕様 ・対象部材 区画境界壁、区画境界スラブ及び特定防火設備(防火扉、防火シャッター) 区画境界壁(コンクリートブロック有効厚さ⁽²²⁾50mm以上かつ鉄筋のかぶり厚さ40mm以上:1時間) 区画境界壁(強化せっこうボード厚さ12mm以上2枚貼り(壁両面):1時間) 区画境界壁(鉄筋コンクリート厚さ100mm以上:2時間) 区画境界スラブ(天井スラブ) (鉄筋コンクリート厚さ100mm以上:2時間) 特定防火設備(防火扉)(表面鉄板厚さ0.5mm以上(扉両面):1時間) 特定防火設備(防火シャッター)(スラット板厚さ1.5mm以上:1時間)</p> <p>○火災区画 1P-2の仕様 ・対象部材 区画境界壁、区画境界スラブ及び特定防火設備(防火扉) 区画境界壁(鉄筋コンクリート厚さ100mm以上:2時間) 区画境界スラブ(天井スラブ) (鉄筋コンクリート厚さ100mm以上:2時間) 特定防火設備(防火扉)(表面鉄板厚さ0.5mm以上(扉両面):1時間)</p> <p>○火災区画 1P-3の仕様 ・対象部材 区画境界壁及び特定防火設備(防火扉、防火シャッター) 区画境界壁(コンクリートブロック有効厚さ⁽²²⁾50mm以上かつ鉄筋のかぶり厚さ40mm以上:1時間) 区画境界壁(鉄筋コンクリート厚さ100mm以上:2時間) 区画境界壁(強化せっこうボード厚さ12mm以上2枚貼り(壁両面):1時間) 特定防火設備(防火扉)(表面鉄板厚さ0.5mm以上(扉両面):1時間) 特定防火設備(防火シャッター)(スラット板厚さ1.5mm以上:1時間)</p>
-------------------	--------------------	---

追第3次 表へー2-1 第1加工棟 仕様（続き）

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>○火災区画 1P-4の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象部材 区画境界壁及び特定防火設備（防火扉、防火シャッター） <p>区画境界壁（鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間） 区画境界壁（強化せっこうボード厚さ12mm以上2枚貼り（壁両面）：1時間） 特定防火設備（防火扉）（表面鉄板厚さ0.5mm以上（扉両面）：1時間） 特定防火設備（防火シャッター）（スラット板厚さ1.5mm以上：1時間）</p> <p>○火災区画 1P-5の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象部材 区画境界壁及び特定防火設備（防火扉、防火シャッター） <p>区画境界壁（強化せっこうボード厚さ12mm以上2枚貼り（壁両面）：1時間） 区画境界壁（鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間） 特定防火設備（防火扉）（表面鉄板厚さ0.5mm以上（扉両面）：1時間） 特定防火設備（防火シャッター）（スラット板厚1.5mm以上：1時間）</p> <p>○火災区画 1P-6（旧前室）の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象部材 隣接する火災区画との区画境界壁及び特定防火設備（防火扉） <p>北面区画境界壁（鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間） 北面特定防火設備（防火扉KSD-2）（表面鉄板厚さ0.5mm以上（扉両面）：1時間）</p> <p>[11.3-B3] 火災区画間の延焼を防止するために、電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁には、建築基準法施行令第百十二条第20項に基づき、耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたものを施工する設計。 第1加工棟における貫通部を図へー2-1-52に示す。</p> <p>[11.3-F2] 電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、分電盤に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する設計。 配線用遮断器の結線図を図りー4-1-6に示す。</p>
<p>加工施設内における溢水による損傷の防止</p>	<p>[12.1-B1] 第1加工棟内は溢水源がない設計。</p>	<p>[12.1-B1] 第1加工棟内は溢水源がない設計。</p>
<p>安全避難通路等</p>	<p>[13.1-F1] 第1加工棟には、容易に識別できる{8035}緊急設備 避難通路を設置する設計。{8035}緊急設備 避難通路には、建築基準法施行令第百二十六条の四に基づき照明装置の設置を通常要する部分には{8038}緊急設備非常用照明を、消防法施行令第二十六条に基づき防火対象物に{8038-2}緊急設備 誘導灯を設置する設計。 {8038}緊急設備 非常用照明及び{8038-2}緊急設備 誘導灯には、停電時に備えてバッテリーを内蔵するとともに、{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機⁽¹⁵⁾、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機⁽¹⁵⁾に接続し、外部電源が喪失しても動作可能な設計。</p> <p>○設備の員数（緊急設備）</p> <ul style="list-style-type: none"> {8038}非常用照明⁽¹⁴⁾：15台 {8038-2}誘導灯⁽¹⁴⁾：47台 	<p>[13.1-F1] 第1加工棟には、容易に識別できる{8035}緊急設備 避難通路を設置する設計。{8035}緊急設備 避難通路には、建築基準法施行令第百二十六条の四に基づき照明装置の設置を通常要する部分には{8038}緊急設備非常用照明を、消防法施行令第二十六条に基づき防火対象物に{8038-2}緊急設備 誘導灯を設置する設計。 {8038}緊急設備 非常用照明及び{8038-2}緊急設備 誘導灯には、停電時に備えてバッテリーを内蔵するとともに、{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機⁽¹⁵⁾、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機⁽¹⁵⁾に接続し、外部電源が喪失しても動作可能な設計。</p> <p>○設備の員数（緊急設備）</p> <ul style="list-style-type: none"> {8038}非常用照明⁽¹⁴⁾：15台 {8038-2}誘導灯⁽¹⁴⁾：47台

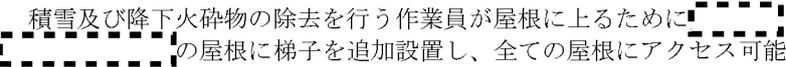
追第3次 表へー2-1 第1加工棟 仕様（続き）

技術基準に基づく仕様	安全避難通路等	<p>{8035}緊急設備 避難通路、{8038}緊急設備 非常用照明及び{8038-2}緊急設備 誘導灯の配置を図リ-4-1-1に示す。</p> <p>[13.1-F2] 加工施設には、非常用照明、誘導灯とは別に、設計基準事故が発生した場合の現場操作が可能となるように、専用電源を備えた{8038-4}緊急設備 可搬型照明を設置する設計。 {8038-4}緊急設備 可搬型照明の仕様を表リ-他-5に示す。</p>
	安全機能を有する施設	<p>[14.1-B1] [14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計。</p> <p>[14.2-B1] [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	<p>[18.1-F3] 消防法施行令第二十一条、消防法施行規則第二十三条、<u>消防法施行規則第二十四条に基づき、{8009-5}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）⁽⁴⁾を有効に火災の発生を感知、報知することができるように</u> 設け、<u>{8009-6}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）を設置し、火災が発生した場合に警報を発する設計。</u> {8009-5}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、{8009-6}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）の配置を図リ-4-1-3に示す。 {8009-5}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）の発信機の配置を図リ-他-15（第5次）に示す。</p>
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	<p>[22.1-B1] 加工事業変更許可申請書（平成30年3月28日付け原規規発第1803284号）のとおり、貯蔵施設には最大貯蔵能力の濃縮ウラン、再生濃縮ウラン等が、保管廃棄施設には最大保管廃棄能力の放射性固体廃棄物が存在するものとして、直接線及びスカイシャイン線の線量を評価し、敷地境界における線量が年間1 mSv より十分に低減（<u>遮蔽評価における実効線量約 9.7×10^{-2} mSv/年</u>）できるような建物の壁、屋根等の厚さとする設計。</p> <p>○第1加工棟の遮蔽機能としての仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・壁、屋根等の厚さ（設計確認値）⁽⁴⁶⁾：図へー2-1-53に示した壁厚さ、別表へー2-1-10参照 ・コンクリートの気乾単位容積質量 $\square\square$ g/cm³ 以上 ・コンクリートブロックの気乾かさ密度 $\square\square$ g/cm³ 以上 ・扉（鉄）の密度 $\square\square$ g/cm³ 以上 <p>[22.2-B1] 壁、屋根により工場等内における外部放射線を低減する設計。</p>
換気設備	—	

追第3次 表へー2ー1 第1加工棟 仕様（続き）

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>非常用電源設備</p>	<p>[24. 2-F1] <u>{8038}緊急設備 非常用照明、{8038-2}緊急設備 誘導灯、{8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））、{8009-6}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）</u>は、バッテリーを内蔵する設計。 <u>{8009-5}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、{8007-7}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））</u>は、それぞれ<u>{8009-6}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）、{8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））</u>のバッテリーから給電する設計。</p> <p>[24. 2-F2] <u>{8038}緊急設備 非常用照明、{8038-2}緊急設備 誘導灯、{8007-7}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））、{8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））、{8009-5}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、{8009-6}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）</u>は、<u>{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機⁽¹⁵⁾、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機⁽¹⁵⁾</u>に接続し、外部電源が喪失しても動作可能な設計。</p>
	<p>通信連絡設備</p>	<p>[25. 1-F1] 所内の通信連絡のため、第1加工棟に所内通信連絡設備として、<u>{8007-7}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））、{8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））、{8007-8}通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））</u>を設置する設計。 <u>{8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））</u>には、マイクが付属する設計。 <u>{8007-7}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））、{8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））、{8007-8}通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））</u>の配置を図リー4ー1ー2に示す。 所内全体の通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備）の系統図を図リー4ー1ー7に示す。 <u>{8007-10} {8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））</u>に付属するマイクによる、<u>{8007} {8007-3} {8007-4} {8007-5} {8007-7} {8007-15} {8007-21}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））</u>からの事業所内建物間における相互の放送が可能とする。 <u>マイクは第1加工棟、第2加工棟、事務棟（緊急対策本部）、保安棟に設置する。図を図リー他ー10（1）（第5次）、図リー他ー12（1）（第5次）に示す。</u></p> <p>○設備の員数（通信連絡設備）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>{8007-7}所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））⁽¹⁴⁾</u>：10 台 ・ <u>{8007-10}所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））</u>：1 台 ・ <u>{8007-8}所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））</u>：5 台 <p><u>{8007-8}通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））</u>は、<u>{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）⁽¹⁷⁾</u>に接続する設計。 <u>{8007-8}通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））</u>には、所内携帯電話機（PHS）が付属する設計。 <u>{8007-8}通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））</u>の系統図を図リー4ー1ー8に示す。 <u>{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）</u>の仕様を表リー他ー7に示す。</p> <p>[25. 2-F1] <u>加工施設内には、外部への通信連絡のための多様性を確保した{8008}通信連絡設備 所外通信連絡設備を備える。</u> <u>{8008}通信連絡設備 所外通信連絡設備の仕様を表リー他ー6に示す。</u></p>

追第3次 表へー2-1 第1加工棟 仕様（続き）

<p>その他許可で求める仕様</p>	<p>[99-B1] 積雪及び降下火砕物の除去を行う作業員が屋根に上るために、の屋根に梯子を追加設置し、全ての屋根にアクセス可能とする設計。 屋根のアクセスマートを図へー2-1-51に示す。追加設置する梯子の耐震重要度分類は第3類とする。</p> <p>[99-B2]⁽²³⁾ 東側に隣接する一般建物も耐震重要度分類第3類相当の設計とし、エキスパンションジョイントの可動幅は、第1加工棟及び隣接一般建物の最大変位量の和に対して十分に余裕がある設計。</p> <p>[99-B4] F3 竜巻の風荷重に対して保有水平耐力が上回る設計。</p>
<p>添付図</p>	<p>図へー1-1-1～図へー1-1-2、図へー1-1-1～図へー1-1-2、図へー2-1-1～図へー2-1-62、図リ-4-1-1～図リ-4-1-10、<u>図リ-他-10（1）（第5次）</u>、<u>図リ-他-12（1）（第5次）</u>、<u>図リ-他-15（第5次）</u></p>

- (1) 第1加工棟の建物本体に設置する{8044}緊急設備 コンクリート閉止部、{8063}緊急設備 大型外扉、{8064}緊急設備 外扉を付属設備として含む。
- (2) 原規規発第1803284号（平成30年3月28日付け）に基づく変更
- (3) 平成・18・10・31原第30号（平成19年6月1日付け）に基づく変更
- (4) 本加工施設の敷地は標高約48mにあり、基準津波の最大遡上高さ6mと比べて十分高く、遡上波は到達しないことを確認している。
- (5) 第1加工棟の竜巻対策として、留め具、枠、扉の一式を竜巻対策扉に改造するため、加工事業変更許可申請書に記載していた「留め具の補強」だけを実施する扉はない。また、不要な窓、扉の撤去及び閉止は鉄筋コンクリート壁設置により行い、防護閉止板を設置するケースはない。
- (6) 建築基準法第三十三条にある高さ20m以上の建物に該当せず、また危険物の規制に関する政令第十条第1項第十四号に規定される指定数量の10倍を超える危険物の屋内貯蔵所ではないため、法令上避雷針の設置は必要ない。
- (7) （欠番）
- (8) 換気設備がないため、生物学的事象の影響を受けるおそれはない。
- (9) 「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について」に基づいて本加工施設への航空機落下確率を評価し、航空機落下確率の総和が 10^{-7} （回/施設・年）を超えないことから、想定する外部事象として航空機の墜落を想定する必要がないことを加工事業変更許可申請書に示すとおり確認している。
- (10) 第1加工棟は、航空機落下火災の影響評価対象でない。
- (11) インターロックを有する設備がないため、電磁的障害の影響を受けるおそれはない。
- (12) 一般道路から距離が離れているため、交通事故の影響を受けるおそれはない。第1加工棟と町道の位置関係を示したものを図へー2-1-55に示す。
- (13) （欠番）
- (14) 第3次申請に係る工事（天井ボード及び天井ボードに設置している設備の撤去）により、{8038}緊急設備 非常用照明、{8038-2}緊急設備 誘導灯、{8007-7}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））、{8009-5}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）の一部を撤去する工事を行うこととしているが、取外し工事に先立って、第3次申請のり、その他の加工施設の工事で、{8038}緊急設備 非常用照明、{8038-2}緊急設備 誘導灯、{8007-7}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））、{8009-5}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）を設置して安全機能の確認を行い、安全機能を維持する。
- (15) {8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機は、第5次申請で適合性を確認するが、これらに接続する設備・機器の第3次申請での安全機能の確認は、既存の{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続して行う。また、第5次申請での{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機の適合性確認までの間は、既存の{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、安全機能を維持する。
- (16) 外部放射線の線量評価において第1加工棟建物の鉄板屋根の厚さを考慮していない。
- (17) 通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）は、第5次申請で適合性を確認するが、{8007-8}通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））の安全機能の確認は、既存の{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）に接続して行う。また、第5次申請での{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）の適合性確認までの間は、既存の{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）に接続し、安全機能を維持する。{8007-8}通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））の系統図を図リ-4-1-8に示す。

- (18) 表層地盤の液状化評価は、日本建築学会「建築基礎構造設計指針」に準じて層ごとに液状化安全率 FL、水平地盤変位 D_{cy} で確認すると共に、当該地点の液状化の可能性のある層に重み付けを行い、地盤全体としての液状化危険度の傾向を表す PL 法（岩崎・龍岡ら）に基づき確認した。
- (19) 具体的には、建築基準法施行令第八十八条に規定する標準せん断力係数 C_0 を 0.2 として、地震地域係数 Z （大阪府の場合 1.0）、建物・構築物の振動特性に応じて地震層せん断力の高さ方向の分布を表す A_i 、建物・構築物の振動特性と地盤の種類を考慮して算出する R_t から求めた地震層せん断力係数 C_i に、当該建物・構築物の部分が支える重量を乗じ、さらに耐震重要度に応じた割り増し係数 1.0 を乗じて求めた地上部分に作用する静的地震力と、同条第 4 項に規定する地下部分に作用する水平震度に当該地下部分の重量を乗じ、さらに耐震重要度に応じた割り増し係数 1.0 を乗じて求めた地下部分に作用する静的地震力を算定し、常時作用している荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする設計とする。
- (20) 必要保有水平耐力は、標準せん断力係数 C_0 を 1.0 として、建物の減衰性及び変形能力による構造特性係数 D_s と、剛性率・偏心率に応じて定める形状特性係数 F_{es} を乗じて求める必要保有水平耐力 Q_{un} に、耐震重要度分類に応じた割り増し係数を乗じた値とする。
- (21) 増設する杭の杭先端深さについては、施工管理により多少変動する場合がある。
- (22) コンクリートブロックの有効厚さについては、図へー 2-1-5 2 参照。
- (23) 附属書類 1 「耐震性に関する説明書」 3. 第 1 加工棟の耐震性に関する計算の基本方針 (8) 補足 参照
- (24) 第 3 次申請で第 1 加工棟の付属設備として仮移設するとした {8012-3} 消火設備 屋外消火栓及び {8012-5} 消火設備 屋外消火栓配管は、第 5 次申請で {8012-2} 消火設備 屋外消火栓として本設するに当たり、第 1 加工棟の付属設備から除き独立した設備とする。これに伴い、第 3 次申請の {1001} 第 1 加工棟の仕様表（表へー 2-1）から、安全機能を有する施設の地盤、地震による損傷の防止、外部からの衝撃による損傷の防止（極低温）、火災等による損傷の防止、安全機能を有する施設、非常用電源設備の項について、{8012-3} 消火設備 屋外消火栓及び {8012-5} 消火設備 屋外消火栓配管に係る記載を除き、第 5 次申請の {1001} 第 1 加工棟の仕様表（追第 3 次 表へー 2-1（本表））のとおりとする。これらを除いた記載については、{8012-2} 消火設備 屋外消火栓を第 1 加工棟の付属設備から独立した設備とすることに伴い、第 5 次申請の {8012-2} 消火設備 屋外消火栓の仕様表（表りー他-2）に記載することとする。

先行申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様を一重下線で示す。

先行申請からの追加記載分を二重下線で示す。

追第1次 表へー2-1 輸送容器搬送コンベア No. 1-1 仕様

許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1803284号(平成30年3月28日付け)
	加工施設の位置、構造及び設備	搬送設備(搬出入装置) 輸送容器搬送コンベア
設備・機器名称		{5011} 輸送容器搬送コンベア No. 1-1
機器名		—
変更内容		変更なし
設置場所		第2加工棟 [redacted]
員数		1台
一般仕様	型式	ローラコンベア
	主要な構造材	別表へー2-1-1に示す。
	寸法(単位:mm)	概略寸法: [redacted]
	その他の構成機器	輸送容器搬送鋼製パレット
	その他の性能	最大取扱量: [redacted] (粉末輸送容器1個に粉末保管容器(保管容器F型) ⁽¹⁾ を12個収納して取り扱う場合に [redacted] となる。また、粉末・ペレット貯蔵容器I型1個に粉末保管容器(保管容器F型) ⁽¹⁾ を3個収納して取り扱う場合には [redacted] となる。)
核燃料物質の状態		粉末輸送容器又は粉末・ペレット貯蔵容器I型、酸化ウラン粉末
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 ⁽⁴⁾	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-1領域([redacted]を含む)の単一ユニット「輸送容器搬送コンベア(A-1)」を構成する。 濃縮度5wt%以下 幾何学的形状制限(輸送容器数又は貯蔵容器数) 粉末輸送容器数:2個以下 ⁽²⁾ 又は粉末・ペレット貯蔵容器I型数:2個以下 ⁽²⁾ 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造 減速条件H/U≤1.0(粉末保管容器(保管容器F型)内) [3.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第2-1領域([redacted]を含む)では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、各単一ユニット「輸送容器搬送コンベア(A-1)」、「輸送容器搬送コンベア(B-1)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(A-2)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(B-2)」、「原料保管設備D型(C-1)」、「原料保管設備E型(C-2)」を配置している。単一ユニット間「輸送容器搬送コンベア(A-1)」と「輸送容器搬送コンベア(B-1)」の面間距離を [redacted] となるように配置している。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定している。
	火災等による損傷の防止 ⁽⁴⁾	[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へー2-1-1に示す。 [4.3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。
安全機能を有する施設の地盤 ⁽⁴⁾		—
地震による損傷の防止		[5.2.1-F1] 耐震重要度分類:第1類 強度部材を別表へー2-1-1に示す。 アンカーボルトで床面に固定している。 [redacted]
津波による損傷の防止		—
外部からの衝撃による損傷の防止 ⁽⁴⁾		—

追第1次 表へー2-1 輸送容器搬送コンベア No. 1-1 仕様

技術基準に基づく仕様	加工施設への人の不法な侵入等の防止 ⁽⁴⁾	[5.5-F1] 施設運転制御系システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。
	加工施設内における溢水による損傷の防止 ⁽³⁾	[5.6-F1] 没水のおそれがない  に設置している。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能 ⁽³⁾	[7.1-F1] 粉末輸送容器又は粉末・ペレット貯蔵容器 I 型を取り扱う際に落下しないよう、ストップ及びガイドを設けている。
	遮蔽	—
	換気 ⁽⁴⁾	—
	核燃料物質等による汚染の防止 ⁽⁴⁾	—
	安全機能を有する施設	[11.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計としている。 [11.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計としている。
	搬送設備	[12.1-F1] 粉末輸送容器又は粉末・ペレット貯蔵容器 I 型を 1 個搬送する能力を有している。
	警報設備等 ⁽⁴⁾	—
	安全避難通路等 ⁽⁴⁾	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設 ⁽⁴⁾	—
非常用電源設備 ⁽⁴⁾	—	
通信連絡設備 ⁽⁴⁾	—	
その他許可で求める仕様	[99-F1] 第 1 類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどまる設計としている。	
添付図	図へー1-1、図へー1-2、図へー1-3、図へー1-5、図へー1-6、図へー2-1、図へー2-2、図へー2-3	

- (1) 粉末保管容器（保管容器 F 型）1 個あたりの最大取扱量はである。
- (2) 第 2 加工棟 に設置する輸送容器搬送コンベア No. 1-1 と輸送容器搬送コンベア No. 1-2 での取扱いの合計を制限する。
- (3) 粉末保管容器（保管容器 F 型）の構造（水が容易に侵入しない水密構造としていること、パッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する構造としていること）については、保管容器 F 型及び保管容器 F 型（中性子吸収板 I 型内蔵型）において適合性を確認する。
- (4) 当該技術基準に基づく仕様は、建物又は他の施設と設計を取り合うものを含む。それらの仕様を「ハ. 成型施設 追第 4 次 表へー2-1 第 2 加工棟 仕様」、「ト. 放射性廃棄物の廃棄施設」、「チ. 放射線管理施設」、「リ. その他の加工施設」に示す。

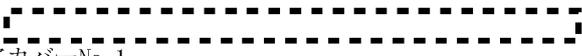
先行申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様を一重下線で示す。

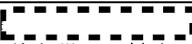
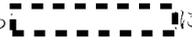
先行申請からの追加記載分を二重下線で示す。

追第1次 表へー2ー2 輸送容器搬送コンベア No. 1-2 仕様

許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第 1803284 号(平成 30 年 3 月 28 日付け)
	加工施設の位置、構造及び設備	搬送設備(搬出入装置) 輸送容器搬送コンベア
設備・機器名称		{5012} 輸送容器搬送コンベア No. 1-2
機器名		—
変更内容		改造(耐震補強)(耐震補強の仕様を別表へー2ー2ー1に示す。)
設置場所		第2加工棟
員数		1台
一般仕様	型式	ローラコンベア
	主要な構造材	別表へー2ー2ー2に示す。
	寸法(単位:mm)	概略寸法:
	その他の構成機器	コンベアカバーNo.1、輸送容器搬送鋼製パレット
	その他の性能	最大取扱量: (粉末輸送容器1個に粉末保管容器(保管容器F型) ⁽¹⁾ を12個収納して取り扱う場合に) となる。また、粉末・ペレット貯蔵容器I型1個に粉末保管容器(保管容器F型) ⁽¹⁾ を3個収納して取り扱う場合には) となる。 に設置している建物外扉付近(1箇所)及びコンベアカバーNo.1に設置している出入り扉付近(1箇所)に「開放厳禁」の表示灯を設置し、建物外扉とコンベアカバーNo.1の出入り扉のいずれか又は建物外扉とコンベアカバーNo.1のシャッタのいずれかを開放した場合に、閉鎖している側の「開放厳禁」の表示灯が点灯する。 ⁽²⁾
核燃料物質の状態		粉末輸送容器又は粉末・ペレット貯蔵容器I型、酸化ウラン粉末
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 ⁽⁵⁾	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2ー1領域()を含む)の単一ユニット「輸送容器搬送コンベア(A-1)」を構成する。 濃縮度 5 wt%以下 幾何学的形状制限(輸送容器数又は貯蔵容器数) 粉末輸送容器数: 2個以下 ⁽³⁾ 又は粉末・ペレット貯蔵容器I型数: 2個以下 ⁽³⁾ 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造 減速条件 $H/U \leq 1.0$ (粉末保管容器(保管容器F型)内) [3.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第2ー1領域()を含む)では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、各単一ユニット「輸送容器搬送コンベア(A-1)」、「輸送容器搬送コンベア(B-1)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(A-2)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(B-2)」、「原料保管設備D型(C-1)」、「原料保管設備E型(C-2)」を配置している。単一ユニット間「輸送容器搬送コンベア(A-1)」と「輸送容器搬送コンベア(B-1)」の面間距離を)となるように配置している。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定している。
	火災等による損傷の防止 ⁽⁵⁾	[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へー2ー2ー2に示す。 [4.3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。
	安全機能を有する施設の地盤 ⁽⁵⁾	—

追第1次 表へー2-2 輸送容器搬送コンベア No. 1-2 仕様

技術基準に基づく仕様	地震による損傷の防止	[5.2.1-F1] 耐震重要度分類：第1類 強度部材を別表へー2-2-2に示す。 アンカーボルトで床面と壁面に固定している。 本体 床面：  コンベアカバーNo. 1 床面：  壁面： 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止 ⁽⁵⁾	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止 ⁽⁵⁾	[5.5-F1] 施設運転制御系システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。
	加工施設内における溢水による損傷の防止 ⁽⁴⁾	[5.6-F1] 没水のおそれがない  に設置している。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能 ⁽⁴⁾	[7.1-F1] 粉末輸送容器又は粉末・ペレット貯蔵容器I型を取り扱う際に落下しないよう、ストopp及びガイドを設けている。
	遮蔽	—
	換気 ⁽⁵⁾	—
	核燃料物質等による汚染の防止 ⁽⁵⁾	—
	安全機能を有する施設	[11.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計としている。 [11.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計としている。
	搬送設備	[12.1-F1] 粉末輸送容器又は粉末・ペレット貯蔵容器I型を1個搬送する能力を有している。
	警報設備等 ⁽⁵⁾	—
	安全避難通路等 ⁽⁵⁾	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
廃棄施設	—	
放射線管理施設 ⁽⁵⁾	—	
非常用電源設備 ⁽⁵⁾	—	
通信連絡設備 ⁽⁵⁾	—	
その他許可で求める仕様	[99-F1] 第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0G程度に対しても弾性範囲にとどまる設計としている。	
添付図	図へー1-1、図へー1-2、図へー1-3、図へー1-5、図へー1-6、図へー2-1、図へー2-4～図へー2-7	

- (1) 粉末保管容器（保管容器F型）1個あたりの最大取扱量はである。
- (2) 図へー2-1に示すとおり、には、粉末輸送容器又は粉末・ペレット貯蔵容器I型（以下「粉末輸送容器等」という。）を搬出入するための扉（以下「建物外扉」という。）を設置している。この建物外扉に接するように輸送容器搬送コンベア No. 1-2 を設置し、輸送容器搬送コンベア No. 1-2 を囲むようにしてコンベアカバーNo. 1 を設置している。このコンベアカバーNo. 1 には、作業者が出入りするための扉（以下「出入り扉」という。）及び粉末輸送容器等を搬出入するためのシャッター（以下「シャッター」という。）を設置している。粉末輸送容器等を周辺監視区域からに搬入する場合、コンベアカバ

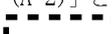
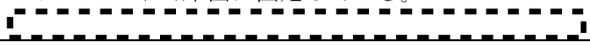
ーNo. 1 の出入り扉及びシャッターが閉鎖された状態で建物外扉を開放し、輸送容器搬送コンベア No. 1-2 上に粉末輸送容器等を搬送した後、建物外扉を閉鎖する。次に、コンベアカバーNo. 1 のシャッターを開放し、輸送容器搬送コンベア No. 1-2 上から輸送容器搬送コンベア No. 1-1 上に粉末輸送容器等を搬送した後、コンベアカバーNo. 1 のシャッターを閉鎖する。粉末輸送容器等を~~XXXXXXXXXX~~から周辺監視区域に搬出する場合は、搬入時の逆の順序となる。建物外扉付近（1箇所）及びコンベアカバーNo. 1 の出入り扉付近（1箇所）に設置している「開放厳禁」の表示灯の点灯状況により作業者に注意を促しながら、建物外扉とコンベアカバーNo. 1 の出入り扉を同時開放しない、かつ、建物外扉とコンベアカバーNo. 1 のシャッターを同時開放しない管理を行う。

- (3) 第2加工棟 ~~XXXXXXXXXX~~に設置する輸送容器搬送コンベア No. 1-1 と輸送容器搬送コンベア No. 1-2 での取扱いの合計を制限する。
- (4) 粉末保管容器（保管容器F型）の構造（水が容易に侵入しない水密構造としていること、パッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する構造としていること）については、保管容器F型及び保管容器F型（中性子吸収板I型内蔵型）において適合性を確認する。
- (5) 当該技術基準に基づく仕様は、建物又は他の施設と設計を取り合うものを含む。それらの仕様を「ハ. 成型施設 追第4次 表ハ-2-1 第2加工棟 仕様」、「ト. 放射性廃棄物の廃棄施設」、「チ. 放射線管理施設」、「リ. その他の加工施設」に示す。

先行申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様を一重下線で示す。

先行申請からの追加記載分を二重下線で示す。

追第1次 表へー2-3 粉末缶移載装置 No. 1-1 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	加工施設の位置、構造及び設備	搬送設備 (搬出入装置) 粉末缶移載装置
設備・機器名称		{5015}
機器名		粉末缶移載装置 No. 1-1
変更内容		変更なし
設置場所		第 2 加工棟 
員数		1 台
一般仕様	型式	ハンドクレーン
	主要な構造材	別表へー2-3-1 に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量:  (粉末保管容器 (保管容器 F 型) 1 個)
	核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 ⁽²⁾	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-1 領域 () を含む) の単一ユニット「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置 (A-2)」を構成する。 濃縮度 5 wt%以下 幾何学的形状制限 (粉末保管容器数) 粉末保管容器 (保管容器 F 型) 1 個を移載する。 粉末保管容器 (保管容器 F 型) の水密構造 減速条件 $H/U \leq 1.0$ (粉末保管容器 (保管容器 F 型) 内) [3.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-1 領域 () を含む) では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、各単一ユニット「輸送容器搬送コンベア (A-1)」、「輸送容器搬送コンベア (B-1)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置 (A-2)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置 (B-2)」、「原料保管設備 D 型 (C-1)」、「原料保管設備 E 型 (C-2)」を配置している。単一ユニット間「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置 (A-2)」と「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置 (B-2)」の面間距離を  となるように配置している。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定している。
	火災等による損傷の防止 ⁽²⁾	[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へー2-3-1 に示す。 [4.3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。
	安全機能を有する施設の地盤 ⁽²⁾	—
	地震による損傷の防止	[5.2.1-F1] 耐震重要度分類: 第 1 類 強度部材を別表へー2-3-1 に示す。 アンカーボルトで床面に固定している。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止 ⁽²⁾	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止 ⁽²⁾	[5.5-F1] 施設運転制御系システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。

追第1次 表へー2-3 粉末缶移載装置 No. 1-1 仕様

技術基準に基づく仕様	加工施設内における溢水による損傷の防止 ⁽¹⁾	[5.6-F1] 没水のおそれがない  に設置している。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能 ⁽¹⁾	[7.1-F1] 粉末保管容器（保管容器F型）を搬送する際に落下しないよう、機械的に保持する構造としている。
	遮蔽	—
	換気 ⁽²⁾	—
	核燃料物質等による汚染の防止 ⁽²⁾	—
	安全機能を有する施設	[11.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計としている。 [11.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計としている。
	搬送設備	[12.1-F1] 粉末保管容器（保管容器F型）を1個搬送する能力を有している。 [12.1-F2] 停電時保持機構を有している。 停電時保持能力： 
	警報設備等 ⁽²⁾	—
	安全避難通路等 ⁽²⁾	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設 ⁽²⁾	—
	非常用電源設備 ⁽²⁾	—
通信連絡設備 ⁽²⁾	—	
その他許可で求める仕様	[99-F1] 第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0G程度に対しても弾性範囲にとどまる設計としている。	
添付図	図へー1-1、図へー1-2、図へー1-3、図へー1-5、図へー1-6、図へー2-1、図へー2-8	

- (1) 粉末保管容器（保管容器F型）の構造（水が容易に侵入しない水密構造としていること、パッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する構造としていること）については、保管容器F型及び保管容器F型（中性子吸収板I型内蔵型）において適合性を確認する。
- (2) 当該技術基準に基づく仕様は、建物又は他の施設と設計を取り合うものを含む。それらの仕様を「ハ. 成型施設 追第4次 表へー2-1 第2加工棟 仕様」、「ト. 放射性廃棄物の廃棄施設」、「チ. 放射線管理施設」、「リ. その他の加工施設」に示す。

先行申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様を一重下線で示す。

先行申請からの追加記載分を二重下線で示す。

追第1次 表へー2-4 粉末缶移載装置 No. 1-2 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	加工施設の位置、構造及び設備	搬送設備 (搬出入装置) 粉末缶移載装置
設備・機器名称		{5016} 粉末缶移載装置 No. 1-2
機器名		—
変更内容		変更なし
設置場所		第2加工棟 
員数		1 台
一般仕様	型式	ハンドクレーン
	主要な構造材	別表へー2-4-1に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量:  (粉末保管容器 (保管容器F型) 1 個)
	核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 ⁽²⁾	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-1領域 () を含む) の単一ユニット「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置 (A-2)」を構成する。 濃縮度 5 wt%以下 幾何学的形状制限 (粉末保管容器数) 粉末保管容器 (保管容器F型) 1 個を移載する。 粉末保管容器 (保管容器F型) の水密構造 減速条件 $H/U \leq 1.0$ (粉末保管容器 (保管容器F型) 内)
		[3.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第2-1領域 () を含む) では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、各単一ユニット「輸送容器搬送コンベア (A-1)」、「輸送容器搬送コンベア (B-1)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置 (A-2)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置 (B-2)」、「原料保管設備D型 (C-1)」、「原料保管設備E型 (C-2)」を配置している。単一ユニット間「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置 (A-2)」と「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置 (B-2)」の面間距離を  となるように配置している。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定している。
	火災等による損傷の防止 ⁽²⁾	[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へー2-4-1に示す。
		[4.3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。
	安全機能を有する施設の地盤 ⁽²⁾	—
	地震による損傷の防止	[5.2.1-F1] 耐震重要度分類: 第1類 強度部材を別表へー2-4-1に示す。 アンカーボルトで床面に固定している。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止 ⁽²⁾	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止 ⁽²⁾	[5.5-F1] 施設運転制御系システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。

追第1次 表へー2-4 粉末缶移載装置 No. 1-2 仕様

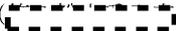
技術基準に基づく仕様	加工施設内における溢水による損傷の防止 ⁽¹⁾	[5.6-F1] 没水のおそれがない  に設置している。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能 ⁽¹⁾	[7.1-F1] 粉末保管容器（保管容器F型）を搬送する際に落下しないよう、機械的に保持する構造としている。
	遮蔽	—
	換気 ⁽²⁾	—
	核燃料物質等による汚染の防止 ⁽²⁾	—
	安全機能を有する施設	[11.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計としている。
		[11.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計としている。
	搬送設備	[12.1-F1] 粉末保管容器（保管容器F型）を1個搬送する能力を有している。
		[12.1-F2] 停電時保持機構を有している。 停電時保持能力： 
	警報設備等 ⁽²⁾	—
	安全避難通路等 ⁽²⁾	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
放射線管理施設 ⁽²⁾	—	
非常用電源設備 ⁽²⁾	—	
通信連絡設備 ⁽²⁾	—	
その他許可で求める仕様	[99-F1] 第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0G程度に対しても弾性範囲にとどまる設計としている。	
添付図	図へー1-1、図へー1-2、図へー1-3、図へー1-5、図へー1-6、図へー2-1、図へー2-9	

- (1) 粉末保管容器（保管容器F型）の構造（水が容易に侵入しない水密構造としていること、パッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する構造としていること）については、保管容器F型及び保管容器F型（中性子吸収板I型内蔵型）において適合性を確認する。
- (2) 当該技術基準に基づく仕様は、建物又は他の施設と設計を取り合うものを含む。それらの仕様を「ハ. 成型施設 追第4次 表へー2-1 第2加工棟 仕様」、「ト. 放射性廃棄物の廃棄施設」、「チ. 放射線管理施設」、「リ. その他の加工施設」に示す。

先行申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様を一重下線で示す。

先行申請からの追加記載分を二重下線で示す。

追第1次 表へー2-5 粉末缶搬送コンベア No.1 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	加工施設の位置、構造及び設備	搬送設備 (搬出入装置) 粉末缶搬送コンベア
設備・機器名称		{5019} 粉末缶搬送コンベア No.1
機器名		—
変更内容		変更なし
設置場所		第2加工棟 
員数		1 台
一般仕様	型式	ローラコンベア
	主要な構造材	別表へー2-5-1に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器 ⁽³⁾	—
	その他の性能	最大取扱量:  (粉末保管容器 (保管容器 F 型) 12 個)
	核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 ⁽²⁾	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-1領域 ( を含む) の単一ユニット「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置 (A-2)」を構成する。 濃縮度 5 wt%以下 幾何学的形状制限 (コンベア配列) 粉末保管容器 (保管容器 F 型) を搬送するコンベアの配列: 1 段×列数: 2 列以下 (粉末缶移載装置 2 台 (粉末缶移載装置 No. 1-1、粉末缶移載装置 No. 1-2) の粉末保管容器 (保管容器 F 型) それぞれ 1 個を含む) 列の面間距離: 10 cm 以上 粉末保管容器 (保管容器 F 型) 直径: 30 cm 以下 高さ: 22 cm 以下 質量: 1.1 kgU235 以下/粉末保管容器 (保管容器 F 型) 粉末保管容器 (保管容器 F 型) の水密構造 減速条件 H/U ≤ 1.0 (粉末保管容器 (保管容器 F 型) 内)
		[3.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第2-1領域 ( を含む) では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、各単一ユニット「輸送容器搬送コンベア (A-1)」、「輸送容器搬送コンベア (B-1)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置 (A-2)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置 (B-2)」、「原料保管設備 D 型 (C-1)」、「原料保管設備 E 型 (C-2)」を配置している。単一ユニット間「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置 (A-2)」と「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置 (B-2)」の面間距離を  となるように配置している。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定している。
火災等による損傷の防止 ⁽²⁾	[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へー2-5-1に示す。	
	[4.3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。	
安全機能を有する施設の地盤 ⁽²⁾		—

追第1次 表へー2-5 粉末缶搬送コンベア No.1 仕様

技術基準に基づく仕様	地震による損傷の防止	[5.2.1-F1] 耐震重要度分類：第1類 強度部材を別表へー2-5-1に示す。 アンカーボルトで床面に固定している。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止 ⁽²⁾	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止 ⁽²⁾	[5.5-F1] 施設運転制御系システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。
	加工施設内における溢水による損傷の防止 ⁽¹⁾	[5.6-F1] 没水のおそれがない  に設置している。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能 ⁽¹⁾	[7.1-F1] 粉末保管容器（保管容器F型）を搬送する際に落下しないよう、ストップ及びガイドを設けている。
	遮蔽	—
	換気 ⁽²⁾	—
	核燃料物質等による汚染の防止 ⁽²⁾	—
	安全機能を有する施設	[11.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計としている。
		[11.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計としている。
	搬送設備	[12.1-F1] 粉末保管容器（保管容器F型）12個を搬送する能力を有している。
	警報設備等 ⁽²⁾	—
	安全避難通路等 ⁽²⁾	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
放射線管理施設 ⁽²⁾	—	
非常用電源設備 ⁽²⁾	—	
通信連絡設備 ⁽²⁾	—	
その他許可で求める仕様	[99-F1] 第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0G程度に対しても弾性範囲にとどまる設計としている。	
添付図	図へー1-1、図へー1-2、図へー1-3、図へー1-5、図へー1-6、図へー2-1、図へー2-10。図へー2-11	

(1) 粉末保管容器（保管容器F型）の構造（水が容易に侵入しない水密構造としていること、パッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する構造としていること）については、保管容器F型及び保管容器F型（中性子吸収板I型内蔵型）において適合性を確認する。

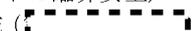
(2) 当該技術基準に基づく仕様は、建物又は他の施設と設計を取り合うものを含む。それらの仕様を「ハ. 成型施設 追第4次 表へー2-1 第2加工棟 仕様」、「ト. 放射性廃棄物の廃棄施設」、「チ. 放射線管理施設」、「リ. その他の加工施設」に示す。

(3) 質量が核的制限値未満であることを確認するために設備内に設置する上皿電子天秤については、第5次申請の{8068}計量設備 上皿電子天秤の仕様表（表リー他ー14）において適合性を確認する。

先行申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様を一重下線で示す。

先行申請からの追加記載分を二重下線で示す。

追第1次 表へー3-1 輸送容器搬送コンベア No. 2-1 仕様

許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第 1803284 号（平成 30 年 3 月 28 日付け）
	加工施設の位置、構造及び設備	搬送設備（搬出入装置） 輸送容器搬送コンベア
設備・機器名称		{5013} 輸送容器搬送コンベア No. 2-1
機器名		—
変更内容		変更なし
設置場所		第 2 加工棟 
員数		1 台
一般仕様	型式	ローラコンベア
	主要な構造材	別表へー3-1-1 に示す。
	寸法（単位：mm）	概略寸法： 
	その他の構成機器	輸送容器搬送鋼製バレット
	その他の性能	最大取扱量：  （粉末輸送容器 1 個に粉末保管容器（保管容器 F 型） ⁽¹⁾ を 12 個収納して取り扱う場合に  となる。また、粉末・ペレット貯蔵容器 I 型 1 個に粉末保管容器（保管容器 F 型） ⁽¹⁾ を 3 個収納して取り扱う場合には  となる。）
核燃料物質の状態		粉末輸送容器又は粉末・ペレット貯蔵容器 I 型、酸化ウラン粉末
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 ⁽⁴⁾	[3.1-F1] （単一ユニットの臨界安全） 第 2-1 領域（  を含む）の単一ユニット「輸送容器搬送コンベア（B-1）」を構成する。 濃縮度 5 wt%以下 幾何学的形状制限（輸送容器数又は貯蔵容器数） 粉末輸送容器数：2 個以下 ⁽²⁾ 又は粉末・ペレット貯蔵容器 I 型数：2 個以下 ⁽²⁾ 粉末保管容器（保管容器 F 型）の水密構造 減速条件 H/U ≤ 1.0（粉末保管容器（保管容器 F 型）内） [3.2-F2] （複数ユニットの臨界安全） 第 2-1 領域（  を含む）では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、各単一ユニット「輸送容器搬送コンベア（A-1）」、「輸送容器搬送コンベア（B-1）」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（A-2）」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置（B-2）」、「原料保管設備 D 型（C-1）」、「原料保管設備 E 型（C-2）」を配置している。単一ユニット間「輸送容器搬送コンベア（A-1）」と「輸送容器搬送コンベア（B-1）」の面間距離を  となるように配置している。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定している。
	火災等による損傷の防止 ⁽⁴⁾	[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へー3-1-1 に示す。 [4.3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。
	安全機能を有する施設の地盤 ⁽⁴⁾	—
	地震による損傷の防止	[5.2.1-F1] 耐震重要度分類：第 1 類 強度部材を別表へー3-1-1 に示す。 アンカーボルトで床面に固定している。 
津波による損傷の防止	—	
外部からの衝撃による損傷の防止 ⁽⁴⁾	—	

追第1次 表へー3-1 輸送容器搬送コンベア No. 2-1 仕様

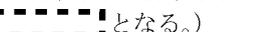
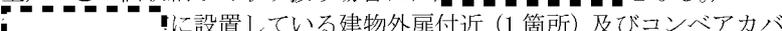
技術基準に基づく仕様	加工施設への人の不法な侵入等の防止 ⁽⁴⁾	[5.5-F1] 施設運転制御系システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。
	加工施設内における溢水による損傷の防止 ⁽³⁾	[5.6-F1] 没水のおそれがない  に設置している。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能 ⁽³⁾	[7.1-F1] 粉末輸送容器又は粉末・ペレット貯蔵容器 I 型を取り扱う際に落下しないよう、ストopp及びガイドを設けている。
	遮蔽	—
	換気 ⁽⁴⁾	—
	核燃料物質等による汚染の防止 ⁽⁴⁾	—
	安全機能を有する施設	[11.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計としている。
		[11.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計としている。
	搬送設備	[12.1-F1] 粉末輸送容器又は粉末・ペレット貯蔵容器 I 型を 1 個搬送する能力を有している。
	警報設備等 ⁽⁴⁾	—
	安全避難通路等 ⁽⁴⁾	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
放射線管理施設 ⁽⁴⁾	—	
非常用電源設備 ⁽⁴⁾	—	
通信連絡設備 ⁽⁴⁾	—	
その他許可で求める仕様	[99-F1] 第 1 類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどまる設計としている。	
添付図	図へー1-1、図へー1-2、図へー1-3、図へー1-5、図へー1-6、図へー2-1、図へー3-1	

- (1) 粉末保管容器（保管容器 F 型）1 個あたりの最大取扱量はである。
- (2) 第 2 加工棟 に設置する輸送容器搬送コンベア No. 2-1 と輸送容器搬送コンベア No. 2-2 での取扱いの合計を制限する。
- (3) 粉末保管容器（保管容器 F 型）の構造（水が容易に侵入しない水密構造としていること、パッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する構造としていること）については、保管容器 F 型及び保管容器 F 型（中性子吸収板 I 型内蔵型）において適合性を確認する。
- (4) 当該技術基準に基づく仕様は、建物又は他の施設と設計を取り合うものを含む。それらの仕様を「ハ. 成型施設 追第 4 次 表へー 2-1 第 2 加工棟 仕様」、「ト. 放射性廃棄物の廃棄施設」、「チ. 放射線管理施設」、「リ. その他の加工施設」に示す。

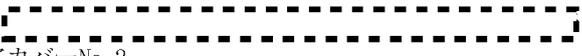
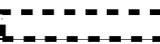
先行申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様を一重下線で示す。

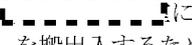
先行申請からの追加記載分を二重下線で示す。

追第1次 表へー3-2 輸送容器搬送コンベア No. 2-2 仕様

許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1803284号(平成30年3月28日付け)
	加工施設の位置、構造及び設備	搬送設備(搬出入装置) 輸送容器搬送コンベア
設備・機器名称		{5014} 輸送容器搬送コンベア No. 2-2
機器名		—
変更内容		改造(耐震補強)(耐震補強の仕様を別表へー3-2-1に示す。)
設置場所		第2加工棟 
員数		1台
一般仕様	型式	ローラコンベア
	主要な構造材	別表へー3-2-2に示す。
	寸法(単位:mm)	概略寸法 
	その他の構成機器	コンベアカバーNo. 2、輸送容器搬送鋼製パレット
	その他の性能	最大取扱量:  (粉末輸送容器1個に粉末保管容器(保管容器F型) ⁽¹⁾ を12個収納して取り扱う場合に  となる。また、粉末・ペレット貯蔵容器I型1個に粉末保管容器(保管容器F型) ⁽¹⁾ を3個収納して取り扱う場合には  となる。)  に設置している建物外扉付近(1箇所)及びコンベアカバーNo. 2に設置している出入り扉付近(1箇所)に「開放厳禁」の表示灯を設置し、建物外扉とコンベアカバーNo. 2の出入り扉のいずれか又は建物外扉とコンベアカバーNo. 2のシャッタのいずれかを開放した場合に、閉鎖している側の「開放厳禁」の表示灯が点灯する。 ⁽²⁾
核燃料物質の状態		粉末輸送容器又は粉末・ペレット貯蔵容器I型、酸化ウラン粉末
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 ⁽⁵⁾	[3.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-1領域( を含む)の単一ユニット「輸送容器搬送コンベア(B-1)」を構成する。 濃縮度5wt%以下 幾何学的形状制限(輸送容器数又は貯蔵容器数) 粉末輸送容器数:2個以下 ⁽³⁾ 又は粉末・ペレット貯蔵容器I型数:2個以下 ⁽³⁾ 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造 減速条件H/U≤1.0(粉末保管容器(保管容器F型)内) [3.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第2-1領域( を含む)では、単一ユニットの配置を臨界計算により確認し、複数ユニットの臨界安全評価を実施している。その結果に基づいて、各単一ユニット「輸送容器搬送コンベア(A-1)」、「輸送容器搬送コンベア(B-1)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(A-2)」、「粉末缶搬送コンベア 粉末缶移載装置(B-2)」、「原料保管設備D型(C-1)」、「原料保管設備E型(C-2)」を配置している。単一ユニット間「輸送容器搬送コンベア(A-1)」と「輸送容器搬送コンベア(B-1)」の面間距離を  となるように配置している。核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定している。
	火災等による損傷の防止 ⁽⁵⁾	[4.3-F1] 設備本体は不燃性材料である鋼製としている。 材料を別表へー3-2-2に示す。 [4.3-F2] 回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止している。
安全機能を有する施設の地盤 ⁽⁵⁾		—

追第1次 表へー3-2 輸送容器搬送コンベア No. 2-2 仕様

技術基準に基づく仕様	地震による損傷の防止	[5.2.1-F1] 耐震重要度分類：第1類 強度部材を別表へー3-2-2に示す。 アンカーボルトで床面と壁面に固定している。 本体 床面：  コンベアカバーNo. 2 床面：  壁面： 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止 ⁽⁵⁾	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止 ⁽⁵⁾	[5.5-F1] 施設運転制御系システムは、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。これは、核物質防護規定に基づき設置している。
	加工施設内における溢水による損傷の防止 ⁽⁴⁾	[5.6-F1] 没水のおそれがない  に設置している。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能 ⁽⁴⁾	[7.1-F1] 粉末輸送容器又は粉末・ペレット貯蔵容器I型を取り扱う際に落下しないよう、ストッパ及びガイドを設けている。
	遮蔽	—
	換気 ⁽⁵⁾	—
	核燃料物質等による汚染の防止 ⁽⁵⁾	—
	安全機能を有する施設	[11.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計としている。
		[11.2-F1] 安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計としている。
	搬送設備	[12.1-F1] 粉末輸送容器又は粉末・ペレット貯蔵容器I型を1個搬送する能力を有している。
	警報設備等 ⁽⁵⁾	—
	安全避難通路等 ⁽⁵⁾	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設 ⁽⁵⁾	—
	非常用電源設備 ⁽⁵⁾	—
	通信連絡設備 ⁽⁵⁾	—
その他許可で求める仕様	[99-F1] 第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G程度に対しても弾性範囲にとどまる設計としている。	
添付図	図へー1-1、図へー1-2、図へー1-3、図へー1-5、図へー1-6、図へー2-1、図へー3-2～図へー3-4	

- (1) 粉末保管容器（保管容器F型）1個あたりの最大取扱量はである。
- (2) 図へー2-1に示すとおり、には、粉末輸送容器又は粉末・ペレット貯蔵容器I型（以下「粉末輸送容器等」という。）を搬出入するための扉（以下「建物外扉」という。）を設置している。この建物外扉に接するように輸送容器搬送コンベア No. 2-2 を設置し、輸送容器搬送コンベア No. 2-2 を囲むようにしてコンベアカバーNo. 2 を設置している。このコンベアカバーNo. 2 には、作業者が出入りするための扉（以下「出入り扉」という。）及び粉末輸送容器等を搬出入するためのシャッター（以下「シャッター」という。）を設置している。粉末輸送容器等を周辺監視区域からに搬入する場合、コンベアカバ

ーNo. 2 の出入り扉及びシャッターが閉鎖された状態で建物外扉を開放し、輸送容器搬送コンベア No. 2-2 上に粉末輸送容器等を搬送した後、建物外扉を閉鎖する。次に、コンベアカバーNo. 2 のシャッターを開放し、輸送容器搬送コンベア No. 2-2 上から輸送容器搬送コンベア No. 2-1 上に粉末輸送容器等を搬送した後、コンベアカバーNo. 2 のシャッターを閉鎖する。粉末輸送容器等を~~XXXXXXXXXX~~から周辺監視区域に搬出する場合は、搬入時の逆の順序となる。建物外扉付近（1箇所）及びコンベアカバーNo. 2 の出入り扉付近（1箇所）に設置している「開放厳禁」の表示灯の点灯状況により作業者に注意を促しながら、建物外扉とコンベアカバーNo. 2 の出入り扉を同時開放しない、かつ、建物外扉とコンベアカバーNo. 2 のシャッターを同時開放しない管理を行う。

- (3) 第2加工棟 ~~XXXXXXXXXX~~に設置する輸送容器搬送コンベア No. 2-1 と輸送容器搬送コンベア No. 2-2 での取扱いの合計を制限する。
- (4) 粉末保管容器（保管容器F型）の構造（水が容易に侵入しない水密構造としていること、パッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する構造としていること）については、保管容器F型及び保管容器F型（中性子吸収板I型内蔵型）において適合性を確認する。
- (5) 当該技術基準に基づく仕様は、建物又は他の施設と設計を取り合うものを含む。それらの仕様を「ハ. 成型施設 追第4次 表ハ-2-1 第2加工棟 仕様」、「ト. 放射性廃棄物の廃棄施設」、「チ. 放射線管理施設」、「リ. その他の加工施設」に示す。

先行申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様を一重下線で示す。

先行申請からの追加記載分を二重下線で示す。